

令和6年定例会  
教育民生常任委員会 年間白書

令和7年4月

四日市市議会

## 目次

1. 委員会の活動報告	P 1 ~ P 2
2. 委員会の構成	P 3
3. 委員会開催状況	P 4 ~ P 28
4. 委員長報告等	P 29 ~ P 168
5. 所管事務調査報告書	P 169 ~ P 249
6. 行政視察報告書	P 250 ~ P 271
7. 議会報告会の概要	P 272 ~ P 282
8. ワイ!ワイ!GIKAI の概要	P 283 ~ P 286
9. 高校生議会意見書	P 287 ~ P 294

# 1. 委員会の活動報告

## 1. 議案審査・協議事項

### <議案審査>

- ・ 6月定例会議会付託議案（令和6年6月20日）
- ・ 8月定例会議会付託議案（令和6年8月30日～9月4日）
- ・ 11月定例会議会付託議案（令和6年12月13日、14日）
- ・ 2月定例会議会付託議案（令和7年2月28日3月3日～3月5日）

### <協議会>

- ・ 待機児童対策等について（令和6年6月20日）
- ・ 「四日市市こども計画」の策定について（令和6年9月2日）
- ・ 令和5年度本市におけるいじめ・不登校の状況報告について（令和6年9月4日）
- ・ 四日市市こども計画（素案）」について（令和6年12月13日）
- ・ (仮称)大矢知こども園、(仮称)下野こども園基本計画(素案)及び土地開発基金による用地取得について（令和7年3月4日）
- ・ 障害福祉施設再整備事業進捗状況報告（令和7年3月5日）

### <委員会年間テーマ>

- ・ 就学前の子どもたちのありようについて

## 2. 休会中の所管事務調査

- ・ 就学前の子どもたちのありようについて（令和6年7月22日）
- ・ 子どもの居場所づくりについて（令和6年10月28日）
- ・ 保育園・幼稚園・認定こども園の給食について（令和7年1月27日）
- ・ 私立幼稚園について（令和7年4月14日）

## 3. 行政視察

（令和7年1月29日～31日）

- ・ 待機児童対策、保育士確保の取組について（広島県福山市）
- ・ 学校施設を活用した放課後児童クラブの整備と人材確保について（岡山県岡山市）
- ・ 待機児童対策、保育士確保の取組について（兵庫県明石市）

## 4. 議会報告会

- ・ 令和6年10月22日 4 常任委員会合同 <場所>総合会館 <参加者>17人
- ・ 令和7年 3月27日 4 常任委員会合同 <場所>総合会館 <参加者>14人
- ・ 令和7年 3月29日 4 常任委員会合同 <場所>あさけプラザ <参加者>4人

## 5. ワイ！ワイ！GIKAI

(令和6年11月25日) <場所>中部中学校 <参加者>中学3年生

## 6. 管内視察

(令和6年6月3日)

- ・四日市市立中央小学校
- ・社会福祉法人宏育会よっかいちひばり認定こども園・四日市市学校給食センター
- ・共栄作業所、たんぽぽ、障害者体育センター

## 2. 委員会の構成

委員長 森川 慎

副委員長 水谷 一未

委員 今村 厚美

加納 康樹

笹井 絹予

谷口 周司

早川 新平

村上 暁

山口 智也

### 3. 委員会開催状況

## 教育民生常任委員会 事項書

令和6年5月17日(金)  
第2委員会室

1. 委員長の互選について
2. 副委員長の互選について
3. 管内視察について
4. 行政視察について

## 予算常任委員会教育民生分科会 審査順序

令和6年6月6日(木)  
第2委員会室

### ○健康福祉部

(予算常任委員会教育民生分科会)

1. 議案第2号 令和6年度四日市市一般会計補正予算(第2号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第3款 民生費

第1項 社会福祉費

…補正予算書 P16～

<会議用システム内のフォルダ>

03\_6月定例会議会 — 05\_教育民生常任委員会  
— 01\_本会議

# 教育民生常任委員会事項書

令和6年6月17日（月）

第2委員会室

1. 付託予定請願の扱いについて

# 教育民生常任委員会 / 予算常任委員会教育民生分科会 審査順序

令和6年6月20日(木)  
第2委員会室

## ○教育委員会

(教育民生常任委員会)

1. 議案第17号 動産の取得について ー真空冷却機 7台ー …議案書 P55～

## ○こども未来部

(予算常任委員会教育民生分科会)

2. 議案第3号 令和6年度四日市市一般会計補正予算(第3号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第3款 民生費

第1項 社会福祉費

…補正予算書 P22～

第2項 児童福祉費

…補正予算書 P22～

(教育民生常任委員会協議会)

3. 待機児童対策等について

(教育民生常任委員会)

4. 「四日市市こども計画」策定に向けたアンケート調査結果等の報告について(報告)

## ○健康福祉部

(予算常任委員会教育民生分科会)

5. 議案第3号 令和6年度四日市市一般会計補正予算(第3号)

第1条 歳入歳出予算の補正

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

…補正予算書 P24～

(教育民生常任委員会所管事務調査)

6. 四日市市民生委員推薦会報告  
7. 四日市市社会福祉協議会理事会報告

## ○その他

8. 6月定例会議会中の所管事務調査について

9. 8月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて

日時：令和6年10月22日(火)午後6時30分～午後8時30分

場所：総合会館7階 第1研修室

参加議員：議長、副議長、4常任委員会から各4名程度(計18名)

10. 任期中の共通調査テーマについて

- 1 1. 休会中の所管事務調査について  
候補日：(年間議事予定) 令和6年7月22日(月) 午後1時30分～
- 1 2. ワイ!ワイ!GIKAIについて
- 1 3. 行政視察について  
候補日：(年間議事予定) 令和7年1月29日(水)～31日(金)

○ **こども未来部**

(教育民生常任委員会)

- 1 4. 発議第6号 地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書の提出について

○ **健康福祉部**

(教育民生常任委員会)

- 1 5. 発議第7号 聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書の提出について
- 1 6. 請願第1号 加齢性難聴による補聴器購入費の助成を求めることについて
- 1 7. 請願第2号 住民税非課税の高齢者世帯のエアコン購入・設置費用の助成を求めることについて

<会議用システム内のフォルダ>

03\_6月定例会議会 — 05\_教育民生常任委員会  
— 01\_本会議  
— 02\_予算常任委員会

# 教育民生常任委員会 事項書

令和6年7月22日(月)  
第2委員会室 13:30～

## ○こども未来部

(教育民生常任委員会)

1. 就学前の子どもたちのありようについて

## ○その他

2. ワイ！ワイ！GIKAIについて

<会議用システム内のフォルダ>

04\_休会中(7～8月) - 05\_教育民生常任委員会 - 01\_令和6年7月22日

# 教育民生常任委員会／決算・予算常任委員会教育民生分科会 審査順序

令和6年8月30日（金）本会議終了後

## （教育民生常任委員会）

### 1. 付託請願の扱いについて

#### ○こども未来部

##### （決算常任委員会教育民生分科会）

### 2. 議案第21号 令和5年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

#### ○一般会計

##### 歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費（関係部分） …決算書 P132～、実績報告書 P44～

##### 第3款 民生費

第1項 社会福祉費（関係部分） …決算書 P162～、実績報告書 P92～

第2項 児童福祉費（関係部分） …決算書 P166～、実績報告書 P103～

##### 第4款 衛生費

第1項 保健衛生費（関係部分） …決算書 P172～、実績報告書 P120～

##### 第10款 教育費

第1項 教育総務費（関係部分） …決算書 P220～、実績報告書 P220～

第4項 幼稚園費（関係部分） …決算書 P230～、実績報告書 P235～

第5項 社会教育費（関係部分） …決算書 P232～、実績報告書 P236～

## （予算常任委員会教育民生分科会）

### 3. 議案第25号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第4号）

第2条 債務負担行為の補正（関係部分） …補正予算書 P10, 30

## （教育民生常任委員会）

4. 議案第31号 四日市市立幼稚園条例の一部改正について …議案書 P21～

5. 議案第32号 四日市市立こども園条例の一部改正について …議案書 P24～

## （教育民生常任委員会所管事務調査）

6. 四日市市青少年問題協議会報告

7. エスペランス四日市運営協議会報告

## （教育民生常任委員会協議会）

8. 「四日市市こども計画」の策定について

#### ○健康福祉部

##### （決算常任委員会教育民生分科会）

### 9. 議案第21号 令和5年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

#### ○一般会計

##### 歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費（関係部分） …決算書 P132～、実績報告書 P44～

##### 歳出第3款 民生費

第1項	社会福祉費（関係部分）	…決算書 P162～、実績報告書 P92～
第2項	児童福祉費（関係部分）	…決算書 P166～、実績報告書 P103～
第3項	生活保護費	…決算書 P170～、実績報告書 P116～
第4項	災害救助費	…決算書 P172～、実績報告書 P118
第5項	国民健康保険費	…決算書 P172～、実績報告書 P118
第6項	介護保険費	…決算書 P172～、実績報告書 P119
第4款	衛生費	
第1項	保健衛生費（関係部分）	…決算書 P172～、実績報告書 P120～
第3項	保健所費	…決算書 P184～、実績報告書 P142～
第10款	教育費	
第1項	教育総務費（関係部分）	…決算書 P220～、実績報告書 P220～
○国民健康保険特別会計		…決算書 P256～、実績報告書 P256～
○介護保険特別会計		…決算書 P314～、実績報告書 P287～
○後期高齢者医療特別会計		…決算書 P344～、実績報告書 P302～

（予算常任委員会教育民生分科会）

10. 議案第 25 号 令和 6 年度四日市市一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 1 条 歳入歳出予算の補正
- 歳出第 3 款 民生費
- 第 1 項 社会福祉費 …補正予算書 P22～
- 歳出第 4 款 衛生費
- 第 1 項 保健衛生費（関係部分） …補正予算書 P22～
- 第 2 条 債務負担行為の補正（関係部分） …補正予算書 P10, 30
11. 議案第 26 号 令和 6 年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- …補正予算書 P35～

（教育民生常任委員会）

12. 議案第 30 号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について …議案書 P19～
13. 議案第 34 号 工事請負契約の締結について
- （仮称）保健所衛生検査施設新築工事（建築工事）— …議案書 P30～
14. 議案第 35 号 工事請負契約の締結について
- （仮称）保健所衛生検査施設新築工事（建築電気設備）— …議案書 P33～
15. 議案第 36 号 工事請負契約の締結について
- （仮称）保健所衛生検査施設新築工事（建築機械設備）— …議案書 P35～
16. 議案第 44 号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- …議案書 P57～

（教育民生常任委員会所管事務調査）

17. 四日市市民生委員推薦会報告
18. 四日市市社会福祉協議会理事会報告

○教育委員会

（決算常任委員会教育民生分科会）

19. 議案第 21 号 令和 5 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○一般会計

歳出第10款 教育費

- |     |             |                        |
|-----|-------------|------------------------|
| 第1項 | 教育総務費（関係部分） | …決算書 P220～、実績報告書 P220～ |
| 第2項 | 小学校費        | …決算書 P224～、実績報告書 P228～ |
| 第3項 | 中学校費        | …決算書 P228～、実績報告書 P232～ |
| 第4項 | 幼稚園費        | …決算書 P230～、実績報告書 P235～ |
| 第5項 | 社会教育費（関係部分） | …決算書 P232～、実績報告書 P236～ |

（予算常任委員会教育民生分科会）

20. 議案第25号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第4号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第10款 教育費

- |     |       |             |
|-----|-------|-------------|
| 第1項 | 教育総務費 | …補正予算書 P26～ |
| 第2項 | 小学校費  | …補正予算書 P26～ |
| 第3項 | 中学校費  | …補正予算書 P28～ |

第2条 債務負担行為の補正（関係部分）

…補正予算書 P10, 30

（教育民生常任委員会協議会）

21. 令和5年度本市におけるいじめ・不登校の状況報告について

（教育民生常任委員会）

22. 民間プール施設を活用した水泳指導業務委託について（報告）

23. 休日の中学校部活動地域移行について（報告）

24. 株式会社ベネッセコーポレーションとの共同研究「全国学力・学習状況調査と Literas の分析」について（報告）

（教育民生常任委員会）※9月3日 午前10時～

25. 請願第6号 子供の貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について

26. 請願第7号 教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行及び教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について

27. 請願第8号 防災対策の充実を求める意見書の提出について

28. 請願第9号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出について

○その他

29. 8月定例会議会中の所管事務調査について

30. 8月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて

日時：令和6年10月22日（火）午後6時30分～午後8時30分

場所：総合会館7階 第1研修室

参加委員：森川委員長、水谷副委員長、今村委員、笹井委員

31. 休会中の所管事務調査について

年間調査テーマ：就学前の子どもたちのありようについて

候補日：（年間議事予定）令和6年10月28日（月）13時30分～

32. 行政視察について

日程：令和7年1月29日（水）～31日（金）

<会議用システム内のフォルダ>

- 05\_8月定例会議会
- 05\_教育民生常任委員会
- 01\_本会議
- 02\_予算常任委員会
- 03\_決算常任委員会

# 教育民生常任委員会 事項書

令和6年10月28日(月)  
第2委員会室 13:30～

## ○こども未来部、教育委員会 (教育民生常任委員会)

1. 子どもの居場所づくりについて

## ○その他

2. ワイ！ワイ！GIKAIについて

日程：令和6年11月25日(月)

場所：中部中学校(3年生3クラス 110人)

3. 行政視察について

日程：令和7年1月29日(水)～31日(金)

<会議用システム内のフォルダ>

06\_休会中(10～11月) - 05\_教育民生常任委員会 - 01\_令和6年10月28日

# 教育民生常任委員会事項書

令和6年12月5日（木）

第2委員会室

1. 付託予定請願の扱いについて

# 教育民生常任委員会 / 予算常任委員会教育民生分科会 審査順序

令和6年12月13日(金)  
第2委員会室

## ○健康福祉部、こども未来部

(教育民生常任委員会) ※12月13日午前10時～

1. 請願第11号 生活困窮世帯へのエアコン購入・設置費用の助成を求めることについて

## ○健康福祉部

(予算常任委員会教育民生分科会)

2. 議案第51号 令和6年度四日市市一般会計補正予算(第6号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第3款 民生費

第1項 社会福祉費(関係部分)

…補正予算書 P28～

第3項 生活保護費

…補正予算書 P30～

第4項 災害救助費

…補正予算書 P32～

第5項 国民健康保険費

…補正予算書 P32～

第6項 介護保険費

…補正予算書 P32～

第3条 債務負担行為の補正(関係部分)

…補正予算書 P12, 13, 42, 43

3. 議案第52号 令和6年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

…補正予算書 P47～

4. 議案第54号 令和6年度四日市市介護保険特別会計補正予算(第1号)

…補正予算書 P67～

5. 議案第55号 令和6年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

…補正予算書 P87～

(教育民生常任委員会)

6. 議案第60号 四日市市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

…議案書 P5～

(教育民生常任委員会所管事務調査)

7. 四日市市民生委員推薦会報告
8. 四日市市社会福祉協議会理事会報告
9. 四日市市障害者施策推進協議会報告
10. 四日市看護医療大学運営協議会報告

## ○教育委員会

(教育民生常任委員会) ※12月13日 午後1時30分～

11. 請願第12号 小中学校給食の無償化を求めることについて

(予算常任委員会教育民生分科会)

12. 議案第 51 号 令和 6 年度四日市市一般会計補正予算 (第 6 号)  
第 1 条 歳入歳出予算の補正  
歳出第 10 款 教育費  
第 2 項 小学校費 ……補正予算書 P40～  
第 3 項 中学校費 ……補正予算書 P40～  
第 3 条 債務負担行為の補正 (関係部分) ……補正予算書 P12, 13, 42, 43

(教育民生常任委員会)

13. 議案第 72 号 動産の取得について (追認) —小学校教師用指導書 1423 冊—  
……議案書 P43～  
14. 議案第 73 号 動産の取得について (追認) —小学校教師用指導書 1824 冊—  
……議案書 P45～  
15. 議案第 74 号 動産の取得について (追認) —小学校教師用指導書 3623 冊—  
……議案書 P47～  
16. 議案第 75 号 動産の取得について (追認) —小学校教師用指導書 2694 冊—  
……議案書 P49～  
17. 議案第 76 号 動産の取得について (追認) —小学校教師用指導書 820 冊—  
……議案書 P51～

(教育民生常任委員会報告)

18. 博物館プラネタリウム事業の効率化について

○こども未来部

(予算常任委員会教育民生分科会)

19. 議案第 51 号 令和 6 年度四日市市一般会計補正予算 (第 6 号)  
第 1 条 歳入歳出予算の補正  
歳出第 3 款 民生費  
第 1 項 社会福祉費 (関係部分) ……補正予算書 P28～  
第 2 項 児童福祉費 ……補正予算書 P30～  
第 3 条 債務負担行為の補正 (関係部分) ……補正予算書 P12, 13, 42, 43

(教育民生常任委員会)

20. 議案第 61 号 四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について ……議案書 P8～

(教育民生常任委員会協議会)

21. 「四日市市こども計画 (素案)」について

○その他

22. 11 月定例月議会中の所管事務調査について  
23. 中部中学校で開催したワイ！ワイ！GIKAI について  
24. 休会中の所管事務調査について  
候補日：(年間議事予定) 令和 7 年 1 月 27 日 (月) 午後 1 時 30 分～

25. 行政視察について  
日程：令和7年1月29日（水）～31日（金）
26. 2月定例月議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて  
4 常任委員会から各日2名ずつ出席
- ①令和7年3月27日（木）午後6時30分～午後8時30分  
（総合会館7階 第1研修室）
- ②令和7年3月29日（土）午後2時～午後4時  
（あさけプラザ2階 第4、第5展示会議室）

<会議用システム内のフォルダ> 07\_11月定例月議会

- 05\_教育民生常任委員会
- 02\_予算常任委員会
- 01\_本会議

# 教育民生常任委員会 事項書

令和7年1月27日(月)  
第2委員会室 13:30～

## ○こども未来部

(教育民生常任委員会)

1. 保育園・幼稚園・認定こども園の給食について

## ○その他

2. 中部中学校で開催したワイ！ワイ！GIKAIの意見整理について

3. 行政視察について

日程：令和7年1月29日(水)～31日(金)

<会議用システム内のフォルダ>

08\_休会中(12～2月) > 05\_教育民生常任委員会 > 01\_令和7年1月27日

## 予算常任委員会教育民生分科会 審査順序

令和7年2月12日(水)

第2委員会室

### ○教育委員会

(予算常任委員会教育民生分科会)

#### 1. 議案第87号 令和6年度四日市市一般会計補正予算(第8号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第10款 教育費

第1項 教育総務費(関係部分)

…補正予算書 P18～

### ○こども未来部

(予算常任委員会教育民生分科会)

#### 2. 議案第87号 令和6年度四日市市一般会計補正予算(第8号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第3款 民生費

第1項 社会福祉費(関係部分)

…補正予算書 P16～

第2項 児童福祉費

…補正予算書 P16～

第2条 繰越明許費の補正(関係部分)

…補正予算書 P10

### ○健康福祉部

(予算常任委員会教育民生分科会)

#### 3. 議案第87号 令和6年度四日市市一般会計補正予算(第8号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第3款 民生費

第1項 社会福祉費(関係部分)

…補正予算書 P16～

第2条 繰越明許費の補正(関係部分)

…補正予算書 P10

# 教育民生常任委員会事項書

令和7年2月20日（木）

第2委員会室

1. 審査期限の延期となった請願第12号の扱いについて

# 教育民生常任委員会／予算常任委員会教育民生分科会 審査順序

令和7年2月28日(金)  
第2委員会室

## ○教育委員会

(教育民生常任委員会) ※2月28日 午後1時30分～

1. 請願第12号 小中学校給食の無償化を求めることについて

(予算常任委員会教育民生分科会)

2. 議案第88号 令和7年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第10款 教育費

第1項 教育総務費 (関係部分)

…予算書 P244～

第2項 小学校費

…予算書 P254～

第3項 中学校費

…予算書 P258～

第4項 幼稚園費 (関係部分)

…予算書 P262～

第5項 社会教育費 (関係部分)

…予算書 P264～

第2条 債務負担行為 (関係部分)

…予算書 P16～、P279～

3. 議案第137号 令和6年度四日市市一般会計補正予算 (第9号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第10款 教育費

第1項 教育総務費 (関係部分)

…補正予算書(2) P62～

第2項 小学校費

…補正予算書(2) P64～

第3項 中学校費

…補正予算書(2) P66～

第5項 社会教育費 (関係部分)

…補正予算書(2) P68～

第2条 繰越明許費の補正 (関係部分)

…補正予算書(2) P12～

4. 議案第147号 令和7年度四日市市一般会計補正予算 (第1号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第10款 教育費

第1項 教育総務費

…補正予算書(3) P20～

(教育民生常任委員会)

5. 議案第127号 工事請負契約の締結について

～川島小学校南校舎長寿命化改修ほか工事 (2期工事) ～ …議案書 P218～

6. 議案第128号 工事請負契約の締結について

～県小学校南校舎長寿命化改修工事 (1期工事) ～ …議案書 P221～

7. 議案第129号 工事請負契約の締結について

～羽津北小学校南校舎長寿命化改修工事 (1期工事) ～ …議案書 P224～

8. 議案第130号 工事請負契約の締結について

～三重北小学校教室棟長寿命化改修工事 (1期工事) ～ …議案書 P227～

9. 議案第131号 工事請負契約の締結について

～桜中学校管理教室棟長寿命化改修工事 (1期工事) ～ …議案書 P230～

10. 議案第132号 工事請負契約の締結について

～楠中学校管理教室棟大規模改修工事 (1期工事) ～ …議案書 P233～

- 11. 議案第 133 号 動産の取得について  
～中学校教師用指導書 543 冊～ …議案書 P236～
- 12. 議案第 134 号 動産の取得について  
～中学校教師用指導書 393 冊～ …議案書 P238～
- 13. 議案第 135 号 動産の取得について  
～移動図書館車 1 台～ …議案書 P240～

(教育民生常任委員会報告)

- 14. 四日市市学校規模等適正化事業について
- 15. 四日市市学校教育情報化推進指針について
- 16. 民間プール施設を活用した水泳指導業務委託について

○こども未来部

(予算常任委員会教育民生分科会)

- 17. 議案第 88 号 令和 7 年度四日市市一般会計予算
  - 第 1 条 歳入歳出予算
    - 歳出第 3 款 民生費
      - 第 1 項 社会福祉費 (関係部分) …予算書 P142～
      - 第 2 項 児童福祉費 (関係部分) …予算書 P154～
    - 第 4 款 衛生費
      - 第 1 項 保健衛生費 (関係部分) …予算書 P170～
    - 第 10 款 教育費
      - 第 1 項 教育総務費 (関係部分) …予算書 P244～
      - 第 4 項 幼稚園費 (関係部分) …予算書 P262～
      - 第 5 項 社会教育費 (関係部分) …予算書 P264～
  - 第 2 条 債務負担行為 (関係部分) …予算書 P16～、P279～
- 18. 議案第 137 号 令和 6 年度四日市市一般会計補正予算 (第 9 号)
  - 第 1 条 歳入歳出予算の補正
    - 歳出第 3 款 民生費
      - 第 1 項 社会福祉費 (関係部分) …補正予算書 (2) P44～
      - 第 2 項 児童福祉費 …補正予算書 (2) P46～
    - 第 4 款 衛生費
      - 第 1 項 保健衛生費 (関係部分) …補正予算書 (2) P50～
    - 歳出第 10 款 教育費
      - 第 4 項 幼稚園費 …補正予算書 (2) P66～
  - 第 2 条 繰越明許費の補正 (関係部分) …補正予算書 (2) P12～
  - 第 3 条 債務負担行為の補正 …補正予算書 (2) P14

(教育民生常任委員会)

- 19. 議案第 111 号 四日市市こどもまんなか基金条例の制定について …議案書 P111～
- 20. 議案第 112 号 四日市市立幼稚園条例の一部改正について …議案書 P113～
- 21. 議案第 113 号 四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部改正について …議案書 P115～

22. 議案第 114 号 四日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について …議案書 P122～

(教育民生常任委員会所管事務調査)

23. 四日市市青少年問題協議会報告  
24. エスペランス四日市運営協議会報告

(教育民生常任委員会協議会)

25. (仮称) 大矢知こども園、(仮称) 下野こども園基本計画(素案)及び土地開発基金による用地取得について

(教育民生常任委員会報告)

26. 「四日市市こども計画(最終案)」について

○健康福祉部

(予算常任委員会教育民生分科会)

27. 議案第 88 号 令和 7 年度四日市市一般会計予算  
第 1 条 歳入歳出予算  
歳出第 3 款 民生費  
第 1 項 社会福祉費(関係部分) …予算書 P142～  
第 2 項 児童福祉費(関係部分) …予算書 P154～  
第 3 項 生活保護費 …予算書 P166～  
第 4 項 災害救助費 …予算書 P168～  
第 5 項 国民健康保険費 …予算書 P168～  
第 6 項 介護保険費 …予算書 P170～  
第 4 款 衛生費  
第 1 項 保健衛生費(関係部分) …予算書 P170～  
第 3 項 保健所費 …予算書 P186～  
第 10 款 教育費  
第 1 項 教育総務費(関係部分) …予算書 P244～  
第 2 条 債務負担行為(関係部分) …予算書 P16～、P279～
28. 議案第 90 号 令和 7 年度四日市市国民健康保険特別会計予算 …予算書(特別会計・財産区) P33～
29. 議案第 93 号 令和 7 年度四日市市介護保険特別会計予算 …予算書(特別会計・財産区) P117～
30. 議案第 94 号 令和 7 年度四日市市後期高齢者医療特別会計予算 …予算書(特別会計・財産区) P171～
31. 議案第 137 号 令和 6 年度四日市市一般会計補正予算(第 9 号)  
第 1 条 歳入歳出予算の補正  
歳出第 3 款 民生費  
第 1 項 社会福祉費(関係部分) …補正予算書(2) P44～  
第 5 項 国民健康保険費 …補正予算書(2) P48～  
第 4 款 衛生費  
第 1 項 保健衛生費(関係部分) …補正予算書(2) P50～

- 第3項 保健所費 ……補正予算書(2)P52～
- 第2条 繰越明許費の補正(関係部分) ……補正予算書(2)P12～
32. 議案第139号 令和6年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第3号) ……補正予算書(2)P93～
33. 議案第142号 令和6年度四日市市介護保険特別会計補正予算(第3号) ……補正予算書(2)P141～
34. 議案第143号 令和6年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号) ……補正予算書(2)P155～
35. 議案第147号 令和7年度四日市市一般会計補正予算(第1号)  
第1条 歳入歳出予算の補正  
歳出第3款 民生費  
第5項 国民健康保険費 ……補正予算書(3)P18～
36. 議案第148号 令和7年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) ……補正予算書(3)P25～

(教育民生常任委員会)

37. 議案第108号 四日市市指定地域密着型サービスの基準を定める条例の一部改正  
について ……議案書 P103～
38. 議案第109号 四日市市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介  
護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関  
する基準を定める条例の一部改正について ……議案書 P105～
39. 議案第110号 四日市市地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定  
める条例の一部改正について ……議案書 P107～
40. 議案第149号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について  
……議案書(2月27日上程分) P4～

(教育民生常任委員会所管事務調査)

41. 四日市市民生委員推薦会報告

(教育民生常任委員会協議会)

42. 障害福祉施設再整備事業進捗状況報告

○その他

(教育民生常任委員会所管事務調査)

43. 令和6年度人権施策推進懇話会報告及び令和6年度同和行政推進審議会報告
44. 2月定例会議会中の所管事務調査について

(教育民生常任委員会)

45. 2月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて  
①日時：令和7年3月27日(木) 午後6時30分から午後8時30分まで  
場所：総合会館7階 第1研修室  
出席議員：教民委からは、早川委員、水谷副委員長(計9名)  
シティ・ミーティングテーマ：四日市市政全般について

②日時：令和7年3月29日（土） 午後2時から午後4時まで  
場所：あさけプラザ2階 第4、第5展示会議室  
出席議員：教民委からは、谷口委員、森川委員長（計9名）  
シテイ・ミーティングテーマ：四日市市政全般について

46. 休会中の所管事務調査について

日程（案）：令和7年4月14日（月）午後1時30分（年間予定より）  
令和7年4月21日（月）午後1時30分（年間予定より）

47. 4 常任委員会報告会について

日程：令和7年4月23日（水）午後1時30分～

48. 年間白書の作成について

49. 高校生議会からの意見書について

50. 教育民生常任委員会行政視察報告について

<会議用システム内のフォルダ>

09\_2月定例会議会 — 05\_教育民生常任委員会  
— 01\_本会議  
— 02\_予算常任委員会

# 教育民生常任委員会 事項書

令和7年4月14日(月)  
第2委員会室 11:00～

## ○教育委員会

(教育民生常任委員会)

1. 請願第12号 小中学校給食の無償化を求めることについて

## ○こども未来部

(教育民生常任委員会所管事務調査)

2. 私立幼稚園について

## ○その他

3. 4 常任委員会報告会について

日時：4月23日(水) 13:30 から

4. 令和6年定例会 教育民生常任委員会 年間白書について

<会議用システム内のフォルダ>

10\_休会中(3月～5月) -05\_教育民生常任委員会

#### 4. 委員長報告等

## 教育民生常任委員会委員長報告（令和6年6月定例会月議会）

教育民生常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第17号 動産の取得につきましては、真空冷却機7台を取得しようとするものであります。

委員からは、真空冷却機の設置により見込まれる効果を確認する質疑があり、理事者からは、給食調理中の冷却に係る手間と時間が短縮されることに加え、導入する機器が大きいことから、加熱後の食材をざるに入れたまま真空冷却機に入れられるため、作業効率と食品衛生の面で改善が見込まれるとの答弁がありました。

これを受けて、委員からは、早急にすべての小学校に導入すべきではないかとの質疑があり、理事者からは、導入には工事が必要であり、年間10台が限度と考えている。順次、設置を進め、令和9年度にはすべての小学校への設置が完了する予定であるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、入札金額に差があるが、必要な機器は確保できるのかとの質疑があり、理事者からは、工事も含めて仕様書に基づいた機器の設置ができるため、特段問題ないとの答弁がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました議案については、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外に、四日市市民生委員推薦会、及び、四日市市社会福祉協議会理事会について所管事務調査を実施したことを申し添えます。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

【 請願（審査の経過と結果） 】

教育民生常任委員会に付託されました請願につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託された請願につきましては、請願者及び紹介議員から請願趣旨説明の申し出はなく、委員から説明を求める意見もありませんでした。

請願第1号 加齢性難聴による補聴器購入費の助成を求めることにつきましては、別段の質疑はありませんでした。

次に、討論におきまして、委員からは、請願趣旨の全てを否定するものではないが、購入費用助成の対象を補聴器に限定しており、軟骨伝導などより幅広い選択ができる環境整備が求められると考えるため、本請願の採択に反対するとの意見がありました。

また、他の委員からは、補聴器購入費用の助成は他の自治体でも進んでおり、まずはスタート地点として他の聴覚補助機器の購入費用の助成につながる可能性も含めて重要であると考え、本請願の採択に賛成するとの意見がありました。

以上の経過の後、当委員会において採決を行ったところ、請願第1号につきましては、可否同数であったため、委員長の裁決により採択すべきものと決した次第であります。

請願第2号 住民税非課税の高齢者世帯のエアコン購入・設置費用の助成を求めることにつきましては、別段の質疑はありませんでした。

次に、討論におきまして、委員からは、請願趣旨の全てを否定するものではないが、請願事項に住民税非課税世帯の高齢者世帯との記載があり、購入設置費用助成について検討するに当たっては経済的に困窮している障害者、独り親世帯なども含めて検討すべきと考えるため、本請願の採択に反対するとの意見がありました。

また、他の委員からは、高齢者の熱中症による死亡リスクは非常に高く、住民税非課税の高齢者世帯への助成を入りにエアコン購入設置費用助成を開始し、非常に暑い夏に高齢者の命を守ることが喫緊の課題であると考えため、本請願の採択に賛成するとの意見がありました。

以上の経過の後、当委員会において採決を行ったところ、請願第2号につきましては、賛成少数で不採択とすべきものと決した次第であります。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

## 教育民生常任委員会委員長報告（令和6年6月定例月議会）

### （発議第6号、発議第7号）

教育民生常任委員会に付託されました発議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

発議第6号 地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書の提出につきましては、令和7年度に法制度化し、令和8年度に全自治体で実施すべく、令和5年度から各地で試行的な事業が行われている「こども誰でも通園制度」について、地域の実情に合わせた速やかな制度の導入に加え、育児と多様な働き方やライフスタイルの両立の推進のために、受け入れ先の体制、利用時間、医療的ケア児、障害児の受け入れ、制度設計について政府に対して具体的な取組を求めるものであります。

委員からは、制度の利用には事前に登録が必要なのかとの質疑があり、理事者からは、試行的事業を行っている自治体では事前に利用登録が必要だが、制度としては、保護者のニーズに合わせ、自治体の枠を超えて広域で預けるなど、柔軟な形での運用を最終的には目指しているものと理解しているとの答弁がありました。

これを受けて、委員からは、本制度により障害児、医療的ケア児を各園で受け入れる体制は整っているのかとの質疑があり、理事者からは、例えば、医療的ケア児を受け入れる

ためには看護師の配置が必要となり、現時点では本市全ての園で受け入れる体制は整っていないとの答弁がありました。

これを受けて、委員からは、特に、障害児、医療的ケア児の受け入れは、事前に子供の状態について受け入れ先との詳細な打ち合わせが必要だが、保護者が預けたいときに預けられるという本制度の運用は実際に可能なのかとの質疑があり、理事者からは、試行的事業では、事前の利用登録に加え、子供の配慮すべき事項について園が十分に把握した上で、受け入れの可否を判断して初めて利用予約ができるという運用であり、急な受け入れは難しいと考えるとの答弁がありました。また、発議者からは、医療的ケア児、障害児が通園する権利を保障するという考え方を持って、時間をかけてでも国、自治体が工夫して体制を整えることが重要であるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、市内の児童発達支援事業所では定員に余裕があり、障害児の受け入れを担うことができ、受け入れの調整には医療専門指導員が関わることもできるとの意見がありました。

次に、討論におきまして、委員からは、理念自体は素晴らしいが、日本では保育士一人当たりが担う園児数が諸外国に比べて多く、この制度の導入により現場の負担がさらに大きくなること、また、小さな子供が不慣れな環境に置かれることでストレスがかかることを懸念するため、意見書の提出に反対するとの意見がありました。

他の委員からは、この制度は国において子ども子育て政策

の抜本的強化を検討する中で創設されようとしているものであり、保育士確保の課題はあるものの、こども基本法の全ての子供の権利を守るという理念を反映する意味でも極めて重要な取組になることから、この事業が全国で確実に実施されていくために、国の制度拡充を求めるこの意見書の提出に賛成するとの意見がありました。

また、他の委員からは、令和8年度には全国で開始する制度で、本市だけ実施しないという選択肢はない中で、子供を預けることを強制するのではなく、保護者が預けたいときに預けられる環境を整えるものであり、保育士不足により受け入れ体制が整っていないという本市の課題を解決すべく国に施策を講じることを求める意見書であるため、意見書の提出に賛成するとの意見がありました。

また、他の委員からは、本市では保育士不足ばかりに目が行きがちだが、全国的には保育所の閉鎖も出ている時代であり、本市でも、10年先を考えると保育所、保育士が余る時代も来るだろうと考える。一時的に負荷が高くなる可能性もあるが、本市がこの制度を確実に導入していくために政府に対して意見書を提出することは重要だと考えるため、意見書の提出に賛成するとの意見がありました。

また、他の委員からは、近年、子供をどう育てていいのか分からない保護者もいる中で、一時預かりを利用することで虐待防止にもつながると考える。また、障害児、医療的ケア児の受け入れに関する課題は今後増えると考えますが、その課題に対して事業者との連携などについて今後検討する時間

もあると考えるため、意見書の提出に賛成するとの意見がありました。

以上の経過の後、当委員会において採決を行ったところ、発議第6号については、賛成多数により可決すべきものと決しました。

次に、発議第7号 聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書の提出につきましては、近年、「軟骨伝導」等の新しい技術を用いたイヤホンが開発され、様々な難聴者に適用できる聴覚補助機器等の選択肢が整った今、政府に対して、我が国のさらなる高齢化の進展を踏まえて、認知症の予防と共に、高齢者の積極的な社会参画を実現するために、聴覚補助機器等の積極的な活用を促進する取組を強く求めるものであります。

委員からは、軟骨伝導イヤホンについて、メリット、聞こえやすさ、価格を確認する質疑があり、発議者からは、これまでの骨伝導では得られなかったステレオ感が得られ、音漏れの課題が解消されたことに加え、気導を妨げないため外の音を直接聞きながら使用できるメリットがある。実際に使用してみると思いのほか聞こえることが実感できた。また、価格は集音機も含めて2万円台であるとの答弁がありました。

また、委員からは、この意見書は補聴器と軟骨伝導イヤホンのいずれかを勧めるものではなくより自分に合うものを選択できることを求めるものという理解でよいかとの質疑

があり、発議者からは、そのとおりであるとの答弁がありました。

また、委員からは、意見書には補聴機器を積極的に活用する環境整備とあるが、これには購入費用の助成制度の構築も含むのかとの質疑があり、発議者からは、国に対する意見書であり補助制度は各自治体での判断があるためこの書き方になっているが、補助制度の構築も含意しているとの答弁がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました発議第7号については、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

## 予算常任委員会教育民生分科会長報告（令和6年6月定例月議会）

教育民生分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

### 議案第3号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第3号）について

#### 【こども未来部・経過】

##### 第1条 歳入歳出予算の補正

##### ＜歳出第3款民生費 第1項社会福祉費＞

##### 保健福祉総合システム運営費について

別段の質疑、及び意見はなかった。

##### ＜歳出第3款民生費 第2項児童福祉費＞

##### 児童手当・児童手当給付事務費について

Q. 児童手当制度について変更点が多いため、図を用いて年齢別に分けて示すなど、市民にわかりやすく周知するための工夫が必要ではないか。

A. 年齢拡大対象者には送付する申請勸奨案内に、また、現受給者には周知のために送付する圧着式はがきに、多くの情報をわかりやすく記載したい。併せて、広報よっかいち、市ホームページでもわかりやすい周知に努めたい。

（意見）経済的事情で子供を産みたくても産めない人が多い中、今回の国の経済的な支援の強化の意義は大きいと考えるため、対象者だけでなく幅広い市民に対して周知してほしい。

Q. 拡大対象者への申請勸奨と受付はどのように行うのか。

A. 拡大対象者となる高校生年代の保護者に対して案内と申請用紙を送付し、返信用封筒で返送してもらう予定である。

Q. インターネット上で申請を受け付けることはできないのか。

A. マイナンバーカードを用いた申請も可能だが、まずは書面での案内と申請受付を考えている。

##### 児童扶養手当について

Q. 初回の支給時期はいつになるのか。

A. 隔月で支給しており、11月、12月分として1月が改正後最初の支給月になる。

Q. 今回の改正の趣旨が伝わるよう、幅広く周知すべきと考えるがどうか。

A. 受給している人、独り親家庭の人への周知として、広報よっかいち、市ホームページで分かりやすい内容で行いたい。

##### 子ども食堂等支援事業費補助金について

Q. 既に交付決定している団体以外に、新たに申請する団体も申し込みを受け付けてもらえるのか。

- A. 今回の補正予算は、新たに申請する団体に補助を受けてもらうためのものである。
- Q. 現在の申し込み状況を確認したい。また、これから申し込む可能性がある団体はどれくらいあるのか。
- A. 現在、21 団体に交付決定している。また、相談を受けている団体のうち、数団体は具体的な内容まで相談が進んでいる。
- Q. 今回の補正予算で補助できる団体数は、どの程度見込んでいるのか。
- A. 現在、具体的な内容まで相談が進んでいる団体に加えて、さらにこれから始めたいという団体についても、何団体かの補助は賄える程度の金額を計上している。

## 【健康福祉部・経過】

### 第1条 歳入歳出予算の補正

#### ＜歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費＞

#### 高齢者新型コロナワクチン事業費について

- Q. ワクチン接種費用の自己負担金割合について、国から算出方法の考え方は示されたのか。
- A. 国の自治体説明会資料において自己負担額の考え方が示されており、それを踏まえて各市で判断している。
- Q. 全国的には同じような自己負担になると考えてよいか。
- A. 県内の状況については確認しており、3500 円の負担を検討している市もあるが、北勢地域では3町を含めて、ほぼ本市と同様の自己負担額が想定されている。
- Q. 予算の積算根拠を確認したい。
- A. 接種見込者数をもとに算出したワクチン接種に係る費用に加え、コールセンターの設置、予診票の発送にかかる費用等も含んで積算している。
- Q. 必要な人に伝わるよう周知を行うべきと考えるがどうか。
- A. 高齢者等の新型コロナワクチン接種については、今年の4月から予防接種法に基づく高齢者のインフルエンザと同様の定期予防接種に位置付けが変わったため、行政からの積極的な接種勧奨は必要なく、個人の判断で接種を行うものとなった。今後は、広報よっかいちや市ホームページでの周知のほか、対象となる障害を有する人などには接種勧奨を行う予定である。また、インフルエンザワクチンと同時期接種となるため、医師からもワクチン接種を勧めていただける場合があると考えている。

## 【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会において審査すべきとした項目はありませんでした。

これをもちまして、教育民生分科会の審査報告といたします。

## 教育民生常任委員会委員長報告（令和6年8月定例会月議会）

教育民生常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第30号四日市市国民健康保険条例の一部改正について、委員からは、マイナ保険証を所持していない国民健康保険加入者への対応について確認する質疑があり、理事者からは、マイナ保険証を持っていない人には現在の保険証に替わる資格確認書を送付するため特に心配はないとの答弁がありました。

また、委員からは、従来の国民健康保険証は廃止になる日を過ぎても、期限内であれば使用できるのかとの質疑があり、理事者からは、国民健康保険証に記載の期限内であれば使用できるとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、マイナ保険証についてだけでなく、資格確認書についても周知すべきではないか質疑があり、理事者からは、様々な機会を通じて周知に努めたいとの答弁がありました。

議案第31号四日市市立幼稚園条例の一部改正について、委員からは、新しく公立の幼稚園型認定こども園になる6園の定員はどのように決めているのかとの質疑があり、理事者からは、本市全体の4歳児、5歳児の人口と、公立の教育認定の園児数の割合の過去5年間の推移を分析し、令和7年度の推計人口と、地区ごとの事情を加味して定員を設定してい

る。また、3歳児については、4歳児、5歳児の推計を参考に設定しているとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、教育認定の3歳児保育を求める市民の声は確認したが、実際の入園児数については引き続き検証が必要であり、ニーズがない場合は、限られた施設や人員を、0歳児から2歳児の保育などの待機児童対策のために充当することも検討すべきと考えるがどうかとの質疑があり、理事者からは、認定こども園整備推進計画において、幼稚園型認定こども園に移行した後でも、園児数が少ない場合は閉園の対象となる場合があることを記載しており、十分に意識して取り組みたい。閉園を進める場合は、保護者が不安にならないよう、令和12年度からの後期計画の中で見通しを持って進める必要があるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、幼稚園型認定こども園で3歳児から5歳児のみの保育を行う理由を確認する質疑があり、理事者からは、現園舎を活用することから、部屋数が限られていることに加え、園内の設備が4歳児、5歳児向けに造られていることや、0歳児から2歳児の保育に必須となる調理室がないことなどが理由であるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、幼稚園型認定こども園になる6園への人員配置について確認する質疑があり、理事者からは、現在は4歳児、5歳児の混合クラスで運営する最小限の体制で運営しているが、認定こども園移行後は、3歳児と保育認定の園児の受け入れ、午後6時までの保育、土曜日の保育のために職員の増員が必要になる。このことから、今年度は多

くの方に採用内定を行ったところであり、十分に園の運営ができるよう公立の園全体で職員配置を調整していきたいとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、保育士不足の中、そのような配置が可能なのかとの質疑があり、理事者からは、園児数に応じて効率よく運営ができるよう職員を配置したいとの答弁がありました。

また、委員からは、現在公立幼稚園に勤務する職員の働き方が大きく変わるが、職員は対応できるのかとの質疑があり、理事者からは、現場では幼稚園教諭が他の認定こども園を見学して意見交換をしたり、事務処理の様式を整理したりするなど、様々な準備を進めているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、認定こども園へ移行するに当たりハード面の整備は行うのかとの質疑があり、理事者からは、認定こども園移行に向けた改修工事は予定していないが、3歳児と保育認定の園児の受け入れのために必要な備品の購入などを進めている。フェンスの設置など早期に取り組める工事は今年度予算の範囲内で対応し、遊具設置などの大きな工事は今後計画的に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

他の委員からは、アセットマネジメントによる内装改修工事が残っている園があるが、夏休み期間に保育認定の園児を預かる場合、どのように対応するのかとの質疑があり、理事者からは、公立保育園等でも、工事期間中だけ近隣の小中学校に園運営を移転し、その期間で集中的に工事を進めており、

同様の対応ができるよう近隣の小中学校と調整を進めているとの答弁がありました。

議案第 32 号四日市市立こども園条例の一部改正については、別段、質疑及び意見はありませんでした。

議案第 34 号から議案第 36 号までの工事請負契約の締結については、仮称 保健所衛生検査施設新築工事に係る建築工事、建築電気設備工事及び建築機械設備工事を行うものであり、別段、質疑及び意見はありませんでした。

議案第 44 号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議については、別段、質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました 2 議案については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてであります。令和 6 年度第 1 回四日市市青少年問題協議会、令和 6 年度第 1 回エスペランス四日市運営協議会、令和 6 年度第 1 回四日市市民生委員推薦会報告及び令和 6 年度第 3 回、第 4 回四日市市社会福祉協議会理事会報告について調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これを持ちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

【請願（審査の経過と結果）】

教育民生常任委員会に付託されました請願第6号 子供の貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について、ないし請願第9号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出についての4件につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

本請願4件につきましては、請願者から趣旨説明の申出がありました。これに対し、当委員会では、8月30日の委員会において、審査に先立ち、請願者の趣旨説明の機会を設けることを決定いたしました。

請願第6号 子供の貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出につきまして、請願者から次のような請願趣旨の説明がなされました。

教育格差の解消が貧困の連鎖を断ち切るという考えのもと、質の高い教育が全ての子供に行き渡るよう、子供の貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書を提出してほしいとのことでした。

次に、請願者に対する質疑において、委員からは、今回の請願の内容について、PTA活動の中ではどのように取り扱われているのかとの質疑があり、請願者からは、四日市市PTA連絡協議会において、まずは各PTAの会長に対して請願についての説明を行い、賛同を得て提出している。各PTA

の会員には会長から情報共有をしてもらっているとの説明がありました。

これを受けて委員からは、こうした請願の提出の機会に、すべての保護者等に内容を伝える取り組みや、保護者の意見を汲み取って請願の内容をより良くするような取り組みがあっても良いと考えるがどうかとの質疑があり、請願者からは、請願の内容を知らないということがないよう、各単位 P T A への周知に組みたいとの説明がありました。

これを受けて、委員からは、認定こども園においても保護者会ではなく P T A として組織され、四日市市 P T A 連合会に所属することになると思うが、未就学の子どもたちの保護者も多く所属する中で、こうした請願を提出することについても理解が得られるよう連携を図ってほしいとの意見がありました。

また、他の委員からは、教育現場において、貧困状態にある子供が増えたという実感はあるのかとの質疑があり、請願者からは、不登校になった児童生徒が学校に来られない理由として、貧困に関連した事情がある生徒は増えていると感じている。また、問題行動などをしてしまう児童生徒が低年齢化していることから、原因が家庭の経済状況などによるものが多いように感じているとの説明がありました。

以上の経過の後、当委員会において採決を行ったところ、請願第 6 号につきましては、別段異議なく採択すべきものと決した次第であります。

請願第 7 号 教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行及び教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求め

る意見書の提出につきまして、請願者から次のような請願趣旨の説明がなされました。

全国的な教員不足は深刻化しており、子どもたちの教育への影響をはじめ、多くの問題に影響を及ぼすこと、また、教育費への財政支出の充実により、家計の負担軽減を図ることが重要であることから、教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行及び教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を求める意見書を提出してほしいとのことでした。

次に、請願者に対する質疑において、委員からは、教育のICT化に伴う機器の整備費や通信費の保護者負担とあるが具体的にどのようなものかとの質疑があり、請願者からは、本市の小中学校では負担が発生しないよう取り組んでいるが、大きな課題として、高等学校での端末の購入費用が挙げられるとの説明がありました。

委員からは、教員不足により欠員が生じているが、児童生徒にはどのような影響があるのかとの質疑があり、請願者からは、正規の教員が少ないと、授業だけでなく、子どもへの丁寧なアプローチが難しくなり、児童生徒に様々な影響があるとの説明がありました。

委員からは、教職員の確保に焦点が当たっているが、いち早く児童生徒への影響を小さくするためには、本市で行うチーム学校推進事業のように、教職員以外の人材の活用により、教職員が本来の業務に携われる体制の整備を行っていく必要があると考えるがどうかとの質疑があり、請願者からは、様々な職種の人が学校に入って児童生徒のケアを行うことも重要と考えるが、外部人材への接続に要する時間、労力も考えると、教職員の確保と同時並行で進めるべき課題と考えるとの

説明がありました。

委員からは、教員不足に対応するために採用枠を増やすと教員の質の低下を招く恐れがあるとの議論もあるがどのように考えるのかとの質疑があり、請願者からは、教員採用試験の過程で選んで採用することができない以上、一定の質の低下は免れない部分もあると思うが、今後は研修等の人材育成の取組がより重要になると考えるとの説明がありました。

委員からは、特別支援学級の児童生徒にも教職員不足の影響はあるのかとの質疑があり、請願者からは、顕在化も含めて特別な支援を必要とする児童生徒が増えていることもあり、それに対する教職員もこれまでの数では不足する可能性があるとの説明がありました。

次に、理事者への質疑において、委員からは、正規教員の代わりに配置された非常勤講師はクラス担任にはならないが、どのように対応しているのかとの質疑があり、理事者からは、年度途中での産育休や病休をした教員に対する補充は、ほとんどが授業を確保するための非常勤講師の配置により行われ、クラス担任には、教頭も含む他の正規職員が担任業務を行うことになるとの説明がありました。

委員からは、特別支援学級の教員は不足していないかとの質疑があり、理事者からは、不足していないとの説明がありました。

次に、討論におきまして、委員からは、教員不足が喫緊の課題であることは理解しているが、子どもたちへの影響を考えると、より即効性のある取り組みをしていくという観点から、チーム学校の取組をさらに進め、教員免許を持っていない人にも学校で活躍してもらい、教員には教員にしかできない仕

事に専念してもらえらるるようにな組を進める必要があると考え、本請願の採択に反対するとの意見がありました。

また、他の委員からは、OECD加盟国の中でも日本の教育費の財政支出が少ないことが教員不足につながっているのではないかと考えるが、教員が中心となって学校運営をしていくためには、教職員の確保が重要と考えるため、本請願の採択に賛成するとの意見がありました。

また、他の委員からは、人口減少社会において、人員不足による課題は幅広く存在し、教育現場だけに限らないことから、教員の確保だけでなく他の取組も重要になると考え、本請願の採択に反対するとの意見がありました。

以上の経過の後、当委員会において採決を行ったところ、請願第7号につきましては、賛成多数により採択すべきものと決した次第であります。

請願第8号 防災対策の充実を求める意見書の提出につきまして、請願者から次のような請願趣旨の説明がなされました。

国による津波対策のための不適格改築事業の補助要件である津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波防災推進計画の策定は全国的に進んでおらず、新制度の活用が難しいため、補助要件の緩和、補助対象の拡大が求められている。

また、災害発生時の性やプライバシーに関する課題への対応とはじめ、改善すべき課題は山積している。国の責任において、被災者が安心して避難できるよう備えるべきであり、過去の災害に学び、最善の備えを整えていくという考えの下、子どもたちの安全安心の確保のためにも、巨大地震等の災害

を想定した防災対策の充実を求める意見書を提出してほしいとのことでした。

以上の経過の後、当委員会において採決を行ったところ、請願第8号につきましては、別段異議なく採択すべきものと決した次第であります。

請願第9号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出につきまして、請願者から次のような請願趣旨の説明がなされました。

義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請に基づく義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」を図るため、国が責任を持って必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度である。

義務教育の基盤をつくるためには、教職員の確保、適正配置、資質向上及び教育環境整備等諸条件の水準を保障すべきであり、教育現場のICT化の環境整備においても、自治体間の差を生じさせないようにする必要があることから、未来を担う子供たちの「豊かな学び」のため、義務教育費国庫負担制度のさらなる充実について意見書を提出してほしいとのことでした。

次に、討論におきまして、委員からは、義務教育費国庫負担制度は現状である程度充実しており、本市の状況を見れば、一般財源を教育費に多く充てられていると感じているため、制度は現状のままでよいと考え、本請願の採択に反対する、との意見がありました。

また、他の委員からは、国庫負担の割合を引き上げることは現実的には難しいと考えるが、これ以上国庫負担金を削減

すべきではないと考える。その上で、請願趣旨にもあるように、自治体の財政規模等により地域間格差が生じてしまうことも事実であることから、請願趣旨を総合的に判断し本請願の採択に賛成するとの意見がありました。

また、他の委員からは、義務教育に係る地域間格差について本市の現状を見て、本請願はふさわしくないと考えるため請願の採択に反対するとの意見がありました。

以上の経過の後、当委員会において採決を行ったところ、請願第9号につきましては、賛成多数により採択とすべきものと決した次第であります。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

## 予算常任委員会教育民生分科会長報告（令和6年8月定例会議会）

教育民生分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

### 議案第25号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第4号）

#### 【こども未来部・経過】

##### 第2条 債務負担行為の補正

###### ファミリー・サポート・センター事業費について

（意見）ファミリー・サポート・センター事業の委託事業者は、現在、こんにちは赤ちゃん訪問事業の委託事業者と同じである。来年度以降も同じ事業者になるとは限らないが、ブックスタート事業を組み合わせることも一つの手法と考えるため、こうしたことも含めて業者選定に臨んでほしい。

###### こども子育て交流プラザ事業費について

Q. コロナ禍により利用人数が減少してから、令和5年度の利用人数がコロナ禍の前の水準に戻っていないことについてどのようにとらえているのか。

A. 令和5年度は、まだコロナ禍の前と同様にはすべての事業を実施できなかった。令和2年度と比較すると利用人数は約2倍に増えており、今年度以降も伸びていくものと考えている。

Q. どのくらいの利用人数を期待して業者選定を行っていくのか。

A. 4万5000人の来館を目標として見込んでいる。

#### 【健康福祉部・経過】

##### 第1条 歳入歳出予算の補正

###### ◀ 歳出第3款民生費 第1項社会福祉費 ▶

###### 後期高齢者医療特別会計繰出金について

別段の質疑及び意見はなかった。

###### ◀ 歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費 ▶

###### 新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害救済給付金（一般経費）

Q. 市から国へ進達した件数のうちどのくらいが認定されたのか。

A. 市から国へ進達したのは23件であり、うち死亡案件が6件である。23件のうち、国の審査において認定された件数は12件、否認された件数は5件、残りの6件は審査中である。また、国に進達した死亡案件6件のうち、認定された件数は今回の補正予算の1件のみ、否認された件数は2件、審査中は3件である。

Q. ワクチン接種に関しては賛否様々な意見があった中で23件という実績は少ないと感

じるが、市から国へ進達してからどのくらいの期間で認否が決定するのか。

A. 案件により日数は異なるが、1年程度日数を要する案件もある。

Q. 主治医からの意見書等の書類は、市と市民のどちらが医療機関に依頼し、作成してもらうのか。

A. 市民から健康被害の相談があった場合は、市が窓口となり、申請に必要な書類や手続きの案内をしている。国への申請の流れとしては、まず市民が必要な書類を市へ提出し、市はそれを取りまとめ、県を経由し国へ提出している。

Q. 今後、市民からワクチン接種に係る健康被害の相談が増えると考えますが、どのように対応していくのか。

A. 健康被害に関して相談のあった際には丁寧に対応していきたい。

(意見) 市民から相談があった場合にはきめ細かく対応することに加え、国がこのような救済制度を行っており、本市でも健康被害に遭った人がいるということを知りやすく情報発信してほしい。

## 第2条 債務負担行為の補正

### 集団がん検診事業業務委託費について

Q. 決算審査において、個別検診へ移行し、集団検診を整理する方針であることを確認したが、今回の補正予算はこの方針に沿っているのか。

A. 基本的な方針はその方向で考えているが、令和5年度の集団検診の利用者は約1万2000人であり、そのうち70代以上の高齢者も多いため、すぐに集団検診を廃止するのではなく、利用者の推移を分析し、大規模会場などの検討を行いながら徐々に個別検診への移行を進めていきたい。

(意見) 補正予算資料だけ見ても今の内容が読み取れるような資料作りに努めてほしい。

## 【教育委員会・経過】

### 第1条 歳入歳出予算の補正

#### 《歳出第10款 教育費 第1項 教育総務費》

### 学校問題解決のための支援体制構築モデル事業について

Q. 行政型学校ADRとは何か。

A. ADRとは、複雑化して解決できない事案に対して、裁判に至る前の段階で公正中立な立場の委員から解決策を提案することで、お互いに納得がいくような解決を目指すものである。

Q. この概念は今後確立していくものと考えているのか。

A. 東京では、東京弁護士会が主体になって学校問題ADRの取組を実施している。また、今年度新たに始まった文部科学省による専門家と連携した学校問題解決のための支援体制の構築に向けたモデル事業にもかかわるものである。

Q. 本市がこのモデル事業に手を挙げた経緯を確認したい。

A. 複雑化して解決に至らない学校に係る問題が増えている。教員が本来業務に携わる時間を確保する必要がある中で、弁護士がスクールロイヤーとして学校に対する助言

や相談を行っていたが、スクールロイヤーが当事者の間に入ることはできなかった。こうした経緯から三重弁護士会と行政が主導するADRの仕組みを作れないか協議を進めていたところ、国のモデル事業が新規で立ち上がった。そこで、行政型学校ADRの形で国に制度実施を提案したが、国の想定していたスキームと合わなかったことから国と何度も調整を行って今回の体制として採択された。こうした経緯があり、今回の補正予算の提案につながっている。

Q. 他の自治体の採択の状況を確認したい。

A. 9つの市町村、8つの都道府県が採択されおり、近隣では鈴鹿市が採択されている。

Q. 学校だけでは解決が難しい事案についての資料にあったような案件に対して、行政型学校ADRのフローを適用して対応していくことになるが、事案の申し立てに対して、コーディネーターが事務局に助言した後、助言に基づいて、事務局である教育委員会が受理するか否かを判断することになっているが、公平、中立の観点から、教育委員会がここで助言と異なる判断をするようなことがあってはいけないと思うがどのように考えているのか。

A. 学校だけでは解決が難しい事案について、最初に対応するのは学校または教育委員会である。対応が進む中で第三者的な視点を活用するかどうかの判断をするため、最終的な受理の決定は教育委員会だが、コーディネーターの助言を最優先して実施していく仕組みにしたいと考えている。

Q. せっかくこのような制度を構築するのであれば、申し立てのあった事案について、コーディネーターの助言内容や教育委員会での判断について公表することで市民への説明責任を果たすべきではないか。

A. 第三者性を担保して今回の事業を実施するため、指摘の内容の公表ができるかどうかを含めて三重弁護士会と協議を進めながら、公正な仕組みを構築し、市民の理解が得られるようにしたい。

Q. コーディネーターは何名を予定しているのか。

A. 三重弁護士会から3名を予定している。

Q. コーディネーターが恣意的な判断をすることがあってはいけない上、市民にそのような疑念を抱かせてはいけないと考えるがどうか。

A. 児童、生徒のことを第一に考えて、事案の解決に向けて、前向きになるために行政型学校ADRの活用の判断をするが、関係者と協議して判断基準を示せるようにしたい。

Q. 仲裁案を提示した後、当事者がそれを差し戻すことができる仕組みはあるのか。

A. そうしたケースも想定されるため、三重弁護士会と協議に入っている。協議を進め、対応の基準を明確にしたい。

Q. 当事者の一方から第三者を活用する申し立てがあり、もう一方の当事者から第三者を活用してほしくないとの意向が示された場合の対応は考えているのか。

A. そうした場合にも対応できるよう協議の上検討したい。

(意見) 一方から申し立てがあれば第三者活用の検討に入る仕組みにしておいた方が問題解決に向かう可能性があるが、難しい課題であるためよく検討してほしい。

《歳出第 10 款教育費 第 2 項小学校費》

《歳出第 10 款教育費 第 3 項中学校費》

**学校図書館図書整備事業費について**

Q. いただいた寄附を活用した図書購入とのことだが、今回の寄附に対する学校への一律の配当については、寄附者の意向によるものなのか。

A. そのとおりである。

**第 2 条 債務負担行為の補正**

**博物館 LED 照明設備リースについて**

Q. 照明機器に関する技術は日進月歩で、リース期間 10 年と設定するのは、長いように感じるがどうか。

A. LED 機器の寿命が約 4 万時間と言われる中で、1 日 10～11 時間使用することを考えると J I S 規格の交換目安とされる 10 年になることから 10 年と計画している。リース期間中に不具合が生じた場合は、リース元が交換等を行うことになるが、5 年リースとした場合、適正交換時期までの残り 5 年間の維持管理費が自前となる。経費の平準化、業務効率化の観点から 10 年間のリースが適切と考えている。

(意見) メーカーの使用時間や事業者の提案を盲目的に信用するのではなく、技術が進歩して今までよりも消費電力が大幅に減少するなどの変化にも対応できるようにしてほしい。

**議案第 26 号**

**令和 6 年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）**

**【健康福祉部・経過】**

別段の質疑及び意見はなかった。

**【結果】**

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、全体会において審査すべきとした項目はございませんでした。

これをもちまして、教育民生分科会の審査報告といたします。

## 決算常任委員会教育民生分科会長報告（令和6年8月定例会議会）

教育民生分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

### 議案第21号

#### 令和5年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

#### 【こども未来部・経過】

##### ◀ 歳出第1款総務費 第1項総務管理費 ▶

##### 四日市マリッジサポート事業について

Q. 延べ参加者数合計181人の男女別参加回数別の内訳を確認したい。

A. 男性の延べ参加者数は93人であり、そのうち2回参加した人が10人であった。女性の延べ参加者数は88人であり、そのうち2回参加が9人、3回参加が6人、4回参加が1人であった。

Q. 参加者の実数を確認したい。

A. 男性83人、女性64人であり合計147人であった。

Q. 複数回の参加は制限しないのか。

A. 初めて参加する人だけで定員に満たない場合、複数回目の人も参加できる。

Q. 男性は申込者数が多いが、複数回参加できる人がいるのはなぜか。

A. 年齢制限などの条件に一致する人に参加してもらうため、申込者が多くても2回目の方が参加できることがある。

（意見）多くの人から申込があり、その中から参加者を決められるよう幅広く周知してほしい。

Q. 複数回参加した人はアンケートに複数回答しているということでしょうか。

A. そのとおりである。

（意見）それぞれのイベント内容に関するアンケートは一人が複数回答しても良いが、「結婚をいつまでにしたいか」などの統計的な項目に一人が複数回答していると適切な結果が出ないため、アンケートの取り方を工夫すべきである。

Q. 「婚活を始めてどのくらいになるか」という設問に「まだ始めている」と回答している人がいるが、本事業への参加が婚活という捉え方ではないのか。

A. 婚活という言葉に対する意識の違いと考えるが、イベントに参加はするが、自分はまだ婚活をしているとは言えないという参加者の考えが現れている。若い人が自信を持って結婚したいと思えていない実態も事業を通して感じている。結婚に対する希望を持てるような機運の醸成にも取り組める事業にしたい。

Q. 結婚に関する意識調査は、アンケートとは別のものか。

A. イベント開催後のアンケートとは別に、マリッジサポート事業のホームページ上で結婚に関する意識調査を行っている。

Q. 調査結果は事業を評価する上で重要と考えるが、公表できないのか。

- A. マリッジサポート事業の専用ホームページで掲載できないか検討したい。
- (意見) 成立したカップルがイベント後に結婚や出産に至ったかどうかは個人的なことであり、調査することは適切ではなく、この事業が実質的に少子化対策に結び付いたかどうか確認できないことから、行政が行うべき事業なのか疑問である。
- (意見) 35組のカップルが成立したことは評価すべきであり、行政が実施するイベントであることで信頼できるという強みもあると感じる。
- (意見) 事業によって得られたデータを分析し、今後の事業に役立ててほしい。
- (意見) 無記名でも年収や職業、参加者の属性など、踏み込んだデータを収集すればデータ分析時にさらなる有効活用ができるのではないかと考える。
- Q. 市の職員が実際のイベントの様子を見て、参加者が結婚したいという強い思いを持って参加しているように見えるのか。
- A. 令和5年度は、婚活イベントに初めて参加する人が多かったという傾向が見られたことから、イベント後すぐに結婚につながるというものではなく、婚活を始めるきっかけにするためにこのイベントに参加した人が多いと捉えている。
- (意見) 女性の申込者数が少なく、特に「eスポーツ恋活」への女性の申込者は6名しかおらず、このイベントの企画については疑問を感じる。例えば文化会館での催し物の後にイベントを行うなど、参加者が増え、会話が弾むようなイベントの企画をしてほしい。
- Q. 申込者の個人情報の管理はどのように行っているのか。
- A. 各イベント時に委託業者から報告を受ける際は参加者数のみの報告であり、必要以上に個人情報は提供されないよう運営をしている。ただし、事業終了後の報告書には個人情報も含んだ情報が記載されている。
- (意見) 委託業者側、行政側どちらでも適切に個人情報を管理し、漏えいがないよう十分に気を付けてほしい。
- Q. イベントの周知は委託業者に任せているのか、市も協力しているのか。
- A. 市と委託業者の両方が行っている。
- Q. 企業と協力して周知などに取り組んでいる自治体もあるため、こうしたことも参考にしながら積極的に周知を行ってほしいと考えるがどうか。
- A. 全体の申込者数を増やすため、今年度は企業に対しても周知を行っていく。他にもマリッジサポート事業の公式LINEも活用するなど、様々な形で周知を行いたいと考えている。
- Q. 男性は申込者数と参加者数に大きく差があるが、なるべく多くの人が参加できるように出来ないか。
- A. 各回で1対1のトークを実施しており、トークできない時間が発生しないよう、現在は男女同数で定員を設定している。
- Q. 県が行う婚活事業の委託業者と同じ業者に委託しているが、そのことによるメリット、デメリットを確認したい。
- A. 市内だけでなく、県内の情報を広く提供してもらえること、また、本市の事業には応募多数のために参加できなかった人に対して、県の事業を紹介してもらえることなどのメリットを感じている。

(意見) メリットを生かしながらも、イベントの内容まで県と似たものにならないよう、今後、広い視野を持って本市の特徴に合ったイベントの企画に取り組んでほしい。

Q. 秋、冬の時期に開催しているが、春先など季節に合わせた開催はできないのか。

A. 単年度事業であり、年度当初から業者選定をして契約を行い、その後事業者と協議を行うため開催がこのくらいの時期になる。

Q. 春夏の時期に開催することで参加者の伸びも期待できると考えるので、債務負担行為を組んで実施するなど検討できないか。

A. 検討したい。

Q. カップル成立数 35 組という実績をどのように評価しているのか。

A. 県内のイベントでも成立カップル数の増減はあると聞いているが、本市の成立数は多いと聞いている。

Q. 1 回目と 7 回目は開催内容がほぼ同じにもかかわらず成立カップル数が増えているが何か要因はあるのか。

A. 和気あいあいとした雰囲気づくりに取り組んだことや、事前のサポートを手厚く行ったことなど、1 回目の経験を 7 回目に生かしたことが功を奏したのではないかと捉えている。

Q. 結婚祝金の申請件数が当初見込みを下回ったことについてどのように分析しているのか。

A. 申請期間は婚姻届出日から 6 か月以内としているが、対象者が結婚してすぐに申請するのではなく、遅れて申請することが多いため、ずれが生じたことが要因と考えている。

Q. 対象者にはもれなく案内できているのか。

A. 市内で婚姻届を提出した場合には対象者にもれなく案内用紙と申請書を手渡している。また、本市以外の市町村窓口で婚姻届を提出した場合も、ホームページ等で周知している。

### 《 歳出第 3 款民生費 第 1 項社会福祉費 》

別段の質疑、及び意見はなかった。

### 《 歳出第 3 款民生費 第 2 項児童福祉費 》

#### 子ども食堂等支援事業について

Q. 令和 3 年度から継続して実施しているが、本事業の目的を改めて確認したい。

A. 令和 3 年度当時はコロナ禍の中で孤独・孤立対策として開始したが、令和 5 年度には、子どもの居場所事業として、子ども食堂等支援事業費補助金と名称を変更して実施している。

Q. どのようなことを効果としているのか。

A. 市内に子ども食堂を開催する団体が増えたことは効果の一つと考える。令和 5 年度は、子ども食堂などを訪れる保護者や子どもについて何らかの支援が必要と思われる場合には、行政機関など相談窓口への案内を各団体に依頼しており、そうした実績も効果の一つと考える。

(意見) 子ども食堂を開催する団体同士のつながり、子ども食堂と市との連携を密にすることが大切と考える。今年度も団体数が増えているため、横の連携を図り、質の担保につなげるとともに、ネットワークの構築に力を入れてほしい。

Q. 食品を扱うため、申請等を担当する保健所衛生指導課との連携が重要だが、どのような指導が行われているのか。

A. 食品衛生については、申請する各団体に丁寧に説明している。飲食店を経営していない団体が子ども食堂を始める際には業務開始届出書を保健所に提出する必要があるため、漏れがないよう案内している。

(意見) 普段から部署間の連携を密に取ってほしい。

### **児童虐待防止対策事業について**

Q. 支援対象児童見守り強化事業について、令和4年度決算と比較して対象世帯数が増えているが、週1回の見守りは委託先の2団体で行えているのか。

A. 令和4年度と同様の2団体で十分に行えている。

Q. 委託先団体を便宜上A団体、B団体として、それぞれの訪問件数と会えなかった件数を確認したい。

A. A団体は、訪問見守り実施の実績が1290回であり、訪問したが会えなかった回数は113回であった。一方、B団体の訪問見守り実施の実績は970回であり、訪問したが会えなかった回数は20回であった。

Q. 訪問できなかった家庭への対応はどうしているのか。

A. 留守が複数回続く場合にはこども家庭課に連絡があり、ケースワーカーによる訪問、電話連絡などを行ってフォローしている。

Q. ケースワーカーが訪問しても全く会えなかった家庭はあるのか。

A. 全く会えなかった家庭はなかった。

Q. よりきめ細やかな対応を行うため、新たな団体を発掘し、事業を担う団体数を増やすべきではないか。

A. 新たな団体の参入があれば競争原理も働き、結果として支援も充実すると考えるため、今後も新たな団体の発掘に努めたい。

### **放課後児童健全育成事業費補助金について**

Q. 長期休暇中における学童保育ニーズにどのように応えていく考えなのか。

A. 今年度から、長期休暇中に追加で児童を預かった学童保育所への補助制度を新たに設け、実施している。これから実績を分析していくところだが、例年多くある、夏休み中に預けたいという問い合わせが今年度は減っている。

Q. 桑名市では、行政が主導して夏休み限定で、大規模な学童保育所を開設したが、本市では検討しないのか。

A. 桑名市の事例も視察し研究したが、実施場所の確保が難しいことなどから、本市ではそれぞれの学童保育所で枠を増やす方策を選択し、新たな補助事業を実施しており、来年度以降も基本的にはこの方針で取り組みたい。

(意見) 良い事例と考えるため、改めて検討してほしい。

Q. 特に夏休みは暑くて外に出られず、室内の広さも限られる中で、子どもたちにとって良い環境が提供できるよう、学童保育所の夏休みの過ごし方を把握すべきと考えるがどうか。

A. 夏休みになると、普段、放課後の数時間のところが、丸一日学童保育所で過ごすことになる。学童保育所での過ごし方についての報告は求めているが、学校に依頼して視聴覚室等を活用したり、涼しい時間には校庭を使ったり、夏祭りのようなイベントを企画したりして、工夫してもらっている。

(意見) 夏休みは昼食をとる必要があり、学童保育所で注文を取るなど工夫しているが、指導員の負担になっているため、保護者の利便性、指導員の負担軽減のため市としても対策ができないか検討してほしい。また、夏休みに使われない学校のエアコンを活用する意味でも、空き教室の活用についてさらに積極的に取り組み、子どもたちが活発に活動できる環境を整えてほしい。

Q. 余裕教室改修事業補助金が過去3年間活用されなかったことについてどのように捉えているのか。

A. 令和5年度は新たに5クラス開設されており、うち2クラスが余裕教室となっている。実績として挙がっていない理由は、備品購入のみで、補助金を活用せずに自己資金でやりくりしたためである。

Q. その2クラスは本当にこの制度を必要としていなかったのか。

A. 学童の運営委員会とは綿密にコミュニケーションをとっており、補助メニューを十分に案内する中でこのような形となった。

Q. 余裕教室の活用については教育委員会と連携できているのか。

A. 実際に学童運営委員会から活用の希望があった際には、こども未来部と教育委員会、学校が連携し、協議を進めている。

(意見) 遠方の学童保育所に通っている児童もいるため、子どもたちがなるべく近くの学童保育所に通えるよう学校とも協力してほしい。

### **父親の子育てマイスター養成講座について**

Q. 父親の子育てに対する意識の醸成を目的にこの事業を開始して15年が経過するが、現在も父親の子育てに対する意識に課題があり継続しているのか。

A. 最近の父親は一緒に子育てをするという意識が非常に高くなっており、子育てするために知識、スキルを身に付けたいというのが受講の大きな理由の一つである。また、転勤による転入者が多い中でパパ友をつくりたいということも一つの大きな受講理由である。社会情勢等による事業内容の見直しは必要だが、今後も父親の子育ての機運醸成のため継続していきたい。

Q. 「男性保育士直伝！パパ友みんな親子ふれあい遊び」の講座の講師はどのような人か。

A. よっかいち男性保育士会のメンバーとなっている現役保育士である。

Q. 養成講座の内容や講師はどのように決めているのか。

A. マイスターに認定された人の有志で結成されているパパスマイル四日市と市が協議を行い、講座内容や講師について決定している。

Q. 講師の報酬について確認したい。

- A. 講師には基本的に報酬を支払っているが、今回の講師である公立園の保育士個人には支出していない。
- Q. 保育幼稚園課で公立園の保育士が講師になっていることは把握していたのか。
- A. よっかいち男性保育士会に所属する公立園の保育士の中で、マイスターに認定された人が講師を引き受けたことは聞いている。
- Q. 父親の子育てマイスター事業費は講師の報酬の他に何に使われているのか。
- A. よかパパフェスティバルの運営費用や託児の委託料、情報誌の発行などの事業へも支出している。
- (意見) 例えば、マリッジサポート事業の中でマイスターに認定された人に結婚、子育ての良さについて語ってもらうなど、活躍の場をさらに増やしてほしい。

### **塩浜子育て支援センター及び塩浜児童館の三重北勢健康増進センター（管理棟）への移転について**

- Q. 今回の移転によるヘルスプラザの利用者への影響はないのか。
- A. ヘルスプラザと協議しながら計画を進めており、施設の利用状況を聞き取りながら、ヘルスプラザの利用者に不便がないように進めたい。
- Q. ヘルスプラザのプールや軽運動室などの設備を子育て支援に活用することは考えないのか。
- A. 基本的にはヘルスプラザと子育て施設は別施設としての運用を考えているが、同じ建屋で多世代交流などの機会を持てないか今後検討したい。
- Q. 子育て支援センターの園庭になる箇所が駐車場に隣接しているが、安全対策はどうするのか。
- A. 園庭をフェンスで囲い、駐車場から園庭に直接アクセスできないようにする予定である。
- Q. 駐車場の動線についても十分検討すべきと考えるがどうか。
- A. ヘルスプラザと子育て支援センターで入り口を分けることを検討しており、分かりやすい案内表示についても併せて検討したい。

### **障害児相談支援事業所体制強化補助事業費について**

- Q. 事業の目的を再度確認したい。
- A. 障害児通所支援事業の需要が増加している中で相談支援事業所の報酬単価が低く、採算が取れない事業であったことから、担い手不足解消のため、各事業所と協議する中で民間の相談支援事業所に対して報酬に上乘せした補助を支給することで複数の相談支援専門員を配置し、体制の強化を図ることを目的としている。
- Q. この事業による補助が体制強化ではなく各事業所の赤字補填や運営費に使われているのではないかと懸念があるが、どのように考えるか。
- A. 複数配置が必ずしもできているわけではないが、当事業により相談支援専門員の人数は徐々に増加している。
- Q. 補助を行った事業所で人員増につながったのか、赤字補填に充当していないかなどについて検証が必要と考えるがどうか。

A. 令和4年度から令和8年度の期間で事業を行いながら、令和7年度には今後この補助事業の内容でよいかどうか、見直しを検討したいと考えている。

Q. 補助額に対してどれだけ相談支援専門員が増えたのか検証すべきではないか。

A. 具体的な手法は検討中だが、より効果的な事業になるよう見直しを検討したいと考えている。

(意見) 補助金を支出するだけでなく、事業の目的を事業所に対して明確に伝え、相談支援専門員を増やしてほしいというメッセージをしっかりと伝えるべきである。本市に必要な相談支援専門員の人数を示し、増員の計画を立てて、民間に任せるのではなく、市も共に関わるべきと考える。

### **障害児相談支援委託事業費について**

Q. 事業の目的を確認したい。

A. 相談支援事業の経験が豊富な2つの事業所に対して、新規参入する相談支援事業所への助言指導を行いながら市内の相談支援事業を円滑に行うための情報提供や研修会等の実施を委託している事業である。

Q. あげぼの学園から民間事業所へのケース移管だけでなく、民間事業所間での移管もあると思うが、市として、子どもたちが未就学児から学齢期、青年期へ切れ目なく支援ができるよう把握に努め、民間事業者と連携して未就学児の時点で大人になるまでのグランドデザインを描くことが必要と考えるがどうか。

A. 特に、18歳で障害児から障害者へ移行し、サービスが大きく変わるため、その時期にサービスが切れ目なくつながるよう、委託事業者とも連携して途切れのない支援を継続していきたい。

(意見) 子どもの時期から大人に変わるタイミングでサービスが途切れないう、また、未就学児の時期から将来にわたっての道筋を立てて示すことができるよう、あげぼの学園とこども発達支援課が議論を重ねながら取り組んでほしい。

### **幼児教育推進事業について**

Q. 幼児教育センターは、内外から高い評価を得ている。多くの視察を受ける中で、視察をした各団体からどのような評価、感想をもらっているのか。

A. 保育教育職向けにこれだけの研修施設、設備、資料があることは保育教育職の資質向上や安心につながるとの声をいただいている。視察を受けた自治体とはその後も情報交換を行うなどネットワークを構築できている。

Q. 視察の受け入れは誰が担当しているのか。

A. 基本的には所長が対応しており、視察内容によっては、研修担当やアドバイザーと一緒に対応している。

(意見) ノウハウや専門的な技術、知識を次の世代に伝え、育ててほしい。

Q. 個別相談支援について、「職場内の連携」という項目の件数が多いが、職場内の人間関係ということか。

A. そのとおりである。

Q. 私立園からの相談はあったのか。

- A. 私立園からは12件の相談があった。
- Q. 特に私立園は異動に限られる中で、幼児教育センターの役割が重要と考える。相談の中には深刻なケースもあると思うが、園の運営者に連絡するなどの対応をとることもあるのか。
- A. 本人に希望を確認しながら必要に応じて関係機関につなぐなどの対応もしている。
- Q. 個別相談の件数が多いが、今後、相談機能の強化やアドバイザーのスキルアップが必要ではないか。
- A. 相談内容が多岐にわたっており、多様化していることから、幼児教育センターとしてできることを整理している。また、サポーターやメンターとしての役割も求められることから、アドバイザーのスキルアップのための研修を行いたいと考えている。
- Q. 保護者対応の相談もあるが、教育委員会で実施しているような弁護士等の専門職との連携について検討しないのか。
- A. 私立園もある中で小中学校と同じような専門的な知見を活用するような仕組みができるかどうか検討を始めたところである。
- Q. 園運営についての相談の中で主任や園長からの相談もあるのか。
- A. 主任や園長からの相談もある。その中には広報活動や、こども園移行による低年齢児の受け入れ方法など具体的な内容が含まれている。  
(意見) 幼児教育センターは非常に重要な役割を果たしており、今後その役割は大きくなっていくと考える。専門性を高めて、公私関係なく気軽に相談できる窓口になるよう期待している。
- Q. 幼児教育センター主催の研修を受けた保育士に対して、何かしらの資格や認定が取れるような取組はしていないのか。
- A. 希望する人には受講した証として研修受講シールを配付したり、研修受講履歴一覧表を発行したりするなど、本人のモチベーションアップにつなげている。
- Q. 体験型幼児教育活動の推進の具体的な内容を確認したい。
- A. 例えば、講師に来てもらい、太鼓の体験やサッカーをするなど、園児の貴重な経験につながっている。

### **公立園におけるヒヤリハットの取組について**

- Q. どのような事象が「ヒヤリハット」、「事故」にそれぞれ分類されるのか。
- A. 医療機関に受診したものを事故、未然に気づいて受診や処置に至らなかった事例をヒヤリハットとして処理している。
- Q. 園外の駐車場で起こった事故などは含まれているのか。
- A. 園外の駐車場で起こった保護者間等の事故は報告対象ではないが、施設の修繕が必要な場合には保育幼稚園課に連絡が入ることがある。
- Q. 些細なことでもヒヤリハット報告をすることは重要と考えるが、実際の保育現場ではヒヤリハット報告が重要であるという認識は浸透しているのか。
- A. 現場でもヒヤリハット報告は非常に重要と認識している。勤務中に保育士も交代する中で、保護者にも説明が必要となるため、作成することの重要性を伝え、時間がない場合には後からでも作成することを徹底している。

Q. 事故とヒヤリハット報告の件数の比率をみると、より多くのヒヤリハット報告が隠れているのではないかと推測するが認識はどうか。

A. 気づかなかった事象が報告されて初めて対策できるため、ヒヤリハット報告書を積極的に提出できる状態が望ましいと考える。事故の報告を減少させるため、ヒヤリハットの報告が積極的に上がってくるよう努力したい。

Q. 私立園の場合、事故報告はあるが、ヒヤリハット報告については、各園にとどまっているという認識でよいか。

A. 事故については保育幼稚園課に報告するが、ヒヤリハットは各園で書類を管理している。また、私立園に監査に入った際にヒヤリハット報告を管理していることについて確認をしている。

(意見) 安心安全な園運営につながるよう活用してほしい。

Q. ヒヤリハット報告の資料作成の期間が1か月となっているが、他の園で共有するためにより早く作成すべきではないか。

A. 給食で同じ食材を使用している場合など、早急に情報共有する必要がある場合には電話等で保育幼稚園課に連絡し、各園への周知を徹底している。事後であっても、書類として作成するために必要な期間として1か月と設定している。

Q. ヒヤリハット報告書は保育業務支援システムでデータ化する考えはないのか。

A. 保育業務支援システムにヒヤリハット報告の機能は搭載されているが、現在システム導入後、主な機能から順次活用している段階であり、ヒヤリハットの機能については、今後の活用を考えている。

(意見) データ化して他の園と情報共有するなど、保育業務支援システムを有効に活用してほしい。

Q. 事故予防研修の講師、参加者について確認したい。

A. こどもの消化管異物講演会は、講師が県立医療センターの小児外科医で、参加者数は38名であった。摂食機能障害講演会は、講師があげぼの学園でも講義をしている大学教授で、参加者は45名であった。救命救急講習会は消防署等で3回開催し、参加者は合計で47名であった。

Q. 各園への周知はどのように行ったのか。

A. 公立園、私立のこども園、保育園、小規模保育事業所に対して広く周知を行ったほか、問い合わせがあった場合には認可外保育施設にも紹介した。

### **保育業務支援システムについて**

Q. 今回の決算額にはシステム導入経費、Wi-Fi環境整備の費用も含んでいるのか。

A. 諸機能の導入にかかる経費、端末の運用費用、Wi-Fi環境整備の費用も含めた保育業務支援システムにかかるすべての金額が決算額に含まれている。

Q. 令和5年10月からの事業であり、ヒヤリハット報告などこれから活用すべき機能がある中で行財政改革プランの個別調書でS評価としている理由を確認したい。

A. 保育に携わる業務時間がどのくらい削減されたかを評価の基準としており、合計1986時間の削減が見込まれたためS評価とした。

Q. 早期に効果が出たことは、システムに慣れるのが早く、今までの事務の負担も大き

かったのではないかと推測する。まだ活用できていない機能を含めたシステムの活用を積極的に進め、保育士の負担軽減を図ってほしいと考えるがどうか。

A. システムにより効率化を図ることで、負担軽減につながると考えるが、システムの活用に当たっては保育現場に無理がないように進めていきたい。

### **保育士等人材確保事業について**

Q. 保育士不足の課題をどのように解決していくのか。

A. 養成校に入って保育士を目指そうとする人自体が減っている状況であり、養成校や私立保育連盟との連携会議の中でも、保育士を目指す人自体を増やす必要があるというところで、中高生へのアプローチとして、インターンシップやガイダンスなどに数年前から取り組んでいる。また、北勢地域で養成校を卒業する人数や、公立、私立園の退職補充も含めた必要となる保育士の人数など、掘り下げた分析が必要と考えている。今後も、保育士の処遇改善など私立園への支援を含め、市全体の待機児童の解消に向けて努力したい。

Q. 公立園と私立園の保育士の処遇の格差を埋める手立てについてどのように考えているのか。

A. 私立園では、国の公定価格に沿って各園で給与を決定しており、市からの補助を活用しても公立園の正規職員の水準には届かず公私間で格差が生じている。この格差を解消するために、すべての私立園に補助を行うことは、金額や運用面での課題が多い。私立園も公立園と同じ給料表を適用して昇給させている自治体もあると聞くが、本市で同様の取組をするためには、多くの課題を整理する必要があると考えている。

Q. 保育士の大変な仕事に見合った報酬にするためには、高給と言われる程度に給与水準を上げて良いと考えるがどうか。

A. 保育のことを考えると、保育士の処遇改善は重要だが、市全体で考えるとこれまでの経緯や他の資格職とのバランスなど、調整すべき課題も多い。

Q. 社会で保育士が求められている現状を考えると、他の資格職との今までの序列を飛び越えても保育士の地位を向上し、給与水準を上げて保育士確保につなげる必要があると考えるがどうか。

A. パートタイムや私立園を含めた処遇改善につながるような手法を研究したい。

Q. 過去には看護師不足に対応するため国と協力して看護大学を設置して解消していった経緯があるが、保育士の場合は急速な解消は見込めない。潜在保育士に復職してもらうためにも保育士の負担軽減を図り、働きやすい環境を整備することが重要だが、どのように考えているのか。

A. 過去の看護師不足に対する取り組みと比べて、保育士不足に対しては、国、県、市でさらに多くの施策に取り組んでいると認識しているが、それでも潜在保育士などが戻ってこないということは、保育現場で働く負担感に対して保育士の処遇が納得のいく水準に達していないものと捉えており、改善に向けて努力しているところである。

Q. 配置基準で考えると、低年齢児と比べて3歳の待機児童は発生しにくいと考えるが、3歳の待機児童が発生している要因は何か。

A. 2歳まで小規模保育事業所にいた子どもが3歳で転園するケースなどがあり3歳児

の申し込みが多いことなどが考えられる。

Q. 私立園の採用したかった人数と実際に採用できた人数の差が大きいですが、対策として何か考えているのか。

A. 私立園でも、保育士確保のために人材派遣会社や紹介業に保育士を紹介してもらうなど、コストをかけて取り組んでいるのが実情である。養成校に頼るだけではなく、市としても資格取得の取り組みに対して支援することも一つの手法ではないかと考えている。

Q. 保育士不足により一定の人数を確保するために、採用基準を下げたしまい、保育の質が低下することを危惧するが、そのようなことはないか。

A. 公立の採用試験の中では一定の点数以上の人を採用しており、水準は担保している。少子化により全体の受験者数が減ることによる影響は考えられるが、良い人材を確保できるようさらに努力したい。

(意見) 採用の水準を担保した上で、幼児教育センターがうまく機能して、採用した保育士をサポートして保育の質を担保することが重要であり、可能なら幼児教育センターから各園を訪問して必要な指導を行うなど、さらなる取組を行って支援を行き渡らせてほしい。

Q. 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス、あけぼの学園などに在籍する保育士の配置状況を見ながら保育士の配置数に余裕がある場合は協力を依頼することも視野に入れて検討できるのではないか。

A. 各事業所の保育士の最適配置ができるのであれば、限られた保育人材の有効活用につながると考える。

Q. 令和5年度は定年延長により61歳が定年となったが、60歳になりそのまま保育士を継続している保育士と、61歳の定年を迎える前に退職した保育士の数を確認したい。

A. 令和5年度で60歳を迎えた保育士5名のうち1名は定年になる前に退職したが、残る4名はそのまま保育士として継続して勤務している。定年近くまで長く勤務した保育士の多くは、現場での子どもとの触れあいを望んでおり、引き続き勤務してもらっている。

### **こども園移行に関する手続きについて**

Q. 私立幼稚園が認定こども園化することで、保育認定の児童を新たに受け入れることができ、待機児童の解消につながるが、定員調整によって受け入れ児童数が制限されていることも考えられる。私立幼稚園の認定こども園への移行について市としてさらに取り組まなければならないと考えるがどうか。

A. 私立幼稚園から認定こども園化の意向があった場合には、保育認定の低年齢児の受け入れが増えることが期待できるため、待機児童対策につながると考えている。一方、少子化がさらに進んだ先の見通しから、新規参入の園が増えることで共倒れになることを心配する声もあり、新設や拡充については合意を得られにくい状況にある。

Q. 本市の待機児童数72人は全国の自治体で3番目に多く、全国の87パーセントの自治体が待機児童0人であったことから、認定こども園への移行についても市として本気を出して取り組むべきではないか。

A. 私立幼稚園から認定こども園への移行に当たっては、待機児童対策になるものとして、市としても後押ししていきたい。待機児童については日々厳しい意見をいただいております。解消に向けて待ったなしで取り組みたい。保育士の人材確保が第一だが、特に0～2歳の低年齢児の受け入れ枠を増やせるような取組が必要と考えている。

#### 《 歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費 》

##### こんにちは赤ちゃん訪問事業について

Q. 保健師、助産師による訪問は民間事業者に委託しているのか。

A. 訪問を行う保健師、助産師は市の職員である。

##### 出産・子育て応援事業費・事務費について

Q. 出産・子育て応援事業に対する市民からの反響、事業の効果を確認したい。

A. 出産応援金、子育て応援金の支給を待ち望んでいたとの声を聴いている。また、出生後のこんにちは赤ちゃん訪問の際に面接が難しかった家庭にも入りやすくなったという効果も出ている。

Q. 実績の通常分では対象者 2139 人に対して子育て応援金の支給件数が 1849 人と差があるが、要因は何があるのか。

A. 3月31日までに出生した子どもが対象であり、出生後1～2か月ごろに行うこんにちは赤ちゃん訪問の際に申請書を手渡しているため、その間の人数の差がこのくらいになる。

Q. 保護者と連絡が取れない等の理由で漏れがあるケースはないか。

A. 今のところそういったことはない。

Q. 妊娠8か月のアンケートの未回答者には何かフォローはしているのか。

A. 送付後1か月経過しても回答がない場合、再送して回答を求めるが、それでも回答がない場合はこんにちは赤ちゃん訪問のタイミングで様子を確認するようにしている。また、病院等から情報提供のあったケースについても別の形で支援できるよう把握しており、漏れはないと認識している。

Q. 事業実施のために十分な人員が配置されているのか。

A. 会計年度任用職員の保健師を新たに採用し面談を担当してもらっており、地区市民センターで妊娠の届出をした人に対してもビデオ通話などを活用して面談を実施できている。

Q. こんにちは赤ちゃん訪問事業を委託している事業者に令和5年度から委託内容が増えた形になったが、人員的に問題はないのか。

A. 出生数の減少の影響もあり、毎月の訪問件数が減っているため、今回の事業が追加されても十分に対応できている。

Q. 令和6年度に改善した内容はあるか。

A. 申請が一定期間なかった人へは再度連絡し、速やかに応援金を受け取ってもらうよう改善を行った。また、オンライン面談もスムーズに実施できるようになってきており、様々な手段でより良い面談にできるよう努めている。

(意見) 人手は必要だが孤立しがちな保護者が孤立しないように必要な支援につなげる

ための重要な事業であるため、精神的な支援も含めて取り組んでほしい。

《 歳出第 10 款教育費 第 1 項教育総務費 》

《 歳出第 10 款教育費 第 4 項幼稚園費 》

《 歳出第 10 款教育費 第 5 項社会教育費 》

別段の質疑、及び意見はなかった。

## 【健康福祉部・経過】

《 歳出第 3 款民生費 第 1 項社会福祉費 》

### 重層的支援体制整備事業について

Q. 令和 5 年度に事業を開始して、各担当課の顔の見える関係の強化につながったのではないかと思うが、所感を確認したい。

A. 事業開始に伴い、各課が複雑化・複合化した課題を自分の課の問題として捉える意識が強まったが、引き続き顔の見える関係の強化に向けて努力が必要であると考えている。相互理解を深める取り組みの一環として、重層的支援体制整備事業担当者研修会を 2 回開催したが、参加者のアンケートでは複雑に絡み合う課題についてこれまでにない気づきがあり、今後もこのような研修に参加することで知識を深めていきたい等の回答をいただいた。市民のために各課や各支援機関が連携できるよう今後もこうした活動を地道に続けたい。

Q. 重層的支援体制整備事業担当者研修会の内容について確認したい。

A. 例えば 8050 問題を抱える家庭やヤングケアラーが疑われる家庭など、架空の事例を提示し、この事例についてどの支援機関につなぎ、どのように課題解決を図るのかなどについてグループディスカッションを行った。なお、1つのグループには高齢、障害、こどもなど異なる分野の担当者が含まれるよう工夫を行った。

Q. 研修会への参加者の構成を確認したい。

A. 令和 5 年度は 2 回開催し合計 71 名の参加があった。内訳は、子育てコンシェルジュ 2 名、子育て支援センターの職員 15 名、生活支援室の職員 3 名、障害者相談支援事業所の職員 4 名、地域包括支援センターの職員 12 名、在宅介護支援センターの職員 31 名、生活支援コーディネーター 4 名であった。

(意見) 非常に重要な研修であるため、庁内外から一人でも多くの関係者が参加し、継続して取り組むことで連携強化につなげてほしい。

Q. 住民の交流の拠点をネットワーク化することが地域づくり事業の目的の一つだと思うが、令和 5 年度で進捗はあったのか。

A. 令和 5 年度は、事業実施していく中で拠点のネットワーク化が必要であるという課題意識を持つに至ったが、具体的に事業を実施することはできなかった。このことを踏まえ、今年度は、「地域のつながり」強化学業を開始し、地域に点在する地域資源の「ネットワーク化」と「見える化」を図り、福祉課題を持つ人が適切に地域資源につながる仕組みづくりを進めている。

Q. アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の事例では、ケアマネジャーが重層的支援

体制整備事業について知っていたことで支援につながっているが、研修等の機会を通じてこの事業が庁外にも広まっていると理解してよいか。

A. 事業開始の際に当課の担当者が関係機関を訪問し、時間をかけて事業内容を説明し、周知を図ったことにより、庁外にも事業の理解が広まったと感じている。

Q. 多機関協働事業の事例で中心となり調整を行ったのは誰か。

A. 福祉総務課の職員と保護課内にある生活支援室の職員が協働して調整を行った。主に、生活支援室では本人への関わりを担当し、福祉総務課で関係機関へつなぐ役割を担当するなど、役割分担して支援を行った。

(意見) 庁内外連携の一つのモデルになると考えるため、このような成功事例を積み上げられるよう、今後も力強く進めてほしい。

### **子ども学習支援事業について**

Q. 生活困窮者自立支援事業の子ども学習支援事業について令和5年度の利用実績を確認したい。

A. 720 コマの見込みに対して 479 コマの利用であり、最終的には利用者は 23 名であった。

Q. 不用額の欄に学習支援員を任用できなかったとあるがどのような人を想定しているのか。

A. ケースワーカーによる声掛けだけでは利用者数を増やすことは難しいと考え、教員OBの採用を検討していたが、定年延長の影響もあり採用ができなかった。今後も利用者数を増やせるよう取り組みたい。

(意見) 子供にとって重要な事業であるため、学習支援員の確保も含めた取り組みを進めてほしい。

### **障害者相談支援事業所体制強化補助事業について**

Q. この補助事業を通じて中長期的な目線で相談支援専門員を計画的に増員していくことが重要と考えるが、そのような考えはあるか。

A. 相談支援専門員が障害福祉サービスにおけるサービス等利用計画を立てることで質の高い支援につなげることを目指す事業であり、現在、相談支援専門員による計画相談支援を受けている割合は7割程度である。この割合を高めていくためには相談支援専門員のさらなる増員が必要であると認識している。

Q. この事業による補助が人員増や体制強化ではなく各事業所の赤字補填や運営費に使われているのではないかという懸念があるがどのように考えるか。

A. 相談支援専門員の業務は、一定の経験がないと務まらない一方で、事業所としては計画相談支援部門は事業収支が取りづらいという背景がある。そこで、事業所に対しては、補助を原資の一つとしてまずは人員を増やし、体制を充実させることで国の定める基本報酬における増額を図り、事業として成り立つような環境の整備につなげてもらいたいと考えている。また、本市と三重郡3町で構成される四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会においても、この課題について議論する中で、障害児、障害者それぞれの相談支援の部会を一つに合わせた相談支援部会として再編し、事業所間の連

携強化に向け、圏域内の相談支援事業所への状況確認に係る調査も実施しており、今後も本事業の本来の目的についてしっかりと訴える中で取組を進めていきたい。

(意見) 自立支援協議会との連携、事業の目的の周知、事業の効果検証を行いながら、相談支援専門員の増員に繋げてほしい。

Q. 市内の 33 事業所に対して補助を行ったのは 28 事業所だったが、残りの 5 事業所への補助は必要ないのか。

A. 障害者と障害児両方の事業指定があるものの障害児に関する事業のみを実施している事業所や、事業の登録はしたものの活動実績のない事業所などがあることによるものである。

Q. 新規の利用者に当てはまるのはどのような人か。

A. 事業所にとって初めて受け入れた人を新規とカウントしており、18 歳に到達した人やこれまでは自分で計画を作成していた人、事業所を移った人が含まれている。

Q. 今まで自分で計画を作成していた人が相談支援専門員をつける件数は増えているのか。

A. 障害児の相談支援を行っていた事業所が引き続き障害者としての受け入れをする機会が増えていることや、今まで自分で計画を作成していた人が計画相談へと移行するケースもあり、件数が増えていると認識している。

#### **共同生活援助事業費について**

Q. 若年層を中心にグループホームへのニーズが高いとあるが、具体的にどの年代か。

A. 統計的なデータはないが、特別支援学校での保護者との懇談会などでは早期自立についての強い希望を聞いている。学校を卒業したタイミングや 20 代のうちから入居を希望するニーズがあると認識している。

Q. 介護サービス包括型と比べて、日中サービス支援型、外部サービス利用型のグループホームのそれぞれの利用者数が少ないが、どのように捉えているのか。

A. 日中サービス支援型は、重度障害を持つ人向けに 24 時間体制で支援を行うグループホームであり、入所施設に代わる重度障害者の受け入れ先として、今後、利用ニーズは増えるものと認識している。一方、外部サービス利用型は、ヘルパーなどの外部人材を活用したグループホームであるが、市内では 1 事業所となっている。

Q. 介護サービス包括型の事業者数が少しずつ増えているが、今後もニーズは増えていく見込みなのか。

A. 利用率は継続して 8 割前半で推移しており、今後も利用ニーズはあるものと認識している。

Q. 事業所が増えると相談支援専門員などへの周知も重要になるが、市としても周知に協力しているのか。

A. グループホームを開設する事業者から利用者を募るための相談を受けることがあり、その際には四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会の相談支援部会を通じて、資料の配布や部会で説明の機会を設けるなどの支援を行っている。

#### **物価高騰対策緊急支援事業費について**

Q. 不用額が発生したことについてどのように受け止めているのか。

A. 緊急支援対策として三重県と協調して実施した補助事業であるが、予算の積算に関し、不足することのないよう見込んだ結果、実績にずれが生じたものである。  
(意見) 周知が不足して届くべきところに支援が届かなかったような事態にだけはならないよう今後も事業に取り組んでほしい。

#### **就労継続支援事業費について**

Q. 不用額が発生したことについてどのように受け止めているのか。

A. 予算規模が大きいため、執行率としては高かったものの不用額としては大きくなった。

#### **障害福祉費一般経費について**

Q. 会計年度任用職員（パートタイム）の人件費が障害福祉費の一般経費に計上されていることは理解したが、何人分の人件費なのか。

A. 会計年度任用職員（パートタイム）7人分であり、そのうち一人は設置手話通訳者である。

#### **社会福祉一般事業費について**

Q. 社会福祉総務費、老人福祉費の会計年度任用職員（パートタイム）の人件費はどの項目に計上されているのか。

A. 社会福祉総務費のうち、障害福祉課の手当・医療に関連する会計年度任用職員（パートタイム）の人件費は社会福祉一般事業費（障害福祉課）に含まれている。また、高齢者福祉に関連する会計年度任用職員（パートタイム）の人件費は老人福祉費ではなく、介護保険特別会計の中に計上されている。

(意見) 会計年度任用職員（パートタイム）の人件費が一般経費に含まれていることは疑問である。また、人件費について確認がしやすくなるような項目の設定を検討してほしい。

#### **はり・きゅう・マッサージ事業支援費について**

Q. 印刷製本費が含まれているのか。

A. 13万5920円がはり・きゅう・マッサージ券の印刷費であった。

#### **タクシー料金助成事業扶助費について**

Q. 令和5年度の実績についての総括を確認したい。

A. タクシー乗車券の利用金額は前年度比で3%ほど減少しているが、令和3年度に一人1回あたり1枚しか使えなかったところを2枚使えるようにする改正を行い、利便性向上を図っている。コロナ禍の影響もなくなり、外出の回数が増えたことから今後は徐々に利用金額が増えるものと考えている。利用者からは1枚だけでは初乗りができないことや、高額な介護タクシーを利用する時の利用枚数などについて意見がある。

Q. 利用した実人数は何人か。

- A. 1280 人である。
- Q. 利用金額を計算して差し引いた 38 万 5000 円の使途を確認したい。
- A. タクシー乗車券を印刷する印刷製本費である。
- Q. 一乗車につき 2 枚しか使えない理由を確認したい。
- A. 事業の目的が外出や社会参加のきっかけに使ってもらうことであり 2 枚としている。
- Q. 利用率はどのくらいか。
- A. タクシー乗車券の利用率は 36.1%であった。
- (意見) 利用者の住んでいる地域の実情なども踏まえて利用枚数を増やせないか検討してほしい。また、タクシー乗車券をデジタル化することにより印刷製本費を圧縮することも検討してほしい。

### **手話通訳者派遣事業費について**

- Q. 派遣件数 2429 件に対して、延べ派遣人数 1498 人は少ないのではないか。
- A. 登録通訳者を派遣した延べ人数が 1498 人であり、このほか障害福祉課の設置通訳者を延べ 1294 人派遣している。

### **◀ 歳出第 3 款民生費 第 2 項児童福祉費 ▶**

別段の質疑、及び意見はなかった。

### **◀ 歳出第 3 款民生費 第 3 項生活保護費 ▶**

#### **生活保護受給者の就労支援状況について**

- Q. 対象者のうち就労・訓練開始につながった人の割合が下がっている理由を確認したい。
- A. ケースワーカーが日々対応する中で就労の対象者を抽出し就労支援につなげていたが、この手法では対象者が少なくなってきたため、令和 5 年度は、すべての就労の可能性のある者を抽出し、比較的就労に達する確率が低い人も含めて対象とした経緯があり、対象者は大きく増えた一方で、就労、訓練開始に結び付いた数はそこまで伸びなかったと分析している。
- (意見) 対象の拡大は重要であるため今後も取り組んでほしい。

#### **生活保護について**

- Q. 少なくとも年に 1 回は受給世帯を訪問しているという認識でよいか。
- A. 世帯ごとの訪問回数は各世帯の事情により年 1 回から 12 回の間で設定されるが、最低でも年に 1 回は各世帯を訪問するということを原則に行っている。そのうえで、必要な方には介護サービス事業者などの関係機関への聞き取り等も行い実態確認をしている。
- Q. 訪問件数の目標は世帯数の 2 倍の数を設定しているのか。
- A. 個々の世帯の実情に応じて訪問回数が設定されるため、世帯ごとに設定した回数合計が目標値になるが、結果的に世帯数の 2 倍前後の数になる。

- ◀ 歳出第3款民生費 第4項災害救助費 ▶
- ◀ 歳出第3款民生費 第5項国民健康保険費 ▶
- ◀ 歳出第3款民生費 第6項介護保険費 ▶

別段の質疑、及び意見はなかった。

#### ◀ 歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費 ▶

##### 歯科医療センターについて

Q. 指定管理者モニタリングレポートにおいて、自主事業として実施している訪問歯科診療については、その有効性を検証し将来的に指定管理業務委託への包含の可能性も含めて研究を行うこと、との指摘がされているが、どのように受け止めているのか。

A. 公共施設を活用して市民サービス向上を図るのが指定管理業務の根本であるため、制度上は備品や機器を活用した自主事業という取り扱いをしている。今後は引き続き訪問歯科診療の有効性を確認しながら、地域の開業医との連携を図りたい。今年度は、地域の診療所で障害者診療の受け入れ体制を拡充するための理論や実践を学ぶための研修会を企画しており、地域バランスを見ながら対応については検討していきたい。

(意見) 障害のある人がどこにも診察してもらえないような状態は避けなければならないため、備品や機器の貸出など公の役割も考えて今後検討してほしい。

#### ◀ 歳出第4款衛生費 第3項保健所費 ▶

##### 二次救急医療機関の救急患者受入状況

Q. 過去の議論の中で、四日市羽津医療センターの受け入れが少なく、他の医療機関が疲弊してしまうのではないかという指摘があったという記憶があるが、現在そうした状況にあるのか。

A. 4つの医療機関がどの程度負担に感じているのかについて聞き取りを行ってはいないが、この事業の効果としては、本市では救急車が到着してから5分未満に搬送先が決まる割合が7割を超えており、近隣の地域よりも高い水準である。市民の立場から考えると少しでも多くの命を救うことにつながっていると捉えている。医療機関の負担感を含めて、この枠組みをどうするのかについては将来的な課題の一つになるかもしれない。救急医療対策協議会の機会を活用しながら、今後も多くの命を救うことができるよう協議していきたい。

(意見) 本市がリーダーシップを発揮し、関係者が連携して、助かる命を助けられるよう取り組んでほしい。

##### 「歩く（ARUKU）」から始める健康づくり事業について

Q. 「企業対抗！四日市をARUKUンピック」に参加し非常に良い取り組みだと感じた。令和5年度の取組を受けて、健康づくり事業を今後どのようにブラッシュアップさせていくのか。

A. 令和6年度は、ARUKUンピックに個人でも参加できるようイベントの拡大を図ったり、防災アプリARLOOKにARUKUのウォーキングコースを表示したりす

るなど、デジタルツールの活用にも取り組んでいる。また、健康づくりの取り組みをポイント化する健康マイレージ事業を含めた健康づくり事業へのデジタルツールの活用についても検討を進め、特に働く世代の健康づくりに取り組むきっかけづくりを進めたい。

(意見) 市民がより楽しんで取り組み、無関心層を取り込める仕組みが重要である。また、健康マイレージ事業の伸び悩みは課題であるためデジタルツールへの統合などより楽しめるような環境を作ってほしい。

### **健康増進センターについて**

Q. 利用者の目標 9 万 5000 人に対して実績が 7 万 8356 人であったことについてどのように受け止めているのか。

A. コロナ禍で 6 万 2000 人まで落ち込んだ利用者数が回復基調にあるため今後も利用の拡大に努めていく。

(意見) 健康増進センターのホームページを改善するなどさらなる努力ができることを考えるため、利用者が増えるよう今後も取り組んでほしい。

Q. 7 万 8356 人の利用者のうち障害者はどのくらいいたのか。

A. 障害者の利用は 4805 人であった。

Q. 塩浜子育て支援センター、塩浜児童館が移転してくることについて利用者への影響はどうか。

A. 利用者への影響がないよう、他の部屋を有効活用するなど対応を検討したい。

### **検診事業費について**

Q. 地区巡回が集団検診、医療機関が個別検診という理解でよいか。

A. そのとおりである。

Q. 集団検診、個別検診の割合についてどのように受け止めているのか。

A. 個別検診の受診者が増え、集団検診の受診者は減ったが、全体の受診者数は増加傾向にあるものの、コロナ禍前の受診者数には戻っていない。今後、集団検診においては同時に多くのがん検診を受けることができる大規模会場への集約を進め、基本的には集団検診から個別検診への移行を考えている。一方、集団検診の縮小を検討するに当たっては、現在の利用者への配慮が必要であり、加えて個別検診への移行に当たっては、医療機関の受け入れ可能人数への配慮も必要と考えている。

### **新型コロナウイルスワクチン接種事業について**

Q. 未接種の市民に周知啓発を行ったとあるが具体的にどのように行ったのか。

A. 広報よっかいち、チラシ、公式LINEを活用した周知に加え、対象者への接種券の発送によって周知を図った

(意見) ワクチンの健康被害のこともあるため、分かりやすい周知に努め、正しい情報を市民に届けてほしい。

### **こころの健康づくり支援事業費について**

Q. 相談内容の分類について、相談件数の合計 4264 件のうち、1 から 11 の項目に該当しない件数が 3754 件もあり、精神疾患と診断されている方に関する相談について計上ということであるが、この数を内容別に分類することが重要ではないかと考えるがどうか。

A. 国の記載要領により分類している。この分類以外にもひきこもり、発達障害、自殺関連については横出しで集計しており、ひきこもりに関する内容が 233 件、発達障害に関する内容が 36 件、自殺関連のものが 137 件となっている。引き続き、国への報告の他にも、確認できる事項については状況把握に努めたい。

Q. アルコール依存、ギャンブル依存、発達障害、ひきこもりなど、専門的知見が必要になる相談も多くなっていると思うが、現在の職員体制で何か課題はあるか。

A. 対象者も増加傾向にあり負担はあるが、平成 30 年度と比較すると 5 名増員となっており、今後も十分な体制を確保したい。

(意見) 増員を図るとともに、専門的な知見を身に付けるような取組も進めてほしい。

Q. 年間 4264 件の相談に対して職員は何名で対応しているのか。

A. 令和 6 年度は事務職員 5 人と保健師 6 人の 11 人体制で対応している。

(意見) それぞれの職員が非常に頑張っており対応していることが分かるが、余裕をもって対応しなければ、こころの相談も難しくなると考えるため、増員も含めた体制の強化を検討してほしい。また、今後のために相談の対応者について記録することや、専門性を有する職員の育成にも努めてほしい。

## 《 歳出第 10 款教育費 第 1 項教育総務費 》

別段の質疑、及び意見はなかった。

## 《 国民健康保険特別会計 》

### ヘルスアップ事業について

Q. 糖尿病性腎症重症化予防の保健指導の実施者数が少ないのではないか。

A. 糖尿病は急に体の調子が悪くなる病気ではないことから、まだ受けなくて良いという意識になりやすく、文書や電話、ショートメールなどで勧奨を行っても、なかなか実施に至らない。

Q. 保健指導を実施した結果どのような効果につながったのか。

A. 保健指導の後、ヘモグロビン A1c の数値が落ち着くなど一定の効果はある。数値が落ち着いた後、3 年程度経過すると数値が元に戻ってしまうことも一つの課題であり、保健指導の実施者数を増やすことと併せて取り組みたい。

### 特定健診・特定保健指導について

Q. 特定保健指導の実施者数が令和元年度から減っていることについてどのように受け止めているのか。

A. 令和 2 年度からコロナ禍の影響を受けて受診者数が減少し、その後コロナ禍の影響が少なくなってもなかなか人数が戻ってこないというのが実態である。医療機関を通じた勧奨や、電話、ショートメール、はがき等による勧奨を行うほか、修了者には令

和6年度からは塩分計のプレゼントを用意するなど対策に取り組んでいる。  
(意見) 特定健診、特定保健指導の重要性について周知を強化するとともに、本市で行っている取り組みについても市民にアピールするなど出来ることに取り組んでほしい。

### **保険料収納の状況について**

Q. 収納率を上げたことは評価するが、一方で、滞納処分を行う際には高齢者や低所得者等に対しては無理のない対応をすべきと考えるがどうか。

A. 滞納処分の件数は例年 311 件程度である。無理のない対応をするために、まず納付相談をしたうえで、支払い能力がある場合には差押え等の滞納処分を行うが、支払いが困難な人には、制度としての軽減措置を行ったり、事情に応じて分割納付の対応をしたりしている。さらに、長期に渡り資力財力が回復しない場合には執行停止を行うなど、メリハリをつけた対応をしている。

(意見) 所得が少ない軽減世帯に対しては特にきめ細かく対応してほしい。

### **◀ 介護保険特別会計 ▶**

#### **介護認定審査費について**

Q. 主治医意見書作成手数料の単価と件数を確認したい。

A. 新規か継続か、施設入所中か在宅かによって分かれるが、1 件当たり税込み 3300 円から 5500 円の金額である。件数は年間でおよそ 1 万件程度である。

Q. 認定調査業務委託により何名の調査員が調査をしているのか。

A. 時期によって変動するが 10 名前後の調査員が調査している。

Q. 本市直営の調査員は何名いるのか。

A. 14 名である。

#### **介護認定にかかる日数短縮に向けた手法の調査研究について**

「論点整理シート No. 1」参照

#### **住民主体サービス（サービスB）について**

Q. 訪問型、通所型ともに実施団体が増えていることは評価するが、サービスBの実施が1つもない地区もあるが、これは生活支援コーディネーターが各地区を回って知恵を絞っても設置の見通しが見つからないのか。

A. サービスBの実施がない地区は現在7地区ある。生活支援コーディネーターがふれあいいきいきサロンや趣味のサークル活動などに足を運び、サービスBの立ち上げについて働きかけている。今後も引き続き、すべての地区にサービスBが立ち上がるよう努めていきたい。

Q. 生活支援コーディネーターの人員が足りないのではないかとの指摘があるが、これについて何か検討していることはあるか。

A. 現在4人の生活支援コーディネーターがおり、全市を統括する担当のほか、北部、中部、南部に分けて担当している。引き続き、体制については生活支援コーディネーターと協議し検討していきたい。

- Q. 市内のふれあいいいきいきサロンをサービスBに格上げしていただくことが一つの重要な視点と考えるが、委託先の社会福祉協議会と協議しているのか。
- A. ふれあいいいきいきサロンの立ち上げ支援と生活支援コーディネーターは、同じ社会福祉協議会に委託していることもあり、お互い連携は図れている。今後も連携を密にして事業に取り組んでいく。
- Q. 行政区ごとに1か所の設置を目標に進め、その後は小学校区に1か所設置することが理想と考えるがどうか。
- A. まずは行政区に1か所以上の設置を目標にしているが、運営者がモチベーション高く活動できることを考えると、地域の知った顔が見える小学校区1か所というのが理想だと考えている。

### **ふれあいいいきいきサロンについて**

#### **認知症カフェについて**

- Q. ふれあいいいきいきサロンも、認知症カフェもまだ設置できていない地区もあるが、それぞれどのように増やしていくのか。
- A. 資料に示した本市が委託する認知症カフェ以外にも独自で展開している団体もある。本市の委託事業の認知症カフェでは専門職を確保していただく必要がある。引き続き、各地区に展開できることを目指すが、認知症カフェは地区を越えて参加することも可能である。認知症カフェがない地区については、引き続きステップ四日市で実施している認知症支援の取り組みについても案内していきたい。ふれあいいいきいきサロンについては、身近な地域で気軽に介護予防の取組をすることが趣旨であり、ニーズに応じて支援をしていきたい。

#### **認知症地域支援・ケア向上事業について**

- Q. 認知症フレンドリーなまちづくりを目指した令和5年度の官民連携の取組について具体的に確認したい。
- A. 令和5年度は民間企業4社を訪問して聞き取り調査を行った。4社の内訳は、交通事業者、小売店、飲食店、スーパー銭湯であった。聞き取りを踏まえて認知症官民連携研究会を開催し、市内の様々な業種の事業者に参加してもらい、知見を深めてもらうことができた。
- Q. 研究会の内容を確認したい。
- A. 本市の認知症フレンドリーなまちづくりについて説明を行うとともに、厚生労働省事業の受託者から講師を招聘し、全国的な認知症に関する官民連携の取組などについて講演を行った。その後、グループワークを行って官民連携の取組に向けた情報交換や仲間づくりにつながった。グループワークでは様々な話が展開され、参加者からはグループワークの時間が足らなかったとの感想があったため、今年度の開催に生かしたい。
- (意見) 認知症フレンドリーなまちについてイメージが湧き、将来の本市の姿を共有できるような取組を進めてほしい。

## **ステップ四日市 本人ミーティングについて**

- Q. ステップ四日市から遠方に住んでいて利用できないような人はいないのか。
- A. 一部でなかなか行きづらいという声もあるが、実際に来ている人の中には家族に送迎してもらう人や自転車に乗ってくる人もいる。また、自宅からステップ四日市まで自分で公共交通機関を使って来ていただけるように、認知症地域支援推進員が支援したケースもある。

## **認知症サポーター養成講座について**

- Q. 養成講座に参加した3万1849人が認知症サポーターになったという理解でよいか。
- A. 養成講座を複数回受けている人もいるため、実人数は3万人より少ないと認識している。
- Q. 若い世代が受講している割合が高いが、どのような工夫をしたのか。
- A. 学校や民間企業へ出張して開催する講座では、若い参加者が多く、開催回数の割に若い受講者の確保につながった。今後も校長会で依頼するなど、学校での開催を増やしていきたい。

## **《 後期高齢者医療特別会計 》**

別段の質疑、及び意見はなかった。

## **【教育委員会・経過】**

### **《 歳出第10款教育費 第1項教育総務費 》**

#### **学校図書館いきいき推進事業業務委託について**

- Q. 家庭読書推進業務には保護者も参加できるのか。
- A. 生徒児童向けの家庭での読書を推進するための啓発であり、ブックトーク等には児童生徒が参加し、教員も一緒に勉強している
- Q. ブックトークはどのくらいの頻度で実施しているのか。
- A. 学校にもよるが、ブックトークや読み聞かせなど読書啓発の取組を1～2週間に1回程度実施している。
- Q. 司書は週に1回程度の勤務で放課後も勤務しているという理解でよいか。
- A. 週1回程度勤務し、各校で勤務する曜日は決まっている。1日の勤務は8時30分から17時の間で6時間45分であり、放課後も勤務している。
- Q. 司書にもっと来てほしいという学校からの声はあるのか。
- A. 大規模校へは派遣回数を増やし、2日勤務する週もあるが、司書を増やしてほしいとの声は聞いている。
- Q. 図書館で本を読むことは子供の学びに非常に大切であるため、子どもが本を読む環境をさらに充実させてほしい。

#### **小・中学校における「性と生命に関する学習」について**

- Q. 新教育プログラムの柱4にこの事業が位置付けられるのはなぜか。

- A. 保健体育科ということと、新教育プログラム柱4の「生涯にわたって健康の保持増進を図る」という意味合いでここに位置付けている。
- Q. リプロダクティブ・ヘルス/ライツと呼ばれる考え方はこの事業には含まれていないという理解でよいか。
- A. 過去には望まない妊娠などについて取り扱う時代もあったが、現在はより大きな枠組みの中で命の教育のような内容で講師に授業をしてもらっている。
- Q. 生徒については、年に1度は必ず専門家による講義を受ける機会が確保されているのか。
- A. その通りである。それに加えて保護者が一緒に話を聞く場面もある。
- Q. 年ごとに講師同士も連携し、年ごとの講義内容に継続性を持たせることも重要と考えるが、そのあたりは意識しているのか。
- A. 県の作成した講師のリストがあり、今までの実績を考慮して各学校が講師を招聘している。教育委員会と講師は連携しているが、講義内容の共有についても大事にしていきたい。
- (意見) 外部講師の講義内容についても継続的につないで、性と生命に関する意識を育てていくという意識で取り組んでほしい。

#### **スクールカウンセラーの活用について**

- Q. 一つの学校においてスクールカウンセラーはどの程度学校に来て、どのくらいの時間学校にいるのか。
- A. 例えばあるカウンセラーの場合、川島小学校へは1年間で35日学校に来て、1日当たり6時間勤務することになる。
- Q. 1日の中で複数の学校に勤務することはあるのか。
- A. そういうことはなく、1日で1校のみに勤務している。
- Q. 勤務日数を増やしてもよいと考えているスクールカウンセラーもいるのか。
- A. YSCPという本市のスクールカウンセラーが勉強会をしている組織があり、そこで希望を聞くこともあるが、中にはもう少し勤務できるという人もいる。
- (意見) 今後、勤務日数の拡充を図る際にYSCP等に参加しているSCの声を参考にしてほしい。
- Q. 大規模校でスクールカウンセラーに相談する場合は、待ち時間・日数が発生することもあるのか。
- A. 大規模校では保護者の希望日より1週間程度の待ちが発生することもあり、待ち時間が長いとの声も聞くため、解消に努めたい。
- Q. 緊急の相談にも対応できるよう、待ち時間の削減に努める必要があるが、そのために相談件数の多い中学校区に対してスクールカウンセラーの追加配置が必要と資料に記載があるが、そのために何かしているのか。
- A. 今後、相談が多い中学校区には1名増やして臨機応変に対応できるような体制になるように努力していく。
- Q. 年間35日しか学校に来ないスクールカウンセラーに対して心を開くことは難しいことから、スクールカウンセラーの常勤化を目指すべきと考えるがどうか。

A. 常勤化することで、時間当たりの報酬が下がってしまう人もいる。現行の仕組みの中で、例えば、中学校とその校区にある小学校を一貫して一人のスクールカウンセラーが担当することで信頼関係の構築につなげられるような体制等が作れるよう努めたい。

(意見) 同じ人が同じ地区に長期間継続して関わることも重要と考えるため、引き続き取り組んでほしい。

### **スクールソーシャルワーカーの活用について**

Q. スクールソーシャルワーカーの常勤化を目指すべきと考えるがどうか。

A. スクールソーシャルワーカーの勤務日数等について、スクールソーシャルワーカー本人の意見も聞きながら、常勤化が有効かどうかも含めて今後の体制について検討したい。

(意見) スクールソーシャルワーカーを常勤化することで忙しい保護者や教員の予定に柔軟に合わせられるということや、緊急の事態に対応できることなどのメリットがある。スクールソーシャルワーカーがその真価を発揮し、地域の関係機関・団体と信頼関係を築き、子供や保護者、学校の要請に臨機応変に対応するという大切な役割を果たすためには、週に1回、数時間の勤務では足りず、常勤化が望まれる。まずは担い手を増やし、その先に常勤化することも目指して取り組んでほしい。

Q. 市任用と県任用で時給が1000円違うのはなぜか。

A. 市任用のスクールソーシャルワーカーを導入した際には、任用資格要件を社会福祉士、精神保健福祉士に限定しており、時給を5000円に設定した。一方、県がスクールソーシャルワーカーを導入した際には、任用資格要件が市より広く、時給を4000円に設定しておりそのままの内容になっている。

Q. 時給の差によるトラブルは起きていないか。

A. トラブルは特に聞いていない。

### **I C T活用実践推進校の実績について**

Q. 公開授業とその後の研究会には各校から教員が参加しているのか。

A. 令和5年度に実施した中学校2校のうちいずれかには各校から最低一人は行くよう指示している。令和4年度まで実施していた小学校での取組も同様に各小学校から最低1名は参加するように指示している。

Q. 令和5年度は小学校では実施していないのか。

A. 小学校については令和4年度で事業期間の3年間が終了したため令和5年度は推進校を指定しての実施はしていない。

Q. 推進校を指定する期間はこれで終わったが、これからはどのような取り組みを行うのか。

A. 今年度、教育支援課では全59校を回ってI C T活用実践推進校の取り組みの成果について検証し指導も行っている。

## 児童生徒端末における効果的なクラウド活用及び学習履歴等の活用について

- Q. 学んでE-net!とドリルパークはどのような違いがあるのか。
- A. ドリルパークは、一般にAIドリルと呼ばれるものである。小中学校両方で使っている。児童生徒の学習の進度に応じて出題する機能があるという点で少し進んだものになっている。
- Q. この夏休み期間中にドリルパークが停止し、生徒が取り組んだデータが消えてしまったという事案があったと聞く。不具合が出た際には素早く対応できるよう業者との連携は密にしておくべきと考えるがどうか。
- A. 指摘を受けて確認したところ、8月28日にそうした事象があり、学校から問い合わせがあったことを確認した。現在、運営会社に技術的などを含めて問い合わせをしている段階であり、今後は他の学校で起きていないか確認するとともに、情報共有を行いたい。
- (意見) 事実確認をしっかりと行い、対処をした上で起きた事象と対処方法について各校と情報共有を行ってほしい。

## インクルーシブ教育推進事業について

- Q. 介助員・支援員の適正配置は対象児童に対して充足していたのか。
- A. 充足している。
- Q. 必要な人材は確保できているのか。
- A. 情報収集に努め、欠員が出た場合にすぐに補充できるよう努めている。
- Q. 医療的ケアが必要な児童に対して医ケアサポーターの人員は充足しているのか。
- A. 対象児童10名に対して不足しないよう対応しているが、医ケアサポーターは人数が少ないため、児童一人に2名の医ケアサポーターを配置する日を作るなど、各校で欠員が生じた場合でも対応できるような体制になるよう工夫している。
- Q. 医ケアサポーターは欠員が生じると大きな影響が生じるため、市立四日市病院の看護師のOBに活躍してもらえるような連携ができないかと考えるがどうか。
- A. 引退する人には随時声かけをしてもらうように市立四日市病院に依頼している。
- Q. 介助員・支援員、医ケアサポーター同士の横のつながりが必要と考えるが、研修等はしているのか。
- A. 介助員や医ケアサポーターなどには、それぞれの研修、講座を持っている。この夏も介助員が総合会館に集まって学校を超えた情報交換を行う場を設けており、横の連携、情報共有には十分に組みたい。
- Q. 保育園、幼稚園、こども園にはまだこの医ケアサポーターに準ずるような仕組みはないため、保護者が園まで行って子供たちをケアしている。教育委員会の医ケアサポーターの取組をこども未来部で検討できるような働きかけができないか。
- A. 小中学校の医ケアサポーターには保護者のニーズがあり、教室でいろいろな活動ができるからよかったという声を聞いている。他部局とも連携して好評な取組であることを共有したい。
- (意見) 教育と医療と保育の連携が重要であるため、こども未来部に対して積極的にこの事業について紹介してほしい。
- Q. 特別支援教育コーディネーターの令和5年度の取組の内容を確認したい。

A. 学校ごとに一人の教員に特別支援教育コーディネーターの役職をあて、その教員は特別支援が必要な児童を観察しに行く。その観察に必要な空き時間を生み出すために非常勤講師を充てることになっており、決算額はその非常勤講師の人件費となる。

Q. 特別支援教育コーディネーターの役割は校内の連携と調整だが、他の専門職や養護教諭などとの意識の共有についても働きかけが必要と考えるが令和5年度の取組はどうか。

A. 特別支援教育コーディネーターに対して研修を行い、アンテナを高くして児童生徒へのケアが漏れないよう取り組んでいる。

(意見) インクルーシブ教育の要は専門職同士の連携だと考えるため、全体のレベルアップ、連携強化を図ってほしい。

#### 《 歳出第10款教育費 第2項小学校費 》

#### 《 歳出第10款教育費 第3項中学校費 》

#### 大規模改修事業費（小中学校）について

Q. 今後さらに少子化していくが、学校の規模などを考慮して改修に取り組んでいくのか、現在改修しなければならない箇所をやっていくのか大きな考え方を教えてほしい。

A. 令和2年3月に四日市市学校施設長寿命化計画を策定し、築年数、経過年数に応じて改築時期を想定し、大規模改修、長寿命化改修、保全改修に分けて改修を行っている。今年、設計を実施している余裕教室がある学校については、教室の位置を変えながら、改修をしないフロアも設定するなど無駄にならないように検討している。

(意見) 老朽化したからといって全て直していくというのは非効率である。今後少子化が進むにつれて改修の必要がない箇所も出てくると考えるため、改修する部分を精査することも重要である。

#### 給食調理業務委託について

Q. 行政改革プランにおいて調理業務の委託を進めており、15校の調理業務委託を達成したとあったが、今後は委託先を増やしていくのか。

A. 今後は、順次委託できるところには委託を進めていきたい。

Q. 委託を進めたくても進められない事情はあるのか。

A. 委託を進める上で、児童生徒数によって配置している栄養教諭の配置をどうするかを検討しながら、委託可能になった学校から順次進めていく必要がある。

(意見) 課題を解決しながら、無理のない範囲で少しずつでも委託を進められるよう検討してほしい。

#### 中学校給食センターについて

Q. 令和5年度から中学校給食を開始したが、1年間の運営についてどのように評価しているのか。

A. スタート前は、日課が固定されること、配送時間や、温度管理、配膳など様々な心配の声もあった。当初は、丁寧に配膳を行ったことで食べる時間が少なくなることもあったが、1か月もすれば生徒も教員も慣れて、現在まで特段大きな問題の報告はない。日々の運営については毎月実施するモニタリングや給食センター事業者との定例会を

- 通じスムーズに実施できていると考えている。
- Q. 配送や食事に関してトラブルはあったのか。
- A. 配送業者が配送する時にコンテナを転倒させたことがあったが、幸い給食への影響はなかった。その後、搬入時の安全確認は適切だったか、プラットフォームの形状に問題はなかったかどうか、などについて検証を行い再発を防止した。生徒の健康被害や、給食が食べられないというような重大なトラブルはなかった。
- Q. 市内外から様々な視察を受け入れているが、実績を確認したい。
- A. 令和5年度は28団体、延べ367人の視察を受け入れた。小中学校からの見学、市内の関係部局、市外の団体などによる視察であった。
- Q. ワイ！ワイ！G I K A Iで橋北中学校の生徒と意見交換を行った際に給食のメニューが面白くないという意見があったが、どのようにメニューを研究しているのか。
- A. 生徒に意見を聞く取り組みは継続しており、意見を大切にしながら栄養教諭が工夫をし、メニュー改善、献立作りに取り組んでいる。
- Q. 給食の提供日は全ての学校で同じなのか。
- A. 学校によって提供日は異なることがある。家庭訪問の期間など、学校から提供される喫食日の情報に応じて食材の調達を行い、給食を提供している。  
(意見) 9月2日の夏休み明け初日から給食が提供されたことは保護者から大変評価が高かった。
- Q. 使用する食材の一部でもオーガニック野菜を使用していないのか。
- A. なるべく農薬の少ない食材を提供いただくようお願いはしているが、小学校も合わせた約2万3000食全てにオーガニック野菜を使用することはできないため、使用する野菜の中にオーガニック野菜は含まれていない。  
(意見) 安心安全の観点や環境問題の観点から、少しでもオーガニック野菜を子供たちに食べてほしいという思いがあり、どこかの小学校で1食だけ取り入れてみることや、調味料だけでもオーガニックのものを取り入れるなど、少しでも取り入れられないか検討してほしい。
- Q. アレルギー対応について、小学校までは個別に対応していたが、中学校の場合は8品目を除去した除去食のみの提供という運用をしているが、少しでも食べられる生徒を増やすような運用に変えていく予定はないのか。
- A. 中学校になれば発達段階に応じて自分の食べられるもの、食べられないものを自分の判断で選択することも大切な時期であることから、現在の運用を変えていくことは考えていない。
- Q. 学校給食協会に食材調達に係る業務を委託していると思うが、経費の委託料は年度ごとに変動するのか。
- A. 人件費を伴った金額であるため毎年変動はある。収支報告書をもらい、監査も入れながら適正に使用されていることは確認している。
- Q. 委託料を決定する主導権は市と学校給食協会のどちらが握っているのか。
- A. 本市が作成する仕様書に基づいて契約した委託料で実施することになっており、主導権は本市にあると考えている。
- Q. 学校給食協会の職員の構成を確認したい。
- A. 理事長には教育監、事務局長には校長OBが就いているが、他の職員は一般の職員

として学校給食協会が採用している。

(意見) 学校関係者ではないと分からないこともあるが、外部人材を活用して透明性を確保し、安全安心な給食の提供につながるよう取り組んでほしい。

(意見) 冷凍食品の使用も一部あるということは確認したが、冷凍野菜を製造する過程で茹でて、さらに解凍後に調理することで、野菜の栄養素が抜けてしまうことを懸念する。小学校では、ゆでた野菜を水で冷やしていたものを、真空冷却機を導入することでより栄養素の流出を少なくできたと聞いている。栄養素を保てるよう材料や調理方法を検討してほしい。

## 《提言チェックシート政策提言（前年度）の取扱いについて》

### 民間プール施設を活用した水泳指導業務委託について

提言内容に対し、具体的に取り組んでいることが確認できたことから、今後の取組については当委員会としても動向を注視していくが、提言の取扱いについては、全会一致により「終了」とすべきものと決した。

## 《歳出第10款教育費 第4項幼稚園費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

## 《歳出第10款教育費 第5項社会教育費》

### 現図書館の機能維持について

Q. 令和5年度の屋上防水工事で雨漏りは解消したのか。

A. 屋上防水工事により、雨漏りがひどかった状況と比較してかなり改善されているが、完全には解消できない箇所もある。利用者の安全性の確保と、蔵書の保全是できている。

Q. 新図書館ができるまではこのような修繕をすることでつないでいく予定なのか。

A. 今後は新図書館が早くできると思っているため、現状を維持するために最低限の安全確保のための修繕で運営していきたいと考えている。

(意見) 安心安全に使える図書館でなければならないが、新図書館ができるまで最低でも4～5年はかかることを考えると、少し予算を投入してでも利用者に迷惑が掛からない程度の修繕はしっかり行うよう声を上げるようにしてほしい。

### 電子図書館の利用実績について

Q. 電子図書館の貸し出しについて中学生に比べ小学生が多いのはどういう要因なのか。

A. 紙の図書の利用も小学生が多いため、それが反映されていると考えているが、部活動や受験で忙しい中学生の利用は想定よりも多かったと感じている。

Q. 電子図書館の開始当初は広報よっかいちなどでしっかり周知していたが、本市に東海地区で1位の蔵書数を誇る電子図書館があることは市民にさらに周知すべきと考えるがどうか。

A. 市の公式LINEやSNSを活用した情報発信は行っているが、開始から1年経過した広報よっかいち10月下旬号で改めて周知を行う等の情報提供を考えている。

## 新図書館事業費について

- Q. 新図書館に向けてのワークショップを開き、対象者を分けてフロア構成や動線などについて多くの意見を聞き取り、基本設計に反映していったことが分かるが、スターアイランド跡地での建設がとん挫したことにより、躯体が全く変わってしまう。もう一度基本設計を組み直すにあたって、令和5年度の取り組みはどのくらい活かすことが出来るのか。
- A. ワークショップの場では、スターアイランド跡地の敷地をベースにフロア構成案を2種類用意し、どこに何があるといいのかということも含めて参加者から意見をもらっている。例えば、子供が泣いてしまったときに避難できるスペース、中高生が発表に向けた練習ができるスペース、グループ学習ができるスペース、目の不自由な方に本を読んで聞かせることが出来るスペースなどが必要という意見や、本に囲まれたい、手の届くところに本が欲しい、通路が広いほうが良いなど、出てきた意見を精査し100%まではいかないが出来るだけ多くの意見を基本設計に反映したい。ワークショップから1000件以上その他からも2000を超えた意見をもらっているため、これらの意見を取り入れ、設計に反映できるよう精一杯頑張りたい。
- Q. 敷地が変わることによる大変さは想像するが、計画していた候補地がとん挫したことに対する思いはあるか。
- A. 新図書館の話が出てきた平成17年度から約20年が経過し、そのとき0歳だった子供は成人した。市役所東側で計画していた時期と同時期に計画していた他市の図書館はもう2年前に出来上がっている。行政が取り組むのはもとより、市議会でも早期に図書館を作っていこうという機運を醸成していただきたい。現図書館の環境は決して良いものではなく、何人かの議員が来館された際には雨漏りの箇所や、書棚や書庫が本でいっぱいになっている様子も見られている。もちろん行政側も十分に頑張るが、議会の力も必要であるため、皆が市民のためにいち早く新図書館を作ろうという気持ちになれるよう、一緒になって頑張ってもらいたい。
- Q. 政策推進部のほうで賑わいの創出などの計画が先行し、図書館については後回しになっていることについて違和感を抱いており、まずは図書館の計画を立ててから取り組むべきと考えるがどうか。
- A. 最近の図書館は何かしらの公共施設と一体になっているものが多く、図書館は目的のない人が自由に来られる施設としては最も利用者が多い施設であるため、賑わいに生かしたいということは理解している。図書館としては、図書館がしっかりしてこそ、その施設が生きると考えるため、図書館の核の部分については確実に意見を伝えていきたい。

## 博物館の不用額について

- Q. 補正予算もなく400万円が不用額となった要因を確認したい。
- A. 2月、3月が想定より寒くならず当初見込んでいた光熱水費より少なくなった。

## 《その他》

### 不用額について

Q. 多くの施設で燃料費、光熱水費が見込みを下回ったとあるがどのように分析しているのか。

A. 令和5年度は光熱費を見込むのが困難であり、全体的に光熱費を残してしまった。特に学校59校それぞれの使用料を総合的に見込むことは難しく、今後の見込みを立てる際にさらに精査できないか今後も考えていきたい。

## 【結果】

以上の経過により当分科会所管部分につきましては、議案第21号 令和5年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、いずれも別段異議なく、原案のとおり認定すべきものと決した次第であります

また、全体会に申し送るべき事項については、論点整理シートに記載のとおりです。これをもちまして、教育民生分科会の審査報告といたします。

# 四日市市議会政策提言に向けた論点整理シート

## ～次期予算編成に向けて～

(令和6年8月定例月議会 決算常任委員会教育民生分科会)

No. 2

<b>事業名</b>	介護認定にかかる日数短縮に向けた手法の調査研究について	
<b>事業概要</b>	<p>介護保険制度では、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態（要介護状態）になった場合や、家事や身支度等の日常生活に支援が必要であり、特に介護予防サービスが効果的な状態（要支援状態）になった場合に、介護サービスを受けることができる。</p> <p>この要介護状態や要支援状態にあるかどうか、その中でどの程度かの判定を行うのが要介護認定（要支援認定を含む。以下同じ）であり、保険者に設置される介護認定審査会において判定される。</p>	
	決算額	介護認定審査会費 103,980,567円 認定調査費 119,567,068円

### 政策提言に向けた論点について

#### 1. 質疑・答弁の要旨

- Q. 本市における、介護認定の申請を行ってから認定までにかかる日数を確認したい。
- A. 直近の平均は42日程度であったと認識している。
- Q. 国の基準では何日以内に認定結果を出さなければならないのか。
- A. 介護保険法では30日以内と定めているが、全国・県内の自治体も平均40日程度となっている。
- Q. 介護認定に係る日数の短縮についてどのように考えているのか。
- A. 目指すべきは介護保険法で定められた30日であるものの、全国的にも30日を超えている中で、本市においても短縮に向けて努力していく。大きく分けて申請から調査までの期間と調査から審査会を経て通知するまでの期間に分けられるが、今年度は申請があってから調査に行くまでの日数の短縮に取り組んでいる。
- Q. 介護認定に係る業務をDX化することについてどのように考えているのか。
- A. 日数短縮に向けた手法の一つとしてDX化により業務効率化を図ることの必要性は認識しているが、現時点ではまだ検討内容について示せる段階ではない。
- Q. 国の基準よりも日数がかかることによってサービスの利用に影響はあるのか。
- A. 介護認定の適用は申請日にさかのぼるため、認定が出る前にみなしで介護サービスを利用することは可能である。
- Q. サービスを利用して想定よりも介護度が低かったために利用者の自己負担が発生するのではないのか。
- A. 自己負担が発生しないよう、ケアマネジャーが認定結果を予測しながら介護サービスを計画しているが、自己負担が発生する事例もある。
- Q. 申請から認定までに日数がかかる要因はどのようなものがあるのか。
- A. 主治医がいないなどの場合に主治医意見書の作成が遅れることにより日数を要することがある。また、例えば骨折したときなど、入院をきっかけに介護認定の申請をする場合、治療、リハビリ等を行って症状が安定するのを待ってから調査を行う必要があり日数を要することがある。
- Q. この2点は、デジタル化によって日数短縮が難しいのではないのか。
- A. 主治医意見書の作成にかかる日数について、主治医とオンラインでやり取りをするといった手法に

よる短縮の可能性はあると思う。症状が安定することを待たずに申請してきた場合の日数の短縮については、DX化という手法はなじまないと思う。

Q. 調査員がモバイル端末を使って調査を行っているが、デジタル化されているという認識でよいか。

A. 市の調査員には、端末を配付しているが、調査員が直接入力できるシステムまでは導入していない。

## 2. 議員間討議によって出された意見

- ・本市における介護認定に係る日数短縮が課題だが、業務のDX化を図ることで、職員、調査員の業務効率化などの効果も期待できると考える。先進自治体の取組では、介護認定に係る日数を30日以内に行うことができた事例もある。例えば、申請のオンライン化、AIを使った調査票の確認業務、調査票作成のシステム化など様々な段階でDX化できる可能性がある。ただし、早期のDX化を求めるものではなく、先進自治体の取組について調査研究を行い、本市でできることや効果がある取組を精査し、今後の取り組みにつなげてほしい。
- ・DX化を目的にするのではなく、日数の短縮を一番の目的に先進事例の研究を行い、本市で日数がかかっている要因についてもう一度、業務の手法を考え直してほしい。
- ・今後、AIが進化して動画を撮影するだけで介護認定の結果がすぐに出るような、現在の業務の枠組みを飛び越えた議論もしてほしい。
- ・昨年度の教育民生常任委員会では、所管事務調査においてデジタル化に向けた検討の必要性を委員間で共有し、群馬県前橋市の要介護（要支援）認定調査・審査会のデジタル化について行政視察を行い、効果を確認しているため、日数削減にも資するものと考えため調査研究をすべきと考える。

## 3. 事業実施に関する各委員の意見表明

分類	備考
① 廃止	次年度事業費予算に関連するもの
② 縮小	
③ 拡大	
④ 新規事業の実施	
⑤ その他	事業実施手法の見直し など

全会一致で、③拡大

## 4. 全体会で審査するに当たっての論点（ポイント）

- ・本市では、介護認定の申請を行ってから認定までに、直近では平均42日程度を要しているが、介護保険法では30日以内と定めている。全国・県内の自治体も平均40日程度となっているものの、本市においても日数短縮が課題である。
- ・介護認定に係るデジタルの活用に取り組む自治体が増えており、介護認定の日数短縮を実現している自治体もあることから、本市でも調査研究を行い、日数短縮につなげる必要がある。

### <政策提言素案>

介護認定にかかる日数短縮に向けた手法の調査研究について

- 1 高齢化に伴い、要介護認定の申請の増加が想定される中で、職員や調査員の業務効率化を図り、市民の利便性を向上させるため、介護認定にかかる日数の短縮に向けた調査研究を行うこと。
- 2 調査研究にあたっては、申請のオンライン化、AIを活用した調査票の整合性の確認、認定調査員が直接入力できるシステムなどについても、調査事項に加えること。

## 教育民生常任委員会委員長報告(令和6年11月定例会月議会)

教育民生常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第60号 四日市市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、委員からは、近隣の他市町の条例改正の状況を確認する質疑があり、理事者からは、県内では、津市が6月議会、松阪市、菰野町、鈴鹿市が9月議会において条例改正済みであり、桑名市は12月議会において条例改正を予定している。県外では、名古屋市、岐阜市は条例改正済みであり、岡崎市が来年3月議会での条例改正に向けて検討していることを確認しているとの答弁がありました。

これを受けて、委員からは、今議会で本市が条例改正議案を上程することについてどのように考えているのかとの質疑があり、理事者からは、国の法改正に当たり動向を注視してきたが、認定には一定の基準や法的見地が必要なため、県に対して統一の基準を設けることを要望していたところだが、県が統一基準を示さない判断をしたことから、県内の市町で一斉に条例改正を行うこととなった。本市においては、条例改正後すぐに審査会を開催できるよう準備を進めてきたところであり、近隣他市町への調査や意見交換を重ねながら今回のタイミングで議案を上程することとなったとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、県が基準を示さないと決めた段

階で、本市が一番に条例改正を行い、他市に対して範を示すべきだったと考えるとの意見がありました。

また、他の委員からは、災害関連死は認定に半年から1年かかっている実態を見ると、県内であらかじめ統一した基準を設けておくべきと考えるがどうかとの質疑があり、理事者からは、条例改正後に設置する弁護士や医師等の有識者による審査会を年に1回程度開催し、発災時に災害弔慰金の支給決定が迅速に行えるよう努めるとの答弁がありました。

議案第61号 四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、別段の質疑及び意見はありませんでした。

議案第72号ないし議案第76号につきましては、過去の小学校教師用指導書の取得について追認を求めるものであります。

委員からは、教育委員会からの説明の中で追認となったことへの謝罪があったことと比べると、議案書への記載は「追認を求める」となっており、その態度に大きな違いがあるが、議案書の文言は変えられないのかとの質疑があり、理事者からは、議案書の文言については明確な決まりはないが、基本的には過去の議案で用いた表現や、他市町での議案を参考に、本市における他の議案との整合性なども考慮して作成しており、今回は、参考となる過去の議案が見当たらなかったことから、他市町の議案を参考にし、これまでの本市における

議案の表現とも整合すると判断した。議案における文言は定例的な要素が多いものと考えており、議案説明の際には、理事者の心情として謝罪と追認のお願いをしたものであるとの答弁がありました。

これを受けて、委員からは教育委員会からは謝罪と追認のお願いがあったが、そうだとすると議案の表現がそぐわないのではないかとの質疑があり、理事者からは、追認をお願いすることになったことは非常に重くとらえている。議案書については一般的な定例的に使われている文言を議案に記載したもののだが、追認は本来あってはならないという認識がある中で、委員からの意見を踏まえて、正誤表により対応したいとの答弁がありました。

これを受けて、他の委員からは、前例に倣うばかりでは時代にそぐわない文言が今後も残っていくため、他市町の事例や前例を踏襲するだけでなく、本市がリーダーシップをとって文言を修正することも必要と考えたとの意見がありました。

また、他の委員からは、今後の例になる可能性が高いことから、今回の議案について、正誤表により納得ができる文言に修正するべきであるとの意見がありました。

また、他の委員からは、委員からこのような意見が出るということは、市民の中に同じ捉え方をする人もいる可能性があると考えたと、今回、正誤表にて対応し、今後慎重に対応する必要があると考えたとの意見がありました。

この件につきましては、当委員会として、議案の文言の修

正を求め、理事者から正誤表の案が提示されました。

以上の経過により、当委員会に付託されました議案については、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外に、四日市市民生委員推薦会報告、四日市市社会福祉協議会理事会報告、四日市市障害者施策推進協議会報告、四日市看護医療大学運営協議会報告、四日市市民生委員推薦会について所管事務調査を実施したことを申し添えます。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

【請願（審査の経過と結果）】

教育民生常任委員会に付託されました請願第11号 生活困窮世帯へのエアコン購入・設置費用の助成を求めることについて及び請願第12号 小中学校給食の無償化を求めることについての2件につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

本請願2件につきましては、請願者から趣旨説明の申出がありました。これに対し、当委員会では、12月5日の委員会において、審査に先立ち、請願者の趣旨説明の機会を設けることを決定いたしました。

請願第11号 生活困窮世帯へのエアコン購入・設置費用の助成を求めることにつきまして、請願者から次のような請願趣旨の説明がなされました。

近年の夏の暑さは尋常ではなく、地球沸騰化が現実の脅威となっている。本市においても、熱中症の救急搬送人数は年々増加しており、特に今年は65歳以上の高齢者の搬送人数が多く、熱中症の発生場所として室内が最も多いことから、エアコンは必需品であり、命綱と言える。また、全国で多くの市町村が熱中症予防、温室効果ガス削減などを目的にエアコン購入費用の助成を実施しているが、このような助成は物価高騰でかさむ生活費や医療費などの生活負担が大きい生活困窮世帯にとって大きな助けとなる。

以上のことから本市においても住民税非課税世帯へのエア

コン設置費用の助成を一日も早く実施してほしいとのことでした。

次に、請願者に対する質疑において、委員からは、対象者を住民税非課税世帯としているが、ここに生活保護世帯は含まれるのかとの質疑があり、請願者からは、生活保護世帯も含んでいるとの説明がありました。

また、委員からは、助成は1世帯当たり1回限りという認識でよいかとの質疑があり、請願者からは、エアコンを何度も買い替えることは現実的ではないと考えるため、1回限りと考えているとの説明がありました。

また、委員からは、想定している助成の上限額と補助率について確認する質疑があり、請願者からは、全国の自治体でも上限額、補助率は様々であり、本市においてできる範囲で少しでも進めてほしいと考えているとの説明がありました。

次に、理事者に対する質疑において、委員からは、省エネタイプのエアコンへの買い替えとして、本市における補助の実施状況を確認する質疑があり、理事者からは、県において、地球温暖化対策の取組としてエアコンに限らず省エネタイプの家電を購入した際にポイントで還元する取組を行っており、市民にはその事業を活用していただいている。本市は太陽光発電や燃料電池などの地球温暖化対策を実施していたとの答弁がありました。

また、他の委員からは、生活保護世帯は、毎月の保護費の中で計画的にエアコンを購入することが基本であり、生活保護開始時に自宅にエアコンがない場合に限り特別に支給を認め

る運用になっているが、この仕組みとの整合性が取れるよう仕組みを整理する必要があるのではないかと質疑があり、理事者からは、現段階では二重払いになる懸念はあるものの、他の自治体で実施している実績があることから、今後確認したいとの答弁がありました。

これを受けて、委員からは、生活保護で支給を認める場合の上限額は6万7000円であり、これでは環境性能が高くないエアコンしか購入できないが、生活保護のルール上、上限額を上げることはできるのかの質疑があり、理事者からは今後研究が必要と考えるとの答弁がありました。

以上の経過の後、当委員会において採決を行ったところ、請願第11号につきましては、賛成多数により採択すべきものと決した次第であります。

次に、請願第12号 小中学校給食の無償化を求めることにつきまして、請願者から次のような請願趣旨の説明がなされました。

小中学生の保護者の経済的負担の中で学校給食の割合が最も大きい。我が国の子供の貧困率は11.5%、9人に一人となっており、まさに学校給食は子供の命をつないでいる。令和5年度の国の調査では全市区町村の3分の1が給食費無償化を実施しており、県内では、令和6年度に5市5町が実施している。給食費無償化は誰もが9年間等しく受けることができる制度であり、子育て支援策の基本である。本年9月から11月の3か月間で実施した署名運動では5000人を超える署名が集まった。

これらのことから、保護者等からの期待に応え、子育てするなら四日市を文字通り実現するため、本市において小中学校給食を無償化してほしいとのことでした。

次に、請願者に対する質疑において、委員からは、昨年度と今年度に市が学校給食費の物価上昇分を公費負担したことについてどのように評価しているのかとの質疑があり、請願者からは、物価上昇分の公費負担は承知しているが、物価高騰などで家計に苦しむ家庭を支援すべく、給食費の一部ではなく全体の無償化をお願いしたいとの説明がありました。

また、委員からは、給食費無償化には基本的に賛成の立場だが、自治体によって差が生じないように国全体で取り組むべき課題と考えている。市にとって恒常的な財政的負担が生じることについてどのように考えているのかとの質疑があり、請願者からは、本市の財政力指数は全国の中規模、大規模の都市の中で3番目に高く、捻出可能な負担であると評価しているとの説明がありました。

これを受けて、委員からは、本市の財政状況が今後も続くとは限らず、恒常的にかかる費用をどのように捻出していくのか時間をかけて議論する必要があるとの意見がありました。

また、他の委員からは、今回は学校給食無償化についての請願だが、今後はオーガニック給食を推進していきたいという思いがあるのかとの質疑があり、請願者からは、オーガニック給食の推進についての署名も集めたが、地元の農業にも関わることから、署名は市長に提出し長期にわたって取組を進めていく考えであり、今回の請願とは切り離して進めたいとの説明がありました。

これを受けて、委員からは、オーガニック給食の可能性も

含めて財政的に本市で実施できるのか、施策の取捨選択も含めた厳しい議論が今後必要となるとの意見がありました。

また、委員からは、今回の給食費無償化は、貧困対策と子育て支援のどちらと捉えているのかとの質疑があり、請願者からは、全体としては子育て支援と捉えており、貧困対策は一つの側面と考えているとの説明がありました。

また、委員からは、不登校の児童生徒や、私立の小中学校に通う児童生徒との公平性についてどのように考えているのかとの質疑があり、請願者からは、アレルギーで給食を食べられない子供などへの支援も含めて、給食費無償化が実現した次の議論になると考えるとの説明がありました。

次に、理事者への質疑において、委員からは、従前から議会でも小中学校の給食費無償化について議論があったものの、市長の所信において言及されなかったことについてどのように考えているのかとの質疑があり、理事者からは、恒常的な財政負担、学校施設のマネジメントなど、将来を見通した上で、子育て支援策として市全体で考えるべき課題と考えるとの答弁がありました。

他の委員からは、給食費の無償化によって教職員の事務負担は変化するのかとの質疑があり、理事者からは、給食費の公会計化によって教職員事務負担は既に軽減されており、特段、変わることはないとの説明がありました。

また、委員からは、就学援助制度で給食費の支援を受けている児童生徒の割合を確認する質疑があり、理事者からは、令和5年度は小学生が10.3%、中学生が13%であったとの説明がありました。

委員からは、国、県の動きで把握していることはあるのかとの質疑があり、理事者からは、国、県の情報は注視、分析しているが、把握しているのは請願趣旨にあった情報までであるとの説明がありました。

これを受けて、委員からは、国、県での統一した無償化に向けた要望もしていく必要があるとの意見がありました。

また他の委員から、給食費無償化は議会内でも関心が高く、5000件を超える署名を集めたことは大きな事実であり、この請願をきっかけに議論を前に進める必要がある。一方で、財政面において本市で将来にわたって給食費の負担が出来るのかどうかの判断が難しいと考えるので、審査期限の延期を申し出るべきと考えるとの意見がありました。

以上の経過により、請願第12号につきましては、委員から審査期限の延期を申し出があったことから、これにつき採決を行ったところ、賛成多数で審査期限の延期の申し出を行うことに決した次第であります。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

## 予算常任委員会教育民生分科会長報告(令和6年11月定例会月議会)

教育民生分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

### 議案第51号 令和6年度四日市市一般会計補正予算(第6号)

#### 【健康福祉部・経過】

##### 第1条 歳入歳出予算の補正

- 《歳出第3款民生費 第1項社会福祉費》
- 《歳出第3款民生費 第3項生活保護費》
- 《歳出第3款民生費 第4項災害救助費》
- 《歳出第3款民生費 第5項国民健康保険費》
- 《歳出第3款民生費 第6項介護保険費》

##### 第3条 債務負担行為の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

#### 【教育委員会・経過】

##### 第1条 歳入歳出予算の補正

- 《歳出第10款教育費 第2項小学校費》
- 《歳出第10款教育費 第3項中学校費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

##### 第3条 債務負担行為の補正

#### 児童生徒用タブレット端末機器リース及び導入業務委託費

Q. 全国で一斉にリース機器を更新することになるが、令和8年度に向けて機器の調達ができる見通しはあるのか。

A. 調達についてはメーカーと相談する中で、本市の規模であれば1年間の期間が必要とのことであり、前もって調達できるよう今回の補正をお願いしている。

Q. 機器だけでなくソフトウェアなどの更新やデータ移行も同時に行われるのか。

A. 業者側でソフトウェアや付属品をつけた状態にした上で納品の予定になっている。

児童生徒がデスクトップ上のアイコンをクリックすると、これまでと同じようなソフトが使えるようにしたい。

Q. タブレット端末の更新に係る保護者の費用負担はないとのことだが、このことについて、不安に思う保護者等に周知は予定しているのか。

A. 保護者が不安にならないよう周知したい。

#### 教職員用タブレット端末機器リース及び導入業務委託費

Q. 教職員用タブレット端末はそれぞれの教職員に対して1台ずつ割り当てる運用にな

るのか。

A. 教職員に端末を配付すると同時にアカウントもその教員に割り当てる。教職員が端末上でログインして使用することでデータのアクセスや編集の記録を残すことでセキュリティを高めることを考えている。

Q. 教職員のタブレット端末の使用状況についても把握できるのか。

A. 実際に使用時間が一覧となって見られるかどうかは不明であるが、データにアクセスし、編集をした記録が残るシステムにはなっている。

Q. 出退勤の管理はタブレット端末で行うことができるのか。

A. 現在は、行政事務用パソコンで出退勤時間を管理するシステムに入力しているが、この1台化する端末を用いて入力することができる。

(意見) タブレット端末の活用状況を把握し、業務効率化、働き方改革につながるよう、十分に活用してほしい。

Q. 端末を1台にまとめたことでデータ容量や通信など、端末に負荷がかかりすぎることはないのか。

A. 各学校のWi-Fi環境を強化するなど通信環境を整えており、同時にセキュリティ面も担保している。

Q. 導入するセキュリティによって教員がタブレットを使用している時間は把握できるようになるのか。

A. システムを使う時点でクラウド上にその教員のアカウントの情報が届くため把握できる。

Q. 教職員はタブレット端末を自宅に持ち帰ることができるようになるのか。

A. 現在、セキュリティの問題も確認しながら、持ち帰っての作業も可能な方向で、運用のガイドラインを策定中である。

Q. 教職員と児童生徒がタブレット端末のシステムを使用してやり取りをしていると聞くが、この端末を導入することで、相談事にいつでも対応できるようになり、教職員のプライベートの時間の確保が難しくなることを懸念するがどうか。

A. 今年度導入したスクールライフノートというシステムで、コメントのやり取りができるようになっている。適切な運用について教育委員会から各学校に示してはいるが、教職員が常に仕事に追われることがないようにしたい。

(意見) 持ち帰ることができるメリットはあるが、保育園、幼稚園などで仕事の持ち帰りにより過度な負担になっていた例もあるため、教職員に過度な負担がかからないようにチェックしてほしい。

Q. 端末を持ち帰ることを前提に検討しているのか。

A. 端末の持ち帰りを認めることで時間外勤務を助長することになってはいけない。また、セキュリティの面からどこにいても情報にアクセスできることに問題はないのかなども含めて現在検討中である。

(意見) 持ち帰りによる紛失のリスクも高まることもあり、自宅で仕事をさせることが前提になることは適切ではないと考える。基本的には学校で業務時間内に業務を終了するべきである。

### **ICT推進スタッフ業務委託費**

- Q. 1人当たり243日出勤する計算をしているが、2名の配置で足りるのか。
- A. 現在は指導主事2名をICT担当として配置しているが、そこにICT推進スタッフ2名を追加することにより、電話対応等の業務に忙殺されていた指導主事が、いまままで参加できなかった研修会などに参加できるようになる。
- Q. 債務負担行為の限度額が3年間で9390万円であり、単純に計算すると一人当たり年間約1500万円にもなるが、どのような根拠で積算しているのか。
- A. 常に2名のスタッフを常駐させるため、1名休む場合でも別のスタッフを手配する業務も委託先で行うことから、そうした管理業務も含めればこの程度の金額が妥当であると考え。
- (意見) 教員一人当たりの人件費よりもコストがかかっていることを意識し、十分に活用してほしい。
- Q. 教育支援課内に追加で2名が常駐できるような事務スペースは確保できるのか。
- A. 2名増員する前提でデスクや電話が確保できるよう、管財部門と折衝していきたい。
- (意見) 業務が十分にできるよう確実にスペースを確保してほしい。

### **民間プール施設を活用した水泳指導業務委託費**

- Q. 令和7年度は21校を10～14グループに分けるとあるがどのように分けるのか。
- A. できる限り距離が近い学校で10～14のグループを組み、そのグループの学校でまとめて入札を実施したいと考えている。
- Q. 複数の学校へ送迎に行き、同時に授業をすることも想定しているのか。
- A. 一日当たり1校で実施することを基本に考えているが、午前と午後に分けて異なる学校で実施することは想定している。
- Q. 令和8年度にはすべての小学校で実施する予定とあるが、実施に前向きな5つの事業者に委託すれば全ての小学校の授業を実施することができるのか。
- A. 送迎用車両の確保などの体制整備が必要であるものの、実施に前向きな事業者は現在実施している事業者も含めて5者であり、今回の入札に参加してもらえる見込みである。
- Q. 車両の確保は事業者の負担で行うのか。
- A. 現在は事業者が負担することを想定している。
- Q. 中学校でも今後委託していく予定なのか。
- A. 中学校での実施はまだ検討している状況である。
- (意見) 中学校と小学校で授業時間が異なるため難しいかもしれないが、可能であれば中学生も検討していくべきと考える。
- Q. 現在各校にあるプールの跡地の利用はどうするのか。
- A. 跡地活用については検討し始めたところであり、関係課と協議を始めている。
- (意見) コストを削減することが基本であり、今後具体的に検討してほしい。
- Q. 事業者の指導員への負荷が大きくなってしまふことを懸念するが、来年度以降の委託に向けてそれぞれの事業者で指導員の確保を進めているのか。
- A. 体制整備として指導員の確保が必要という事業者もあると聞いている。事業者によ

っては新たに採用するとも聞いており、実施に向けて調整していきたい。

Q. 新規で採用することにより指導員の質の確保が重要だがどのように考えているのか。

A. 必要な専門的指導については仕様書等に記載しており、各事業者とも連携して状況を確認しながら進めているため特段問題ない。

Q. 送迎用の車両の確保について、市から財政的な支援はしないのか。

A. 送迎についてはバス会社への委託も検討したが、現在のところ実施に前向きな5つの事業者で送迎用車両の手配はできる見通しだと聞いている。

Q. 指導員の増員や車両の確保はそれぞれの事業者への委託料の範囲で各事業者が自前で手配するのが原則という理解でよいか。

A. そのとおりである。

(意見) 指導員の質の確保には今後も留意して各事業者との調整をしてほしい。

Q. 事業者から遠く、送迎に時間がかかる学校では移動が児童の負担になっていないか。

A. 学校によって差はあるものの、授業の時間は確保できており、その中で児童が喜んで指導を受けており、水泳技術も高まっている。

Q. 12月の寒い時期でも授業をしている学校もあるが、実施時期の調整はどのようにしているのか。

A. 現在は、学校同士で学校行事を避けるなど調整をしている。どこの学校も納得でき、負担のない形でグループ間の調整をしていきたい。

### **図書館施設総合管理業務委託費**

Q. 図書館の休館日は毎週月曜日と第2第4火曜日だが、休館日数は適切なのか。

A. 電気設備やエレベータ等の点検・修繕業務を休館日に行っており、他にも図書館内の整理作業を行っている日もある。現在の建物であれば必要な休館日数だと考えている。

### **移動図書館車整備事業費**

Q. 移動図書館車の更新の説明と併せて、まちじゅうこども図書館の廃止の意向について言及され残念に思うが、廃止について議論できる場はあるのか。

A. アウトリーチサービス全体の見直しをしているところであり、次年度の当初予算でこの予算についてご議論いただきたい。

(意見) 廃止事業としてまちじゅうこども図書館を明記した上で、予算審査において議論したい。

## **【こども未来部・経過】**

### **第1条 歳入歳出予算の補正**

《歳出第3款民生費 第1項社会福祉費》

《歳出第3款民生費、第2項児童福祉費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

### 第3条 債務負担行為の補正

#### 保育士派遣業務委託費

- Q. 本事業の提案に至った経緯を確認したい。
- A. 公立園の会計年度任用職員フルタイムの保育士を募集しても応募がなく、パートタイムの募集も厳しい状況が続く中で、人員確保のための即効性のある対策として、人材派遣が可能性として残っており今回の提案に至った。
- Q. 人材派遣の利用実績がある自治体に対して聞き取りを行う中で、デメリットや現場での課題など、分かったことはあるのか。
- A. 人材派遣だからといって保育士の働きぶりに大きな違いがあるものではなく、園運営に支障はないと聞いている。一方で、保護者対応などの責任の重い業務に対して、自分は派遣職員だからと消極的な派遣職員も一部いると聞いている。
- Q. 派遣の保育士は、処遇や雇用形態の面では会計年度任用職員に準じており、勤務条件の面で特にメリット、デメリットは生じないと説明があったが、同じ労働に対して、給与の額では差が生じるのではないか。
- A. 時給だけでなく、賞与の有無など、登録している派遣会社の給与条件によって、会計年度任用職員よりも年収が有利にも不利にもなる可能性があるが、均衡する処遇であると認識している。
- (意見) 現場で給与待遇面の話題にもなる可能性もあるため、軋轢を生まないよう、同一労働同一賃金を十分に配慮しながら進めてほしい。
- Q. 園で事故が発生した場合、派遣元の責任になったとしても市の責任が全くないわけではない。事故の可能性を事前に想定し、責任の所在を明確にしておくべきと考えるがどうか。
- A. 悪質な故意による場合にはその派遣の保育士本人に損害賠償を請求する場合も考えられるが、通常の園運営の中で起きたことは市も責任を問われることになるため、他の委託事業と同様と考えている。
- Q. 保育士の数を確保するだけでなく、保育の質を担保することが重要だが、派遣の保育士も幼児教育センターで実施する研修を受ける必要があるのではないか。
- A. 派遣料金の中に教育訓練費が含まれており、社員として基本的な研修、訓練は派遣元が実施することになっているが、パートタイム職員と同様に、本市が目指すこどもの姿など、共通に学ぶべき知識・スキルもあるため、幼児教育センターでの研修は、本人が希望し、派遣元が了承するのであれば受け入れていきたい。
- Q. 本人や派遣元の意向に関わらず、人材派遣される保育士に幼児教育センターの研修を受けさせることはできないのか。
- A. 市から勤務命令を出せば勤務時間内で研修を受けることはできると考えるが、派遣元のルール上難しい場合や、本人が受けたくないとの意向を示した場合は、研修を強制することはできないと考える。
- (意見) 人材派遣に対しても幼児教育センターが果たす役割は大きいため、派遣の保育士も分けることなく研修を受けてもらうよう取り組むべきと考える。
- Q. 私立園への影響を考えると、既に人材派遣を利用している私立園の人材を奪う可能性や、経験の浅い正職員と比べて派遣会社の条件が良い可能性もあり、各園の不安を解消すべきではないか。
- A. 私立保育連盟には事前に人材派遣の方針について説明している。また、派遣会社に

登録して自分の働き方に合った仕事を探している人と、民間の保育所等に正職員として就職する人は、必ずしも競合するものではないと認識している。

Q. 市内の私立園から懸念を示す声はなかったのか。

A. 人材派遣以前に、県内で養成校を卒業する保育士の中で、本市の公立園が正職員を採用する割合が大きすぎるという意見があるが、待機児童が発生している状態では、令和7年度に向けて本市が多く採用せざるを得ない状況にあることを説明している。

Q. 理解は得られたのか。

A. 多くの園では現在の厳しい状況を考慮して理解いただいていると認識しているが、一部の園では公立園の採用数が多すぎるとの意見を持っている。

(意見) 市内の保育全体がうまくいくよう取り組んでほしい。

Q. 市内の私立園に在籍する派遣の保育士の人数は把握しているのか。

A. 全体での正確な人数は把握していないが、一部の私立園から人材紹介や人材派遣を利用していることを聞いている。

(意見) 私立園の正職員の採用や人材派遣と競合しないかどうかは、現在の私立園に在籍する派遣の保育士の人数を把握しなければ確認できないと考えるため、本市が調査を行って本当に影響がないかどうか確認すべきである。

Q. 派遣の保育士は正職員に比べて弱い立場になりやすい側面があるが、人間関係等他の園に異動したいとの希望があった場合は応じられるのか。

A. 基本的に年度途中の異動は考えていないが、派遣先の指定は市が行うため、調整が可能な場合には異動することもできる。

Q. 債務負担行為の期間は1年間だが、本市の保育士不足の課題は1年で終了すると考えているのか。

A. 待機児童が1人でも減少するよう取り組んでいきたいと考えているが、待機児童や入所待ち児童の状況を確認しながら、緊急対策として人材派遣委託事業を継続するかどうか検討していく。

Q. 毎年申し込み状況などを見ながら次年度の調整を行い、必要に応じて、毎年派遣保育士の必要数を調整し、11月定例会に債務負担行為を設定するという理解でよいか。

A. 10月1日時点の待機児童の状況を見て、新年度の状況を予想し、債務負担行為を設定するかしないかの判断をしたい。

Q. 今回の人材派遣の事業により急場しのぎの対応はできるかもしれないが、並行してこれまで取り組んできた待機児童対策としての保育士確保にも責任を持って取り組んでいくべきと考えるが、市の考えを確認したい。

A. 即効性のある保育士派遣業務に取り組むつつ、保育士を目指す人を増やす取組や、働きやすい環境づくり、処遇改善などの中長期的な保育士確保の施策も継続していく。人材派遣は直接雇用よりも費用がかかるなどの理由から禁じ手であったが、保育人材確保のためあらゆる手段を活用し、それぞれ並行して取り組みたい。

(意見) 今回の事業は苦肉の策だと捉えている。就学前の子どもたち全体のことを考えながら、ここまでしなければならぬ現状を見つめてしっかり取り組んでほしい。

Q. 短期的に見ると人材派遣は待遇が良い可能性もあり、正職員や会計年度任用職員から人材派遣に転職してしまう事態になると本末転倒である。資料には転職等の状況を注視して行く必要があると記載があるが、具体的な対策はあるのか。

- A. 採用に当たり、市内の保育施設で勤務していないなどの条件を付けることはできない。人材派遣の条件が良すぎて市内の保育士が流出してしまうことができれば手法を見直したい。
- Q. 派遣法では3年間同じ場所で働くとは直接雇用で切り替える必要が生じるが、3年間待機児童が解消しなければこの事業も続けていくという理解でよいか。
- A. 3年のうちに待機児童を解消したいという思いで取り組みたい。なお、派遣の保育士本人が希望すれば、直接雇用することも可能と考えられる。
- Q. 人材派遣会社が行う教育訓練の内容は把握しているのか。
- A. 派遣労働者として働く上で、一般的な接遇や個人情報の取り扱いなど、当然受けるべき研修は受けるものと認識している。
- Q. 保育士としてのスキルアップの研修はしていないのか。
- A. 保育士の人材派遣を行う会社であれば保育士としての研修も用意している可能性はあると考えるが、詳細は確認していない。
- Q. 派遣の保育士のスキルや知識についてはどのように考えているのか。
- A. 保育士の国家資格を取得した時点で、保育士として一定のスキル、知識は身に付けていると考えている。経験や個人の資質、市独自の考え方を身に付けるために幼児教育センターで実施する研修などへの受け入れもしていきたい。
- Q. 派遣の保育士の時給が会計年度任用職員の保育士の時給を上回る場合の影響を懸念するが、今まで会計年度任用職員の時給を大幅に上げることはしてこなかったという認識でよいか。
- A. パートタイム会計年度任用職員の時給については、最低賃金の上昇に伴う毎年の改定のみで大幅には引き上げてこなかったが、来年度に向けて大幅に引き上げる方向で検討している。
- Q. 派遣職員の給与は派遣元が決めるが、会計年度任用職員の給与とのバランスについて配慮して進めないと後で大きな問題となると考えるがどうか。
- A. 会計年度任用職員の給与については、これから来年度当初予算に向けて検討していくことになるが、賞与も含めた給与全体で、人材派遣と比べても遜色のない金額にしたいと考えている。

#### **四日市マリッジサポート事業業務委託費**

- Q. 令和5年度と令和6年度で傾向の違いはあったのか。
- A. 大きな違いはないが、実感として、応募者も増え、市がこうした事業をしていることが徐々に浸透しつつあると感じている。
- Q. 申込者の中から参加者はどのように決めているのか。
- A. 年度内で初めての参加者を優先した上で、年度内の申込回数を考慮して決定している。
- Q. 当日キャンセルされることもあるのか。
- A. 体調不良で当日キャンセルになることもあった。
- Q. 開催前に参加者のキャンセルがあった場合の対応はどうしているのか。
- A. 事前連絡があった場合は、できるだけ補充をしている。
- Q. 今年度開催予定の総合体育館で開催するスポーツイベントの内容を確認したい。
- A. 「ゆるっとレクリエーションスポーツ」ということで少し体を動かす程度の活動で行

うことを考えている。

(意見) 昨年度のeスポーツの回への参加者数が少なく、スポーツに関する内容は女性の参加を増やすためにさらなる工夫が必要と考える。

Q. 企画内容をより良くするために、この事業のプロポーザルに多くの事業者が参加することが重要と考えるが、プロポーザルの実施に当たってどのように周知をするのか。

A. 市ホームページでの周知を行う。多くの事業者の提案から様々な方法を比較して選べる状況をつくりたいと考えるため、少しでも多くの事業者が入札に参加できるよう周知に努めたい。

(意見) 同じ内容を繰り返すのではなく、異なる視点から良い提案を受けられるよう周知してほしい。

### **予防接種等事務処理業務委託費**

Q. 令和4年度から3年間の契約に変更したことで良い影響はあったのか。

A. 年度末から年度初めにかけての業務が山積する時期に委託業者に業務に従事してもらえることが大きなメリットであったと考えている。

Q. 他にも様々な単年度契約の業務委託があるが、複数年度の契約によって同様のメリットが得られることも考えられるため、全体的な見直しを考えてはどうか。

A. 今後そうした視点も含めて検討したい。

Q. 入力データのエラー回復とあるが、月100件という件数は多いのではないか。

A. 1か月当たり約5000件の予防接種の予診票が医療機関から届き、その内容確認を行っている。医療機関や接種者の記入漏れがあり、月100件程度を想定している。接種日やチェック項目の記入漏れが主な内容である。

Q. このような作業について、デジタル化により効率化を図っていくことが重要と考えるがどうか。

A. デジタル化によるメリットが大きい業務と考えるが、国がDX化を検討しており、本市だけでなく医療機関のシステムにも影響があることから、国の動向を注視しているところである。

Q. 医療機関でも記載内容について漏れなどがあった際に確認することもあると思うので、医療機関からも声掛けができるよう連携して、エラーが少なくなるようにすべきではないか。

A. 医療機関に対してそのような依頼をしているところであり、今後、エラーが少なくなるように連携したい。

### **議案第52号**

#### **令和6年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）**

別段の質疑、及び意見はなかった。

### **議案第54号**

#### **令和6年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第1号）**

別段の質疑、及び意見はなかった。

## 議案第 55 号

### 令和 6 年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

別段の質疑、及び意見はなかった。

#### 【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、全体会に申し送るべき事項につきましては、議案第 51 号 令和 6 年度四日市市一般会計補正予算（第 6 号）、第 3 条債務負担行為の補正のうち、保育士派遣業務委託費については、全体会において当委員会における議論の内容、事業の目的、懸念点を共有した上で、全委員で議論を深めるべきとの意見があり、これを諮ったところ、全会一致で全体会に送ることと決しました。

これをもちまして、教育民生分科会の審査報告といたします。

## **予算常任委員会教育民生分科会長報告(令和7年2月定例会議会)**

教育民生分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

### **議案第87号 令和6年度四日市市一般会計補正予算(第8号)**

#### **【教育委員会・経過】**

##### **第1条 歳入歳出予算の補正**

##### **《歳出第10款教育費 第1項教育総務費》**

別段の質疑及び意見はなかった。

#### **【こども未来部・経過】**

##### **第1条 歳入歳出予算の補正**

##### **《歳出第3款民生費 第1項社会福祉費》**

##### **《歳出第3款民生費 第2項児童福祉費》**

##### **第2条 繰越明許費の補正**

別段の質疑及び意見はなかった。

#### **【健康福祉部・経過】**

##### **第1条 歳入歳出予算の補正**

##### **《歳出第3款民生費 第1項社会福祉費》**

##### **令和6年度住民税非課税世帯臨時特別給付金給付事業費・事務費**

(意見) 事務費のうち、給付金対象者抽出・データ加工業務について、市職員でも行える業務ではないかと考えたが、理事者の説明を受け、事業者への委託業務が必要であることを理解した。

##### **第2条 繰越明許費の補正**

別段の質疑及び意見はなかった。

#### **【結果】**

以上の経過により、当分科会所管部分については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、全体会に送るべきとする事項についても特段ありませんでした。

これをもちまして、教育民生分科会の審査報告といたします。

教育民生常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第 108 号 四日市市指定地域密着型サービスの基準を定める条例の一部改正について、及び、議案第 109 号 四日市市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部改正については、別段、質疑及び意見はありませんでした。

議案第 110 号 四日市市地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、委員からは、今回の国による省令の改正の背景を確認する質疑があり、理事者からは、介護専門職、医療専門職の不足を背景に人員配置の緩和を行ったと思われるとの答弁がありました。

また、委員からは、本市の地域包括支援センターへの影響を確認する質疑があり、理事者からは、本市の場合、職員の配置基準の柔軟化については効率よく運営できるようになるが、在宅介護支援センターが地域包括支援センターのランチ機能を担う形で運営していることから、他の自治体に比べると改正にかかる影響は少ないと考えているとの答弁がありました。

これを受けて、委員からは、今後、職員の配置がさらに厳しくなる中で、今後の課題としてどのようなことが考えられるのかとの質疑があり、理事者からは、専門職が不足していく中で、いかに人材を確保していくのが課題であるとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、介護専門職、医療専門職が不足する中でそれぞれの地域包括支援センター、在宅介護支援センターの現場の状況を注視し、各センター間でのフォローなど、混乱が生じないような対策を今から検討してほしいとの意見がありました。

議案第 111 号 四日市市こどもまんなか基金条例の制定について、ないし、議案第 114 号 四日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、別段、質疑及び意見はありませんでした。

議案第 127 号、ないし、議案第 132 号 工事請負契約の締結につきまして、

委員からは、5月に解体工事が予定されている学校がある理由を確認する質疑があり、理事者からは、全体の工事の規模が大きく、工事に日数を要するためであり、学校と協議の上、工事の影響が少ない箇所について、安全対策を十分に講じたうえで実施する予定であるとの答弁がありました。

これを受けて、委員からは、夏季休業期間だけでは工事が

終了しないなど、学期が始まってでも工事を行わなければならない場合、安全確保や学習環境の保障のためにどのような対策をするのかとの質疑があり、理事者からは、休日など、授業時間を避けて工事を実施したり、仮設の間仕切りを設置するなどの対策を講じていきたい。また、設計の段階から工事の担当課や学校とも協議を重ねており、児童生徒をはじめ来校するすべての人の安全対策に努めていきたいとの答弁がありました。

これを受けて、委員からは、やむをえず授業時間中に実施する場合にも、教員や児童生徒の意見を聞いて対応してほしいとの意見がありました。

議案第 133 号、及び、議案第 134 号 動産の取得につきまして、

委員からは、三重県教科書特約供給所が県内の教科書を取り扱う書店の選定等を行っているとのことだが、三重県教科書特約供給所は学校教育に精通している人が担っているのかとの質疑があり、理事者からは、県内の書店で構成されていると理解しているが、詳細については把握していないとの答弁がありました。

議案第 135 号 動産の取得について、移動図書館車 1 台、及び、議案第 149 号 四日市市国民健康保険条例の一部改正につきましては、別段、質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました 17 議案については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてであります。四日市市民生委員推薦会、青少年問題協議会、エスペランス四日市運営協議会、人権施策推進懇話会及び同和行政推進審議会について、調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

【請願第12号（審査の経過）】

教育民生常任委員会に付託されました請願第12号 小中学校給食の無償化を求めることにつきまして、当委員会の審査の経過をご報告申し上げます。

本請願につきましては、請願者から趣旨説明の申出がありました。これに対し、当委員会では、2月20日の委員会において、審査に先立ち、請願者の趣旨説明の機会を設けることを決定いたしました。

請願第12号 小中学校給食の無償化を求めることにつきまして、請願者から次のような請願趣旨の説明がなされました。

11月定例月議会において、審査期限の延期となった理由は、無償化による市の財政負担が大きいことと理解しており、給食無償化のために必要な金額として、現在の学校給食費にかかる保護者負担額を試算したところ、約9億9000万円であった。これでも大きな金額だが、これまでの市の説明にあった約16億円に比べると実施しやすいと考える。また、全国で3分の1の自治体がすでに給食を無償化しており、本市よりも財政状況はるかに厳しい自治体での実施もみられる中で、本市においても給食無償化を実現し、本市が子育てしやすいまちだと市民が実感できることが、出生数や転入者の増加につながり、人口減少を食い止めることになる。これらのことから、本請願を早期に採択し、本市において小中学校給食を

無償化してほしいとのことでした。

次に、請願者に対する質疑において、委員からは、給食無償化を一度開始した場合、今後永久に実施する必要があると考えるがどうかとの質疑があり、請願者からは、無償化を一度始めたら、継続してほしいと考えるが、今後国が実施する可能性があり、財政的に苦しい自治体でも実施している例がある中で、財政力指数が高い本市において今できることとして給食無償化を実施してほしいとの説明がありました。

また、委員からは、全国の3分の1の自治体で給食無償化を実施しているとの説明があったが、全国の自治体の中で実施している自治体数を基にした割合という認識でよいかとの質疑があり、請願者からは、そのとおりだが、国の調査によると、小中学校とも通年で実施している自治体の数であり、期間や対象を絞って実施している自治体は他にもあるとの説明がありました。

これを受けて、委員からは、自治体数を基にすると3分の1だが、これは人口の少ない自治体の方が実施しやすいということであり、給食が無償化されている人口で考えると1割程度に過ぎないということは理解しておく必要がある。給食無償化を一日でも早く実現してほしいという請願者の思いは理解するものの、財政負担がかかることを考慮して、国の動向を注視し、様々な面を考慮して判断する必要があるとの意見がありました。

また、他の委員からは、国においての実施が決まったわけではないが、動きが少しずつ見えてきている中で、国の動向を見守るような考えはないのかとの質疑があり、請願者からは、国での実施についても期待するところだが、全国で先駆

けて本市で少しでも早く実現することで、本市が子育てしやすいまちであることを保護者が実感できるようにしてほしい。給食費を据え置いて物価高騰分を市が負担していることは、保護者には実感がなかったが、無償化により実感することができると思うとの説明がありました。

これを受けて、委員からは、総理大臣の発言のとおり、国による全小学校の給食無償化が令和8年度から始まる場合、本市が今から動き出しても同じ時期になるのではないかと考えるため、そこに市費を投じることについては慎重に判断したいとの意見がありました。

また、他の委員からは、国が給食無償化を進めようとしている中で本市が先に無償化を開始する必要性を感じないが、どのように考えるのかとの質疑があり、請願者からは、国での実施も確実ではないため動向は注視すべきだが、国が始める前に本市が実施した方が、市民に子育てしやすいまちとしてアピールしやすいと思うとの説明がありました。

これを受けて、他の委員からは、給食はただ食べるだけでなく、食育という重要な側面があり、給食無償化をパフォーマンスに使うのは良くないと思うがどうかとの質疑があり、請願者からは、パフォーマンスという意味ではなく、国においての実施が確実とするならば、市が国に先駆けて実施することで子育てに熱心なまちとして、市民が理解しやすいという意味で発言したとの説明がありました。

次に、理事者からは、請願者の資料にある保護者負担額の試算について、次のような補足説明がなされました。

試算は適正であるものの、保護者負担のほかに、物価高騰

分の公費負担を含めた、本市の学校給食運営費（食材料費）の総額が約 16 億円であり、物価上昇の影響を受けて徐々に増額してきている状況があるため、こうした背景についても考慮する必要がある、とのことでした。

次に、理事者への質疑において、委員からは、説明があった約 16 億円というのは学校給食運営費（食材料費）の総額であり、保護者負担額の約 10 億円を除いた約 6 億円は、現在も本市が負担している金額であり、新たに給食無償化を実施するために必要な金額は請願者の説明にあった保護者負担額の約 10 億円という理解でよいかとの質疑があり、理事者からは、新たに予算計上が必要な経費としてはそのとおりであるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、5200 筆を超える署名が集まったこと、また、国が給食無償化を実施すれば、本市が継続して負担する必要はないことを考えると、財政力のある本市においての給食無償化は可能であり、早期に実現する必要があると考えるためこの請願に賛成したいとの意見がありました。

また、他の委員からは、本市の子育て世代の人が市の子育て施策の恩恵を実感していないということは大きな課題と考える。兵庫県明石市は令和 2 年度から実施しており、東京都品川区も実施に向けて検討していることから、規模の大きい自治体でも実施できると考え、本市においても実施すべきと考えるとの意見がありました。

また、他の委員からは、国による無償化が令和 8 年度から始まる場合、本市が今から動き出しても同じ時期になるのではないかと考えるため、国の動向を注視する必要があることから、審査期限の延期を申し出るべきと考えるとの意見があ

りました。

これを受けて、他の委員からは、3月末には国の正式な方向性も示されると考えるため、国の動向があいまいな中で議会として判断するよりも、国の判断を議会として受け止めたうえで判断すべきと考えるため、審査期限の延期に賛成するとの意見がありました。

以上の経過により、請願第12号につきましては、委員から審査期限の延期を申し出があったことから、これにつき採決を行ったところ、賛成多数で審査期限の延期の申し出を行うことに決した次第であります。

これをもちまして、請願第12号についての当委員会の審査報告といたします。

## 予算常任委員会教育民生分科会長報告（令和7年2月定例月議会）

教育民生分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

### 議案第99号 令和7年度四日市市一般会計予算

#### 【教育委員会・経過】

#### 第1条 歳入歳出予算

#### ＜歳出第10款教育費 第1項教育総務費＞

#### 四日市市奨学金

- Q. 令和7年度当初の募集定員を50名とした理由を確認したい。
- A. これまではコロナ対策、物価高騰対策として、国の補正予算措置の方針が示されたタイミングに合わせ、8月定例月議会において補正予算を上程し、12月の募集開始時には定員を100名まで増やして実施したが、今回は12月下旬に国の物価高騰対策の補正予算措置の通知があったため、12月の募集開始時点では50名とした。
- Q. 令和4年度以降、追加募集も含めると応募者は100名を超えており、ニーズを見ると、当初から募集定員の枠を拡大すべきではないか。
- A. 制度設計当初からの募集定員50名の枠でしばらくは様子を見たいと考えている。
- Q. 募集定員を50名にすることで遠慮する市民もいる可能性もあるため、募集開始当初から100名にすべきではないか。
- A. これまで国の補正予算措置に合わせて募集定員を拡大してきた。市の単独事業として拡大することについては、物価高騰が続く中で経済状況や家計の状況を注視し、必要に応じて検討していきたい。
- Q. 募集時期が12月しかないが、家庭の状況が突然変わることも考えられるため、柔軟に対応できるように、年度途中での募集も検討すべきではないか。
- A. 突発的な理由によって募集期間に間に合わないケースがあることは認識している。予算の確保も含めて今後研究したい。
- Q. 令和4年度と5年度に実施した追加募集はどのように行ったのか。
- A. 当初募集では定員の100名に到達せず、予算に余裕があったことから、6月に追加募集を行い、7月分から月額奨学金の支給を開始した。追加募集については入学支度金を支給していない。
- Q. 事業を開始してから3年ほど経過しているが、奨学生が大学へ進学できたり、中退をしなくても済んだりというような効果について調べることはできないのか。
- A. 精緻な分析はできていないが、利用者に対してアンケートを実施する機会などを通じて、可能な範囲で把握することができれば、今後の参考になると考える。
- （意見）効果が明確になれば、説得力をもって募集人員や予算の拡大にもつなげられると考えるため、ぜひ分析してほしい。

## 小規模特認校支援事業

- Q. 小規模特認校制度を適用した水沢小学校への令和7年度の登校予定者は3名とのことだが、見学、面談を経て十数名から3人になった要因を確認したい。
- A. 4月から9月までの事前相談においては様々な相談があり、希望する児童や保護者が想定していたものと異なったため次の段階には至らなかった事例もある。また、その後の見学、体験の中で普段の水沢小学校の様子を見たり、地域行事へ参加したりする一方で、児童が本来在籍校を選択するケースや、夏休み明けの学校への行き渋りが出やすい時期に、一時的に水沢小学校への登校を検討したが、引き続き本来在籍校に通うことにしたケースもあった。その後、5人の児童が申請に至り、制度の目的である、水沢小学校の教育環境の充実や、その児童の学びの場として最適かなどをふまえた審査を経て3人の登校予定者の決定に至った。
- Q. 思っていたものと違うという保護者や生徒の反応があった場合には、どんなニーズがあったのか把握して内容を今後検討していかなければならない。いかに特色を持って魅力的な取組をするかが重要であり、地元住民とのふれあい、祭りへの参加が果たして人を惹きつける取組なのかどうか考える必要がある。渋谷区の探究学習のような、従来の総合的な学習の時間を増やしてカリキュラムを大幅に変更するなど、特色のある取組を研究していかなければならないと考えるがどうか。
- A. 小規模であるために斬新な取り組みに挑戦できるという可能性を否定するものではないが、現段階としては、地域と密接に関わるという特色を生かして、地域の良さを最大限にPRし、異学年の交流、地域とともに取り組んでいくことを当面の間は進めていきたい。
- (意見) 地域の特性を生かした取組を否定するものではないが、今後のことをさらに発展していくため、探究学習のような取組についても研究してほしい。

## 教職員不足の状況

- Q. 教職員不足の状況を解消するため、令和7年度はどのように取り組んでいくのか。
- A. 令和5年度には、ペーパーティーチャーセミナーを開催するとともに、東海地区の大学訪問にも大学の数を増やしながら取り組んでいる。令和6年度は、新たにペーパーティーチャー相談会を実施し、8名の相談を受けたうち1名の採用を見込んでいる。同時に、県費の正規教員が増強されるよう、県に対して新規採用者の増員や講師を含めた待遇改善などについて継続して強く要望していく。さらに、校務DX化を含む教員の働き方改革によって教員の負担軽減を図っている。
- Q. 教員不足解消のためにはそれらの取組も重要だが、若者が教員を憧れるようにならないといけない中で、教員の不祥事が多く報道されている。教員同士が危機感を持って資質の向上を図り、教員を目指す人を増やす努力が必要ではないか。
- A. 本市で不祥事が起きた際には教育長がメッセージ動画を配信し、ほとんどの教員が真面目に働いている中でも不祥事は起こり得るものであるため、同僚性を担保し、お互いの生活と権利を守るためにもお互いに目を配ってほしいと伝えた。今後もそれぞれの教員が自分自身の問題として捉えるよう訴え続けていくしかないと考えている。また、大学生、学習指導員、ボランティアなどにヒアリングを行い、外部の視点から

学校現場の当たり前を変えていく取組を始められると良いと考える。教員たちが自らを律してもう一度信頼を回復しなければならないため、繰り返しメッセージを発信していきたい。

Q. 保護者とのトラブルが原因で病気休暇になった教員が職場復帰をする際に、休職前と同じ職場に復帰することについて、別の職場に復帰する方が保護者にとってもその教員にとっても良いと考えるが配慮できないのか。

A. 県の人事異動のルールとして、病気休暇を取得しその職場に復帰していない教員については人事異動の対象としないこととなっているのが現状である。

(意見) 病気休暇を取得した教員の心のケアには十分配慮してほしい。

### **民間プール施設を活用した水泳指導業務委託**

Q. 令和7年度に水泳指導を委託する学校では教員の負担が軽減されるが、対象ではない学校の教員に対しては何らかの負担軽減などの対応はしないのか。

A. まだ委託していない学校に対しても、水泳指導をサポートする人材を雇用することで負担軽減を図っている。

(意見) 早期に全ての学校が民間委託できるよう進めるとともに、まだ委託できていない学校の教員の負担軽減を行い、学校間で差を生まないよう取り組んでほしい。

### **生命及び性に関する出前講座**

Q. 講座の中で、リプロダクティブヘルスアンドライツ、性と生殖に関する健康と権利という言葉は登場するのか。

A. そうした考え方を非常に大切にしている講師もいる。

Q. 人工妊娠中絶について触れる講座もあるのか。

A. 中学校までの段階で中絶について触れるものは確認していない。

Q. 性行為や避妊についてどのように取り扱っているのか。

A. 中学校保健体育科の学習指導要領解説において、受精、妊娠を取り扱うものとし、妊娠の経過については取り扱わないものとする明記されており、直接的な性行為に対する指導は行っていないが、思春期には異性への関心が高まるため、情報に適切に対応する必要があること、また、相手を尊重する行動を選択することについて指導している。

Q. どこまで取り扱うのかは難しい問題だが、望まない妊娠が起こる可能性は否定できないことから、具体的でなくても、妊娠を終わらせることができるという知識を持っていることが重要と考えるが、指導する考えはないか。

A. 中学校においてはそこまでの内容は取り扱っていないが、高校において人工妊娠中絶に当たる内容は取り扱っている。

(意見) 中学生で、知識がないために望まない妊娠の経過が進み、どうしようもなくなるようなケースを防ぐことについても検討する必要があると考える。

Q. 小学1年生から中学3年生までの間で何回の出前講座を受けることができるのか。

A. 基本的には小学校で1回、中学校で1回受ける。

Q. 出前講座の内容について、講師同士で関連性、継続性を持たせるような組み立ては

しているのか。

A. 児童生徒の発達段階に合わせて講座の内容は変えているが、今後、講師同士が連携してそのような情報を共有する機会を設けたいと考えている。

Q. 教育委員会は講座の内容についてはあまり関わっていないのか。

A. 各校でカリキュラムを系統立てて作成しており、講座の内容も各学校と講師との間で打ち合わせをしている。

Q. 資料にある講座の内容は、1回の講座で記載の全ての内容を取り扱うのか。

A. そのとおりである。

### **新教育プログラム推進事業（キャリア形成）**

Q. プレ社会人セミナーの内容を確認したい。

A. それぞれの中学校が卒業生など様々な職業の人を招き、就職について、夢や志を持って取り組むことのすばらしさ、マナーなど様々なテーマで講座を開催する。

Q. 職場体験学習の保険は生徒全員に適用されるのか。

A. 中学校2年生を中心に職場体験に行く際に何かがあったときに対応できるよう保険に加入するものである。

### **新教育プログラム推進事業（地域への愛着）**

Q. 令和6年度は、全小中学校が四日市公害と環境未来館を見学したのか。

A. 令和6年度は全小中学校が見学した。令和7年度も全小中学校が見学する予定である。

Q. この見学に対する支援とあるが、教育委員会は何をするのか。

A. バスや電車での移動について支援をしている。

### **チーム学校推進事業**

Q. スクールソーシャルワーカー（SSW）について、全22中学校区に配置が完了し、市費で7名、県費で4名が活躍しているが、さらなる増員、拡充を図るため常勤化を求めたが、どのように対応するのか。

A. 各中学校に拠点型配置として中学校区に配備したことにより、各校から好評を得ており、特段、配置増の要望は聞いていない。今後はSSWが困難な事案について対応していることから、学校との連携を高めるなど質の向上について考えており、令和7年度は10回の研修会を開催し、事例研修などを行うことで、SSWが学校と方向性を合わせて活躍できることを目指したい。

Q. 質の担保は重要であり力を入れて取り組んでほしいが、現実的に地域の様々な機関と連携し、学校や保護者の要請に応えるためには質の向上だけでなく、配置する時間数の拡充も必要と考える、一度に常勤化するのは難しいかもしれないが、各校に配置する時間を拡充する必要があるのではないか。

A. 時間の増については今後十分検討したい。

Q. いじめリスクアセスメントに関わる調査研究、いじめ予防教育開発研修会の内容を確認したい。

A. いじめリスクアセスメントに関わる調査研究については、いじめ調査をデジタル化し、いじめリスクをアラート発出させることで、いじめに対する組織的な早期対応につなげるもの。各学校で、このアラート発出時の分析及び対応の仕方などの研修を行い、今後、いじめリスクのアラートが発出された時、早期に適切な対応がとれるように各小中学校で年に2回の実施を考えている。いじめ予防教育開発研修会は、既に数校の小学校で先行実施しているが、いじめ予防教育について、本市独自で教材を開発し市全体で取り組んでいこうとするものである。

(意見) いじめ認知件数は大きく上昇している中でSNS等の新たな課題も取り入れながら対応を強化してほしい。

### **スクールカウンセラー（SC）、ハートサポーター（HS）**

Q. 追加配置するスクールカウンセラーは相談件数の多い校区に一人ずつ配置されるという理解でよいか。

A. そのとおりである。

(意見) 追加配置によって相談内容をより詳細に把握し、対応することを期待している。

Q. スクールカウンセラーの追加配置は具体的にどのような人員の拡充を行うのか。

A. 例えば、これまで週に1回カウンセラーを派遣していた中学校に対し、2回になるよう追加配置をする形で実施する予定である。

Q. 昨年8月の決算審査の答弁では、学校によっては相談のために1週間ほどの待ちが発生しているとあったが、どの程度解消されると見込んでいるのか。

A. 学校からの要望も受けて相談件数の多い学校に追加配置を行うものであり、相談の待ち時間は解消されるものと推測する。

Q. 同じ校区内の小学校と中学校を同じスクールカウンセラーが担当することで、信頼関係の構築につなげたいと過去に答弁があったが、その後の取組はどうか。

A. 小中学校とカウンセラーが信頼関係を構築できる体制が理想であるものの、現在はすべての小中学校でそのような配置ができていないわけではない。今回の追加配置によって、小学校で担当したスクールカウンセラーが中学校でも担当する可能性は高まると考える。

(意見) 子供たちの心理に関わるものであり、信頼関係が土台となるため、小学校、中学校で継続して担当できる体制を実現してほしい。

Q. 教職員とスクールカウンセラーの連携強化についても今後取り組むべきではないか。

A. これまで教職員とのコンサルテーションの時間が取れないという課題があったが、追加配置によってそうした機会も増えると考えられる。

Q. スクールカウンセラーへの相談はどのように行っているのか。

A. 基本的には各校の教育相談室において対面で行っている。

Q. メールで対応することはないのか。

A. メールでの相談はない。

Q. ハートサポーターの配置先は決まっているのか。

A. 緊急的な対応として対象校に派遣するものであり、あらかじめ配置を決めているわけではない。

## 中学校休日部活動地域展開における拠点型活動

Q. 種目ごとに拠点型活動の会場をそれぞれの学校に選定した根拠を確認したい

A. 令和6年6月に小学校5、6年生、中学校1、2年生を対象にアンケートを実施し、それぞれの地域での種目ごとの希望を選定の際の一つの要素とし、各種目の協会、主催団体、拠点型活動を担う団体にも聞き取りをしたうえで会場を設定している。

Q. 会場の選定に当たって、体育館などがその種目を十分に行える広さであるかという視点も重要ではないか。

A. まずは生徒たちのアンケート結果を中心に、それぞれの協会、連盟などと相談した上で決めており、体育館の広さも要素の一つとして考慮したが、結果として資料に記載の会場設定となった。この内容を保護者に伝えた上で、来年度にスタートし、参加する生徒や保護者の意見を聞きながら、より良い拠点型活動になるよう、会場の変更や増設など柔軟に対応していきたい。

Q. 例えば、バレーボールの会場にコートを2面取るとサービスエリアが確保できない大きさの体育館が設定されているが十分に活動できるのか。

A. 公式試合を開催するに当たっては不適切と考えるが、拠点型活動を行う分には支障はないと考える。

(意見) ジャンプサーブが当たり前になってきた時代に、助走ができないところで練習をするのは適切でないと考える。

Q. 拠点型活動の会場への移動手段について理事者で想定はしているが、実際にどの交通手段で通うように市が指定する考えはあるのか。

A. 可能な方法で行くことを基本にしており指定する考えはない。

Q. 普段の部活動より移動距離が長くなるが、道中で事故等が発生した場合の救済のルールはあるのか。

A. スポーツ安全保険には必ず加入するように案内し、何かがあった際には保険を活用できるようにしたい。また、会場の設定に当たって、希望の少なかった活動については、公共交通機関でのアクセスについても配慮しながら設定した。

Q. 6割以上の生徒、保護者が徒歩、自転車で移動することになるが、拠点型活動の会場へ移動するには、通学では使っていない道を通ることになるが、歩道の有無や交通量などについて把握しているのか。また、保護者から安全面について要望があった場合どのように対応するのか。

A. できる限り安全面には配慮したいが、今のところ生徒が自転車を使って通う割合は想定しておらず、開始前、開始後に十分調査し、安全面の対応をしていきたい。

(意見) 安全面については、大きな事故が起こってしまったからでは遅いため、実施しながら考えるのではなく、移動する手段や経路、経路上の危険個所について十分に把握し、対策を講じるよう強く要望する。

Q. 市内を北部、中部、西部、南部に分けて会場を設定しているが、住んでいる地域に希望する種目がない場合は、他の地域の会場に通うこともできるのか。

A. 種目によっては特定の拠点を推奨することはあるかもしれないが、住んでいる地域によって通う会場は縛らず、誰がどこにでも参加できることを基本に進めたい。

- Q. 途中で別の活動に変更することもできるのか。
- A. そうした変更を妨げるつもりはない。
- Q. 資料にある会場の設定は一度決まってもその都度変更になる可能性があるのか。
- A. 会場の設定は明確に示したうえで開始する予定だが、柔軟な対応をしていきたい。
- Q. 会場となる場所は、そこに指導者となる教員がいるからなのか。それよりも活動場所としてそこが適しているから会場となっているという捉えでよいか。
- A. 会場の決定については協会や連盟に所属する教員もいるため、そのような意向が多少は働いた可能性もあると考えるが、基本的には、生徒の希望を基に協会や連盟と話し合い決めている。
- Q. 拠点型活動に参加する生徒の交通費は誰が負担するのか。
- A. 受益者負担とし、本人が負担することになる。
- Q. 参加する生徒の取り合いにならないようにする必要があるが、参加する生徒の人数によって拠点型活動に対して支払われる費用が異なる契約にはなっていないのか。
- A. 参加者数によってそのような差は生じない。

### **学校教室の開放**

- Q. こども未来部が子供の居場所づくりとして、じばさん、地区市民センター、あさけプラザで実証事業を行う予定だが、学校を活用するのが最も使いやすく有効であると考えているが、教育委員会としては、学校教室は学校教育に使うのが基本であり、支障がない範囲であれば使用しても良く、コミュニティスクールを通して活用してほしいという立場であるという認識でよいか。
- A. まずはコミュニティスクールによる子供の居場所という考えを大切に、学校を開放して、放課後に地域の方が関わられるような場所として使えるように検討したい。
- Q. 部活動終了後の3年生を対象とした教室開放を実施しているのが9校、毎週木曜日の放課後に全生徒対象に教室を開放しているのが1校であり、学校の状況によって実施日数も異なるとの説明があったが、公平性に欠けるのではないか。
- A. 基本的には生徒からの個別の質問には時間が許す限り対応しているものであり、資料は中学校22校に対して実施したアンケートの結果だが、どこもテスト期間中、長期期間中に教室開放は実施しており、基本的には同じような取組をどの学校も実施しているものと認識している。また、毎日図書室を開放したり、部活動のない特定の曜日に教室開放したりする取組は、特別な取組として回答のあったものを掲載している。
- Q. コミュニティスクールの活用をさらに今後広げていくとのことだが、全ての地域で子供たちのニーズに対して、コミュニティスクールで十分に対応しきれぬのか疑問に感じるがどうか。
- A. コミュニティスクールを中心に子供の居場所づくりが展開されていくことを目指している。
- Q. 子供のニーズがある地域によっては実現が難しいところも想定されるが、ニーズに対して全市的にきめ細かく応えていくべきではないか。
- A. まずは学校を選定して、学校での居場所について課題や成果を整理し、協議していきたい。

(意見) 空白地域が生まれないよう、ニーズに対して公平に対応できるよう取り組んでほしい。

Q. 当委員会で実施したワイ！ワイ！G I K A I で訪問した中学校2校どちらからも勉強する場所を求める意見を聞いているが、テスト期間、長期休暇中の教室開放により、生徒が求めれば教室や図書室を使えるという理解でよいのか。

A. 市内中学校で実施している教室開放は、テスト期間、長期休暇中など一定期間を決めて実施しており、ワイ！ワイ！G I K A I での意見は、普段から自由に使いたいという思いが強いものと捉えている。そのため、コミュニティスクールを活用して、生徒たちが自由に使えるものになるよう検討したい。

Q. 地域の協力が得られない場合に、教員が自習室で一緒に仕事をするような取組は考えられないのか。

A. 教員の負担軽減、働き方改革の観点から現状では難しいと考える。コミュニティスクールの活用が難しければ他の方法についても検討していきたい。

Q. 小中学校における余裕教室の考え方、定義を確認したい。

A. 基本的には学校施設は学校教育のために使用するという前提があり、学校教育に支障がない範囲で、必要な普通教室、特別教室、管理諸室や少人数指導を行う際などの部屋として使用している以外の部分を余裕教室としている。外見上、児童生徒がいなくても使用している部屋はあるため、見た目で空いている教室と実際の余裕教室の定義は異なる。

Q. 一般質問等においても余裕教室があれば活用できるとの答弁はあるもののなかなか活用ができないことについて、こども未来部と協議してほしい。地域における子供の居場所づくりの場所として余裕教室を提供することについてどのように考えているのか。

A. まずは、コミュニティスクールとして地域の人に関わった子供の居場所づくりを目指している。他にも、学童保育所が、常時使用する例や夏休みに学校長の許可を得て使用する例もある。また、地区市民センターがそういう使われ方をすることもあと認識している。

Q. せっかく設置したエアコンが夏休み中に稼働していないのはもったいないとも感じるため、夏休みの間だけでも、学童保育所に開放し、学習や様々な活動の場所としての環境を与えられるようこども未来部とも連携してほしい。

A. 市立小中学校における余裕教室活用方針を定めており、総合教育会議の場で市長と共有している。余裕教室の活用については、学童保育所や地域の総合型スポーツクラブなどの団体による占有も学校教育活動に支障がない範囲で活用できる方向性を示している。P T A活動やコミュニティスクール、子供の居場所についてもこの方針の中で整理はしているものの、放課後、夏休みの教室活用のしやすさについて考えていきたい。

(意見) 学童保育所が始まった時は、教育委員会が閉鎖的であり活用が難しかった。市全体で子育てをしていこうという中で、学校としても幅広い視野で検討してほしい。

## **不登校対策推進事業**

Q. 小学校においても、校内ふれあい教室をモデル校3校に設置するが、例えば日永小学校、常磐西小学校での取組においては中学校で早くから実施している常磐中学校と連携することは考えているのか。

A. まずは4月の担当者会での顔合わせを行い、登校サポートセンターのアドバイザーが各校を巡回しながら学校間のつなぎ合わせをしっかりとやっていきたい。

(意見) 小学校と中学校の連携は重要であるため丁寧に取り組んでほしい。

Q. 日永小学校、富田小学校、常磐西小学校をモデル校に選んだのは不登校児童が多いからか。

A. 不登校児童の状況も考慮はするが、地域性も考慮しながら、校内ふれあい教室を設置した際の動線が確保できるか、保健室などの部屋に登校する児童がいることによりそれぞれの部屋の本来の機能が低下している状況などを考慮して、効果が出ると見込んだ3校に設置する

Q. 小学校への校内ふれあい教室の配置は何年かけて全小学校に拡充していくのか。

A. 不登校児童数が少ない小学校もあるため、全小学校に展開するというよりは、各学校の状況を調査しながら、必要に応じてモデル校として設置していきたい。

Q. 小学校と中学校の校内ふれあい教室の違いや設置に当たって気を付けなければならないことはあるのか。

A. 小学校への設置に当たっては教育支援課と登校サポートセンターで協議を重ねており、小学校での不登校児童の対応においては、別室登校をする児童が登校する様子から全く状況が違うことが想定されるため、中学校の校内ふれあい教室の教員をそのまま配置するのではなく、専任の教員を配置して事業をスタートしたい。

(意見) 不登校支援については小学校から早期に対応し、中学校で新たなスタートを切れることが重要と考える。この取組には注目しているため、注力して取り組んでほしい。

Q. 校内ふれあい教室を設置していない小学校では、不登校の児童やその保護者に対してどのように対応しているのか。

A. 保護者や児童が学校まで相談に来た場合は、担任、学年主任、管理職などが話を聞くなどの対応をする。また、家から出られない場合には担任や学年の担当教員が家庭訪問をするなど、放課後の活動が中心となる。

Q. 不登校児童生徒の状況を示したグラフはどのように作成しているのか。

A. 各学校において、病気等ではない理由で30日以上休んだ児童生徒を不登校として認定しており、文部科学省に提出するデータとして作成しているものを抜粋して掲載している。

Q. 毎年8月に実施している不登校の状況報告は児童生徒にアンケートをとった結果なのか。

A. 児童生徒から直接アンケートをとっているわけではなく、児童生徒や保護者などへの聞き取りなどを基に、学校が把握している内容である。

#### **民間施設・団体との連携にかかる調査研究**

Q. フリースクール「等」と記載があるが、他にどのような団体が想定されるのか。

- A. フリースクールの定義が明確でない中で、様々な形態のフリースクールが存在し今後も増加が見込まれることからこのような記載をしておき、今後はどのようなところをフリースクールとして認識すべきなのか調査を進めていく。
- Q. 今回の調査では市内の団体とそのような連携を図っていくのかを含めて調査するというのでよいか。
- A. 6団体と連携会議は行っているが、本市の子供たちがどのようなフリースクールに通っているのか、実態を踏まえて、本市としてどのように連携できるのか柔軟に考える必要があると考えている。

### **多文化共生教育推進事業**

- Q. 日本語指導が必要な外国人児童生徒を支援する適応指導員の配置状況を確認したい。
- A. 適応指導員を40名程度雇用し、各校の状況に合わせて、学校に専属で配置する場合や一時的に派遣する場合、中部中学校にある日本語指導教室に配置する場合がある。
- Q. 翻訳・通訳業務はオンラインでの実施のみなのか。
- A. 過去にはすべての翻訳・通訳の依頼に適応指導員を派遣していたが、オンラインの環境が整ったことから、オンラインを活用して依頼された通訳やプリントの翻訳などを実施している。

### **インクルーシブ教育推進事業**

- Q. 特別支援学級介助員、特別支援教育支援員の配置待機者が23人と多いが、どのように周知したのか。
- A. 市の広報を見たという人が多い。
- Q. どのような属性の人が応募しているのか。
- A. 少し子供に手がかからなくなり、学校現場で協力したいという思いを持った人が多い傾向にある。
- Q. 教員や保育士等の資格を持った人が応募してきた場合は庁内で連携して人材の紹介をするようなことはあるのか。
- A. 教員免許を持っている人が面接してきた場合には学校教育課と情報共有をしておき、仮に保育士資格を持っている人が面接に来た場合は、こども未来部とも連携するなど丁寧に対応したいと考えている。
- Q. 特別支援学級介助員137人を予算に計上しているとあるが、実際にはどのような人員配置になる予定なのか。
- A. 6時間勤務をする人を137人配置することを想定しているが、実際には6時間勤務を希望する人と4時間勤務を希望する人がおり、予算の範囲で組み合わせて学校のニーズに对应しているため、延べ人数はこれよりも多くなる。
- Q. 特別支援学級の児童生徒数と介助員の数を比べるときめ細かい対応するためには介助員の配置数が足りていないように感じるがどうか。
- A. 特別支援学級は、法的には、一人の担任に対して8人の児童でクラスを編成しており、そこに対して本市では介助員を配置している。現場では何人でも人手が欲しいというのが本音だとは思いますが、子供たちの助け合いの中で力が付くということもあるた

め、授業や活動が成立しているところにさらに人員を配置することはしていない。

(意見) 小学校でとても手厚かった支援が中学校になって介助員の支援が少なくなり、そこから学力が伸び悩むという声も聞く。介助員、指導員の確保は大変だが、特別支援学級に通っていた児童生徒の保護者の中に力になりたいと希望する人が多いことから、声掛けをしてほしい。

Q. 特別支援教育支援員は小学生 54 人に対して 37 人の支援員が配置されるが、1 人の支援員が 2、3 人の児童を見ることになるのか。

A. 小学校 37 校への配置がようやく整ったものと捉えているが、児童によって支援員が必要な教科が異なるため、時間割を工夫して複数の児童に対応できる体制にしている。

Q. 特別支援学級介助員、特別支援教育支援員ともに小学校と中学校で児童生徒に対する配置人数の割合に差があるが、どのように考えているのか。

A. 小学校でも学年が上がるにつれて支援員の必要がなくなるケースが多く、中学校に入ると介助員や支援員の支援が必要な生徒は限られてくることから、中学校の配置数が少なくなっている。

Q. サポートルームに配置する非常勤講師と、特別支援教育コーディネーターは予定通り配置できる見込みなのか。

A. 配置できる見込みである。

Q. サポートルームの設置校を小学校 29 校とした理由を確認したい。

A. 小学校全 37 校のうち 8 校は通級指導教室を設置しており、それ以外の 29 校にサポートルームを設置するものである。

Q. 特別支援教育コーディネーターの配置校を 32 校とした理由を確認したい

A. 小学校全 37 校のうち 5 校に地域特別支援教育コーディネーターを配置しており、特別支援教育コーディネーターを兼ねることからそれ以外の 32 校に配置するものである。

### **ICT活用による学習環境整備事業**

Q. 一人一台タブレットが整備され子供たちも慣れてきたと思うが、学校外での使用についてどのくらい制限されているのか。

A. 持ち帰ったタブレットは自宅などのインターネットに接続して自由に使用できるが、フィルタリングソフトにより有害なサイトなどにはアクセスできないようになっている。使用時間は制限していないため、動画サイトをいくらでも閲覧できてしまうといった保護者の意見も聞いているが、通信機器の適切な使用方法を習得することが重要と考えており、十分な周知に努めたい。

Q. それだけ活用されていると捉えることもできるし、リテラシーとしての一つの教育になるため、保護者としてもその課題に向き合う必要があると考えるが、タブレット端末で誰がどれくらい使用しているかの管理はできるのか。

A. 各端末を使用した時間等は把握できるが、個別の指導ではなく子供たちの自発的な運用の中で解決したい。

Q. 導入当初は持ち帰りを想定しておらず、学校に大型の充電保管庫があったが、現在は活用しているのか。

- A. 当時は学校で充電するため活用していたが、持ち帰りを推奨するようになってからは自宅で充電することになり、充電保管庫は一定の役割を終え、現在は安全に保管している。各教室で充電保管庫を使用することもあるが、充電アダプターとモバイルバッテリーも配備している。
- Q. 教員が使用するタブレットは、学校教育以外での使用について管理するのは難しいが、現場での管理責任は誰にあるのか。
- A. 今後は持ち帰りも可能とするが、使用についての一義的な責任は校長にあるとし、教員は校長に報告したうえで持ち帰る仕組みとしたい。現場の教員の中で1名を情報セキュリティポリシー責任者として設置しクラウド環境に対応していきたい。  
(意見) 持ち帰りのルールなどを初期の段階で十分に検討し、個人情報の管理なども含めて気を付けてほしい。  
(意見) 広い学校ばかりではないため、活用していない充電保管庫の置き場所に困るようなことがないように対応してほしい。
- Q. 通信環境の最適化について、これまで各学校の通信環境ではつながりにくいのか。
- A. 現在の通信環境が完璧というわけではないため、事業者と相談しながらより良好な環境になるようにしていきたい。

### **クラウド環境を活用した校務DXとデータ利活用**

- Q. テストの採点をどのように効率化しているのか。
- A. 問題用紙、回答用紙をコピーしてシステムで読み取り採点を行う自動採点システムを中学校22校で採用しており、中学校では、教員が作成したテストを読み取って採点にかかる時間を大幅に短縮している。小学校においては業者が作成したテストの読み取りについて著作権の点で課題があるため、どうすれば解消できるのか出版社等と折衝している。
- Q. 普段のテストでC B T（コンピューターを使用したテスト）の方式は採用していないのか。
- A. 国から全国学力・学習状況調査をC B Tで実施するための通信環境を整備するよう指示があり本市でも導入に向けて調整しているほか、電子教材のドリルパークではテスト機能が追加され、コンピューター上でのテストが広がりつつあると考えている。  
(意見) テストを紙で作成して、生徒が紙に記入したものを自動採点システムで採点するというのは効率化を考えると手間が多いと感じるため、使える所にはC B Tを採用してほしい。
- Q. クラウド上のデータの可視化とは具体的にどのようなことか。
- A. 例えばダッシュボード機能として子供たちの様子を一覧で可視化し、教員間で共有することで授業などに生かすことなどの取組をしている。
- Q. クラウド機能に障害が発生した場合の対応を懸念するがどうか。
- A. 基本的には保存したデータのバックアップをクラウド上に保存するものであり、学校にあるサーバーに保存していた時よりも安全性は高いと認識している。

### **ICT推進スタッフ業務委託**

- Q. ICT推進スタッフは、問い合わせに電話で対応することが多いようだが、学校現場に行くこともあるのか。
- A. 学校現場へ行けないわけではないが、基本的には教育委員会内で問い合わせに対する指示、助言等を行うことを想定しており、現場対応が必要な際は運用支援、保守業者を派遣して対応することとしたい。
- Q. 4月に学年が上がることによる更新作業はICT推進スタッフも携わるのか。
- A. アカウント更新作業に非常に時間がかかるが、教育委員会内でICT推進スタッフが作業することを想定している。
- Q. 教育委員会内で2名のICT推進スタッフが十分に作業できるスペースは確保できたのか。
- A. 9階教育委員会の指導課のスペースを広げ、2人分の机も設置することになっており執務スペースについては特段心配ないと考えている。

### **教育アドバイザーの派遣**

- Q. 教育アドバイザーとしてどのような人材を採用しているのか。
- A. 校長を経験した人14名に依頼し、回数は人により様々だが、各学校のニーズに応じて派遣している。

### **メディア・リテラシー養成を通じた人権教育出前授業**

- Q. 出前講座の講師を派遣する事業者はどのように選定しているのか。
- A. 公益財団法人反差別・人権研究所みに依頼している。教員の経験がある講師を派遣でき、年間157回の各学校、学級の問題に応じた人権学習としての授業が実施できる事業者は県内でこの事業者しかいないと考えている。  
(意見)現在の事業者がいけないわけではないが、幅広く事業者を募集して取り組む必要があると考える。
- Q. この団体に限った話ではないが、出前講座を長年担っている団体から講師等の高齢化などにより講座の継続が難しくなっているという声も聞いているため、次の担い手を育て、事業を継続する意味でも他の事業者を発掘することも必要ではないか。
- A. 人権にかかわる授業ができることを前提に今後検討していきたい。
- Q. 生徒の感想で、情報をうのみにせず、事実かどうか確かめることが大切とあり、重要な授業をしていると感じるが、メディア・リテラシーについて児童生徒が学習するのはこの出前授業の機会だけなのか
- A. 各教科の授業や人権学習において関連する分野を取り扱うことがあるため、そこでも十分に取り組んでいく。
- Q. アルバイトだと思っていたら犯罪に巻き込まれるケースや、投資詐欺に巻き込まれるケースなどが見られ、インターネットを通じたトラブルに関する内容も取り扱う必要があると考えるがどうか。
- A. 特に中学校などではそうした時事問題を取り入れながら、子供たちに考えさせる内容も吟味しており、学校のニーズも聞きながら講義内容を検討していきたい。
- Q. 偽情報が出回るなど、難しい時代に子供たちが生きているということを考慮して、

こうした出前講座により人権学習の専門家の意見を聞く機会の頻度を上げることを検討すべきではないか。

A. より多くの学年で対応したいという思いもあり、手法も含めて検討したい。

(意見) SNSや動画視聴サイトを利用する子供の低年齢化が進んでおり、1年生からでも実施することを検討してほしい。

## 《歳出第10款教育費 第2項小学校費、第3項中学校費》

### 市立小中学校における借地の状況

Q. 公立小学校の敷地にも民有地、国有地を借りているところがあることは理解したが、学校創設時にこれらの民有地、国有地を借りることに至った経緯は把握しているのか。

A. 学校の創設が昭和初期、明治などかなり古いことから経緯は把握していない。

Q. 国有地と比べると民有地の方が借地料が高いのは理由があるのか。

A. 国有地は国の定める基準によって土地の貸付料基礎額に減額率が設定されており金額が安くなっている。

Q. 長期間にわたって借地料を支払っている借地を売却してもらうよう市がアプローチをすることはしないのか。

A. 橋北小学校において、過去に買い取った記録もある。申し出等があり、敷地の確定等が容易な場合には敷地を買い取るケースも考えられるが、測量等の敷地の確定行為に係る費用は多額になることが想定され、市から積極的にアプローチはしておらず、近年、所有者からそのような申し出も聞いていない。

Q. 本来は公共施設の土地は市が所有すべきと考える。然るべき部署と連携して買い取りのアプローチを行い、健全な財政につなげるべきではないか。

A. これまでも買取り可能な土地は購入を行ってきており、令和6年度は橋北中学校の土地を購入した。相手方の意向や、敷地の確定に係る費用が多額になるといった学校毎に困難な課題があり、今後どうしていくべきか検討したい。

Q. 学校が閉校する場合、土地は所有者に返還するのか。

A. 学校用地として不要になった場合には返還のための交渉をすることになる。

### 小中学校屋内運動場・特別教室等空調設備整備事業

Q. いち早く全校に整備するために、国の補助を活用せず、リース方式にてエアコンを整備することを選んだと理解したが、本市の負担が概算で約20億円多くかかっても、総合的に考えれば市民にメリットがあると判断した根拠を確認したい。

A. リース方式は、経費の性質が賃貸料、維持管理費などのランニングコストであり、国の臨時特例交付金の対象とならない、と国に確認を行っている。また、国が補助対象とするPFI方式等で空調を整備する場合、事業者の決定に時間を要し、早くても令和10年ごろに整備完了となる見込みである。本市は熱中症対策を含めた良好な教育環境の早期実現を目指しており、国の補助を受けずにリース方式にて整備を行うこととした。併せて、一部の特別教室にも空調設備が整備されていないため、一括で早期に空調設備を整備することを目的に、スピード感を持って取り組んでいきたい。

Q. 過去の一般質問等では、断熱改修が必要であることから空調設備の整備が難しいと

答弁していたが、今回、断熱改修を行わずに空調設備の整備を行うに至った経緯を確認したい。

- A. 高い天井と広い空間を持つ体育館の構造上、空調が効きにくいという特性がある。断熱改修を行わずに空調設備を整備した他市の体育館を視察し、断熱改修を行わなくても、猛暑の中で一定の効果を発揮していたことを体感してきたことから、本市でも断熱改修を行わずリース方式で早期に整備することを決断した。
- Q. リース期間満了後の所有権は市と事業者のどちらにあるのか。
- A. リース期間満了後、空調設備は市へ無償引き渡しをすることを条件とする予定である。
- Q. リース方式により競争性が働きやすいと資料にあるが、入札不調などにより整備が遅れる心配はないのか。
- A. リース会社に聞き取りをしながら進めているが、なるべく早期に進めることで他自治体との競争になる前に事業者を確保できるよう、できる限り速やかに実施したい。
- Q. 児童生徒や地域の方が実際に空調を使えるようになるのはいつごろになるのか。
- A. 令和7年度当初には公告を出して早期に事業者を決定し、各学校の特別教室と体育館等を令和8年度末までに順次整備していきたいと考えている。学校によって整備時期にばらつきが生じるが、早く整備できた学校から使用できるよう、事業者と協議していきたい。
- Q. 学校開放の際の空調設備の使用について、規則や料金設定などを検討すべきではないか。
- A. 現在も関係部局と検討をしているところであり、学校開放を利用する人も使用できるものと考えている。
- Q. 本市の体育館は建物の性能としては最低限のものであるという認識だが、視察した他市の体育館は同等の性能の体育館だったのか。
- A. 名古屋市、岐阜市、鈴鹿市、町田市の体育館を視察し、様々な空調方式を検討した。鈴鹿市は夏、冬のどちらも視察し、空調が効いていることを確認している。構造的には本市とほぼ変わらないと認識している。
- Q. CO<sub>2</sub>排出量、エネルギー使用量削減の観点から、断熱性能は今後の公共施設には必要と考えるが、断熱改修を行わずに空調を使用することで、エネルギーの使用が増え、CO<sub>2</sub>をより排出することになり、今の時代に合わない考え方ではないか。
- A. 改築する際には、断熱を行い、空調の方式についても再検証が必要となる。今回の空調設備は、体育館全体を冷やす無駄がなく、人が活動するところへ風を送ることで人の体感温度を下げる方式を採用し、効果的なものを整備したいと考えている。

#### ＜歳出第10款教育費 第4項幼稚園費＞

別段の質疑、及び意見はなかった。

#### ＜歳出第10款教育費 第5項社会教育費＞

##### 電子図書館運営費

- Q. 利用実績を見ると多くの人が利用していると理解するが、他市の状況と比較してど

のように評価しているのか。

A. 事業者を確認したところ、同じ電子図書館を導入している 379 館のうち閲覧数は 5 位であり、十分な利用があったものと認識している。

Q. 12 月の利用が多いが何か施策を講じたのか。

A. 冬休みにぜひ使ってほしいと小中学生向けに各校の校長からアナウンスしてもらった。

(意見) 自宅で読書ができる貴重な機会であるため、利用者の声を聞きながら今後も充実してほしい。

Q. 当初予算資料の目的と内容が昨年度と同じで金額のみ増えているが、要因は何か。

A. 2 年更新のコンテンツが多く、更新時期を迎えるコンテンツが約 7000 件あるため。なお、これらはそのまま更新するのではなく、新たに選定し直して購入していきたい。

Q. 事務経費には何が含まれているのか。

A. 職員が 1 名配置されている費用であり、内容に変更はない。

Q. 全国的に見ても閲覧数が多いことは市としてさらにアピールし、今後の利用につなげるべきではないか。

A. 多く利用されていることから好事例として紹介したいという話も事業者から聞いており、今後取組の発信に努めたい。

#### **四日市まちじゅうこども図書館事業**

Q. まちじゅうこども図書館事業は社会教育課から図書館に移管された事業だが、移管後の周知等の取組はどのように実施してきたのか。

A. 参加店舗にアンケートを取ったりホームページの内容の更新を行ったりした。市民への周知については足りなかったところもあったかもしれないが、参加店舗へのアプローチとして、移管後 3 年間は継続してアンケートを実施して意見の吸い上げを行った。

Q. コンビニエンスストアのイトインスペースに営業に行くなど、参加店舗を増やす取組もできたと考える。本に触れるきっかけになる良い事業であることから、継続してもいいのではないかと考えるが、今回事業を終了する理由を確認したい。

A. 事業開始当初より、参加店舗には自由に出入りして無料で本を読める場所の提供や、子供たちへの周知など様々な取組を参加条件としてお願いしてきた。しかし、コロナ禍をきっかけに、自由な出入りが制限され、本を店頭に出さなくなってしまった店舗が出てきた。アンケートでは、事業の趣旨に賛同する意見は多いものの、実際の利用者は 1 週間に 0～5 人という店舗が圧倒的に多く、店舗によっては店主が世代交代し、なぜこれを始めたのかわからないというところもあった。市としては本のあるまちとしての意識付けの種まきをしたと思っており、市主導の事業自体はいったん終了するものの、現在各店舗に貸与している本については、まちじゅうこども図書館の取組を続けていただける店舗には差し上げたいと考えている。

Q. 参加店舗に置いてある本は市で購入したもの、各店舗で用意したものどちらもあるのか。

A. 店舗で 100% 用意したところ、市にリクエストがあり用意したところなど様々であ

る。市にまちじゅうこども図書館参加の要望があると、職員が店舗に行って事業趣旨の説明や聞き取りを行い、そのうえで要望に応じて本を用意している。

Q. この事業にはそこまで職員の手間や予算がかからないものという理解でよいか。

A. この事業自体は何もしなければ手間はあまりかからない事業だが、現在は、図書館の事業として電子図書館、移動図書館の事業、新図書館の整備に向けた事業に重きを置いている。限られた職員数でこれらの取組に手いっぱいな中、アウトリーチサービスの精査をしたところ、市が手を引いても、まちじゅうこども図書館の取組は各店舗で続いていけるものという認識のもと収束できないかと考えている。

#### 【議員間討議（四日市まちじゅうこども図書館事業）】

(意見) 事業の趣旨は良いものであり、コロナ禍によって事業が停滞し、その後、市として特に参加店舗を増やす取組をしないまま事業を終了することを撤回してほしいという思いがある。

(意見) 本に触れるという大切な出会いの機会であり、勉強だけでなく人間性を深めるためのよい取組と考える。実際の参加店舗からも事業終了を疑問に感じているとの声も聞くため終了するのは残念と考える。

(意見) 空き店舗に居場所づくりをする際に、この事業を活用して本を置き、子供の居場所づくりにつながっているところもある。市の助けがなくても取組は続いていくと思うが、残せるところは残すというやり方もあると考える。

(意見) 活字文化が薄れる中で子供たちに紙の本の良さを実際に手に取ることで感じてもらうことが重要と考える。書店と図書館が連携してお互いの本を市民に提供するという先進的な取組をしている自治体もあるため、市民、子供たちが本を手に取りやすい環境をつくる本事業から市が手を引いてしまうことはもったいないと感じる。引き続き継続について今後検討してもよいと考える。

(意見) 続けられるところだけ続ければよいというわけではなく、市から周知をしっかりと行い、参加店舗の再募集をかけるくらいの取組を実施して、再スタートしてほしいと考える。

Q. 教育委員会として委員の意見を受けてどのように考えるのか。

A. これまでと同様にアンケートを取る程度であれば続けられなくはないが、事業を継続するならば手をかけて実施したいという図書館の思いを聞く中で、現在の図書館の業務の状況を鑑みるとこの事業をさらに盛り上げる場合はかなりの負担となる。10年の節目を迎えて、今後市として一切かかわらないというわけではないが、一旦区切りをつけたいと考えている。

#### **プラネタリウム投映事業費**

Q. 休館中の博物館が3月1日にオープンし、人気コンテンツの投映が始まるが、来場者はどのくらいを見込んでいるのか。

A. 非常に人気の高いコンテンツであり、3か月間で3千数百人程度の見込んでいる。

Q. 三重県総合博物館で実施しているジブリ展が好評だが本市にも誘致しないのか。

A. 集客力のあるコンテンツだが、開催負担金の額が大きく本市の博物館の予算では届かない。関連の展示会も含めて調査を行い将来的にそうしたコンテンツも誘致できるよう努力したい。

## 《その他》

### **通学路の交通安全プログラム**

Q. 教育委員会としては通学路の整備に関する予算は持っていないという理解でよいか。

A. 通学路の地図を管理するための予算はあるが、整備に関しては予算を持っていない。

教育委員会は調整役として学校からの要望を整理して会議を行っている。

(意見) 通学路の整備に関する予算を増額できるよう教育委員会から担当部局に要望してほしい。

## **第2条 債務負担行為**

別段の質疑、及び意見はなかった。

## 【こども未来部・経過】

### 第1条 歳入歳出予算

#### 《歳出第3款民生費 第1項社会福祉費》

##### 不妊治療費

- Q. 不妊治療費の予算が前年度より少なくなっている理由を確認したい。
- A. 令和5、6年度の実績を見て令和7年度の必要数を見込んで算出している。

#### 《歳出第3款民生費 第2項児童福祉費》

##### 「こどもまんなか社会」の実現に向けた機運醸成等事業費

- Q. こどもの意見聴き取りの機会創出について、どのように政策推進部と連携して取り組んでいくのか。
- A. 現在、広報マーケティング課で実施している市政ごいけんばんを子供向けに改修したものを新たにホームページ上に設ける予定である。また、教育委員会と連携し、児童生徒が使用するタブレット端末上に分かりやすい形でアイコンを置き、アクセスにつなげたい。
- Q. 意見聴き取り機能とウェブサイトの運用はいつからになるのか。
- A. 制作の時期を合わせて12月ごろの運用開始を一つの目安と考えている。
- Q. 子供の意見を聴き取り、それを反映し、子供たちにフィードバックする流れはイメージできているのか。
- A. 現在検討中であるが、アンケート形式の場合は、市政ごいけんばんでアンケート調査の結果とともに内容についての考察、結果のまとめを公開しており、その方法をベースに考えている。また、自由記述式の場合は、こども計画策定に向けて実施した意見聴き取りのフィードバックの方法をベースに考えている。子供に分かりやすいものとなるよう、広報マーケティング課と連携して検討を重ねたい。
- (意見) 最終的に子供たちに自分たちの意見がどのように反映されたのか分かるような流れを構築してほしい。
- Q. ウェブサイトは子供向けに作成するのか。
- A. 小中学生、高校生とその保護者を対象に考えている。

##### こどもの居場所づくり事業費

- Q. 令和7年度に交付団体が増える想定はしていないのか。
- A. 現時点でも新たにこども食堂を始めたいという相談は受けており、当初予算額2000万円の中で新規団体への補助も行うことができると考えている。
- Q. じばさんで行うこどもの居場所づくり実証事業について、開設時間は何時から何時までを想定しているのか。
- A. 実証事業はプロポーザルにより実施団体の選定をするため、詳細は提案の内容によるが、高校生が放課後に利用できるよう、午後3時から7時ごろを想定している。
- Q. 開設中の管理に関して、スタッフが常駐するなど、安全性の確保について確認したい。

- A. 安全性の確保については重要と考えており、開設時間中は必ずスタッフが常駐する。
- Q. じばさんでの開設については、高校生を対象として、どのような意図を持って検証するのか。
- A. こども計画の策定の過程で、高校生から、気軽に自由に集まれる場所を求める声を聴いており、アクセスの良さも考慮して中心市街地に、気軽に集まれる場を提供し、利用状況や開設時間の設定が適切かなどについて子供の声を聴きながら検証していきたい。
- (意見) 利用者の声は多種多様であり、一定のコンセプトを持って実施する必要がある。
- Q. 地区市民センターで行う実証事業の開設時間は何時から何時までを想定しているのか。
- A. 午後2時から5時ごろを想定している。
- Q. 安全性の確保についてはどうか。
- A. 開設時間中は必ず学習支援ができるスタッフが常駐する。
- Q. どのくらいの利用率、ニーズがあれば他の地区市民センターに広げていくというような基準は設けているのか。
- A. 各地区市民センターの部屋の大きさやこども食堂等の実績を参考にすると、10人〜20人程度が一つの目安になると考えることもできる。
- (意見) 市が運営するものであるため、不公平感が生まれないように配慮してほしい。
- Q. 週に1回の開催は少ないと感じるがどうか。
- A. 実証事業として、学校が比較的早く終わる水曜日を想定して週1回でまずは実施したい。
- (意見) 子供の意見を聞きながら、できるところは拡充してほしい。
- Q. 学校の長期休暇中の開設状況は変わるのか。
- A. 週1回は開催し、受託業者から長期休暇期間の開設回数や時間は提案次第である。
- Q. 開設する地区の小学校等へはどのように周知するのか。
- A. 子供が放課後に立ち寄ることができるよう、八郷地区市民センター開催分は八郷小学校、内部地区市民センター開催分は内部小学校に対して、周知を依頼していきたいと考えている。
- Q. 小学4年生から6年生の利用が見込まれる理由を確認したい。
- A. 児童館などの子供の居場所となる施設が少なく、現状で小学4年生から6年生の学童保育所の利用が少ない地域から2地区を選定した。
- Q. 小学4年生から6年生以外の子供の利用や、校区外からの利用の希望があった場合は対応するのか。
- A. 主に利用者として小学4年生から6年生を想定しているが、小学1年生から3年生の利用もあり得ると考えている。また、小学生は校区外に一人では行けないため校区外の児童の利用は想定していない。
- Q. 地区市民センターで行う実証事業の予算について、2か所で300万円という認識でよいか。
- A. そのとおりである。
- Q. 想定している委託先はあるのか。

- A. 学習支援を実施できる団体に委託したいと考えている。
- Q. 地区市民センターの居場所で、学習支援を実施する理由はなにか。
- A. 開かれた居場所として提供するだけでなく、学習支援をキーとして子供たちの利用につなげたいと考えている。
- Q. あさけプラザで行う実証事業について、小中学生のための体験という対象年齢の幅が広いが、年齢に合わせて子供の関心が向くような内容にするべきではないか。
- A. 幅広い年齢層で楽しめる内容に加えて、対象の年代を絞ったイベントも考えたい。
- Q. 特に地区市民センターでの開催に期待したいが、実証事業を経て全市的に展開することも視野に入れているのか。
- A. 令和7年度の実証を経て、利用者の状況、ニーズ、子供たちの声を検証したうえで、実施する場所や数についても検討していきたい。
- Q. 学校施設の開放について、学校以外の居場所も必要であるという点は同意するが、教育委員会が目指すコミュニティスクールを活用したこどもの居場所づくりが全ての地域で実現するのか疑問に感じている。こども未来部と教育委員会の連携についての考えを確認したい。
- A. 双方の情報を十分に共有し、連携してこどもの居場所づくりに取り組みたい。

### **児童手当について**

- Q. 制度改正により4か月に1回から2か月に1回の支給となったが、制度変更の前後では、何月分が何月に支払われているのか。
- A. 令和6年10月分から制度が変更になったが、直前の6月～9月分を旧制度で10月に支給しており、その後、10月分と11月分を新制度で12月に支給している。
- Q. 4月に支払われるのは2月分と3月分は、年度をまたいで支払うことになるのか。
- A. これまでも旧制度で2～5月分を6月に支給しているが、その分を新年度の予算で支払っており、これは国に認められた方法であるため特に問題はない。
- Q. 受給資格のある人に適正に支払われているという理解でよいか。
- A. 受給資格のある人は管理しており資格のある月を確認した上で適正に支給している。
- Q. 支給日が支給月の7日から10日に変更する時期はいつか。
- A. 令和8年2月を予定している。
- Q. 変更する時期に受給者に周知するのか。
- A. 受給者が準備できるように変更までの間に、広報よっかいちや受給者あての郵便はがき等で十分に周知を行った上で2月に変更したい。

### **学童保育事業**

- Q. 指導員処遇改善補助、月額9,000円相当処遇改善補助の違いを確認したい。
- A. 指導員処遇改善補助は、平日の午後6時30分を超えて開所している施設の職員を対象に平成25年度給与と比較して改善された金額を補助するものである。月額9,000円相当処遇改善補助は、全職員を対象に令和4年1月時点での給与と比較して改善された金額を補助するものである。
- Q. これらの補助金によって指導員は平均でどのくらい賃金が上昇するのか。

- A. 補助金申請に基づくものであり全指導員の平均ではないが、平成 25 年度に約 980 円だった常勤職員の時給が令和 5 年度は 1850 円になっており、補助金により時給はかなり改善されている。また、月額 9,000 円相当処遇改善補助によって一人あたり社会保険料相当を含めて 1 万 1000 円ほどの増額となる。
- Q. キャリアアップ処遇改善補助について、内容を確認したい。
- A. 放課後児童支援員の資格を持つ職員を対象に平成 28 年度給与と比較して改善された金額を補助するものである。
- Q. 研修を受けて放課後児童支援員の資格を取得すれば補助を受けられる仕組みだが、指定された日の都合が悪く研修を受けられない人もいることから、オンラインでの受講や指定日以外での研修など、資格取得がしやすい環境が必要ではないか。
- A. 放課後児童支援員は、保育士等の資格を持っている人や、所定の勤務経験を満たしている人などが、研修を受けて資格を取得するものである。研修は三重県が主催しており、現在もオンラインで受講できる。市が単独で実施する研修については、対面で実施するものとオンラインで受講できるものがある。午後から学童保育所での保育がある中で午前中に研修を受けてもらっている事情もあるため、できる限りオンラインを併用できるよう工夫していきたい。
- Q. 育成支援体制強化補助の内容を確認したい。
- A. 学童保育所で実施する事務作業を外部委託する場合に補助を行うものであり、税理士や社会保険労務士に委託を行う場合や、事務全般を包括して委託する場合を想定している。
- Q. 外部委託にかかる費用全額に対して補助されるのか。
- A. 委託契約の内容によって委託料の上限を設定しており、例えば、社会保険労務士への委託については 20 万円が上限である。
- Q. 学童保育所の規模によって活用しにくい条件の補助金もあることに加え、補助制度についてよく知らない学童保育所もあることから、指導員の負担軽減につながるよう十分な周知が必要と考えるがどうか。
- A. 毎年度末に、全学童保育所に対し、補助金の説明会を実施している。制度が活用しにくい、どう活用すればいいか分からないという声があれば個別に対応したい。  
(意見) 小規模修繕等に係る補助金について、大規模な学童保育所などは修繕に多額の費用がかかるため、補助金の上限の見直しを検討してほしい。
- Q. 保育の質向上に努めるとあるが、具体的にどのように取り組むのか。
- A. 指導員研修事業として市独自で研修を行い、質の向上を図っている。
- Q. 民設民営ではあるものの、多くの補助金を市が支出している中で、学童保育所と保護者との間でトラブルがあった場合は市としてどのように関わっていくのか。
- A. トラブルの内容にもよるが、保護者からの話を聞いて対象の学童保育所に伝えることもあれば、保護者が特定されないよう直接介入はせずに一般的な事例として各学童保育所に情報提供を行うこともある。  
(意見) 民設民営ではあるものの、サービス内容の平準化や、児童が過ごす環境の改善、保護者の利便性向上、支援員確保と働く環境の改善、教育委員会と連携した学校施設の活用など、市として積極的に介入しながらサポートする必要がある。

Q. 特に指導員の確保は急務であり、行政が手を差し伸べるべきではないか。

A. 市としてもサポートしたいと考えており、各学童保育所の求人情報をまとめたチラシの作成と回覧、ホームページでの周知に新たに組みたいと考えている。

Q. 教育委員会との連携についてどのように考えているのか。

A. 教育委員会と協力し、小学校の1室を借りて夏休み限定で学童保育所を開設する予定をしている。今後も積極的な支援に努めたい。

Q. 学童保育所の待機の状況は把握できないのか。

A. 民設民営という形式の中で申し込み児童の後追い調査が現場の負担になること、また、入所の基準が学童保育所によって異なることから国の定義に基づいた待機児童の把握は難しい。一方で、定員を超えそうな学童保育所は事前に把握しており、学童保育所に入れなかった保護者から相談があった際には送迎で通うことができる学童保育所を案内するなどの対応をしている。年度末に行っている監査の際に、各学童保育所の入所状況を確認しており、20名程度の入所待ち児童を把握している。

### **児童虐待防止対策事業**

Q. こども家庭センターが令和7年度から改めて組織に位置づけられるが、指揮命令系統が一つになり、相談体制などは具体的にどのように変わるのか。

A. 組織や指揮命令系統が一つになることで、例えば、ケースワーカーや保健師が現状行っている相談以外の事務を集約することができ、結果としてケースワーカーや保健師が相談に注力できるようになる。また、家庭訪問、来庁、電話、オンライン、メールなど様々な形態で相談を実施しているものの、相談したい方が最も効率的な相談形態を選択できるように、相談受理の手順や情報連携の方針を課内で整理することもできる。このようなことを通して、結果として、相談体制の充実が図れるものと考えている。

(意見) 母子保健と児童福祉の支援を切れ目なく漏れなく行っていくことが重要であるため、事務を整理するなどして、相談体制の強化を図ってほしい。

Q. こども家庭センターにおいて、サポートプランの作成が必要なケースや合同ケース会議にかけるようなケースは増加傾向にあるのか。

A. 令和7年1月時点で約400件のサポートプランを立てている。また、児童福祉分野と母子保健分野の合同会議は、令和7年1月時点で約40件実施している。来年度も増加傾向にあると考えるが、サポートプランは対象者と対話しながら作成するものであり、プラン作成を望まない方も一定数みえることから今後大幅に増えることは想定していない。

Q. 相談窓口が明確になるとのことだが、ホームページなどでの周知はしていくのか。

A. メールアドレスや電話番号もこども家庭センターとして統一ができるので、ホームページをはじめ、様々な手段により母子保健に係る相談や、こどもや家庭に係る相談の窓口として周知を図っていく。

(意見) こども家庭センターの役割は大きくなると思うため、今後も児童虐待の早期発見、早期対応、未然防止に取り組んでほしい。

Q. 支援対象児童等見守り強化事業の内容は変わったのか。

- A. 内容に変化はない。なお、事業費のうち、食材費が上がっていることを考慮して食費に係る単価を上げたものの、全体への影響は少なかったため、予算の総額は令和6年度と変わっていない。
- Q. 事業を継続する中で家庭の状態が改善したケースはあったのか。
- A. 事業を実施する中で、来てもらってよかった、子供の表情が良くなったとの声も聞いており、これを改善と捉えることもできると考える。
- Q. 今後もこの事業によって見守りを続けるということによいか。
- A. 事業は今後も継続していきたい。ただし、この事業で必要な見守りの全てを担っているわけではないため、この事業だけでなく、ケースワーカーによる訪問、学校や保育園などによる見守りなども継続していく。
- Q. 支援対象児童等見守り強化事業は、令和7年度も令和6年度と同じ事業者へ委託して実施するのか。
- A. プロポーザルの結果、令和6年度と同じ事業者の予定である。  
(意見) 同じ委託先が続くことによりメリットもあるがデメリットもある。今後も継続して良い事業効果が得られるよう取り組んでほしい。
- Q. 養育支援訪問事業と子育て世帯訪問支援事業の違いを確認したい。
- A. 養育支援訪問事業は市が直営で実施しているものであり、ハイリスク家庭に対し、保護者が家事、育児を自らできるように助言、指導を行うことに主眼を置いている。一方、子育て世帯訪問支援事業は委託により実施する事業であり、家事や育児を全部ではないものの保護者等に代わって行うものである。
- Q. 子育て世帯訪問支援事業はどのようなケースを想定しているのか。
- A. 要保護児童対策地域協議会において支援が必要と認められるケースに加え、ヤングケアラーのいる家庭など、何らかの事情で家事や育児が困難となっているケースを想定している。

### **障害児相談支援委託事業**

- Q. 障害者と障害児両方の相談支援を担う事業者からは負担になっているというような声は届いていないか。
- A. 現在委託している法人は、以前から県の相談事業などに携わっており、障害者、障害児どちらの相談支援も経験があるため、特段問題はないと考えている。
- Q. 法人が新規参入する場合には何か基準を設けているのか。
- A. 障害者相談支援事業と一体的に実施しているため、障害福祉課とも連携しながら法人の選定に当たっていききたい。

### **保育士等人材確保事業（就労奨励金支給費補助）**

- Q. 令和7年度から就労奨励金の支給対象を拡大することについて、本市では正職員を対象にしているが、桑名市では正職員以外の職員も対象になっているという話を聞いている。他市町の勤続年数以外の支給条件も把握して本市にも取り入れてはどうか。
- A. 他市町の制度の細部については今後調査し、参考にしたい。  
(意見) 働く先を決めるときに細部こそが重要になることもあるため、詳細に研究し、

本市で保育士を継続する人が一人でも増えるよう取り組んでほしい。

### **保育士等人材確保事業（保育体制の強化）**

- Q. 散歩等の園外活動時やプール活動時の保育支援者の配置について新たに補助の対象としているが、園外活動時の補助は具体的にどのような内容か。
- A. 国の補助を活用し、保育支援者が散歩等の園外活動時などに見守りで付き添う場合に月額4万5000円を上限に補助を行うものである。
- Q. 拡充内容としては、国の補助内容を実施するというもので、市が追加で補助するわけではないのか。
- A. そのとおりである。
- Q. どのくらいの私立園が活用する見込みなのか。
- A. 14園が活用するものと見込んでいる。

### **保育士等人材確保事業（私立保育園・認定こども園のICT化推進）**

- Q. 私立園に対してキャッシュレス決済機能の導入に補助を行うが、これにより私立園の費用負担はあるのか。
- A. 国の補助率は2分の1であり、私立園の一部負担がある。導入内容によって補助額が変わり、一つの機能を導入する場合は1施設当たり上限20万円、端末を同時に購入する場合は1施設当たり70万円が補助の上限となっている。
- Q. 今回の補助は、国の補助内容を実施するというもので、市の上乗せ補助はないということでしょうか。
- A. 国の補助メニューを活用するもので、市の上乗せ補助はない。
- Q. どの程度の機能を持ったシステムを導入するかは私立園の任意なのか。
- A. 私立園による選択となり、基本的には保育業務支援システムに付随するキャッシュレス機能を導入すると考えられ、多くの保育業務支援システムが複数の決済手段に対応している。
- Q. 何園の導入を見込んでいるのか。
- A. システム導入に関するアンケートにより、20園が導入する見込みである。
- Q. 公立園でキャッシュレス決済を導入する予定はあるのか。
- A. 現在、公立園で導入している保育業務支援システムには、口座振替の代行サービスはあるが、既存のシステムとの連携等の準備が整っていないため、現時点で導入の予定はない。
- Q. 私立園にはキャッシュレス決済を奨励するのになぜ公立園で導入しないのか。
- A. 公立園において支払う必要のある0歳から2歳児の保育料や給食費は別のシステムで管理しており、財務会計システムとの連携や、全国のシステム標準化の動きの中で今後システムが大きく変わる可能性もあり、導入を見合わせている。
- Q. 全国でそうした動きがある中で、国はキャッシュレス決済への補助を追加してきたのか。
- A. 私立園のICT化自体は保育現場の負担軽減のために、これまでも国において支援が行われていた中、キャッシュレス決済機能について補助内容が拡充され、本市も私

立園のICT化を支援するため、今回、補助を実施するものである。

Q. 私立園でキャッシュレス決済を導入すると効率化が図られるのに、公立園では効率化にならないということか。

A. 公立園においても給食費を電子マネーで支払えるようになれば、利便性が向上するものと考えますが、今回、私立園への補助とタイミングが合わないのは、全国のシステム標準化による事務上の都合である。

Q. 公立園で現金を徴収する場面はあるのか。

A. 職員の給食代や日本スポーツ振興センターの保険料などの現金を、月次で集金し、金融機関へ入金している。

(意見) そうした現金の取扱いをキャッシュレス化することで保育士の負担軽減につながることから、公立、私立問わずキャッシュレス化で現金の取扱いをなくすことによる負担軽減にも取り組んでほしい。

### **待機児童対策事業費**

Q. 保育士派遣業務委託について、11月定例会議会での議論を受けて、現時点でどのような状況なのか。

A. 公募により事業者の選定を実施し、候補となる派遣保育士のリストアップをする段階まで進んでおり、現在、6人の常用の保育士を紹介してもらい、配属先の調整をしている。公募当初は合計19人紹介できる見込みと事業者より聞いていたが、候補となる派遣保育士が希望する条件を確認したところ、そのうち常用で勤務できるのが6名となった。常用以外を希望する保育士については、勤務を希望する曜日の異なる2人を組み合わせることで常用1人分として派遣を受けるなど、シフトを組み合わせることでマッチングできる可能性もあるため、一人でも多く配置できるよう現在調整をしているところである。

Q. 会計年度任用職員（パートタイム）の採用も並行して実施しているのか。

A. 会計年度任用職員（パートタイム）の時給を上げて、今までどおり募集を続けており、保育士派遣業務委託と併用している。

Q. 会計年度任用職員（フルタイム）の採用も行っているのか。

A. 令和6年度は、会計年度任用職員（フルタイム）の採用試験を4回実施し、1名採用できたが、もともと会計年度任用職員（パートタイム）で採用していた職員であり、保育士の数は変わらなかった。

Q. パートタイムと比べるとフルタイムの方が応募は少ないのか。

A. パートタイムにも期末手当、勤勉手当が支給されるようになり、パートタイムの条件が改善されてからは、フルタイムを希望する人はほとんどいなくなっている。

Q. 待機児童緊急対策交付金について、歳児ごとに単価が異なるのはなぜか。

A. 一人の保育士でみることができる園児数により単価が異なる。

Q. この交付金を活用して児童を受け入れる可能性について私立園に聞き取りはしているのか。

A. まだ予算が認められていないという前提で、市長から新たな支援策を用意するため待機児童解消に協力してほしいと私立保育連盟の園長会において直接要請した。その

後、具体的な制度設計についての意見交換を行っており、一定の理解を得ているものと考えている。

Q. 具体的に何園が受け入れてくれる見込みなのか把握することはできないか。

A. 現在入所調整を進めている中で受け入れを増やしてくれた園もあるが、全体でどのくらい増えたのかについては、まだ把握できる段階ではない。

(意見) これらの施策によりどのような効果があったのかは分析してほしい。

Q. この事業で本当に受け入れの増加につながるのか。

A. 私立園に対しては市単独の交付金を活用して一人でも多く受け入れるための体制を整えていただくというアプローチになると考える。

Q. 待機児童が発生しているという緊急事態であるため、安全性の確保が大前提ではあるものの、本市独自で実施している1歳児4人に対して保育士1人という配置基準を緩和する可能性はあるのか。

A. 基準を緩和して多く受け入れてもいいという一部の私立園からの声も聞いているが、国の動きやこれまでの本市の方針と逆行することになり、他の多くの私立園からも理解が得られるか、現場の保育士負担や物理的な施設の面積などの課題もある。

Q. 市として政策決定をして初めて実施できるものであり、難しいということは理解するが、緊急事態の措置として配置基準の緩和も関係団体と議論してほしいと考えるがどうか。

A. これまで、負担軽減を求める保育現場の思いもあり、緊急的であっても理解を得るのは相当難しいと考えている。1歳児の待機児童が多いことを考えると、配置基準の緩和は待機児童解消の手段の1つとなり得るものの、まずは私立園の関係者と意見交換をしていきたいと考えている。

### **保育園、認定こども園への入所調整**

Q. 兄弟姉妹別園の解消に向けた議論はいつごろからあったのか。

A. 令和4年ごろから議論の俎上に載ったと認識している。令和5年度入所と令和6年度入所の際に加点幅を引上げてきたが、改善が見られなかったため、令和7年度入所において第1希望優先方式を採用してさらなる改善を図ったところである。

Q. 第1希望優先方式により解消される見込みはあるのか。

A. これまで兄弟姉妹が別園だった世帯の一部が令和7年度入所の利用調整により解消されたものの、新たに兄弟姉妹が別園になる世帯も生じている。下の子が別園になっても保育園に預けたいと強く希望する世帯もあることから、抜本的な解消は難しいと考えている。

Q. 3人兄弟姉妹で3施設に預けなければならない世帯はあるのか。

A. 最も避けたい事例だが、令和7年度に入所で1世帯が調整中であり、現時点では確実にゼロとは言いきれない。

Q. 多胎児に対して加算が付くようになったのはいつか。

A. 令和6年度入所から加点している。

(意見) 待機児童が発生している状況で難しいことは理解するものの、受け入れ体制を整えて、兄弟姉妹が同じ園に通えるよう努力してほしい。

(意見) 入園待ち回数が2回や3回にもなる人が何度も申し込みをしなくても良いような体制になるよう取り組んでほしい。

#### **民間保育所等が行う特別保育事業**

Q. 乳児保育、一時保育、休日保育への補助について、それぞれ具体的にどのように拡充するのか。

A. 休日保育については、現在実施する1施設当たり300万円の補助金に加えて、1～2歳の低年齢児に対する加算と、特別支援児を受け入れる場合の加算を追加する。一時保育については、特別支援児を受け入れた場合の加算を創設する。乳児保育については、これまでは、0歳児の受け入れに対する補助金として、年度末と年度当初で0歳児の人数の差が3人以上になった場合に補助金を支出していたが、令和7年度は1人以上の差が生じた場合に補助できるように補助要件を細分化する見直しを行う。加えて、補助対象期間を4～9月の半年から1年間に拡大する。

Q. 休日保育の実施園を増やすよう、私立園に行政側から働きかけているのか。

A. 保育士不足の中で新たに実施園を増やすことは難しく、現在、休日保育を実施している私立園に対して継続するよう働きかけている状態である。

#### **児童発達支援センター管理運営費**

Q. あげぼの学園の児童発達支援事業は、土曜日の利用ニーズが増えているが、令和7年度はどのように対応していくのか。

A. 令和6年度の秋ごろから土曜日勤務の保育士を1名増員した。令和7年度も同様の体制を継続していきたい。

Q. 土曜日は、午前と午後で分かれての利用となり一定の評価はするが、土曜日も平日と同様に給食を利用し、平日と同じような利用を求める声もあるため、検討が必要ではないか。

A. 平日と土曜日では給食の有無に違いがある。給食は単に食事という意味だけでなく、摂食の指導という点でも大切である。現時点では導入に向けたハードルはあるが、今後の課題と考えている。

(意見) 今すぐ実現が難しいのは理解できるため、中長期的に考えていってほしい。

#### **《歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費》**

##### **こんにちは赤ちゃん訪問事業**

Q. この事業について産婦人科の待合で周知は行っているのか。

A. こんにちは赤ちゃん訪問の際に申請してもらっている子育て応援給付金事業については、産婦人科での周知を依頼している。こんにちは赤ちゃん訪問については、出生届の際には直接周知している。

(意見) 産婦人科の待ち時間は、自分の赤ちゃんが生まれてくる期待感から、ポスターやパンフレットに目を向け、手に取る可能性が高いため、ホームページだけでなくこうした機会を捉えて情報発信してほしい。

## 多胎児育児支援事業

Q. さくらんぼひろばの参加者数を見るとリピーターが多いようだが、参加者から、時間や日数を増やしてほしいという声はあるのか。

A. 当事者同士で情報共有できる機会は貴重であり、月1回だけでなくもう少し開催してほしいという声もある。時間については、もう少し話したかったとの声を聞く一方で、子供を連れて参加しているため現在の1時間がちょうどいいという声も聞いている。

Q. 月1回から回数を増やす考えはあるのか。

A. ふたごみつごファミリー交流会も実施しており、今年度は日曜日にさくらんぼひろばを開催した。今後は回数を増やすというよりは内容の充実に努めたい。

Q. 多胎児家事支援サービスについて、対象を2歳未満にした理由を確認したい。

A. 子供に手がかかる時期がまずは2歳未満頃までであり、事業開始に当たってはその年齢で設定した。

Q. 3歳でも手はかかるが、そうした声は聞いていないのか。

A. 開始して1年足らずで徐々に利用者も増えており、子供を連れて動けない時期に掃除に来てほしいという利用の仕方が最も多い。今後、事業所が増えて多くの人にサービスを提供できるようになれば対象年齢についても検討したい。

Q. 事業所が不足しているのか。

A. サービスを提供できる事業者を公募して実施しているが、令和6年度に実施している3事業所のうち1事業所が家事支援の事業を終了することを考えていると聞いており、2つの事業所ではサービスの提供が限られることが予想されるため、新たな事業所を探したいと考えている。

Q. その事業者が家事支援を終了するのはなぜか。

A. 会社の方針として家事支援を縮小していきたいと聞いており、特に採算が取れないという話は聞いていない。

(意見) 人手不足の中で事業所も頑張っていることを念頭におきながら事業を進め、新たな事業所を探してほしい。

Q. 産前から多胎児育児支援の制度の存在を知っていることが大きな不安解消につながるが、産前に多胎が分かった時点でどのようにアプローチしているのか。

A. 妊婦の時期からの支援が重要であるため、多胎の妊婦には妊娠届出の際に情報提供し、その後も、継続してフォローする中で産後の支援について丁寧に伝えるよう努めている。さくらんぼひろばへの妊婦の参加も増えているので継続していきたい。

## はじめまして絵本事業費

Q. 訪問時の実施方法に、訪問員が絵本を楽しむ方法、読み聞かせの効果等の知識や情報を伝えるとあるが、訪問員は読み聞かせを行わないということか。

A. こんにちは赤ちゃん訪問の際に本を手渡すものだが、その時点では、子供がまだ本を理解して楽しむような状態にないことから、保護者に対して読み聞かせの有効性を説明するものであり、希望があれば読み聞かせのデモンストレーションができる可能性もある。子供が大きくなってから子育て支援センターや図書館で読み聞かせを体験

できるというような情報を伝えたいと考えている。

Q. 全国のいくつかの自治体で行っているブックスタート事業は、子供が理解するかどうかは関係なく、訪問員が保護者と読み聞かせをすることで空気感や温かみを伝えるのが趣旨であるが、そうした趣旨とは異なるのか。

A. ブックスタート事業の趣旨はそのとおりだが、本市の場合、全員に会える機会としてはこにちは赤ちゃん訪問事業しかないため、やむを得ず生後1～2か月の時期に実施することを考えている。できる限り読み聞かせも行いたいとは考えており、図書館の司書から赤ちゃんへの読み聞かせについての研修を受ける予定である。なお、生まれてすぐの時期に絵本に興味を持ってない保護者もいること、また、全ての人がこにちは赤ちゃん訪問自体を快く受け入れてくれるわけではないことを考慮し、事業開始1年目は希望者には読み聞かせをすることも考えている。

(意見) 子育て支援センターや図書館に行けない家庭にこそその場で読み聞かせを体験することが重要と考えるため、他市の事例も研究して今後の課題として検討してほしい。

Q. 5冊を提示して1冊をプレゼントするのでは寂しいため、最低でも3冊は配付してほしい。冊数を増やすことは検討できないのか。

A. 令和7年度、事業を実施していく中で冊数についても検討したい。

Q. 4月1日に事業を開始するが、対象となる子供は4月1日生まれからか。

A. そのとおりである。

Q. 学校では4月2日生まれから学年が上がるが、教育委員会と協議したのか。

A. 教育委員会と協議はしていないが、学校での学年については年齢計算に関する法律に基づくものであり、本事業はその考え方とは切り離して、令和7年度開始の事業として4月1日に生まれた子供から対象としたい。

Q. 事業開始してからの周知はどのように考えているのか。

A. 市のホームページに情報を掲載したいと考えているが、こにちは赤ちゃん訪問の時に同時に行うものであり、訪問時にお知らせすることになると考える。また、事業開始当初は生まれた日の違いで対象になるか決まることから慎重にしたいが、事業が進んだ段階で大々的に周知していきたい。

#### 《歳出第10款教育費 第1項教育総務費》

#### 《歳出第10款教育費 第4項幼稚園費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

#### 《歳出第10款教育費 第5項社会教育費》

#### 少年自然の家施設整備事業費

Q. 分館に多目的トイレを新たに設置するとあるが、どこに設置するのか。

A. 男子トイレ、女子トイレの近くにある倉庫を改修し、車いす等も入れる多目的トイレを設置する予定である。

Q. 屋外に約100万円の費用をかけて時計を設置する必要があるのか。

A. 大きな作業車が入れないところに設置場所があるが、炊事場で活動する子供たちが

時間を確認するために必要なものであるため、更新したいと考えている。

## **第2条 債務負担行為**

別段の質疑、及び意見はなかった。

## 【健康福祉部・経過】

### 第1条 歳入歳出予算

#### 《歳出第3款民生費 第1項社会福祉費》

##### 基幹相談支援センター事業費

Q. 基幹相談支援センターを設置することによって、これまでと何が変わるのか。

A. 障害者総合支援法の一部改正により、令和6年4月から基幹相談支援センターの設置が努力義務となった。本市としても三重郡3町と共同で基幹相談支援センターを設置し、取組を進めていきたい。これまでも基幹相談支援センターに求められる実施部門の業務は5つの相談支援事業所に委託しながら、自立支援協議会の運営などを1市3町で実施してきたが、基幹相談支援センターの設置を機に、これらの取組を再編し強化するものである。

Q. 今回の予算では、会計年度任用職員（パートタイム）の人件費が計上されているが、基幹相談支援センターの職員体制はどのようなになるのか。

A. 会計年度任用職員だけでなく、人員配置に応じて、障害福祉課職員が、専任または兼務により業務にあたる。

Q. 相談体制を強化するとあるが、相談窓口が一本化されることになるのか。

A. 障害福祉課内に設置するのは企画・調整部門であり、実際の相談業務は、専門的職員が配置される5つの相談支援事業所に、実施部門としての役割を果たしてもらいたいと考えている。

（意見）5つの事業所のそれぞれの担当範囲が市民や圏域の人に伝わるように周知に力を入れてほしい。

##### 高齢者補聴器購入費用助成事業費

Q. 7万1200円の基準額について、この金額で買える補聴器は機能的には十分なのか。

A. 障害者施策の重度難聴用の補聴器の基準を当てはめており、機能面としては十分なものが購入できると考えている。

Q. 約566万円の予算で足りるのか。

A. 事業の開始年度であるため、他市町の状況を確認して予算を計上している。

（意見）多くの人が利用できるように取り組んでほしい。

##### 高齢者終活支援事業

Q. 今年6月に相談窓口を開設し、11月には終活登録事業をスタートしているが、令和7年度からはどのように取組を強化していくのか。

A. 相談業務について、純粋な終活相談としては1月末時点で76件の相談を受けており、想定よりもかなり多い認識である。終活相談は高齢者の最たる人生相談であり、経験の浅い職員での対応が難しく、ベテランのケースワーカー経験者が担当している。令和7年度は相談を受けられる職員を一人でも多く育成したいと考えている。警察、病院へも、この事業を認識してもらい、連携につなげたいと考えている。

（意見）ベテランの確保は難しいかもしれないが徐々にでも体制を整えてほしい。

- Q. 警察、病院との連携については、既に終活登録している人が亡くなった時に警察や病院から市にすぐに連絡が来ないと成立しない事業であるため、あらかじめ指定した人にきちんと情報が届くように、警察、病院との連携を急ぐ必要があると考えるがどうか。
- A. 終活情報登録事業は単身で身寄りのない人を対象にしており、警察や病院もその人の対応に困ることになる。その場合は市に連絡が来るため、漏れることはあまり想定していないが、警察や病院との連携は密にしていきたいと考えている。

### **日常生活用具給付事業**

- Q. 人工呼吸器を使用する障害者（児）に対する電源装置購入費用助成は一人につき生涯で1回しか使用できないのか。
- A. 例えば、家庭用蓄電池の耐用年数は10年としており、その年数を超えれば、また申請していただける。
- Q. 上限が15万円だが、外部バッテリーや発電機も15万円を超えないのか。
- A. 機器の性能により価格は異なるため一概には言えないが、発電機でも上限額を超えないものもある。15万円の上限額であれば、安心して使っていただける機器を購入できるものと考えている。
- Q. 非常用電源装置は10件分の予算としているが、十分なのか。
- A. 呼吸器機能障害1級の身体障害者手帳所持者は令和6年4月時点で32人であり、その中で人工呼吸器を使用している人を推計したものだが、障害者団体などにも聞き取りを行い、10件程度あれば十分であると判断して今回の予算に計上した。
- Q. 障害者手帳を所持していなくても申請はできるのか。
- A. 対象者は在宅で人工呼吸器を使用している身体障害者（児）または難病患者等であり、医師の意見書により判断することになる。
- Q. どのように周知していくのか。
- A. 4月に要綱を改正し、自立支援協議会の場において説明するとともに、一般市民向けの周知についても十分考えたい。
- Q. 今回の所得要件はどのようにして決めたのか。
- A. 国の補装具の要件に準じたものである。

### **18歳の壁問題**

- Q. 18歳で学校を卒業し、障害児から障害者に切り替わるタイミングで、18歳までは放課後等デイサービスを午後6時ごろまで利用していたが、卒業して生活介護や就労支援B型事業所などに通うようになると帰宅時間が早まり、介護する家族の負担が増えてしまうことを18歳の壁問題というが、令和7年度はどのように取り組んでいくか。
- A. 学校卒業後、帰宅時間が早くなることで、介護者の負担が増え、ライフスタイルにも影響が及ぶ場合があることは認識している。今年度は特別支援学校の高等部の1年生、2年生を対象に、夕方の過ごし方に関する調査を学校の協力のもと実施しており、状況の把握に努めている。また、令和6年4月から障害福祉サービスの報酬改定があり、比較的重度の障害がある人が利用する生活介護の基本報酬の算定単価が、1日あ

たりから時間あたりに変わったが、受け入れ時間が増えれば報酬も増える仕組みになったことから、利用時間の伸びにつながることを期待している。

(意見) 利用者のニーズを把握し、国の制度も見極めながら、事業者の意向も把握して協力できる事業者から実現できるよう取り組んでほしい。

(意見) 生活介護を実施する事業所の職員の負担にも、配慮してほしい。

### **子ども学習支援事業費**

Q. 参加する子供たちが学習指導を受けて自立に向けて頑張れるよう、また、人数も増えるよう対象者への声かけをしっかりとしてほしいと考えるが意気込みを聞きたい。

A. 参加生徒児童数を合計で60名程度までめざしたいと考えていることに加え、毎年プロポーザルで事業者を選定することにより、実施内容を改善できるよう取り組んでいる。コロナ禍で児童生徒への促しが難しかった時期もあったが、小学6年生の時期から促しをしていくことに加え学習支援を利用できない理由を分析し、よりよい学習支援の実施を目指していきたい。

Q. 今年度参加した10名の中学3年生の生徒は進学に前向きになれたのか。

A. この事業に継続して参加していれば必ず高校に進学できているという実績は事業者からも聞いている。参加する生徒がこの事業に継続して参加できるよう事業者、ケースワーカーの両方からできることに取り組んでいく。

Q. 高校生議会の意見書の中で子ども学習支援事業の対象を高校生まで広げてほしいとあったが、どのように考えているのか。

A. まずは、中学生の参加生徒が目標に到達していないことからそちらに注力したいと考えている。事業者からも指導する中で高校進学の段階で手が離れてしまう所の難しさ、大学進学に対する支援ができないかとの相談は受けている。

Q. 高校生になると県の教育委員会の所管となるが影響はあるのか。

A. 中学校の時から継続して学習支援を受けている生徒は続けられるかもしれないが、学校との連携が重要な事業であるため影響はあるものとする。

(意見) 奨学金制度などを複合すると効果も表れるかもしれないため検討してほしい。

### **民生委員・児童委員関係費**

Q. 民生委員の成り手不足が深刻だが、民生委員をサポートするためにどんな予算があるのか。

A. 活動支援のための補助金として民生委員児童委員協議会連合会補助金がある。

Q. 民生委員児童委員が総合会館で会議する場合の駐車場代は支給しているのか。

A. 令和6年の夏ごろに民生委員児童委員協議会連合会から要望があり、令和7年度補助金予算の中に当該費用について新たに計上した。

(意見) なり手不足の中で負担軽減のために細やかなサポートを行い、本市の取組が他市と比べて劣っているということはないように気を付けて実施してほしい。他市以上のサポートができるよう心構えを持って民生委員児童委員の活動に寄り添ってほしい。

Q. 補助金の増額は駐車場代だけなのか。

A. 令和6年度と比べ令和7年度の補助金額は約260万円増額しており、うち約70万円

が駐車場代であり、残り 190 万円は地区活動費を充実する予算として計上した。  
(意見) なり手不足解消のためにも必要経費は当然市が負担するくらいの対応をしてほしい。

Q. 令和 7 年度に新たに行う取り組みはあるのか。

A. 令和 7 年度は民生委員協力員制度を創設し、大学生などの若い方々に民生委員協力員（エリアパートナー）として地域活動に参加してもらうことで、民生委員活動への理解、関心を深めてもらい、民生委員活動の補助や周知啓発を行っていただくことを考えている。

### **ひきこもり支援**

Q. 三重県はひきこもり支援推進計画を策定しており、今年度実態調査などを行ったが、本市ではひきこもり支援として重点を置いて取り組んでいる施策はあるのか。

A. 重層的支援体制整備事業において、複雑化・複合化した福祉課題の相談支援を行う中で、ひきこもり状態の人に関わることはある。なお、当該事業のうち福祉総務課で相談を受けたケースは、今年度の現時点で 9 件であり、令和 5 年度から引き続き支援を行っている人が 13 件ある。定期的に関わりを持って、丁寧に寄り添いながら支援している。

(意見) 三重県がひきこもりに関する様々な取組をしている中で、本市のひきこもり支援はあまり進んでいないと感じる。三重県とも連携して、一人でも多くのひきこもりの状態の人が支援につながるよう、市としても努力をしてほしい。

### **《歳出第 3 款民生費 第 2 項児童福祉費》**

別段の質疑、及び意見はなかった。

### **《歳出第 3 款民生費 第 3 項生活保護費》**

### **《歳出第 3 款民生費 第 4 項災害救助費》**

### **《歳出第 3 款民生費 第 5 項国民健康保険費》**

### **《歳出第 3 款民生費 第 6 項介護保険費》**

別段の質疑、及び意見はなかった。

### **《歳出第 4 款衛生費 第 1 項保健衛生費》**

#### **「歩く (ARUKU)」から始める健康づくり事業**

Q. 健康マイレージ事業と ARUKU 事業は当面の間は紙ベースの事業を残してデジタル化していき、将来的には統合整理していくという認識でよいか。

A. 紙ベースでの事業を継続しつつアプリの効果検証を行う中で、検討していきたい。

Q. 健康マイレージ事業は、県の健康マイレージ事業とも連携しているが、ARUKU 事業と統合することによる支障はないのか。

A. 県の事業に本市が参画している形であり、参画を継続するかどうかは本市の判断になる。

(意見) 両事業が似ているため、利用者が減少してそのままにしておくようなことはせ

- ずに、市民にわかりやすい形で発展的に解消、統合をする方向で検討してほしい。
- Q. インセンティブとしてタオルなどを配付していたが、四日市港夜景クルーズや泗水十貨店とコラボレーションするなど、市民の興味を引くインセンティブについて検討してほしいと考えるがどうか。
- A. 来年度はクオカードのインセンティブを考えているが、他事業との連携や、市内の企業とのタイアップなども視野に入れ、インセンティブの充実についても検討していきたい。
- Q. 今回は汎用型のアプリに本市が参加するものだが、無関心層も含めたより多くの市民が参加するために、このアプリを活用した取組を検証しつつ、本市独自のアプリを開発してはどうかと考えるがどうか。
- A. 独自アプリを開発している自治体と、汎用型アプリを導入している自治体のどちらも視察したが、独自アプリについては、開発に数千万円かかり、さらに機能追加に数百万円かかるという費用面での課題を聞いている。本市においては、汎用アプリの効果を検証しながら今後の実施方法を検討していきたい。
- (意見) とにかく多くの人に参加して健康寿命を延ばすことが最大の目的であるため引き続き取り組んでほしい。
- Q. これらの事業により医療費の削減や健康寿命の延伸などの効果を数字として持てることと説得力を増すが、そうした調査はできないのか。
- A. 本市の健康寿命については令和4年度時点で男性が78歳、女性が81.5歳であり、10年前と比べて男女とも2歳弱伸びている。歩数と医療費削減との関連を調査している先進事例も参考にしながら、今回のアプリを活用した事業の効果検証を行う中で検討していきたい。
- Q. 実際に公園を歩く人の中にはARUKUや健康マイレージ事業を知らない人も多く見られた。アプリができたならさらなる周知に努めてほしいと考えるがどうか。
- A. 広報よっかいちやホームページでの周知に加え、各種教室、講座、健康ボランティアによる周知、健康経営に取り組む企業として登録している企業へのメール送信などを行っている。また、ウォークラリー等のイベントでの周知も実施している。今後も他の事業と連携しながら機会を捉えて周知を図っていきたい。
- Q. 北勢バイパスの開通イベントでも周知を行ったのか。
- A. 北勢バイパス開通のウォークラリー自体はスポーツ課の主催だが、健康づくり課からも担当者が会場へ出向き、ARUKUの啓発グッズを配布して周知を行った。
- Q. とこわか健康応援カードを発行した人数は減っているのか。また、新規で発行する割合はどのくらいなのか。
- A. 毎年約700人から800人程度の人数で推移しており、今年度は1月時点で662人であった。リピーターが一定の割合を占めており、アプリの周知を行う中で新規発行の割合を増やしていきたい。
- Q. ステキ健康サポーターの研修について、研修の内容を考えてサポーターのスキルアップにつなげてほしいと考えるがどうか。
- A. ステキ健康サポーターの養成講座やスキルアップ講座に新しい内容を取り入れるようにしたい。

### **高齢者带状疱疹ワクチン事業費**

Q. 本市の任意予防接種公費補助と令和7年度からの国の定期予防接種を並行して実施することになるが、定期予防接種開始後も、本市で5年間任意予防接種公費補助を継続する理由を確認したい。

A. 任意予防接種公費補助は50歳以上を対象に実施しているのに対し、定期予防接種は基本的には65歳の人を対象で、加えて5年間の経過措置の間は65歳を超える5歳刻みの年齢の人を対象となるため、対象年齢の違いが継続する大きな理由である。

Q. 50歳での接種と65歳での接種では何が異なるのか。

A. 公費負担の利用は定期予防接種あるいは任意予防接種公費補助のどちらかを生涯に1回限りとしており、接種のタイミングは自身の体の状況により、主治医とも相談しながら判断してほしい。金額面では定期予防接種の方が自己負担額は少ない。

### **高齢者のインフルエンザ予防接種**

Q. 高齢者の直近の接種率を確認したい。

A. 令和5年度は55.2%、令和6年度の見込みは51.4%である。

Q. 年々接種率が減っているが、毎年同じ内容を繰り返すのではなく、状況を分析し接種期間の延長等、接種率を上げるために何か考えることはできないか。

A. 特例臨時接種のコロナウイルスワクチンの時とは異なり、発症や重症化予防が重点になっており、法律上積極的に接種を勧奨するものではないが、インフルエンザは年によって感染状況も異なるため、状況を踏まえながら事業内容についても医師会と調整しながら判断していきたい。

### **骨粗しょう症予防**

Q. 骨粗しょう症予防のために市として取り組んでいることはあるのか。

A. 高齢期を迎える人にとって骨粗しょう症予防は重要である。今年度は「女性の健康づくり」といった視点からの講座を実施する中でも、骨粗しょう症予防の観点から食生活や運動を含めた内容を取扱い、骨粗しょう症についての周知啓発を行った。今後も内容を充実したいと考えている。

### **健康経営**

Q. 健康経営についてどのような普及啓発を行うのか。

A. 従業員の健康増進が企業にとって大きなメリットとなるという視点で普及していきたいと考えている。働く世代の健康づくりの推進に向けて、健康経営セミナーの開催やホームページへの掲載、みんなの健康応援事業所として登録する事業所や関連事業所等への、情報提供、商工会議所を通じたチラシの配付なども行っている。

Q. セミナーの参加状況と令和7年度の目標を確認したい。

A. 令和5年度は参加事業所が18事業所、参加者が40名であったため、それを上回るものとした。また、会場を変えるなど工夫しながら取組を続けたい。

## 《歳出第4款衛生費 第3項保健所費》

### 精神保健対策事業費（自殺予防対策）

Q. 自殺対策の推進という内容で職場や学校への普及啓発はどのような内容を考えているのか。

A. 学校に対しては、教育委員会、医療機関、保健所等で構成される四日市早期支援ネットワーク事業の中で教員向けの見守りと気づきを促すための研修事業や、児童生徒向けにSOSの出し方、ストレス対処法を学ぶ出前授業などを実施している。職場へは、出前講座として、ストレス緩和、正しい知識の理解という内容で実施している。また、窓口対応をする市の職員向けに、必要なときに適切な支援につなげられるよう対応能力向上研修を行っている。他にもホームページ、チラシ、パンフレットなどの活用に加え、自殺等対策強化月間、普及週間に合わせて啓発を行っている。

Q. 出前講座の開催実績を確認したい。

A. 令和6年度は6回開催し、203名の参加があった。

Q. 令和7年度の目標を確認したい。

A. 数値は設定していないが、令和7年度は、地域においてメンタルヘルスや精神疾患に関して正しい知識や理解をさらに進めるため普及啓発として、心のサポーター養成を行っていく予定である。出前講座については要請があれば対応していきたい。

Q. 個別支援を行うとあるがどのような内容なのか。

A. 本人やその家族からの相談を受けたときに、状況によって相談に結び付けるほか、訪問、電話相談、受診勧奨など丁寧に対応を行っている。  
(意見) 大変な業務だが十分取り組んでほしい。

Q. 自殺者の数を確認したい。

A. 令和5年は52人、令和6年は確定値ではないが48人である。

Q. 増加傾向にあるのか。

A. 10年くらいの単位で見ると減少傾向にはある。

Q. 職員は365日24時間体制で対応しているが、令和7年度は体制の強化は図られるのか。

A. 課全体として、コロナ禍で増員となっていた職員の分は減ると考えている。365日24時間体制については、令和5年度から2班から3班で当番を回して対応している。この3班体制は課全体で協力しながら維持できるよう考えている。

Q. 専門知識を持った職員が活躍しているが、ベテラン職員から若手職員に業務を引き継いで、人材育成にも力を入れるべきと考えるがどうか。

A. 若手職員の育成のため、経験豊富な職員と一緒に訪問するなど、ノウハウを引き継ぎながら人材育成に取り組んでいきたい。

Q. 人員体制を增強するかどうかはどこが判断するのか。

A. 相談件数が増え、問題が複雑化しており、調整や対応に時間がかかるといった現状を数値化して人事の要求を行っている。今後ともこういった職種がどのくらい必要なのか見極めて人員確保に努めたい。

### 食の安全安心対策事業費

- Q. 流通範囲の広い食品や製造量の多い食品を扱う施設を中心に監視指導を実施するとあるが、具体的にどのようなことをするのか。
- A. 工場や給食調理施設など食中毒が発生した場合に大規模な被害が発生する可能性があるところには年に1回監視に入るほか飲食店にも監視に入っている。現場の衛生状況を確認して、改善が必要な事項があれば指導するものである。
- Q. 食中毒の報告は数件聞いているが、令和7年度はゼロ件にする意気込みなのか。
- A. 毎年食中毒0件を目標にしているが、今年度は2件の食中毒が発生した。発生した店舗などは営業禁止となるが、指導事項が改善されたことを確認した上での営業再開となる。食中毒の発生がないように監視指導していきたい。

### **新興感染症対応力強化事業**

- Q. 事前訓練を平時から実施するとあるが、どのような訓練を行うのか。
- A. 有事の際に保健所がひっ迫する要因となる業務が2つあり、それらへの備えを行う。一つは積極的疫学調査として、感染が判明した人に保健所の職員が連絡を取り状況を確認し、場合によっては入院に繋げるなどの訓練を行うもので、IHEAT（保健所等外部応援人材）に登録いただいた方と実施する予定である。もう一つは、検査の体制に関する訓練であり、新興感染症が発生した際にウイルスの特性がはっきり分からない中であっても、車で検査場まで来てもらうドライブスルー検査が感染リスクを抑えられることが分かったため、実際に想定した訓練を行う。
- Q. 物資資機材等の確保の中で感染症患者搬送装置（アイソレーター）と防護服などの物資2か月分は210万円で購入できるのか。
- A. アイソレーターは簡易型のものであり、1台約30万円のものを2台購入する予定である。また、物資については、現在の備蓄状況を考慮し、令和7年度においては、防護服は200枚、ガウンは500枚で予算に計上している。

### **動物愛護関係事業費**

- Q. 犬猫の譲渡事業とはどのような事業なのか。
- A. 徘徊している犬や負傷した猫などを捕獲し、飼い主がいる場合は返還し、飼い主がない場合には保健所で引き取る。また、飼えなくなった犬猫については、まず新たな飼い主を探してもらおうが見つからないなどやむを得ない場合には保健所で引き取る。その後本市の場合は、県の動物愛護センターあすまいるに依頼して譲渡につなげてもらっている。
- Q. TNRや避妊の手術の補助の取組は進んでいるが、これらの活動をボランティア団体が普及啓発をするのに保健所作成のチラシ等の印刷代が負担になっているという話を聞くが、手伝えることはできないか。また、チラシを地区市民センターにおいてもらうことはできないか。
- A. チラシの地区市民センターへの配架等については、館長会や市民生活課に相談したい。また、予算については検討していきたい。

## **《歳出第10款教育費 第1項教育総務費》**

### **第2条 債務負担行為**

別段の質疑、及び意見はなかった。

## 議案第 90 号 令和 7 年度四日市市国民健康保険特別会計予算

### 【健康福祉部・経過】

#### 国民健康保険料の収納率

- Q. 保険料率の改定により保険料が増額し、納付が難しくなったと思うが、7月、8月の相談件数も多かったのではないか。
- A. 納付の相談件数は例年どおりである。納付相談を実施する中で、世帯の状況を鑑み、納めてもらえるところは納めてもらい、病気やけがなどで納付が困難なケースについては将来的な執行停止も視野に入れて対応をしている。
- (意見) 収納対策は徴収することだけでなく、執行停止を視野に入れることが重要であり、納付相談にはじっくり応じてほしい。

## 議案第 93 号 令和 7 年度四日市市介護保険特別会計予算

### 【健康福祉部・経過】

#### 高齢者の社会参加促進

- Q. 高齢者の就労、社会貢献を市としても応援することが重要であり、先進自治体でも市の事業として取り組んでいる。本市の65歳以上の就業率は把握しているのか。
- A. 市では65歳以上の就業率のデータは持っておらず、参考値になるが、令和2年度の国勢調査を基に計算すると24.95%であり、令和4年度の総務省による就業構造基本調査を基に計算すると27.97%であった。また、県全体の令和4年度の65歳以上の就業率は25.4%であった。
- Q. 就労的活動支援コーディネーターを導入するに当たっての課題の説明もあったが、高齢者の就労、社会貢献の必要性についてどう考えているのか。また、具体的に何らかの支援を検討していくのか。
- A. 高齢化率が上がり、高齢者の人口は増えている一方、同時に元気な高齢者も増えているという社会構造を考えても、高齢者の社会参加、活躍の場の提供は重要な課題と考えている。一方で、就労的活動支援コーディネーターについて、導入している自治体の実態は、本市でも導入している生活支援コーディネーターを兼務しているケースがほとんどであり、就労的活動支援コーディネーターを導入するには、人材の発掘が不可欠であると考えている。
- (意見) 現在本市でも生活支援コーディネーターやふれあいいきいきサロンをはじめとしたさまざまな取組によって社会参加を促しているが、そうした施策に加え、ハローワークやシルバー人材センターなどの一般就労の分野とも連携できる中核的な役割を担う機能が必要と考える。そうしたワンストップ機能のあるセンターの設置を要望する。
- Q. 認知症の人でも社会で活躍したいと望む高齢者として、ステップ四日市を活用するなどして社会参加の支援ができるのか。

A. ステップ4日市では、社会参加を望む認知症の当事者に対して支援をしている。その中で、一般就労に近い形での活動を望む人に対して個別でハローワークや企業につながるできないか模索している。こうした取組が高齢者の社会参加の中核的な役割を担う機能のヒントにならないかと考えている。

### **介護予防把握事業**

Q. 申込をするのは本人ではなく家族でも行えるのか。

A. 本人の同意が必要となる。

Q. スマートメーターは購入する必要があるのか。

A. 一般的に電力を使っている家庭には既に設置されているものである。

Q. AIを活用してどのような仕組みでフレイルを認知することができるのか。

A. 30分刻みで計測し、AIが膨大なデータの中からフレイルのリスクが高いパターンを検知すると聞いている。電力を使うということは活動しているということであり、活動時間が多いか少ないか、エアコン、冷蔵庫が動いているかなど、膨大なデータをAIが電力の推移と照らし合わせて解析するものと認識している。

Q. フレイルの可能性がある場合は市が情報を把握してはたらきかけを行うのか。

A. 委託業者が構築したウェブサイトアクセスし、フレイルリスクの点数の高い人から順番にコンタクトをとることを考えている。

Q. 個人情報を取り扱うが、セキュリティ面は問題ないのか。

A. 委託業者が構築したウェブサイトだが、セキュリティは問題ないと認識している。

Q. 委託業者から得た情報は在宅介護支援センターや地域包括支援センターには提供するのか。

A. 得られる情報はフレイルリスクの点数のみであるため、点数を提供するというよりはフレイルリスクが高いということを本人の同意をもとに情報提供する形で対応したい。

Q. 本人にはどのように伝えるのか。

A. 電話や訪問でフレイルリスクが高いことを伝え、通いの場やサービスCなど、適切なサービスを活用するようフレイル予防につなげたい。

Q. 電気メーターを使ってこのような状況把握を行う事業は他にあるのか。

A. このシステムが開発されてから2年ほどであるが、全国的にはまだ広がっていない。

### **介護認定審査**

Q. 本市の要介護・要支援認定者数を見ると、本市は国、県と比べて要支援1、2と要介護1の割合が大きい。以前から本市の介護認定は厳しいのではないかとこの市民の声を聞いている。所管事務調査では本市は健康な高齢者が多いという答弁があったものの、やはり違和感があるように思うがどのように考えているのか。

A. 国、県の平均と比較すると、本市の介護度が低い人が高い割合を占めていることは否めないが、本市と似たような割合となっている自治体もある。介護度を下げするために、本市独自の厳しい基準を設けていることはなく、あくまで国の基準に従って適正に実施した結果であるという立場は変わっていないためご理解いただきたい。

- Q. 他の市町村から市内の老人ホームに移り、本市で再度介護認定審査を受ける場合、転居前の市町村の介護度は考慮されるのか。
- A. 介護度は介護認定調査の時点、または数カ月前までの状況の聞き取りによって行うものであり、それまでの介護度を考慮して認定するものではない。
- Q. 要介護1や要支援1の割合が大きいという本市の特徴について、それだけ健康な人が多いという市の見解について改めて確認したい。
- A. 本市では、資料に示すとおり、要支援1から要介護1の割合が大きい状況になっており、それは、適正な介護認定をしている中で、結果として現れた特徴であり、そのことから元気な高齢者が多いと考えている。
- Q. それは本市にとって良いアピールにつながるもので、本市の特徴をアピールすべきだが、それが市民に伝わっていない。多くの市民は、本市の介護認定は厳しいという認識を持っていることについてどのように捉えているのか。
- A. 介護従事者からそのような声があることは認識している。
- Q. 本市の介護認定が厳しいと思われ続けていることは、市にとって思わしくない事であるため、それをどのように払拭していくのかを考えるべきであり、適正に調査し、審査を行った結果このような特徴が出ているということを胸を張って主張すべきと考えるがどうか。
- A. 本市の認定調査、審査が適正に行われているということは、ことあるごとに説明したいと考えている。また、保険者機能強化推進交付金という国の事業があり、その調査において、被保険者数が5万人以上10万人未満の自治体の中で本市は3位であったことを踏まえると、健康づくりや介護予防の事業をしていることも要因になっていると捉えている。
- (意見) 市民が本市の高齢者が元気だという実感をできるようにしてほしいが市民からそうした声が聞こえてこないため、「介護認定が厳しい」以外の声を市民から聞けるように努力してほしい。

### **介護支援専門員・主任介護支援専門員研修経費事業**

- Q. 令和6年度のケアマネジャーの数408人のうち複数の事業所を兼務している場合は重複しているとあるが、重複数はどのくらいなのか。
- A. 20~30名程度だと考えている。
- Q. 資料から、介護認定者は増加の一途であり、ケアマネジャーの確保は喫緊の課題だと考えている。本市が新たに実施する介護支援専門員・主任介護支援専門員研修経費事業や、国がケアマネジャー業務の見直しを行っていることも踏まえると、中長期的にはケアマネジャーの必要数は維持できると考えているのか。
- A. 今回計上している研修経費の事業のように、今のケアマネジャーを減らさず、定着を図る事業を検討する。また、ケアマネジャーの数を増やすことはなかなか難しく、本市としてどこまでできるか分からないが、何らかの方策を検討したい。
- (意見) 国に任せるだけではなく、ケアマネジャーの業務負担軽減などについても市としてできることを検討してほしい。
- Q. 介護支援専門員・主任介護支援専門員研修経費事業は、資格の更新も対象となって

いる。ケアマネジャーの資格は、数年に1回更新しなければならない一人のケアマネジャーが、複数回申請することはできるのか。

A. 事業を続けていく中で、1人のケアマネジャーが複数回申請することは想定されるため、特に除外することは考えていない。

### **認知症総合支援事業費**

Q. 認知症施策推進計画策定事業の予算の内訳を確認したい。

A. 1067万円が委託料であり、それ以外に策定委員会の報償費、消耗品、会場使用料、器具使用料が含まれている。

Q. コンサルティング会社に委託することでどこの自治体にでもあるような計画にならないよう、本市の実情に即した計画策定に努めてほしいと考えるが、どのような計画にしていきたいのか。

A. 認知症施策推進計画は認知症基本法に基づく計画であるが、地方自治体の計画策定は努力義務となっており、ほとんどの自治体が高齢者福祉計画や介護保険事業計画などに盛り込むことになると思われる。しかしながら、本市は「認知症フレンドリー宣言」を行い、認知症についてしっかり取り組む方針であることから、市独自の計画を作るために予算を計上したものである。国の計画も昨年12月にできたばかりであり、どこの自治体にもないゼロから作成する計画になるため、ステップ四日市での認知症当事者の社会参加の活動も踏まえ、本市で取組が進んでいる本人ミーティングなどを中心に、認知症当事者の意見を吸い上げた形で計画を策定していきたい。

Q. 認知症になっても支えられる側だけではなく社会で活躍できるという支援をしっかりと盛り込んでほしいと考えるがどうか。

A. 認知症になっても社会参加ができるという考え方が広がっており、新しい認知症観へバージョンアップしていけるよう普及啓発をしているところなので、そうした内容も盛り込んでいきたい。

### **ACP（人生会議）**

Q. ACP（人生会議）についてまだ認知度は低いと思うが、令和7年度はどのような普及啓発を行うのか。

A. 市民向けのシンポジウムを開催するとともに、医療・介護職の方が患者や利用者からの相談に乗ることができるよう専門職向けの研修会を開催したいと考えている。また、ポスターやチラシを制作、配布することや広報よっかいちに特集記事を掲載することにより普及啓発を図りたい。

## **議案第94号 令和7年度四日市市後期高齢者医療特別会計予算**

別段の質疑、及び意見はなかった。

## 議案第137号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第9号）

### 【教育委員会・経過】

#### 第1条 歳入歳出予算の補正

##### 《歳出第10款教育費 第1項教育総務費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

##### 《歳出第10款教育費 第2項小学校費、第3項中学校費》

##### 学校給食運営費

Q. 給食の回数が当初見込みを下回った理由を確認したい。

A. 学校と給食センターが最大限稼働できた日数で予算を見込んで計上しているが、学校行事や感染症による休校によって、給食の回数が当初見込みよりは下回ることになっている。

Q. 感染症、学校行事によって日数が減少したのはそれぞれどのくらいの割合なのか。

A. 行事による減少が97%、感染症による減少が3%であった。喫食日数に加え、喫食者数も前年の9月の児童生徒数で見込んでおり、その分も減少している。

(意見) 最大限の見込みで予算を計上すると必ず予算が余ることになる。算出方法が適切なのか一度検討してほしい。

##### 《歳出第10款教育費 第5項社会教育費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

#### 第2条 繰越明許費の補正

##### その他施設整備費

Q. 羽津中学校防球ネット改修工事について、受注者から前金払いの請求辞退があったとあるが、前金払いの仕組みはなぜあるのか。

A. 一般的に工事の準備金の確保のために前金払い制度がある。

Q. 受注者が前金払いを辞退した理由を確認したい。

A. 直接は確認していないが、前金払いをしなくても工事を問題なく進めることと、保証協会の手数料がかからなくなることが理由として考えられる。

### 【こども未来部・経過】

#### 第1条 歳入歳出予算の補正

##### 《歳出第3款民生費 第2項児童福祉費》

##### こどもまんなか基金積立金

Q. 寄附金の使途は想定しているのか。

A. 具体的な使途は令和7年度に検討したい。

Q. 寄附者に対して、使途を知らせることはあるのか。

A. 基本的には行わないことが多いが、今回は基金創設のきっかけとなっていることか

ら、何らかの形で伝えたいと考えている。  
(意見) これからこども計画を進める中で周知啓発にも費用がかかると考えるので、分かりやすい使い道を考えてほしい。

#### 《歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費》

##### HPVワクチン接種事業

- Q. キャッチアップ接種の働きかけについて評価したい。キャッチアップの接種の件数のうち、1回目接種の人は何件あるのか。
- A. HPVワクチンの1回目接種は今年度11月までの概数で約2300人と把握している。
- Q. キャッチアップ接種の延長により、今年度末までに1回しか接種していない人は、来年度に2回目、3回目接種が必要だが、働きかけはしていくのか。
- A. 来年度も受けられることへの周知は必要であり、4月以降に接種履歴のある人に通知したい。
- Q. HPVワクチンの接種対象者は乳幼児でないが、この事業はなぜ乳幼児等予防接種事業費に位置付けられているのか。
- A. 乳幼児が接種するワクチンの種類が多いが、本市においては、乳幼児「等」という文言に含む形で実施している。

#### 《歳出第10款教育費 第4項幼稚園費》

#### 《歳出第10款教育費 第5項社会教育費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

#### 《その他》

##### 減額補正を行った事業について

- Q. 会計年度任用職員の任用数が当初見込みを下回ることによって、業務に支障は発生していないのか。
- A. 当初見込みの職員数を配置したかったが、実際には十分な職員が確保できず、現場で工夫しながら業務を回している状態である。

#### 第2条 繰越明許費の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

### 【健康福祉部・経過】

#### 第1条 歳入歳出予算の補正

#### 《歳出第3款民生費 第1項社会福祉費》

##### 介護給付費・訓練等給付費（扶助費）

- Q. 令和6年度の報酬改定には、強度行動障害を有する障害者の受け入れ体制の強化が含まれているが、本市ではどのように考えているか。

- A. 強度行動障害を有する人は、市内にも一定数あり、在宅で生活する場合、介護者の負担も大きいと思われる。相談支援専門員とも相談しながら、その人に合ったサービスを提供できるよう、対応が可能な施設の利用や重度訪問介護の活用など、きめ細やかな支援に取り組んでいる。
- Q. 令和6年度の報酬改定では、身体拘束の適正化などの必要な基準を満たしていない場合は報酬が減算の対象になっているが、事業者への働きかけが重要であり、虐待防止対策の研修などを定期的にも実施することも重要ではないか。
- A. 各事業所においては、研修の取組も行われているが、当初予算案で示した基幹相談支援センターの中には虐待防止、権利擁護の取組も求められているため、研修などを通して周知を図っていききたい。
- Q. 東京都の施設における身体拘束事案などもニュースになっているが、本市ではそのようなことはないか。
- A. 市内の施設ではニュースのような事案はないが、それぞれの施設において、障害者虐待防止法に基づき、虐待防止対策が実施されている。市にも匿名の通報が寄せられることもあるが、その際は職員が出向いて調査を行っており、利用者の安全安心につながるよう取り組んでいる。
- (意見) 国の制度改正について丁寧に事業者に働きかけをしてほしい。

#### **一般経費（システム運営経費）**

- Q. 国のサービスコードの誤りに伴う改修に対して一般財源を使わなければならないのはなぜか。
- A. 国からの事務連絡にて各市町村に対応に係る協力依頼があり、本市においてもそれに基づき対応するものである。財源に関しては、県を通じて国に声を上げていく必要もあると考える。
- Q. この補正予算を認めないことによる影響はあるのか。
- A. 実務に影響が発生し、スケジュール通りに実施できず、事業者にも負担がかかってしまう。
- Q. 請求支払額に過不足が生じているとあるが詳細を確認したい。
- A. 障害福祉サービスのうち、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援について、国のサービスコードが誤っていたものである。影響する金額については現時点ではわかっていないが、まず、誤りを修正するためのシステム改修を実施し、令和7年度に金額を精査し、上期中には事業者にも調整額を支払えるようにしたい。
- (意見) 一般経費として市が負担することは非常に疑問に感じる。
- Q. 国の誤りを市で補填するのはよくあることなのか。
- A. このような事案はレアケースである。
- (意見) 国に対してはしっかりと声を上げなければならない。

《歳出第3款民生費 第5項国民健康保険費》

《歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費》

《歳出第4款衛生費 第3項保健所費》

**《歳出第10款教育費 第1項教育総務費》**

**第2条 繰越明許費の補正**

別段の質疑、及び意見はなかった。

**議案第139号 令和6年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算  
(第3号)**

別段の質疑、及び意見はなかった。

**議案第142号 令和6年度四日市市介護保険特別会計補正予算(第3号)**

別段の質疑、及び意見はなかった。

**議案第143号 令和6年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第4号)**

別段の質疑、及び意見はなかった。

## 議案第147号 令和7年度四日市市一般会計補正予算（第1号）

### 【教育委員会・経過】

#### 第1条 歳入歳出予算の補正

##### 《歳出第10款教育費 第1項教育総務費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

### 【健康福祉部・経過】

#### 第1条 歳入歳出予算の補正

##### 《歳出第3款民生費 第5項国民健康保険費》

##### 国民健康保険料について

Q. 軽減判定所得が物価高で緩和されたが、ホームページ等で周知するに当たり、計算式だけ掲載しても非常に分かりにくいいため、モデルケースも同時に示し、年収がこのくらいの世帯は2割に当たるというような示し方をしてほしいと考えるがどうか。

A. 国民健康保険運営協議会においてモデルケースを例示していたため、そうした物を参考に検討したい。

## 議案第148号 令和7年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

別段の質疑、及び意見はなかった。

### 【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、全体会において審査すべきとした項目はございませんでした。

これをもちまして、教育民生分科会の審査報告といたします。

# 四日市市議会提言チェックシート

## ～当初予算案への反映状況について～

(令和7年2月定例会議会 予算常任委員会)

No. 2

<b>事業名</b>	介護認定にかかる日数短縮に向けた手法の調査研究について	
<b>事業概要</b>	介護保険制度では、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態（要介護状態）になった場合や、家事や身支度等の日常生活に支援が必要であり、特に介護予防サービスが効果的な状態（要支援状態）になった場合に、介護サービスを受けることができる。 この要介護状態や要支援状態にあるかどうか、その中でどの程度かの判定を行うのが要介護認定（要支援認定を含む。以下同じ）であり、保険者に設置される介護認定審査会において判定される。	
	<b>決算額</b>	介護認定審査会費 103,980,567 円 認定調査費 119,567,068 円
<b>次年度予算への提言</b>		
<b>&lt;提言&gt; 介護認定にかかる日数短縮に向けた手法の調査研究について</b> 1. 高齢化に伴い、要介護認定の申請の増加が想定される中で、職員や調査員の業務効率化を図り、市民の利便性を向上させるため、介護認定にかかる日数の短縮に向けた調査研究を行うこと。 2. 調査研究にあたっては、申請のオンライン化、AIを活用した調査票の整合性の確認、認定調査員が直接入力できるシステムなどについても、調査事項に加えること。  ※参考 事業実施に関する意見 ③拡大		
<b>【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】</b> <b>[介護保険課]</b> 介護認定にかかる日数の短縮に向けた調査研究として、先進地の取り組みについて、職員2名を派遣し視察を実施する。 視察先となる先進地については調査中であり、例として福島県郡山市等を検討中である。同市では、要介護認定事務の各フェーズにおいてAI等のデジタル技術を導入し、業務フロー・内容の見直しを行い、市民の利便性向上と業務の効率化を実現している。また、「デジタル技術をフル活用した迅速な要介護認定事務」として、国のデジタル田園都市国家構想における優良事例としても紹介されている。  <b>【令和7年度当初予算】</b> 普通旅費（2名分） 96千円（前年度予算：－千円）		

## 【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】

### 1. 主な議論

Q. 来年度、先進地視察に行った後の取組について確認したい。

A. 調査に必要な費用として、当初予算に計上するものは先進地視察の費用のみだが、視察の内容も含めて本市でどのような日数短縮ができるのか検討し、デジタル技術を活用する場合にはその次の年度の予算に計上できるよう取り組みたい。

(意見) 当初予算に計上したのが普通旅費 9 万 6000 円のみであり、理事者のやる気を感じない。

(意見) 所管事務調査や一般質問においても指摘があったが、介護認定調査全体に対して市民からは懸念があると聞いている。これを踏まえて、デジタル技術の活用により見える化を図り、認定調査員が入力したデータがそのまま反映されるシステムなどを活用し、市民の懸念を晴らしてほしいということが提言の根本にある。先進地視察をした後、本市の介護認定調査に関する声の根本的な解決に向けての取組を期待する。

Q. 意見に対して市の見解を確認したい。

A. 介護認定に日数を要していることは重く受け止めている。この課題は全国的な課題でもあり、国も各自治体に調査を実施している。令和 7 年度に、実際に各自治体が調査に要している日数の実態を初めて公表すると聞いているため、そうした事例も参考にして、日数の短縮に向け、本市がすべきことに取り組んでいきたい。また、本市の介護認定調査に対する市民の懸念があるのであればその払拭に向けて本市でも明確に説明できるよう取組を進めたい。

### 2. 反映状況

先進地視察のための予算を計上しているため、③拡大に分類する。

一方で、提言の根本的な意図を叶えるまでの拡大ではないため、来年度、再来年度に続く取組を行うことを期待する。

分類	備考
① 廃止	次年度事業費予算に関連するもの
② 縮小	
③ 拡大	
④ 新規事業の実施	
⑤その他	事業実施手法の見直し など

## 5. 所管事務調査報告書

## 教育民生常任委員会

### ○子どもの居場所づくりについて

#### 1. はじめに

地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、地域の中で子どもが育つことが困難になっていることや、児童虐待や不登校の増加など、子どもを取り巻く環境はより厳しくなっている。こうしたことを背景に、国では、令和5年12月22日に「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定され、本市でもその具体的な取組が求められている。

当委員会では、令和6年8月定例会月議会において、「令和5年度 本市におけるいじめ・不登校の状況報告について」の協議会を実施し、教育委員会からは、不登校児童生徒の居場所と学習機会の保障の促進のため、本市で行う校内ふれあい教室や、登校サポートセンターなどの事業に取り組むことに加え、フリースクールなど民間施設・民間団体との連携も進めており、市内のフリースクール等との連絡会議の場を新たに設定したとの説明があった。

そこで今回は、実際に市内でフリースクールを営む事業者を参考人として招致し、特に不登校の中学生の居場所づくりに関して、実際にフリースクールを経営し不登校の生徒への支援を行っている視点から意見を聴取し、今後の行政と民間事業者との連携や、不登校の生徒への支援の強化につなげるべく、調査研究を行うこととした。

#### 2. 参考人の招致について

以下の6名を参考人として招致した。

- ・第一学院中等部四日市キャンパス  
キャンパス長 中村 龍彦 氏
- ・株式会社オフィス優  
取締役 中村 洋輔 氏
- ・みんなの学び家サードプレイス、フリースクール・ひるま塾、  
通信制「代々木高校」四日市教室  
大橋 保彦 氏
- ・トライ式高等学院 中等部 四日市キャンパス  
キャンパス長 細田 淳 氏
- ・もるとれがーと 福田 久敏 氏
- ・NPO 法人あったかコミュ R みえ 不登校児童・学生等サポート「太陽のほっとぽーと」  
田中 宏明 氏

#### 3. フリースクールから市政に求めること

##### (1) フリースクールの活用に関する市からの情報発信

- ・中学校の教員、保護者、生徒がフリースクールの存在を十分に認知出来るよう行政から周知してほしい。
- ・必要な情報が各家庭に届き、不登校になったときにフリースクールを選択肢として持てることが重要である。

(教育委員会からの答弁)

これまでフリースクールに関する情報の提供に積極的ではなかった。教育課程、学習指導要領に準じた授業を実施する学校を運営している立場から、フリースクールについて情報発信するには壁があり、学校全体のマインドセットを変えなければ現状は変えられない。

今回の話で出来ることも多いと理解したため、今後の周知について、できることから今後検討したい。

(2) 学習以外の活動に対する補助

- ・保護者等の負担を軽減し、すべての家庭の子どもがチャレンジしやすい環境を整えるため、市の体育館や博物館など公共施設の使用料の無償化や割引をしてほしい。
- ・書道教室やそろばん教室など、民間の他の教室と連携し、不登校生徒がより多くの体験をできるようにしたいが、フリースクールから働きかけるのはハードルが高いため、連携の機会を設定してほしい。

(教育委員会からの答弁)

今まで検討していなかったことであり、どのようなことが出来るか検討したい。

(3) 各中学校との連携の円滑化

- ・不登校の問題には、学校と地域、福祉関係者、企業が一緒になって取り組む必要がある。行政にはそのかじ取りをしてほしい。
- ・中学校を訪問する際のアポイントを取りやすくしてほしい。既に連携が取れている学校はいいが、特にフリースクールと初めて連絡を取る学校は最初のハードルが高い。フリースクールをはじめとした外部機関と学校との意思疎通の仕組みを検討してほしい。
- ・学校の教員が多忙であることは理解しているため力になりたい。市からフリースクールに依頼したいことがあれば積極的に言ってほしい。
- ・市が実施する親子の相談会に参画し、市と一緒に取り組みたい。
- ・現在は不登校の生徒への対応の際、校内ふれあい教室などの市の施策を勧めているが、生徒の困りごとに応じてフリースクールの活用を促すような連携はできないか。

(教育委員会からの答弁)

フリースクールから、中学校訪問の際に歓迎されていない雰囲気を感じたという意見は聞いている。校長会をはじめとした各種会議においてもフリースクール等との密接な関係づくりを求めていく。学校への連絡や訪問にもきっちりと対応し、子どもについての前向きな話ができる素地づくりを始めたところであり、今後も取り組んでいく。

(4) 不登校生徒の保護者の支援

- ・不登校の生徒には目を向けるが、その家族には目が向いていないことが多い。市でも生徒だけでなく、保護者のケアにも目を向けて欲しい。
- ・保護者のケアを行う際にフリースクールも力になれることがあると思う。

(教育委員会からの答弁)

保護者相談については、今後、フリースクール等とも一緒に実施していく中で、それぞれが持つノウハウを活用する場面があると考えため、協力してもらえると大変ありがたい。

(5) フリースクール活用に係る家庭への経済的支援

- ・三重県が行う、フリースクールで学ぶ子どもたちへの利用料の半額補助に加えて、市から経済的支援をしてほしい。
- ・県の補助は過去1年間に出席扱いの実績があるフリースクールが対象だが、出席扱いの認

定をしたらずぐに対象になるような補助を実施してほしい。

(教育委員会からの答弁)

今年度、三重県が経済的に厳しい家庭に対して補助制度を始めた。長野県ではフリースクールの認証制度を創設し、そのうえで助成を実施している。フリースクールの枠組みの設定も含めて研究を行いながら、フリースクールの現状と課題を聞く中で、子どもたちを預かって学びの保障をしていただいているところにどのようにサポートできるのか検討したい。

#### 4. 委員会での主な議論

(フリースクールの活用に関する市からの情報発信)

Q. 周知については予算的な壁も低く、すぐできることもあると考えるが、スピード感を持って周知を強化すべきではないか。

A. (理事者) 現在、具体的な取組はないが、ホームページの改善など十分に検討したい。

Q. 自治体等のホームページでフリースクールを紹介しているところもあるのか。

A. (参考人) 三重県のホームページで不登校児童生徒の支援を行うフリースクール等民間施設一覧を公開している。すべての機関が網羅されていないことは問題だと考える。

(意見) 本市でも公開すべきであり、PDFファイルをわざわざ開かなくても確認できるなど情報へのアクセスのしやすさなど、周知の方法も工夫してほしい。

Q. フリースクールに通うきっかけはどのようなものが多いのか。

A. (参考人) 保護者、生徒が現状を思い悩み、インターネット等でフリースクールの情報を入手し、自分を変えるきっかけとしてフリースクールに通い始めることが多いと感じている。

(意見: 参考人) 現在、どこにも通っていない生徒やその保護者に対して情報や支援が届くように取り組んでほしい。

(各中学校との連携の円滑化)

Q. フリースクールと学校が温度差なくお互いを知っていく機会を増やすことが重要であり、今後の施策を進めるうえでのベースになると考えるが、実際にフリースクールから学校に連絡、訪問した際は具体的にどのような感触だったのか。

A. (参考人) 10年以上前は、学校の先生が子どもを救うという思いが強く、部外者が口を出すなというような雰囲気が強かった。最近も学校の先生は多忙であり、フリースクールから連絡すると、業務が増えたというような感情がフリースクールに向いていることは感じるが、どのような情報を提供して学校がどのように受けるかというフォーマットが無いいため、そのような感情になることは当然だと考える。以前よりはフレンドリーになり、フリースクールに行ったことで学校に戻ってきたことを喜んでくれる教員もいるが、生徒のテストの成績が上がったことを教員があまり喜んでくれなかったと生徒から聞くこともある。

A. (参考人) 10年ほど前は情報を提供してもらえないことが多かった。現在は対応に変化は見られたが、教員は学校に来ている生徒の学びの保障だけで多忙であり、まだ、学校としての役割に縛られている印象がある。フリースクール、保護者、学校の3者がスムーズに連携できる体制が必要である。校長、教頭などの管理職が、学校を守ろうとするあまり、フリースクールからの相談を歓迎していないこともあった。管理職との関係の円滑化も重要と感じる。

(意見) 空気感に変化はあるものの、個人レベルでは現場での意識に差があることは課題である。教育委員会からフリースクールの役割について現場に伝えてほしい。

Q. フリースクールが学校を訪問するのは、保護者、生徒、フリースクール、学校のうちどこが主体となっていくことが多いのか。

A. (参考人) 保護者との相談の中でフリースクールが学校を訪問することになるケースが多い。

A. (参考人) 学校の先生がフリースクールに来ることが多く、保護者から学校を訪ねるよう依頼があることは少ない。復学する際にフリースクールが必要と感じて訪問するパターンが多い。

A. (参考人) 最初に保護者と面談した段階で学校を訪問すると保護者に伝え、すべての生徒について、学校を訪問し、その生徒の課題を共有している。

Q. 学校とフリースクールの連携の中で、SSWも活用することが今後の大切な取り組みになるのではないかと考えるがどうか。

A. (参考人) 学校の分限、フリースクールの分限、保護者の分限があいまいになることを懸念する。私たちは常に子どもの側に立っていたいという思いだが、第三者を介することによってうまくいく場合も、うまくいかない場合もあると考える。

(不登校生徒の保護者の支援)

Q. 登校サポートセンターで実施する保護者の相談会について、フリースクールとの連携はどのように進めていこうと考えているのか。

A. (理事者) 具体的な検討はこれからだが、保護者の相談会についてはニーズが多いことが分かったため、フリースクールと連携して考えていきたい。

(意見) どこに相談していいのかわからないという保護者の声は多く、保護者の相談会で、各家庭の環境での悩みについて共有し、保護者間でも話をしながら、心を軽くすることができる重要な取組であるため、フリースクールとの連携も行いながら取組を継続しつつ、周知を強化してほしい。

(フリースクール活用に係る家庭への経済的支援)

Q. フリースクールを運営するために必要な資格はあるのか。

A. (参考人) 教員免許は持っているが、特に必要な資格はないと考える。

Q. 三重県は補助の対象とするフリースクールに要件を設定しているが、フリースクールの意見としては、こうした要件は必要なのか、要件を設定せず広く実施すべきと考えるのか。

A. (参考人) 過去1年間の実績については緩和し、出席扱いの認定を受けたら補助すべきという立場であり、基本的には広く補助すべきと考えるが、補助金目当ての事業者が出ないよう、一定の要件は設定すべきと考える。出席扱いの認定を受けるためには、校長、教育委員会の面談というハードルがすでにある。

(意見) 一定の要件を満たしたフリースクールに対してサポートを行いながら周知も行うことが重要と考える。

Q. 補助金の対象は、フリースクールと保護者のどちらにすべきか。

A. (参考人) 学校に行けなくなった生徒の家庭の事情の一つに経済的な問題も考えられることから、保護者に対して実施すべきと考える。私企業として自力でフリースクールを運営できる体力は必要であり、補助金をあてにした運営はすべきではない。ただ、補助を受けるための手続きが負担にならないよう、手続きをフリースクールに任せるとよいと考える。

(フリースクールでの活動の成績への反映)

Q. 教育委員会出席扱いとして認定するまでの流れを確認したい。

A. (理事者) 保護者から学校に出席扱いにしてほしいと依頼があり、学校から教育委員会に連絡がある。その後、校長、教育委員会と一緒にフリースクールを訪問し、フリースクールの担当から丁寧な聞き取りを行う。そのうえで最終的に校長の判断で出席扱いとなる。その後は学習内容の記録をフリースクールから報告してもらうことになっている。

Q. フリースクールとして現在の仕組みについて何か思うところはあるのか。

A. (参考人) 学習内容の記録を必要ないと言う学校もあり、残念に感じている。フリースクールでの活動を評価してほしいと思っている生徒がいることを認識するとともに、学校でその生徒の活動が十分に評価されるような情報提供のフォーマットを用意してほしい。現在の仕組みでは、どれだけ詳細に生徒の学習内容の記録を送付しても、学校に出席していない時点で評定はオール1になってしまう。ごくまれに2や3を付けてくれる学校があることを考えると、学校の判断である程度の内申点を付けることは可能なのではないかと考える。財政的に課題を抱える家庭が多いことを考えると、学校に出席していないことで公立高校にチャレンジすることさえできないことは問題だと考えている。

A. (理事者) 国から「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に対する成績評価について」という通知があり、次回のフリースクールとの連絡会において情報共有し、議論する予定である。

Q. 教育委員会は、今後、成績評価の仕組みを、学力に応じてフリースクールでの活動を評価し成績に反映させていく仕組みを検討する考えはあるのか。

A. (理事者) 国の通知にある要件の範囲で成績評価する方向で検討しており、教育委員会の考え方も含めて共有したい。生徒によって、また、通うフリースクールによってその取組の内容は様々であり、その報告をフリースクールに求め、余計な負担になることを懸念している。また、情報提供のフォーマットは示したいと考えるが、数字による評価だけでなく、記述で評価する方法もあるため、生徒に寄り添い、生徒が次の学習への意欲を持てるような評価方法について、フリースクールとも相談しながら検討したい。

(意見) 生徒の活動を可能な限り評価する方向で、今後、手法を検討してほしい。

(意見：参考人) 学校の授業が変化し、対話型の授業が多くなる中、授業に出ていない生徒を評価することは難しいと考える。また、不登校の生徒にも自分の思いどおりのことをやれているというメリットを享受している一面もある。そこへさらに成績を評価するのはどうなのかという考え方もある。まずは、フリースクールへの出席を認めることや、学校から保護者へ情報提供し、フリースクールを選択肢として持てる環境をつくることから取り組むべきと考える。

(意見：参考人) 学習内容の報告にかかるフリースクールの負担については考えなくていいと考える。また、不登校の生徒が約500人いることを考えると、成績がつかずに公立高校をまともに受験できない生徒たちに戦う方法を用意してほしい。

(その他)

Q. フリースクール内での人間関係について、気を付けていることはあるのか。

A. (参考人) フリースクールに通い始めてすぐにその生徒が変わるのではなく、徐々に心を開くなど、変化が見られていく。スモールステップで課題を解決していくような取組をしている。

Q. 全く外に出られないひきこもりの状態にある生徒の支援を行うフリースクールもあるのか。

A. (参考人) カウンセリングを主として、フリースクールも実施しているため、保護者の働きかけにより通うようになる生徒が多いことから、まったく外に出られない生徒が拒否している状態からスタートするケースも少なくない。

(意見：参考人) 学校とフリースクールは敵対関係にはないと考えている。広い目で子どもたちの

ために協力できることは協力したい。

## 5. まとめ

今回の所管事務調査では、実際に市内でフリースクールを営む事業者から率直な意見を聞くことができ、特に不登校の中学生の居場所づくりを主な論点として活発な議論を行うことができた。

フリースクールから行政に求めることとして、大きく分けて「フリースクールの活用に関する市からの情報発信」、「学習以外の活動に対する補助」、「各中学校との連携の円滑化」、「不登校生徒の保護者の支援」、「フリースクール活用に係る家庭への経済的支援」の5つの項目が挙げられた。特に、「フリースクールの活用に関する市からの情報発信」については、予算的なハードルも低いことから、できることから早期に取り組むことが求められる。また、これらの項目に取り組む基礎となるのが「各中学校との連携の円滑化」であり、今後の取組の中でフリースクールと学校の間でのやり取りをスムーズに行うことができるような体制の構築が重要である。また、「不登校生徒の保護者の支援」について、フリースクールと協力することには理事者からも前向きな答弁があり、連携をさらに強化し、保護者へのきめ細やかな支援につなげる必要がある。

また、質疑の中で、フリースクールでの活動の成績への反映についても深く議論がなされ、不登校の生徒でも進学にチャレンジすることができる環境を整えるためにオール1とならない評価の仕組みを求める声がある一方で、フリースクールでの活動を学校の成績に反映することに慎重な意見もあった。今後は、国の方針について市から情報提供を行うとともに、フリースクールからの意見を取り入れながら、適切な評価の仕組みについて、十分に検討することが求められる。

行政とフリースクールとの連携については、今年度、新たに連絡会議の場が設けられたところであり、この取組により、さらに連携を強化していくことが期待される。不登校の生徒やその家族が安心して学習やその他の活動に取り組めるよう、民間団体等と連携して多様な居場所づくりを進めていくことを要望し、今回の所管事務調査の報告とする。

---

### 〔委員会の構成〕

委員長	森	川	慎
副委員長	水	谷	一未
委員	今	村	厚美
委員	加	納	康樹
委員	笹	井	絹予
委員	谷	口	周司
委員	早	川	新平
委員	村	上	暁
委員	山	口	智也

## 教育民生常任委員会

### ○就学前の子どもたちのありようについて

#### 1. はじめに

本市では、令和6年4月1日時点で72人の待機児童が発生し、全国の自治体で3番目の待機児童数であったことを受け、当委員会として早期改善を求めているところである。本市における就学前の子どもたちについて、まずは本市の基礎的なデータを委員会として共有し、現状を十分に把握した上で、議案等の審査にもつなげつつ、保育園・幼稚園・認定こども園の給食や、私立幼稚園といった、議案審査等で取り扱うことが少ない項目について認識を深めるため調査研究を行うこととした。

#### 2. 会議要旨（別添1）

- ・令和6年7月22日 「就学前の子どもたちのありようについて」
- ・令和7年1月27日 「保育園・幼稚園・認定こども園の給食について」
- ・令和7年4月14日 「私立幼稚園について」

#### 3. 会議資料（別添2）

#### 4. まとめ

年間調査テーマ「就学前の子どもたちのありようについて」に沿って、3回の所管事務調査を実施し、令和7年1月には、「待機児童対策、保育士確保の取組について」をテーマに広島県福山市、兵庫県明石市に行政視察も実施した。

「就学前の子どもたちのありようについて」の調査では、本市の就学前の子どもたちに関する本市の施策や基礎的なデータを確認し、多くの項目について認識を深め、その後の議案等の審査にかかる基礎的な知識としても大いに活用することができた。特に、市内の保育園、こども園、幼稚園の在り方について議論が活発に行われ、公立園では統一されたカリキュラムに基づいて保育・教育が行われていることや、私立園と公立園で延長保育などの役割を分担してきた経緯があることなどについて委員間で認識を共有した。今後は、本市の将来の子どもの数や保育ニーズを考慮して、公立・私立の保育園・幼稚園・認定こども園のそれぞれの役割を明確にし、それぞれの施設の今後の在り方について議論していく必要がある。

「保育園・幼稚園・認定こども園の給食について」の調査では、献立の作成、食材の調達、給食の提供の方法や、離乳食、アレルギー対応などについて、詳細に調査を行うことができた。特に、アレルギーやハラールへの対応についての議論が多くあり、安全性に配慮したきめ細かい対応について、今後も継続して市に求めていかなければならない。

「私立幼稚園について」の調査では、私立幼稚園は県の認可を受けて運営しており、過去には市との接点は少なかったが、保育無償化や施設型給付などの市が窓口となる補助メニューや、子ども・子育て会議などの場での連携によって、少しずつ関係が構築できているとのことであった。少子化による園児数の減少の影響は幼稚園において顕著に表れており、これまでは公立幼稚園が多くの影響を受けていたが、園児の減少が一定数に達したことから近年では私立幼稚園においても園児数の急激な減少がみられている。委員からは、待機児童対策として私立幼稚園で2歳児保育の実施についての提案があり、今後は、将来の保育ニーズや児童数の見通しを踏まえて私立幼稚園がどうあるべきか議論を深めていく必要がある。

本市の就学前の子どもたちの保育・教育については、現在、待機児童が発生している状況からも、本市の重要な課題である。今回のテーマに沿った調査研究を基にして、今後、本市の就学前の子どもたちのありようについて、さらに活発な議論を行い、子どもたちにとってよりよい施策が展開されることを期待し、今回の所管事務調査の報告とする。

---

〔委員会の構成〕

委員長	森	川	慎
副委員長	水	谷	一未
委員	今	村	厚美
委員	加	納	康樹
委員	笹	井	絹予
委員	谷	口	周司
委員	早	川	新平
委員	村	上	暁
委員	山	口	智也

○令和6年7月22日 「就学前の子どもたちのありようについて」

1. 委員会での主な議論（Q.：委員からの質疑 A.：理事者からの答弁）

（こんにちは赤ちゃん訪問事業実績について）

Q. すべての赤ちゃんに絵本をプレゼントして読み聞かせを行うことを、こんにちは赤ちゃん訪問の際に検討中とあるが、現在の委託先のNPO法人に負担がかかりすぎないか。

A. 委託先の意見を聞きながら過度な負担がかからないようにしたい。

Q. 読み聞かせのボランティアを依頼することも一つの方法ではないか。

A. 図書館等とも相談しながら検討したい。

（意見）絵本をプレゼントして終わりではなく、読み聞かせの機会も提供できるよう検討してほしい。

（乳幼児健康診査受診率について）

Q. それぞれの健診の未受診の家庭に対してどのように対応しているのか。

A. それぞれの健診について未受診者のリストを作成しており、4か月児健診や10か月児健診の未受診者には電話で連絡し、つながらない場合は家庭訪問を行っている。また、1歳半健診や3歳児健診の未受診者に対しては、保育園での状況も確認しながら受診勧奨、アンケート送付を行い、回答がない場合は電話や家庭訪問で状況を確認している。それでも所在が分からない場合は、こども家庭課と連携して確認を行っている。

Q. 健診の結果、発達に課題があると思われる場合の対応はどうか。

A. 支援が必要と思われる場合は、こども保健福祉課の心理発達相談員が保護者からの心配事に答えるための相談を受け付けている。また、親子教室のラッコ教室、イルカ教室への参加を勧め、子供の発達状況を観察し、保護者に対して指導を行っている。さらに必要な支援がある場合は、こども発達支援課へと繋げていく。

Q. 気軽に診てもらえる小児科の開業医は地域にとって大切だが、今後の小児科の医療機関の減少を懸念する。市ではどのように考えているのか。

A. 現在は不足していないが、医師の高齢化などにより今後減少する可能性はあることから、今後、医師会とともに検討していく必要があると考えている。

（5歳児保護者アンケート実績について）

Q. アンケートに未回答の家庭への再アプローチをすることが重要ではないか。

A. 11月にアンケートを再送し、それでも未回答の世帯への対応について、母子保健等の分野と連携したフォローなどについて検討を始めたところである。

（意見）回答のない世帯にこそ支援が必要な人が潜在している可能性があるため、きめ細かく対応してほしい。

Q. アンケートの回答を受けて職員が聞き取りを行うが、専門性の観点からの対応はどうか。

A. 保育士、幼稚園教諭、臨床心理士などの資格を持つ職員が専門性を持って対応している。

Q. 必要な場合には医療機関へつなぐことも重要ではないか。

A. 必要性を見極めたうえで必要な人は専門相談につなげている。

Q. 現在のアンケート型から健診型に移行し、発達支援の必要性について早期に把握することが重要と考えるが、今後、5歳児健診への移行は具体的に検討していくのか。

A. 他市の調査結果によると、同格市 63 市のうち本市を含む 6 市がアンケートを含めた健診等により支援の必要性の把握を行っていることが分かった。今後も他市の動向を注視したい。(意見) 5 歳児健診を実施した自治体で不登校の人数が減少した事例もあるため、先進的な取組として健診型への移行に取り組んでほしい。

(児童養護相談受付人数について)

Q. 職員一人当たりどのくらいの相談に対応しているのか。

A. 資料の件数は、各年度で新規受付、再受付をした人数である。この新規受付、再受付の件数のほかにも、年度をまたいで対応を継続しているケースがある。継続対応中のケースの数は常時 800 件ほどで推移しており、それを 8 名で対応している。その 800 件のうち約半数は見守りの状態になっているため、一人当たり実質 50 件程度について常時相談に対応しているものと考えている。

Q. 職員の配置は十分なのか。

A. 児童相談所のケースワーカーとして十分な対応が取れる担当数上限は 40 件とされている。児童相談所と単純に比較できない面もあるが、本市のケースワーカーは一人当たり 50 件程度対応している。

Q. ショートステイの定員に限りがあり、真に必要な方が利用できるよう入所調整を図っていくと資料にあるが、現在は調整しておらず、今後入所調整をしていくという意味か。

A. ショートステイは、一時的に養育が困難になった場合に使える制度だが、現在も児童相談所の一時保護事業なども適宜連携を図りながら、一時預かりを必要とする人が困ることがないように丁寧に入所調整を行っている。したがって、新たに入所調整を始めるということではない。

(意見) 本来利用すべき人が使えないという事態だけは避けてほしい。

Q. 児童虐待のうち、非常に深刻なケースと分類されるものは、増加傾向にあるのか。

A. 特段大きく増えているような傾向はない。

Q. 児童相談所が対応する場合の連携、情報共有は十分にできているのか。

A. 要保護児童対策地域協議会において随時情報共有をしている。家庭に復帰する場合には、本市の支援につなげるなどの連携も取れている。

Q. 対象者が転出、転入した場合の自治体間の情報共有はどうか。

A. 転入、転出どちらの場合も、相手先の自治体と連携して適切に対応している。

Q. こども家庭センターにおける母子保健と児童福祉の連携について、統括支援員として専門性の高い職員 1 名にかかる負担を分散できる体制になっているのか。

A. 統括支援員は担当地区やケースを持っておらず、北と南に分けた各チームのケースワーカーを統括し、対応方針の検討や進捗管理を中心にケースに関わる体制になっているため、過度な負担はかかっていないと考える。

(意見) 将来的には統括支援員と同等の専門性を持つ職員を育成できるよう取り組んでほしい。

Q. 令和 4 年度の相談受付人数が多い要因は何か。

A. 令和 2 年度から令和 4 年度にかけては、心理的虐待など、コロナ禍の影響が大きいと認識している。

Q. 令和 5 年度の実績についてはどのようにとらえているのか。

A. 令和5年度、本市での児童養護相談受付人数は減少しており、児童相談所での受付もまだ集計中だが減少傾向にあると聞いている。コロナ禍前の件数に戻ったような印象はあるが、コロナ禍の中で開始した事業の効果などもあったものと推測する。

(あけぼの学園における児童発達支援事業(集団)の利用状況について)

Q. あけぼの学園以外の民間事業所に受け入れてもらっている件数は把握しているのか。

A. 把握していない。

(意見) 利用者のニーズを受け止め切れているのか市として把握しておく必要がある。

Q. 三重郡3町の児童もあけぼの学園のサービス利用の対象となるが、利用は週に1回、3か月間のみという制限がある。三重郡3町も含んだ地域の中核となる支援拠点として、利用しやすいように改善すべきではないか。

A. 市立の施設であり、本市の児童が優先して利用できるようにこのような制限を設けた経緯があるものと考えられるが、施設の移転の際に定数を増やしていることもあるため、利用を拡大できるかバランスを見て考える必要がある。

(意見) 1市3町の広域の拠点施設として、職員体制や負担金の割合なども含めたあけぼの学園の役割について今後検討して行ってほしい。

Q. 共働き世帯が増える中で土曜日の利用に対するニーズが増加傾向にあると考えているが、将来的には土曜日の給食の実施についての検討も必要ではないか。

A. 一昨年からは土曜日は午前と午後の2部制を導入しており、令和6年度は年度当初から6クラスまで対応できる体制で運営している。児童の負担を考慮し短時間で設定しており、摂食機能の訓練は、現在おやつで対応している。当面はこの方式を続けていきたい。

(保育所等利用待機児童等について)

Q. 国は令和7年度が保育ニーズのピークとの見通しだが、本市ではいつ頃をピークとして見込んでいるのか。

A. 国全体のピークよりも本市のピークが遅れることは見通しているが、具体的なピーク時期までは分析できていないため、今後さらに分析したい。

Q. 私立も合わせた市全体の保育士数を把握し、現在の待機児童等の状況を照らし合わせて、保育士不足の状況をより精緻に分析すべきではないか。

A. 私立の保育士数については補助金申請書類等により把握はできるが、経年的にまとめた形での資料は作成していないため、今後、情報を整理したい。保育士不足の状況については園長会等の機会の際に聞いている。

(意見) 今後、具体的な数字をもって本市の状況をより正確に把握し、今後展開する施策につなげてほしい。

(教育・保育施設に通っていない児童について)

Q. 令和6年度は、市内の5歳児のうち、24人がいずれの就学前の教育・保育施設にも通っていない状態であるとみることができているが、この24人の児童に対して何か対応しているのか。

A. この24名の中には、例えば、認可外保育施設に通っているが、無償化の対象でないなど、市として把握できない形でどこかに通園しているケースもある。こども家庭課では、国の依

頼による調査の中で、保育幼稚園課からの情報を基に、教育・保育施設に通っていない家庭、健診を受けていない家庭などについて調査を行い、市として関わりがない家庭に対して訪問し、状況を把握している。

(公立幼稚園について)

Q. 公立幼稚園の空き教室の利活用について、地域と協議すべきではないか。

A. 公立幼稚園では4歳児5歳児が別の教室を使用するときもあり、子育て支援、あそび会で使用するため、現在は地域の人が活用するような協議等は行っていない。

Q. 公立幼稚園は保育園等よりも降園時間が早く、夏休み、冬休み、春休みもあるが、園として使っていない時間を学童保育などに使ってもらい、空調のついた部屋で活動できれば、空いている時間も施設を活用できると考えるがどうか。

A. 在園児の荷物等もあるため対策は必要だが、学童保育所のニーズも確認しながら可能な範囲で検討したい。また、閉園した幼稚園等の跡地が学童保育所として活用されることは今後も考えられる。

(外国にルーツがある子供について)

Q. 私立園にも外国にルーツを持つ子供は在籍しているが、私立園にも日本語指導に対応できる保育士等のスタッフを常駐させているのか。

A. 公立園では通訳や日本語指導ができる保育士等を配置するなどの対応をしているが、私立園に対しては国等の補助のメニューもなく、どのように対応しているか把握していない。

(意見) 何かできることがないのか対応を検討してほしい。

(市内の保育園、こども園、幼稚園の在り方について)

Q. 施設別の利用状況を見ると、子育て世帯のニーズに沿っていない施設の利用が少ないことが顕著に現れており、保育時間の長い保育園、認定こども園、預かり保育のある私立幼稚園などのニーズが高いことがわかる。こうした傾向の中で、公立幼稚園の利用が減少していることに対して、なぜ延長保育を本市の公立幼稚園では選択してこなかったのか。

A. 延長保育などの特別保育は私立園で行うという以前からの役割分担により、公立幼稚園では延長保育などの特別保育を控えてきた経緯がある。

Q. 公立幼稚園に期待する保護者の声もあるが、今後も同じようにしていくのか。

A. 幼稚園型認定こども園に移行する公立幼稚園については、移行後は預かり保育をするのと同じように2号認定として18時まで預かることができるようになる。

(意見) 公立が担う機能は保ちながら、私立幼稚園などとのすみ分けを行わないと、保育ニーズのピークアウトの時期を迎えて対応が後手に回ってしまう。早期に分析し、できる対応をしてほしい。待機児童が発生している状況の中で、公立幼稚園が幼稚園型認定こども園に移行して保育認定の3～5歳児を預かるだけでなく、0～2歳児への対応も同時に行い、待機児童の解消につながる取り組みを期待する。

(意見) 公立保育園で13%、私立保育園で1.5%、公立幼稚園で24%の特別支援が必要な子供たちを支援していることを資料から確認し、特に公立幼稚園による支援の重要性を認識した。

(意見) 公立幼稚園は、支援が必要な子供への支援だけでなく、地域での友達づくりの場とし

てなど、保護者からの期待もある。公立幼稚園に対する期待を認識し、どのような役割を担うべきか整理してほしい。

Q. 公立の幼稚園、保育園、認定こども園の中で、1号認定、2号認定の子供が受ける教育・保育の内容に違いはあるのか。

A. 平成29年に保育指針、幼稚園教育要領、こども園の指針が統一され、四日市市では幼児教育・保育カリキュラムを作成しているため、園によってアプローチは異なるが、同じ目標に基づいて教育を実施している。認定こども園では、1号認定と2号認定の子供の保育時間は異なるものの、共通の時間帯では同じ教育・保育を受けている。

Q. 保護者の声からは保育園では文字を教えないが、幼稚園では文字を教えていると聞くが、実際はどうか。

A. 公立の幼稚園、保育園、認定こども園では遊びの中から学ぶことを大切にしており、その延長線上に文字を学びたいという気持ちを育てることが重要と考えており、文字を教えたり、ドリルなどを使った練習などは行っていない。

(意見) 待機児童の解消には、特に1歳児への対応が重要であり、少子化を見据えつつ、市内の企業に就職し、新たに居住する世帯のニーズにも対応することが必要だと考える。

(意見) 保育園と幼稚園の違いについて、特に、幼稚園にはまだ夏休みがあることや、熱中症警戒アラートが発令されても保育園は預けられるが幼稚園は休みになることなど、教育・保育の内容が同じと言いながら、実際には違いは多くある。まだ、制度として統一されていない部分も多くあることは課題として認識してほしい。

Q. 幼児教育センターを活用して、幼稚園でも保育園でも幼児教育・保育を充実させることが重要である。将来的には、認定こども園でも幼稚園型や幼保連携型などの区別がなくなっていくものと考えているがどうか。

A. 幼保連携型認定こども園は、幼稚園、保育所としての認可を廃止して改めて認可を受けるものであり、幼稚園型認定こども園は幼稚園の認可に保育機能を追加するものである。制度上の違いであり、認定こども園として違いはないと考えている。

Q. 本市の公立幼稚園の中で幼保連携型ではなく幼稚園型の認定こども園に移行する園があるのはなぜか。

A. 現在の公立幼稚園の園舎をそのまま活用して認定こども園に移行するため、トイレや部屋数が2歳児以下の子供を受け入れられる環境ではないことから3～5歳児を受け入れる幼稚園型認定こども園として整備するものである。

(意見) 制度の過渡期の中で、公立の幼稚園型認定こども園として、どのような役割を果たしていくべきか今後も議論が必要と考える。

Q. これまで、市内の就学前教育・保育の多くの部分を私立園に担ってもらってきた経緯により、行政が私立園に遠慮するあまり、議論の停滞を招いていると考える。泉大津市では、公立・私立の役割分担が明確になっており認定こども園への移行がスムーズに進んだと聞いている。本市では、公立・私立ともに幼稚園・保育園が混在しており、こうした過渡期の中で苦労はあると思うが、行政がこれまでの経緯を踏まえて、私立側の納得を得ながら具体的な方針を示し、子供たちのためにどうあるべきか、本質的な議論が必要と考えるがどうか。

A. 本市では、公立・私立を問わず多様な幼児教育・保育サービスを提供し、保護者が選択できる環境を目指している。認定こども園への移行は必須ではなく、園によっては幼稚園や保

育所としての形態を維持したいという意向もある。一昨年に新たな会議体を設置し、市内の子供の数やニーズを基に、各園の役割や受け入れ人数の調整を緻密に行うための議論を始めたところである。今後、具体的な方針を示して、公立・私立園の将来像を明確化できるよう取り組んでいきたい。

Q. 少子化により利用する児童確保のための競争も想定される中で、スピード感をもって方針を示せるようにしてほしいと考えるがどうか。

A. 四日市市認定こども園整備推進計画に沿って認定こども園への移行を進める中で、実際の子供の数、保育等のニーズをとらえながら計画の見直しも図っていきたい。

○令和7年1月27日 「保育園・幼稚園・認定こども園の給食について」

1. 委員会での主な議論 (Q.: 委員からの質疑 A.: 理事者からの答弁)

(公立保育園、幼保連携型認定こども園の給食)

Q. 正職員の調理員が1名しか配置されていない園があるが、休みを取る場合などの応援体制はできているのか。

A. パートタイムの職員でも対応できる体制にはなっているが、正職員が必要な場合には保育園幼稚園課を通して正職員の応援の要請をすることで給食提供に滞りがないようにしている。

Q. 全園で2名の正職員を配置することはできないのか。

A. 非効率にならないよう、食数に応じた基準により正職員を配置し、必要に応じて地域のブロックで応援する体制により対応している。

(意見) 調理員が安心して仕事ができるよう、2人体制で配置できるよう人事当局と調整してほしい。

Q. 調理員は市の職員でなければならないのか。

A. 市職員である必要はなく、私立園では委託の調理員が常駐するケースもある。

Q. 本市の保育施設の給食業務を委託することも可能なのか。

A. 制度上は可能だが、保育施設は児童の年齢差、個人差が大きいことから、個々の対応をするために仕様を作成して委託するよりも、直接雇用した職員に対して指示する方が現場の状況に合っていると考えるため、外部委託については考えていない。

Q. おやつについても献立を立てているのか。

A. 市が共通の献立を立てており、週に2回は手作りのおやつ、それ以外は市販のおやつを提供している。

Q. 園で採れた野菜などを使用したおやつの提供もあるのか。

A. 園庭で野菜を作っており、給食で使用することもあれば、おやつに加えて、ホットプレートで焼いて食べるなどの体験をすることもある。

(食事の提供内容について)

Q. 新規にアレルギー症状を誘発するリスクが高いため、使用していない食材があるが、小学校で使用していない食材と同じなのか。

A. エビなど、一部小学校では使用されているものもあるが、国のガイドラインに沿ってこれらの食材を使用しないようにしている。

Q. 以前よりも使用する食材のルールが厳しくなり、アレルギーなど、様々なことに配慮するあまり、給食の味がはっきりしなくなったという声を聞くがどうか。

A. その発言をした人の意図はわからないが、毎月、各園から報告を受けている喫食状況は悪いものではない。子供たちに多様な食の体験を提供し、食べ慣れない料理でも経験を通じて食べられるようになることを重視しており、そうしたメニューを提供する際には、食べやすいメニューや子供が喜ぶおやつを組み合わせ提供するなど、園児が空腹にならないよう工夫している。エビなど、以前は使用していた食材を使用しなくなったことを寂しく思う人もいるかもしれないが、国のガイドラインに沿って安全を最優先にして運営している。

Q. アレルギー対応などにより食材の選定についての制限が厳しくなったのはいつなのか。

A. 平成31年に食物アレルギー対応マニュアルを作成しており、その中で使用する食材を整

理した。

(食材の購入について)

Q. 食材を購入する業者の選定はどのように行っているのか。

A. 公募により選定しているが、複数の事業者からの申し出はなく、現在の事業者に継続して委託している。

Q. 食材の調達に当たり、小学校でいう学校給食協会のような組織は通していないのか。

A. 保育幼稚園課で食材の選定、調達を行っている。

Q. 残食や調理の際に発生した残さの処理はどのようにしているのか。

A. ごみとして廃棄している。

(意見) 保育園や認定こども園の給食において、有機野菜や和食中心の取り組みが他市町で実践されている例がある。本市でも、全てを有機食材にするのは難しいものの、一部の野菜や調味料の変更など、少しずつ取り入れることを検討してほしい。

Q. 小学校の給食や学校給食センターと一緒に食材調達などをしてスケールメリットによる効率化を図ることは可能なのか。

A. 就学前と小学校、中学校ではそれぞれの段階で食べる内容や味付けが異なり、特に保育施設では自園調理によって現場での柔軟な対応を可能にしている。食材調達についても前々月のうちに献立を考えて調整をするのは難しいのではないかと考える。

(給食の調理について)

Q. 給食担当者研修会の内容を確認したい。

A. 年度初めに実施する給食担当者研修会では、新規採用職員に限らず、正職員、パート職員を問わず参加してもらい、基礎知識や実際の事例について共有している。また、食中毒・感染症予防、食物アレルギー対応についても研修を行っている。さらに、公立園に配置される正職員の調理員は少人数職種であるため、給食調理員の情報交換会を開催し、調理効率化や問題解決策について情報交換を行い、その内容をまとめて全員に配布することで全体のスキル向上を図っている。

(意見) 保育園の献立の中で、米飯が多く、魚もよく使用されている点を評価する。パンが一般的に受け入れられていることから、完全に切り替えるのは難しいが、米飯はアレルギー対策や栄養面で優れており、特に成長期の子供たちへの必要なミネラルや栄養の吸収に寄与するため、積極的に取り入れてほしい。また、研修などを通して食事と脳の成長に関する事など、子供の食について考える機会をつくってほしい。

(離乳食・アレルギー食などへの対応について)

Q. アレルギー対応のダブルチェック、トリプルチェックはどのように行っているのか。

A. まず、給食室で、担任が調理員と口頭で確認を行い、給食を受け取る。次に、事務所で主任、園長に確認を取り、クラスに運ぶ。その後、クラス内でも複数の保育士が確認を行い、最終的に子供の机に給食を置く流れで提供している。

Q. 喫食時には小テーブルを用いるとあるが具体的にどのように対応しているのか。

A. アレルギー対応が必要な全ての児童に小さい机を用意しており、一緒に食べる気持ちは大

切にしたいため、他の児童の机にその児童専用の机を並べ、その間に保育士が入って混入を防ぐ形で対応している。

Q. アレルギーやハラール対応、離乳食の初期、中期、後期、完了期など、非常に多くの種類のメニューを作らなければならないのではないかと。

A. 離乳食の進み具合によって、初期で1本、中期・後期で1本の献立を立て、硬さや切り方で異なる対応をしている。4月、5月は特に低年齢児が多いため多くの種類の離乳食の準備が必要になる。完了期になると幼児食をベースに柔らかさや大きさを調整している。アレルギーやハラールの対応食は1本の献立で調理できるように工夫している。

Q. 保護者が弁当を持参させたいと希望すれば対応可能なのか。

A. 保育施設においてあえて弁当持参を希望するケースは考えにくいですが、ハラールやアレルギー対応など、保護者から強い申し出があった場合は可能と考える。

Q. 保護者などからの強い要望があれば弁当の持参を許可するのか。

A. 十分に検討した献立で提供しており、全員が一斉に給食を食べるのが基本である。一方で、宗教上の理由やビーガンなど特別な事情があれば、保護者と園との話し合いのうえで弁当持参での対応になるケースは考えられる。

(災害時の対応について)

Q. 災害時に公立園の給食調理室を使用して炊き出し対応を行うことなどは想定しているのか。

A. 災害時の使用も可能ではあるものの、子供の給食の調理に使用する道具しかないため、炊き出しは想定していない。

(公立幼稚園の給食について)

Q. 保護者向けの給食の試食会での反響はどうであったか。

A. アンケートでは、「普段自宅で食べない食材を食べていて驚いた」、「大変おいしかった」など、好意的な意見が多かった。

Q. アンケート結果を受けて給食の改善にはつながっているのか。

A. 意見については給食委員会において共有して対応している。

(給食費について)

Q. 幼稚園型認定こども園に移行する園も給食費は同じなのか。

A. 同じような金額になると想定している。

Q. 給食費の徴収方法を確認したい。

A. 口座振替または納付書により徴収している。

Q. 私立園の場合は口座振替等の手数料が発生しており園が負担しているが、市がその分を補填しているという理解でよいか。

A. 各園からの実績報告に基づいて市が補填している。

Q. 保育士から給食費は徴収しているのか。

A. 保育士は、おやつは食べないが、昼食を園児より多くの量を食べると計算して、食材費として園児と同額の4600円を徴収している。

Q. 給食を食べながら仕事をしているようなものだが、無償にはできないのか。

A. この値段で昼食を食べられることは一般的には考えにくく、安い値段で提供できていると考えている。無償にすることよりも、ノンコンタクトタイムと言われる、園児と接することがない休憩時間を設けることの方が重要と考える。

(意見) 給食の時間も公務であり、給食費を徴収すべきではないと考える。

○令和7年4月14日 「私立幼稚園について」

1. 委員会での主な議論（Q.：委員からの質疑 A.：理事者からの答弁）

（子ども・子育て支援新制度について）

Q. 公定価格における地方単独費用と全国統一費用の内訳はどのように決まっているのか。

A. 地方単独費用は公定価格の72.5%（全国統一費用）との差額である。全国統一費用の内訳（国・県・市の負担割合）はパーセンテージでは示されておらず、国基準の利用者負担額を差し引いた残りが全国統一費用となる。

Q. 施設型給付費における市町村独自軽減分はどのように設定しているのか。

A. 国の基準で算定すると保育料が高すぎるため、多くの自治体が独自に金額を設定して利用者の負担軽減を図っているものである。

（幼児教育・保育の無償化について）

Q. 「新1号・新2号・新3号」とは何か。

A. 「新1号」は、私学助成を受けている園の認定区分であり、「新2号・新3号」は預かり保育を利用する場合の認定区分である。保護者が就労要件を満たす場合に「新2号・新3号」の認定を受け、預かり保育料が無償になる。「新1号」認定は、私学助成園での無償化の対象であり、行政による認定手続きが必要となる。

Q. 預かり保育料の無償化は現物給付の形式をとれないのか。

A. 預かり保育の利用時間数についての実績を園がまとめて報告し、それを受けて翌月に補助額を確定し、市が補助金を支払うため、現物給付は事務処理上難しい。

（私立幼稚園の現状について）

Q. 今年度、初めて、保育所の入所保留となった保護者の世帯に対し、私立幼稚園の預かり保育を案内する文書を同封して利用を促した理由を確認したい。

A. 待機児童を少しでも減らす取り組みを考える中で、入所保留となった人への対応をより丁寧にする必要があると考え、保育施設に入所できなくても就労継続を支援できる可能性として、私立幼稚園の預かり保育という選択肢を案内した。結果として、17人程度が私立幼稚園の預かり保育の利用に至ったと聞いている。

Q. 令和7年度の私立幼稚園の園児数を確認したい。

A. 毎年統計を取っている5月1日時点での最終的な数値は変動する可能性はあるが、速報値で2742人であった。令和6年度の2783人と比較すると減少しているが、減少のペースは和らいでいる。

Q. 令和5年度から令和6年度にかけての園児数の急激な減少の分析はしているのか。

A. 公立幼稚園の園児数が令和4年頃に一定数まで減少したため、少子化の影響が私立幼稚園に及んできたと推測される。

Q. 令和7年度の公立幼稚園の園児数を確認したい。

A. 幼稚園型認定こども園に移行した6園の合計168人と、閉園までの経過措置で残っている2園の24人を合わせると192人になるが、ここには幼稚園型認定こども園に移行した6園で初めて受け入れた3歳児49人が含まれるため、令和6年度の公立幼稚園208人に対応する数字としては143人である。この数には、公立の幼保連携型こども園の1号認定児116人

は含まれていない。

Q. 令和7年4月1日時点の待機児童数はどうか。

A. 5月の国への報告をもって確定となるため、速報値として、令和7年4月1日時点の待機児童数は59人で、そのうち41人が1歳児、16人が2歳児であった。また、入所待ち児童数は312人であった。

Q. 私立幼稚園、公立幼稚園の園児数減少は人口動態と関係があるか。

A. 本市では、出生数の減少が園児数の減少に連動している。その中で保育施設へのニーズは依然として高いため、少子化の影響が、幼稚園においてより顕著に現れている。

(私立幼稚園の通園の安全について)

Q. 私立幼稚園の通園バスに関する置き去り防止などの安全対策はどうか。

A. 過去の事故を受けて国から補助金が出ており、私立幼稚園でも、県の予算措置などにより置き去り防止アラームの設置が進んでおり、市として直接確認していないが各園に設置しているものと考えている。

(意見) 私立幼稚園のバス通園は園独自の運営であり、市としての関与は限定的だが、私立幼稚園との連携が深まってきた中で、バス通園の安全対策にも注意を払ってほしい。

(待機児童対策としての私立幼稚園の在り方について)

Q. 待機児童対策として、私立幼稚園で2歳児保育を行うことは可能なのか。

A. 2歳児クラス、満3歳クラスは既に多くの園で実施されているものの、保育料が高額となり積極的には利用されにくい現状がある。この費用に対して支援を行うことも待機児童対策としての一つの考え方であるとする。

(意見) 待機児童対策として、私立幼稚園に対し2歳児保育への協力を要請し、横浜市のように、私立幼稚園での2歳児保育に対して、市が補助金を出すなどの支援策を検討し、子育てしやすい環境づくりを進めるべきとする。

Q. 1歳児の待機児童対策として、企業と連携して育休手当の延長などは検討できないか。

A. 企業への育休延長の協力要請は、社会全体で子育てしやすい環境づくりが必要という観点から有効だが、市内に多くある企業に対する金銭的支援になるため難しいとする。

Q. 1歳児を預けたい母親の職種について分析しているのか。

A. 職種によるデータ分析は実施していないが、興味深い視点なので調べてみたい。

(意見) 多くの母親が育児休暇の延長を希望している現状や、保育所確保の困難さから育児休暇を延長せざるを得ない母親がいることなどから、企業と連携して母親のニーズを把握し、課題解決に取り組む必要がある。

Q. 1歳児の入所申し込みが多いことについてどのように分析しているのか。

A. 保育施設への入所が難しい中で、1歳児から申し込むことで待機点が付き、2歳児、3歳児クラスに入所できる可能性が高まるため、保護者は合理的に考えて早期に入所申し込みを行っていると考えられる。2歳児、3歳児クラスに入所できる見通しがあれば、より安心して子育てに専念できる環境が整うものとする。

(新制度や認定こども園への移行について)

Q. 私立幼稚園のうち、認定こども園や、施設型給付への移行を希望しない園がある背景を確認したい。

A. 園児数の多い園にとっては従来の私学助成による運営方法の方が有利であるためと考えるが、園児数の減少に伴って、園児数が少なくても経営が安定する施設型給付に移行することが選択肢に上がってくる。

Q. 認定こども園への移行や新制度への移行に関して私立幼稚園からの相談を受ける体制はあるのか。

A. 認可権限は県にあるが、相談は保育幼稚園課で受け付けている。定員区分の設定など、1～2年前から相談を受け、県への申請書類作成などを支援している。

Q. 私立幼稚園も子供の受け皿として重要な役割を担っているが、幼稚園のニーズの減少を背景に、市としては認定こども園への移行を促していく考えなのか。

A. 大規模な私立幼稚園が認定こども園に移行する場合、近隣の保育施設にとっては経営上の大きな影響を受けるため、近隣の保育施設等との調整が必要になる。子ども・子育て会議の準備会で、地域ごとのニーズや将来の児童数の見通しなどを踏まえて、保育園、幼稚園双方にとって適切な結論にたどり着けるよう議論している。

Q. 私立幼稚園の認定こども園への移行は、私立保育連盟の許可が必要なのか。

A. 私立保育連盟は任意団体であり、その許可は不要である。ただし、認定こども園への移行については、子ども・子育て会議での承認を得て県に認可申請することになっており、同会議で関係者間の合意形成が図られていない場合、県の認可に影響する可能性がある。

Q. 子ども・子育て会議および準備会の議事録は公開されているか。

A. 子ども・子育て会議は公開しており、議事録も存在する。準備会は非公開で、議事録は作成していない。

(意見) 私立幼稚園による2歳児保育への参入を促し、市が財政支援を行うことで、待機児童対策と私立幼稚園の園児の確保を両立させるべきだと考える。

## 別添 2 会議資料

1. 令和6年7月22日 「就学前の子どもたちのありようについて」
2. 令和7年1月27日 「保育園・幼稚園・認定こども園の給食について」
3. 令和7年4月14日 「私立幼稚園について」

# 教育民生常任委員会 所管事務調査資料

「就学前の子どもたちのありようについて」

令和6年7月22日  
こども未来部

## 1. 四日市市の基礎データについて

### (1) 出生数と合計特殊出生率

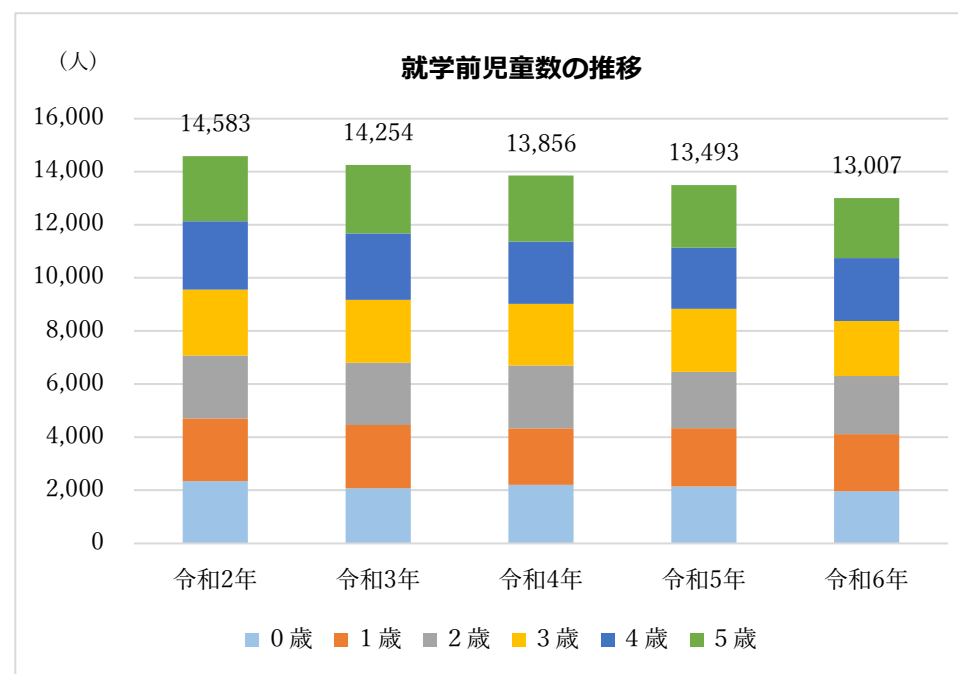
		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
出生数	出生届出数 (外国籍を含む)	2,377	2,197	2,243	2,195	2,010
	出生数 (日本人)	2,287	2,106	2,160	2,118	—
合計特殊出生率 ※ (日本人)	四日市市	1.45	1.35	1.41	1.39	—
	三重県	1.47	1.42	1.43	1.40	—
	全国	1.36	1.33	1.30	1.26	—

※合計特殊出生率・・・一人の女性が一生の間に生む子どもの数。15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの

### (2) 就学前児童数の状況

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	2,340	2,075	2,202	2,139	1,959
1歳	2,366	2,381	2,127	2,197	2,154
2歳	2,367	2,348	2,371	2,124	2,188
3歳	2,485	2,369	2,318	2,370	2,076
4歳	2,574	2,498	2,348	2,304	2,364
5歳	2,451	2,583	2,490	2,359	2,266
計	14,583	14,254	13,856	13,493	13,007
前年差	▲ 306	▲ 329	▲ 398	▲ 363	▲ 486

※各年4月1日現在



## 2. 事業等の実績について

### (1) 妊婦一般健康診査受診件数

	妊娠届出者数 (人)	県内医療機関受診件数		県外医療機関 受診件数 (件)	受診件数 (合計)	平均受診回数
		1～5回目 (件)	6～14回目 (件)			
令和5年度	2,047	9,764	13,656	1,091	24,511	12.0
令和4年度	2,157	10,358	14,531	1,224	26,113	12.1
令和3年度	2,277	10,852	15,631	1,332	27,815	12.2
令和2年度	2,266	10,474	14,668	1,430	26,572	11.7
令和元年度	2,397	11,528	15,984	1,574	29,086	12.1

### (2) こんにちは赤ちゃん訪問事業実績

	対象者 (人)	訪問員 内訳 (件)		うち、市と赤ちゃん訪問員 が重ねて訪問した数 (再掲)
		市保健師等 ※	赤ちゃん訪問員	
令和5年度	2,074	694	1,406	26
令和4年度	2,263	753	1,541	31
令和3年度	2,249	759	1,519	29
令和2年度	2,241	837	1,427	23
令和元年度	2,478	822	1,681	25

※訪問以外の方法で状況把握した数を含む

(3) 乳幼児健康診査受診率

	1 か月児健康診査 (補助事業)			4 か月児健康診査 (医療機関委託)			10 か月児健康診査 (医療機関委託)		
	対象者数 (人)	補助件数 (件)	補助率 (%)	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
令和5年度	1,968	1,879	95.5%	2,057	2,013	97.9%	2,138	2,086	97.6%
令和4年度	2,159	2,045	94.7%	2,182	2,141	98.1%	2,272	2,166	95.3%
令和3年度				2,194	2,132	97.2%	2,125	2,039	96.0%
令和2年度				2,250	2,194	97.5%	2,357	2,302	97.7%
令和元年度				2,363	2,318	98.1%	2,341	2,220	94.8%

	1歳6か月児健康診査(集団健診)			3歳児健康診査(集団健診)		
	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
令和5年度	2,257	2,202	97.6%	2,375	2,281	96.0%
令和4年度	2,057	2,011	97.8%	2,278	2,198	96.5%
令和3年度	2,359	2,281	96.7%	2,391	2,253	94.2%
令和2年度	2,312	2,262	97.8%	2,387	2,299	96.3%
令和元年度	2,437	2,333	95.7%	2,542	2,409	94.8%

**【現状の課題、今後に向けた考え方】**

- ・健診未受診児に対しては、訪問や電話による養育環境や発達の確認を行っている。
- ・全国的にも集団健診における小児科医の確保が課題となっており、本市においても将来的には現行の健診体制を維持できなくなる可能性があることから、他自治体の取り組みも参考にしながら、四日市医師会小児科医会とも協議していく。
- ・こんにちは赤ちゃん訪問に併せて子育て応援金の申請に必要な面談を行うようになったことで、以前に比べて訪問の受け入れがよくなった。今後は、こんにちは赤ちゃん訪問の際に、はじめての絵本の配布等（ブックスタート）ができないか検討を進める。

(4) 病児保育利用者数

○施設別

〈単位：人〉

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
カンガルーム	908	225	561	679	982
チェリーケア	314	89	171	199	393
ひばりルーム	217	120	327	419	550
シェルーム	—	—	88	131	239
合計	1,439	434	1,147	1,428	2,164

※シェルーム・・・令和3年度開設

○年齢別

〈単位：人〉

年度	施設名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6～12歳	計
R5	カンガルーム	20	142	208	180	132	103	197	982
	チェリーケア	6	51	66	105	40	48	77	393
	ひばりルーム	1	79	114	152	73	66	65	550
	シェルーム	8	50	38	36	45	34	28	239
	小計	35	322	426	473	290	251	367	2,164
R4	カンガルーム	34	194	201	128	54	41	27	679
	チェリーケア	1	41	40	48	24	21	24	199
	ひばりルーム	12	109	129	68	44	38	19	419
	シェルーム	7	47	29	22	13	9	4	131
	小計	54	391	399	266	135	109	74	1,428

※令和3年度以前は年齢別の利用者集計なし（予約受付システムの導入により集計できるようになった）

**【現状の課題、今後に向けた考え方】**

- ・施設ごとに利用率のばらつきがある。
- ・病児保育室の利用方法も含めて、さらなる周知に努めていく。

## (5) U-8事業（発達障害等早期支援事業）利用者数

〈単位：人〉

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幼児ことばの教室	4歳	18	15	11	11	15
	5歳	49	44	39	33	42
合計		67	59	50	44	57
ともだちづくり教室	4歳	5	3	2	4	5
	5歳	28	12	14	19	25
合計		33	15	16	23	30

## (6) 障害児通所支援受給者数

〈単位：人〉

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	0	0	1	0	0
1歳	12	4	2	4	3
2歳	45	41	31	30	28
3歳	90	90	101	101	105
4歳	97	109	112	126	145
5歳	102	98	115	132	128
合計	346	342	362	393	409

※各年度4月1日現在

(7) 発達に関する相談件数

〈単位：件〉

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
令和5年度	0	0	20	44	155	311	530
令和4年度	0	3	18	51	133	443	648
令和3年度	0	11	48	85	207	318	669
令和2年度	1	19	31	67	202	231	551
令和元年度	1	9	48	117	210	274	659

(8) 5歳児保護者アンケート実績

	郵送数	回答数(回答率)	うち電話連絡 を行った件数	うち来課相談を 受けた件数
令和5年度	2,312	1,957 (84.6%)	228	26
令和4年度	2,388	1,992 (83.4%)	224	39
令和3年度	2,530	2,223 (87.9%)	212	22
令和2年度	2,600	2,275 (87.5%)	143	19
令和元年度	2,486	1,903 (76.5%)	134	13

※令和3年度からWEB回答を実施

**【現状の課題、今後に向けた考え方】**

- ・5歳児健診については、本市はアンケート型で実施し、保護者の困り感に寄り添いながら子どもの姿を的確に捉えられるよう、在籍する園等への巡回相談等と組み合わせることで、発達に課題のある子どもの早期発見、早期支援に努めていく。また、引き続き、アンケート型と医師や保健師等による健診型、その他さまざまな手法で実施している自治体の取り組みを調査研究していく。

(9) 北勢児童相談所・一時保護所における保護人数等（三重県から聞き取り）

種別		令和3年度		令和4年度	
		保護人数	うち0～5歳	保護人数	うち0～5歳
養護相談	児童虐待	82	8	107	6
	その他	42	3	22	2
障害		0	0	0	0
非行		10	0	5	0
育成		1	0	3	0
保健・その他		2	0	3	0
合計		137	11	140	8
参考：【保護日数】		2,686日		3,287日	

※令和5年度については集計中

※北勢児童相談所は、本市のほか、桑名市・いなべ市・菰野町・東員町・川越町・朝日町・木曽岬町を所管

(10) 子育て短期支援（ショートステイ）事業利用延べ日数

〈単位：日〉

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0歳	36	85	7	14	17
1歳	72	27	16	12	9
2歳	31	82	73	79	54
3歳	188	43	178	19	100
4歳	110	103	67	73	53
5歳	42	40	76	40	108
合計	479	380	417	237	341

## (11) 児童養護相談受付人数

〈単位：人〉

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	虐待	その他※	虐待	その他※	虐待	その他※	虐待	その他※	虐待	その他※
0歳	44	18	82	17	84	20	115	13	51	10
1歳	34	12	51	5	46	11	44	6	26	5
2歳	33	11	51	5	55	5	51	10	30	4
3歳	37	9	55	4	51	13	63	7	27	11
4歳	29	9	39	2	44	5	43	6	28	8
5歳	33	2	47	7	36	7	45	0	30	8
合計	210	61	325	40	316	61	361	42	192	46

※養護相談（その他）・・・保護者の養護に係る相談のうち児童虐待に係る相談を除いたもの  
 （保護者による不適切養育児・居所不明児等に係る相談など）

**【現状の課題、今後に向けた考え方】**

- ・児童養護施設、乳児院におけるショートステイの定員には限りがあるため、真に必要な方が利用できるよう入所調整を図っていく。

(12) あげぼの学園における児童発達支援事業（集団）の利用状況

【曜日別】

	契約者数	月		火		水		木		金		土	
		クラス数	人数	クラス数	人数	クラス数	人数	クラス数	人数	クラス数	人数	クラス数	人数
令和5年度	198	12	67	12	59	11	63	12	65	12	65	4	27
令和4年度	197	13	65	12	63	12	66	12	64	12	62	4	19
令和3年度	185	11	54	12	62	12	63	12	63	12	63	3	19
令和2年度	205	12	66	12	74	11	64	12	75	11	68	3	19
令和元年度	196	11	72	13	71	12	72	12	77	12	76	3	19

※契約者数は実人数、利用人数は延べ人数

【歳児別】

〈単位：人〉

	契約者数	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
令和5年度	198	20	71	107	0	0
令和4年度	197	22	80	93	1	1
令和3年度	185	23	79	82	1	0
令和2年度	205	42	60	99	1	3
令和元年度	196	39	68	81	6	2

【通園日数別】

〈単位：人〉

	契約者数	週5日	週3日	週2日	週1日
令和5年度	198	22	22	16	138
令和4年度	197	22	14	26	135
令和3年度	185	21	16	23	125
令和2年度	205	25	12	37	131
令和元年度	196	38	8	21	129

【現状の課題、今後に向けた考え方】

- ・主に未就学児の発達支援を行う児童発達支援センターとして、今後も引き続き民間事業所等とも連携を取りながら、地域支援体制の充実に努めていく。

(13) 保育園・認定こども園・幼稚園等について

① 保育所等利用待機児童等の推移 (※幼稚園や、認定こども園の教育認定分は含まない。)

【再掲】 令和6年6月定例月議会 教育民生常任委員会協議会資料 表1

区分	R2.4.1.	R3.4.1.	R4.4.1.	R5.4.1.	R6.4.1.	差引増減 R6-R5
就学前児童数 <b>A</b>	14,583 人	14,254 人	13,856 人	13,493 人	13,007 人	-486 人
申込児童数 <b>B</b>	5,722 人	5,858 人	5,753 人	5,838 人	5,943 人	+105 人
申込率 $B \div A \times 100$	39.2%	41.1%	41.5%	43.3%	45.7%	+2.4 ポイント
利用定員数 <b>C</b>	6,291 人	6,201 人	6,211 人	6,285 人	6,224 人	-61 人
園児数 <b>D</b>	5,627 人	5,715 人	5,615 人	5,668 人	5,665 人	-3 人
定員充足率 $D \div C \times 100$	89.4%	92.2%	90.4%	90.2%	91.0%	+0.8 ポイント
空き定員数 <b>C-D</b>	664 人	486 人	596 人	617 人	559 人	-58 人
入園待ち児童数 <b>B-D</b>	95 人	143 人	138 人	170 人	278 人	+108 人
待機児童数(※)	0 人	0 人	0 人	0 人	72 人	+72 人

※待機児童数・・・入園待ち児童数から、特定の保育施設を希望する児童を除いた児童数

【現状の課題、今後に向けた考え方】

- ・年度当初の待機児童の解消に向けて、保育士の確保に最優先で取り組む。
- ・一方、中長期的には少子化がさらに進み保育ニーズがピークアウトしていく見通しから、地域単位での人口推計に基づき定員を適正化して需給バランスの調整を図っていく。

②教育・保育施設の利用状況

〈単位：人〉

就学前児童数		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	
		1,959	2,154	2,188	2,076	2,364	2,266	13,007	
就園児童数	1. 保育園	公立	18	119	210	305	350	334	1,336
		私立	90	268	321	361	362	347	1,749
	2. こども園	公立	17	101	160	231	271	286	1,066
		私立	51	192	220	265	273	251	1,252
	3. 幼稚園	公立	—	—	—	—	88	120	208
		私立	—	—	33	716	932	856	2,537
	4. 地域型保育事業		22	144	139	—	—	—	305
	5. 認可外保育施設		0	1	1	24	35	21	82
	6. 市外の保育園等		4	14	18	19	27	27	109
	差引（1～6以外）		1,757	1,315	1,086	155	26	24	4,363

※ 就学前の子どもの数は、外国籍の子どもを含む

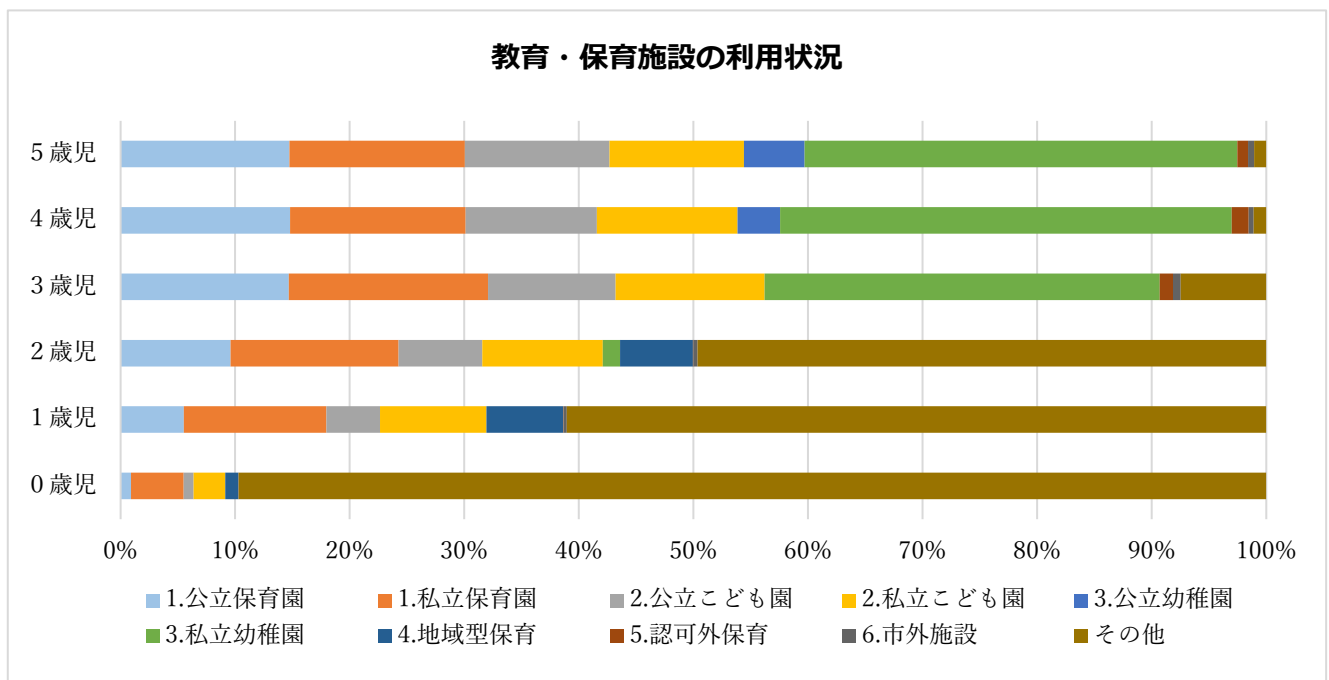
※ 幼稚園は令和6年5月1日現在。それ以外は令和6年4月1日現在で集計

※ 認可外保育施設は保育料の無償化に係る認定（新2号・新3号認定）を受けている子どもの数

※ 1～5の施設の園児数には、市外在住の園児は含まれない

＜教育・保育施設について＞

1. 保育園 : 認可保育所（児童福祉施設）
2. こども園 : 幼保連携型認定こども園（学校かつ児童福祉施設）
3. 幼稚園 : 幼稚園（学校）、幼稚園型認定こども園（学校＋保育機能）
4. 地域型保育事業 : 少人数の単位（20人未満）で0～2歳の乳幼児を保育する事業  
小規模保育と事業所内保育（地域枠＋従業員枠）の2類型
5. 認可外保育施設 : 三重県に届出された、児童福祉法に基づく認可を受けていない施設
6. 市外の保育園等 : 市外の保育園、認定こども園、幼稚園



### ③施設別の利用状況

[公立保育園・認定こども園]

(単位：人)

施設名	市内在住の園児数							市外在住 の園児数	総園児数	認可定員	利用定員	利用定員に 対する割合	
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計						
保 育 園	四郷保育園		7	17	20	22	22	88	—	88	140	140	62.9%
	羽津保育園		10	15	26	43	30	124	—	124	150	150	82.7%
	あがた保育園		6	17	18	22	20	83	—	83	100	100	83.0%
	大矢知保育園	1	10	15	21	24	26	97	—	97	130	130	74.6%
	中央保育園		10	17	20	20	22	89	—	89	130	130	68.5%
	ときわ保育園	4	14	26	39	41	39	163	—	163	200	200	81.5%
	海蔵保育園	5	12	16	26	30	29	118	—	118	140	140	84.3%
	下野保育園		4	10	16	15	17	62	—	62	80	80	77.5%
	内部保育園		11	16	34	40	40	141	—	141	150	150	94.0%
	磯津保育園		3	6	12	9	7	37	—	37	50	50	74.0%
	坂部保育園		3	12	15	18	15	63	—	63	90	90	70.0%
	笹川保育園	1	11	16	19	21	24	92	—	92	120	120	76.7%
	日永中央保育園	5	11	16	21	25	26	104	—	104	140	140	74.3%
	笹川西保育園	2	7	11	18	20	17	75	—	75	100	100	75.0%
認 定 こ ど も 園	橋北こども園	3	14	21	35	32	45	150	—	150	200	200	75.0%
	塩浜こども園		4	11	19	22	18	74	—	74	90	90	82.2%
	保々こども園	1	12	15	25	20	32	105	—	105	190	190	55.3%
	楠こども園	5	20	29	37	43	49	183	—	183	280	280	65.4%
	神前こども園	5	11	17	28	36	38	135	—	135	150	150	90.0%
	富田こども園		11	14	20	23	24	92	—	92	100	100	92.0%
	桜こども園		7	14	19	23	21	84	—	84	100	100	84.0%
	富洲原こども園	3	11	17	23	27	25	106	—	106	121	121	87.6%
	下野こども園		7	12	14	23	21	77	—	77	100	100	77.0%
	八郷こども園		4	10	11	22	13	60	—	60	80	80	75.0%
計	35	220	370	536	621	620	2,402	—	2,402	3,131	3,131	76.7%	

※令和6年4月1日現在の園児数

※認定こども園の類型は、すべて「幼保連携型」。園児数は、教育認定（1号）・保育認定（2号、3号）の合計

※公立園では、広域利用（市外在住の子どもが本市の園を利用）を実施していない

【私立保育園・認定こども園】

(単位：人)

施設名	市内在住の園児数							市外在住 の園児数	総園児数	認可定員	利用定員	利用定員に 対する割合	
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計						
保 育 園	にじのはな保育園	4	8	12	14	17	19	74		74	90	80	92.5%
	浜田保育園	—	—	—	16	13	16	45		45	90	50	90.0%
	ローズ幼児園	6	15	15	20	23	23	102	1	103	130	110	93.6%
	海山道保育園	1	6	4	10	12	11	44		44	120	60	73.3%
	大谷台保育園	1	11	17	20	24	25	98		98	110	110	89.1%
	あがたが丘保育園	3	9	12	14	10	15	63	2	65	90	80	81.3%
	ひよこ保育園	2	15	14	21	20	19	91		91	100	100	91.0%
	陽光台保育園	1	8	12	14	12	12	59		59	80	60	98.3%
	こっこ保育園	7	16	17	18	20	16	94	1	95	100	100	95.0%
	西浦保育園	8	20	19	—	—	—	47		47	60	50	94.0%
	河原田保育園	2	15	25	25	24	27	118	2	120	110	110	109.1%
	たいすい中央保育園	5	14	19	24	22	18	102	1	103	90	90	114.4%
	日の本保育園	7	16	18	21	23	21	106		106	100	100	106.0%
	どんぐり保育園	7	15	22	24	23	24	115		115	110	110	104.5%
	ことり保育園	8	12	16	19	19	17	91		91	90	90	101.1%
	内部ハートピア保育園	11	30	35	36	36	41	189		189	170	170	111.2%
	たいよう保育園	2	11	12	12	11	10	58		58	60	60	96.7%
たいすいノース保育園	5	18	21	25	27	23	119	1	120	120	120	100.0%	
日永ハートピア保育園	10	29	31	28	26	10	134		134	170	170	78.8%	
認 定 こ ど も 園	高花平こども園	2	10	14	22	21	21	90		90	85	85	105.9%
	かわしまこども園	5	20	24	30	29	29	137		137	150	150	91.3%
	いずみこども園	3	19	20	21	24	24	111		111	110	110	100.9%
	愛華こども園	3	16	20	24	24	23	110	1	111	115	115	96.5%
	愛育こども園	5	20	21	36	39	39	160		160	169	169	94.7%
	みのりこども園	4	11	17	19	23	21	95		95	99	99	96.0%
	フジ保育園	7	16	18	22	21	17	101		101	109	109	92.7%
	たいすいこども園	5	21	24	30	29	26	135		135	130	130	103.8%
	水沢こども園	1	8	11	9	8	9	46		46	60	60	76.7%
	三重こども園	4	15	13	15	16	15	78		78	70	70	111.4%
	ひのもと第二こども園	6	16	18	21	22	21	104	1	105	90	90	116.7%
よっかいちびり認定こども園	6	20	20	16	17	6	85	1	86	100	100	86.0%	
計	141	460	541	626	635	598	3,001	11	3,012	3,277	3,107	96.9%	

※令和6年4月1日現在の園児数

※認定こども園の類型は、すべて「幼保連携型」。園児数は、教育認定（1号）・保育認定（2号、3号）の合計

【公立幼稚園】

(単位：人)

施設名	市内在住の園児数					市外在住 の園児数	総園児数	認可定員	利用定員	利用定員に 対する割合
	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計					
四日市幼稚園	—	—	1	5	6	—	6	70	70	8.6%
海蔵幼稚園	—	—	6	11	17	—	17	70	70	24.3%
泊山幼稚園	—	—	26	17	43	—	43	70	70	61.4%
内部幼稚園	—	—	10	16	26	—	26	70	70	37.1%
三重幼稚園	—	—	11	9	20	—	20	70	70	28.6%
下野幼稚園	—	—	3	5	8	—	8	70	70	11.4%
羽津幼稚園	—	—	4	2	6	—	6	70	70	8.6%
富洲原幼稚園	—	—	3	6	9	—	9	70	70	12.9%
大矢知幼稚園	—	—	4	15	19	—	19	70	70	27.1%
常磐中央幼稚園	—	—	11	14	25	—	25	70	70	35.7%
笹川中央幼稚園	—	—	9	20	29	—	29	70	70	41.4%
計	—	—	88	120	208	—	208	770	770	27.0%

※令和6年5月1日現在の園児数。公立幼稚園のクラスは、4歳児、5歳児のみ  
 ※公立園では、広域利用（市外在住の子どもが本市の園を利用）を実施していない

【私立幼稚園】

(単位：人)

施設名	市内在住の園児数					市外在住 の園児数	総園児数	認可定員	利用定員	利用定員に 対する割合
	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計					
海の星カトリック幼稚園		17	19	13	49	0	49	100	60	81.7%
まきば幼稚園		19	22	22	63	3	66	145	90	73.3%
暁幼稚園	3	24	48	30	105	33	138	220	180	76.7%
富田文化幼稚園	2	27	58	49	136	8	144	200	150	96.0%
羽津文化幼稚園	3	46	56	70	175	0	175	480	180	97.2%
ときわ幼稚園	2	56	75	67	200	0	200	280	240	83.3%
エンゼル幼稚園	3	103	137	115	358	66	424	480	480	88.3%
ひかり幼稚園	4	86	85	85	260	2	262	300	300	87.3%
あおい幼稚園	5	115	150	127	397	21	418	480	480	87.1%
桜あおい幼稚園	4	42	53	69	168	78	246	400	400	61.5%
津田第一幼稚園	3	67	85	78	233	4	237	440	440	53.9%
津田第二幼稚園	1	48	52	56	157	2	159	360	360	44.2%
津田三滝幼稚園	2	48	57	53	160	19	179	240	240	74.6%
めぐみの園幼稚園	1	18	35	22	76	0	76	80	80	95.0%
計	33	716	932	856	2,537	236	2,773	4,205	3,680	75.4%

※令和6年5月1日現在の園児数  
 ※子ども・子育て支援新制度に未移行の私学助成の園は、利用定員の設定はないため、認可定員と同数を設定  
 (未移行園：エンゼル、ひかり、あおい、桜あおい、津田第一、津田第二、津田三滝幼稚園)

[地域型保育事業]

(単位：人)

施設名		市内在住の園児数				市外在住 の園児数	総園児数	認可定員	利用定員	利用定員に 対する割合
		0歳児	1歳児	2歳児	合計					
小規模 保育	きっずはうすココロン	2	6	4	12	—	12	12	12	100.0%
	保育所ちびっこハウスあかほり園	2	10	8	20	—	20	19	19	105.3%
	Kindergarten イオンモール四日市北園		9	12	21	—	21	19	19	110.5%
	キッズ・ティアラ	3	5	6	14	—	14	12	12	116.7%
	たいすいキッズステーション		5	8	13	—	13	12	12	108.3%
	もりのくに国際幼保園		7	7	14	—	14	12	12	116.7%
	まちなかフジ保育園	2	5	5	12	—	12	12	12	100.0%
	つぼみ保育園	4	8	7	19	—	19	19	19	100.0%
	にじいろランド四日市園	1	6	7	14	—	14	12	12	116.7%
	山口堂保育園	2	6	7	15	—	15	15	15	100.0%
	とまり丘保育園		5	7	12	—	12	12	12	100.0%
	キッズガーデンいずみ	2	4	6	12	—	12	12	12	100.0%
	Kindergartenうのもり園	1	8	8	17	—	17	19	19	89.5%
	Kindergartenのだ園		9	9	18	—	18	19	19	94.7%
	きっずはうすココロンがらす		6	4	10	—	10	12	12	83.3%
	Kindergartenはづ園	2	9	10	21	—	21	19	19	110.5%
Kindergartenあけぼの園		12	7	19	—	19	19	19	100.0%	
キッズガーデンはづ		5	2	7	—	7	12	12	58.3%	
事業所 内保 育	かすみ園		7	5	12		12	12	12	100.0%
	スマイルキッズルーム	1	8	4	13		13	12	12	108.3%
	しものひばり保育園		4	6	10	4	14	12	12	116.7%
計		22	144	139	305	4	309	304	304	101.6%

※令和6年4月1日現在の園児数。地域型保育事業のクラスは、0歳児から2歳児のみ

※事業所内保育の園児数および定員は、従業員枠と地域枠の合計

※地域型保育事業の地域枠では、広域利用（市外在住の子どもが本市の園を利用）を実施していない

④外国にルーツを持つ子どもの利用状況

【クラス年齢別】

(単位：人)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
公立保育園・こども園	2	13	14	39	36	30	134
私立保育園・こども園	6	4	8	13	18	16	65
公立幼稚園	-	-	-	-	13	20	33
地域型保育事業	1	11	11	-	-	-	23
計	9	28	33	52	67	66	255

【国籍別】

(単位：人)

	ブラジル	ペルー	中国	フィリピン	ベトナム	ネパール	その他	合計
公立保育園・こども園	50	17	6	9	31	5	16	134
私立保育園・こども園	17	1	10	7	16	6	8	65
公立幼稚園	13	1	1	3	1	1	13	33
地域型保育事業	1	1	5	1	9	5	1	23
計	81	20	22	20	57	17	38	255

※外国にルーツを持つ子どもについて、保育幼稚園課から各施設が把握している範囲で照会  
(令和6年5月1日現在)

※日本国籍であっても、保護者が外国籍のため日本語指導が必要となる園児を含む

⑤特別支援教育・保育の状況

【特別支援児童数の状況】

(単位：人)

	園児数	特別支援児童（クラス別）							特別支援児童（入園時期）	
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	新入園児	継続児
公立保育園・こども園	2,402	0	1	24	77	119	111	332	88	244
私立保育園・こども園	3,059	0	0	1	9	18	19	47	5	42
公立幼稚園	208	-	-	-	-	26	25	51	26	25
計	5,669	0	1	25	86	163	155	430	119	311

※令和6年4月1日現在。園児数のうち、幼稚園は令和6年5月1日現在

【特別支援児童数の推移】

(単位：人)

	R2	R3	R4	R5	R6
公立保育園・こども園	332	316	294	303	332
私立保育園・こども園	35	35	33	41	47
公立幼稚園	70	43	56	55	51
計	437	394	383	399	430

※四日市市特別支援保育指導委員会（第1回）資料より作成

⑥延長保育、一時保育、休日保育の利用実績（令和5年度）

〔延長保育〕

（単位：人）

施設名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
公立	中央保育園	13	8	10	11	10	7	4	9	6	4	8	7	97	
	下野中央保育園	11	12	10	10	11	14	12	11	10	14	14	15	144	
私立	にじのはな保育園	3	3	5	5	4	5	5	5	5	4	5	4	53	
	ローズ幼児園	20	21	21	21	20	21	21	21	20	21	21	21	249	
	海山道保育園	3	3	3	3	3	4	4	3	4	3	3	3	39	
	愛華保育園	4	3	3	2	4	4	4	2	4	3	5	6	44	
	三重愛育保育園	6	5	5	5	5	6	6	7	7	6	7	7	72	
	みのり保育所	6	9	5	7	6	7	7	7	7	7	8	6	8	83
	大谷台保育園	4	4	4	3	4	4	4	4	4	6	4	4	5	50
	フジ保育園	7	7	6	7	5	7	8	7	8	8	3	7	7	79
	あがたが丘保育園	7	7	9	6	5	6	5	7	6	7	6	6	6	77
	ひよこ保育園	8	6	7	8	7	7	7	8	6	6	6	7	7	83
	陽光台保育園	1	1	2	3	2	2	1	1	1	1	1	1	1	17
	たいすい保育園	8	9	8	9	11	12	12	12	12	11	14	14	14	134
	こっこ保育園	8	8	6	7	6	6	6	6	7	8	7	6	7	82
	西浦保育園	3	4	3	3	2	4	5	4	4	4	4	3	4	43
	河原田保育園	4	4	4	4	4	4	3	4	3	3	4	4	4	45
	水沢保育園	1	2	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	14
	たいすい中央保育園	7	7	6	5	5	6	8	7	7	7	7	8	6	79
	三重保育園	8	7	7	8	6	6	9	7	6	6	6	7	7	84
	日の本保育園	11	9	16	9	8	8	13	8	7	8	9	9	10	116
	どんぐり保育園	11	14	13	12	12	13	10	9	8	10	12	12	12	136
	ことり保育園	5	3	5	4	4	4	5	4	4	5	5	5	7	56
	内部ハートピア保育園	11	11	10	13	10	12	10	10	10	11	9	11	10	128
	たいよう保育園	6	5	7	7	5	7	6	6	6	5	5	5	4	68
	日の本第二保育園	8	10	10	13	8	7	6	8	8	8	10	8	8	104
	たいすいノース保育園	6	6	6	6	7	8	6	7	7	7	8	9	8	84
	よっかいちひばり保育園	2	2	2	2	2	2	1	2	2	1	1	2	3	22
	日永ハートピア保育園	5	5	5	7	4	5	6	6	6	7	5	5	5	65
高花平こども園	6	7	7	7	6	7	7	7	7	7	8	7	7	83	
かわしまこども園	6	5	5	5	5	4	5	5	5	4	5	4	5	58	
いずみこども園	6	4	5	3	3	4	4	4	3	3	4	4	4	47	
合計		215	211	216	216	195	212	215	206	203	205	218	223	2,535	

※公立は実利用児童数。私立は延長保育促進事業費補助金の「1日当たりの平均利用児童数」を集計

## 【一時保育】

(単位：延べ利用人数)

施設名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
公 立	橋北こども園	22	32	28	40	47	57	60	56	54	49	48	53	546	
	楠こども園	8	5	11	12	11	17	9	15	19	18	21	29	175	
私 立	海山道保育園	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2	4	
	ひよこ保育園	66	63	82	75	40	81	86	79	70	73	69	84	868	
	たいすい保育園	2	13	15	18	17	19	24	18	14	16	19	10	185	
	こっこ保育園	57	57	69	68	51	64	67	67	61	60	58	58	737	
	西浦保育園	8	9	11	15	10	13	18	18	13	17	15	24	171	
	河原田保育園	5	2	3	7	7	15	19	12	4	11	2	0	87	
	水沢保育園	2	2	8	3	2	2	6	3	2	2	2	1	35	
	たいすい中央保育園	7	16	18	20	35	42	34	50	26	43	48	65	404	
	どんぐり保育園	8	12	20	37	42	28	28	37	30	38	30	31	341	
	ことり保育園	35	46	47	65	60	65	96	86	80	67	75	68	790	
	内部ハートピア保育園	20	4	18	20	25	22	4	7	6	4	7	7	144	
	たいすいノース保育園	3	8	8	4	14	14	17	15	16	11	22	18	150	
	よっかいちひばり保育園	26	73	62	53	49	103	122	89	76	81	94	83	911	
	日の本第二保育園	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	6	10
	日永ハートピア保育園	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	3	
	高花平こども園	8	8	8	11	13	20	16	25	21	17	19	12	178	
いずみこども園	22	28	47	52	42	37	41	60	52	55	61	55	552		
合計		300	378	455	501	469	600	647	638	544	563	590	606	6,291	

## 【休日保育】

(単位：延べ利用人数)

施設名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
私 立	西浦保育園	54	65	29	48	38	52	52	44	33	44	59	57	575
	日の本保育園	26	31	18	36	30	26	31	36	14	28	36	38	350
	こっこ保育園	37	35	19	39	30	38	30	25	24	34	27	31	369
合計		117	131	66	123	98	116	113	105	71	106	122	126	1,294

教育・保育施設一覧

【公立保育園・認定こども園】

施設名	所在地	認可 定員	利用 定員	対象年齢		乳児 保育	延長 保育	一時 保育	休日 保育
				保育認定	教育認定				
保 育 園	四郷保育園	室山町233	140	140	1～5	-			
	羽津保育園	羽津中二丁目3-2	150	150	1～5	-			
	あがた保育園	赤水町966-1	100	100	1～5	-			
	大矢知保育園	松寺一丁目11-12	130	130	1～5	-			
	中央保育園	元新町2-17	130	130	1～5	-		○	
	ときわ保育園	ときわ五丁目1-12	200	200	0～5	-	4カ月		
	海蔵保育園	大字西阿倉川883-1	140	140	0～5	-	4カ月		
	下野保育園	あさけが丘二丁目1-156	80	80	1～5	-			
	内部保育園	采女町1576-1	150	150	1～5	-			
	磯津保育園	大字塩浜3050-2	50	50	1～5	-			
	坂部保育園	坂部が丘五丁目1-3	90	90	1～5	-			
	笹川保育園	笹川六丁目29-1	120	120	1～5	-			
	日永中央保育園	日永西四丁目1-29	140	140	0～5	-	4カ月		
	笹川西保育園	笹川九丁目16-3	100	100	0～5	-	4カ月		
認 定 こ ど も 園	橋北こども園	東新町26-32	200	200	0～5	3～5	4カ月		○
	塩浜こども園	柳町33	90	90	1～5	3～5			
	保々こども園	西村町2725-1	190	190	0～5	3～5	4カ月		
	楠こども園	楠町北五味塚2060-63	280	280	0～5	3～5	4カ月		○
	神前こども園	高角町2985-1	150	150	0～5	3～5	4カ月		
	富田こども園	富田二丁目12-9	100	100	1～5	3～5			
	桜こども園	桜台一丁目35-28	100	100	1～5	3～5			
	富洲原こども園	富洲原町31-35	121	121	0～5	3～5	4カ月		
	下野こども園	朝明町498-1	100	100	1～5	3～5		○	
	八郷こども園	あかつき台一丁目2-89	80	80	1～5	3～5			

※令和6年4月1日現在

※対象年齢は、4月1日時点のクラス年齢

※対象年齢「0～」の施設は乳児保育欄に記載のある月齢から、「1～」の施設は満1歳から入所が可能

※認定こども園の類型は、すべて幼保連携型認定こども園

[私立保育園・認定こども園]

	施設名	所在地	認可定員	利用定員	対象年齢		乳児保育	延長保育	一時保育	休日保育
					保育認定	教育認定				
保育園	にじのはな保育園	前田町14-20	90	80	0~5	-	4カ月	○		
	浜田保育園	浜田町10-15	90	50	3~5	-		○		
	ローズ幼児園	桜町534	130	110	0~5	-	4カ月	○		
	海山道保育園	海山道町一丁目57-4	120	60	0~5	-	4カ月	○	○	
	大谷台保育園	大谷台一丁目82	110	110	0~5	-	4カ月	○		
	あがたが丘保育園	あがたが丘一丁目18-4	90	80	0~5	-	産休明け	○		
	ひよこ保育園	東日野町1611-16	100	100	0~5	-	産休明け	○	○	
	陽光台保育園	浮橋二丁目7-5	80	60	0~5	-	4カ月	○		
	こっこ保育園	東日野町字道之上986番地1	100	100	0~5	-	産休明け	○	○	○
	西浦保育園	久保田二丁目5-3	60	50	0~2	-	産休明け	○	○	○
	河原田保育園	河原田町387	110	110	0~5	-	産休明け	○	○	
	たいすい中央保育園	鶉の森一丁目10-20	90	90	0~5	-	産休明け	○	○	
	日の本保育園	松原町3-2	100	100	0~5	-	産休明け	○		○
	どんぐり保育園	野田二丁目8-3	110	110	0~5	-	4カ月	○	○	
	ことり保育園	西日野町字八幡1551-1	90	90	0~5	-	産休明け	○	○	
	内部ハートピア保育園	采女町916-1	170	170	0~5	-	4カ月	○	○	
	たいよう保育園	赤堀一丁目6番25号	60	60	0~5	-	4カ月	○		
たいすいノース保育園	川北一丁目710	120	120	0~5	-	産休明け	○	○		
日永ハートピア保育園	東日野1丁目375	170	170	0~5	-	4カ月	○	○		
認定こども園	高花平こども園	高花平二丁目1-53	85	85	0~5	3~5	4カ月	○	○	
	かわしまこども園	三滝台四丁目4-4	150	150	0~5	3~5	4カ月	○		
	いずみこども園	三重六丁目129	110	110	0~5	3~5	産休明け	○	○	
	愛華こども園	平津町844-1	115	115	0~5	3~5	4カ月	○	○	
	愛育こども園	生桑町14-3	169	169	0~5	3~5	4カ月	○	○	
	みのりこども園	大宮町26-5	99	99	0~5	3~5	産休明け	○		
	フジ保育園	東坂部町150-4	109	109	0~5	3~5	4カ月	○	○	
	たいすいこども園	西日野町字今郷1871-7	130	130	0~5	3~5	産休明け	○	○	
	水沢こども園	水沢町2103-5	60	60	0~5	3~5	産休明け	○	○	
	三重こども園	三重一丁目7	70	70	0~5	3~5	産休明け	○	○	
	ひのもと第二こども園	松原町22-10	90	90	0~5	3~5	産休明け	○	○	
よっかいちひばり認定こども園	西大鐘町1490	100	100	0~5	3~5	6カ月	○	○		

※令和6年4月1日現在

※対象年齢は、4月1日時点のクラス年齢

※対象年齢「0~」の施設は乳児保育欄に記載のある月齢から、「1~」の施設は満1歳から入所が可能

※認定こども園の類型は、すべて幼保連携型認定こども園

【公立幼稚園】

施設名	所在地	認可 定員	利用 定員	対象年齢		預かり 保育	備考
				保育認定	教育認定		
四日市幼稚園	元町10-4	70	70	-	4~5	-	
海蔵幼稚園	大字東阿倉川580	70	70	-	4~5	-	
泊山幼稚園	前田町1-19	70	70	-	4~5	-	
内部幼稚園	采女町911	70	70	-	4~5	-	
三重幼稚園	東坂部町110-1	70	70	-	4~5	-	
下野幼稚園	朝明町464	70	70	-	4~5	-	
羽津幼稚園	大宮西町19-22	70	70	-	4~5	-	
富洲原幼稚園	富洲原町31-14	70	70	-	4~5	-	
大矢知幼稚園	大矢知町3255	70	70	-	4~5	-	
常磐中央幼稚園	ときわ五丁目4-53	70	70	-	4~5	-	
笹川中央幼稚園	笹川三丁目157	70	70	-	4~5	-	

※令和6年4月1日現在

※対象年齢は、4月1日時点のクラス年齢

【私立幼稚園・幼稚園型認定こども園】

施設名	所在地	認可 定員	利用 定員	対象年齢		預かり 保育	備考
				保育認定	教育認定		
海の星カトリック幼稚園	十七軒町2-4	100	60	-	満3~5	○	新制度移行園
まきば幼稚園	松本三丁目1-37	145	90	-	満3~5	○	新制度移行園
暁幼稚園	天カ須賀五丁目2-5	220	180	-	満3~5	○	新制度移行園
富田文化幼稚園	四日市大字茂福905-4	200	150	-	満3~5	○	新制度移行園
羽津文化幼稚園	別名五丁目4番31号	480	180	-	満3~5	○	新制度移行園
ときわ幼稚園	西松本町15-10	280	240	-	満3~5	○	新制度移行園
エンゼル幼稚園	千代田町459	480	480	-	満3~5	○	
ひかり幼稚園	伊倉二丁目8-23	300	300	-	満3~5	○	
あおい幼稚園	大矢知町2700番地	480	480	-	満3~5	○	
桜あおい幼稚園	智積町6104番地	400	400	-	満3~5	○	
津田第一幼稚園	笹川一丁目106-2	440	440	-	満3~5	○	
津田第二幼稚園	笹川七丁目52	360	360	-	満3~5	○	
津田三滝幼稚園	川島町6513	240	240	-	満3~5	○	
めぐみの園幼稚園	室山町475-1	80	80	3~5	満3~5	○	幼稚園型認定こども園

※令和6年4月1日現在

※対象年齢は、4月1日時点のクラス年齢。「満3」は、満3歳になった日から入園対象

※預かり保育は、通常の教育時間の終了後など、教育時間外に園で保育を実施

**[地域型保育事業]**

	施設名	所在地	認可定員	利用定員	対象年齢	乳児保育
小規模保育	きっずはうすココロン	羽津中一丁目5-17 コスモス1D	12	12	0~2	4か月
	保育所ちびっこハウスあかほり園	赤堀二丁目13-18	19	19	0~2	4か月
	Kindergartenイオンモール四日市北園	富州原町221-2 イオンモール四日市北店赤レンガ棟	19	19	0~2	4か月
	キッズ・ティアラ	鶴の森一丁目3-2 第2ヤマジビル1F	12	12	0~2	4か月
	たいすいキッズステーション	浜田町 6-11 サムティ四日市ビル1F	12	12	1~2	
	もりのくに国際幼保園	大矢知町952-1	12	12	1~2	
	まちなかフジ保育園	西新地14-23 グラジオーソ	12	12	0~2	6か月
	つぼみ保育園	小古曾二丁目21-19	19	19	0~2	6か月
	にじいろランド四日市園	蒔田四丁目2-10	12	12	0~2	6か月
	山口堂保育園	日永四丁目4-38	15	15	0~2	4か月
	とまり丘保育園	大字泊村1241-46	12	12	満1~2	
	キッズガーデンいずみ	中川原一丁目3-5	12	12	0~2	4か月
	Kindergartenうのもり園	鶴の森一丁目6-12	19	19	0~2	4か月
	Kindergartenのだ園	野田一丁目1-24	19	19	0~2	4か月
	きっずはうすココロンぷらす	赤堀新町8-12	12	12	0~2	4か月
	Kindergartenはづ園	羽津町11-17	19	19	0~2	4か月
Kindergartenあけぼの園	曙一丁目1-8	19	19	0~2	4か月	
キッズガーデンはづ	大字羽津4231-2	12	12	0~2	4か月	
事業所内保育	かすみ園	白須賀一丁目12-8	12	12	0~2	6か月
	スマイルキッズルーム	ときわ一丁目2番18号	12	12	0~2	6か月
	しものひばり保育園	西大鐘町字東谷1610番地	12	12	0~2	6か月

※令和6年4月1日現在

※対象年齢は、4月1日時点のクラス年齢。「満1」は、満1歳になった日から入園対象

※事業所内保育の定員は、従業員枠と地域枠の合計

# 教育民生常任委員会 所管事務調査資料

「保育園・幼稚園・認定こども園  
の給食について」

令和7年1月27日  
こども未来部

# 目次

<b>1 公立保育園、幼保連携型認定こども園の給食</b>	
（1）概要	P 3
（2）食事の提供内容	P 3
（3）食材の購入	P 6
（4）調理	P 7
（5）特別な対応（離乳食・アレルギー食など）	P 8
（6）災害時の対応食	P 10
（7）衛生管理	P 11
<b>2 公立幼稚園の給食</b>	
（1）概要	P 12
（2）令和7年度からの業務委託	P 12
（3）給食の提供方法	P 12
（4）献立について	P 13
（5）保護者への食育	P 13
（6）食物アレルギー・ハラールなどの個別対応について	P 14
（7）災害時の対応食	P 14
（8）衛生管理	P 14
<b>3 給食費について</b>	
（1）給食費	P 15
（2）低所得世帯や多子世帯に対する負担軽減	P 16
（3）施設に対する負担軽減	P 17
<b>4 今後の課題</b>	P 18
<b>5 参考</b>	
・ 保育園・認定こども園 各園の状況【公立園】	P 19
・ 保育園・認定こども園 各園の状況【私立園】	P 20
・ 令和7年2月4日市市保育園・こども園給食献立表	P 21
・ 令和7年2月給食だより	P 22

# 1 公立保育園、幼保連携型認定こども園の給食

## (1) 概要

保育園・幼保連携型認定こども園においては、各園内にある給食室で調理して、食事を提供している。(自園調理)

※参考：「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(昭和23年12月29日厚生省令第63号)では、「保育所に調理室を設けること」と、「調理員を置くこと」が義務付けされており、自園調理を行うことが原則

園は、こどもにとっては家庭と同様に「生活する場」であり、園での食事は、心身両面からの成長に大きな役割を担っている。

園の給食には、大きく分けて3つの役割がある。いずれも、こどもが「食を営む力」の基礎を培うために重要な役割である。

1. 発育・発達のための役割
2. 食事を通じた教育的役割
3. 保護者支援の役割

保育園等に入所するこどもは、0歳から6歳までの年齢の差が大きいこと、また同じ年齢であっても、食べる機能(かむ力、飲み込む力、歯の生える状況など)や、食べる行動(手づかみ、食具の扱いなど)、味覚の発達などに個人差が大きいことが特徴。

きざみ食、ペースト食対応、食物アレルギーや服薬による食事制限、ハラールなど宗教上の理由による食事制限など、様々な個別対応が増えており、園(保育者・調理員)と保護者が十分に情報共有しながらの食事提供が求められている。

## (2) 食事の提供内容

こどもの発育・発達に必要な熱量・栄養素が確保できるよう月齢・年齢に応じた目標値を定め、季節やこどもの嗜好を考慮した上で目標量を満たす献立を作成している。

### 【食事区分と提供内容】

	午前おやつ	昼食	午後おやつ
離乳食(初期・中期・後期)	ミルク	○	ミルク
離乳食完了期	○	○	○
3歳未満児	○	○	○
3歳以上児(1号認定)	—	○	—
3歳以上児(2号認定)	—	○	○
職員	—	○	—

※離乳食は家庭と園が連携して、個々人の発育に合わせて進めている。

※3歳未満児は、離乳食が完了し、幼児食に移行してから、2歳児クラスまで

※3歳以上児は、3歳児クラス～5歳児クラス

※幼稚園籍の3歳以上児（1号認定）は降園時間が早いため、昼食のみの提供

※職員も、食育の一環として、共食（園児と一緒に給食を食べる）を実施し、園児に、楽しく食べる楽しさや、一緒に食べる人がいる喜びを伝えるほか、食べる姿を見せることで、食への興味の醸成にもつなげる。

### 【給与栄養目標量】

日本人の食事摂取基準 2020年版を参考に、1日に必要なエネルギーのうち、3歳以上児は45%程度、3歳未満児は50%程度を摂取することができるように設定。

☆統一献立使用園の給与栄養目標量

	エネルギー kcal	たんぱく質 g	脂質 g	Ca mg	鉄 mg	ビタミン				食塩 相当量 g
						A (レチノール 等価) μg	B1 mg	B2 mg	C mg	
未満児	463	19.0	12.5	213	2.3	188	0.25	0.28	20	1.5
以上児	574	24.0	16.0	259	2.5	214	0.32	0.36	23	1.6

#### ①献立について

- ・全ての公立園と、私立園のうち23園が統一献立で実施。

ただし、万一、食材由来の食中毒等が発生した場合の影響を限定するため、全園が同じ日に同じ肉又は魚を使用しないよう提供日を分けた2種類の献立表（南部、北部）を作成している。

- ・献立の検討は給食委員会にて行っている。

### 【給食委員会】

出席者：統一献立実施園の代表者と保育幼稚園課管理栄養士 計13名

公立園長会代表1名 私立園長会代表2名 公立主任保育士代表3名

公立調理員代表3名 私立調理員代表2名 保育幼稚園課管理栄養士2名

開催頻度：2か月に1回

検討内容：(ア) 実施した献立の反省

- ・出席者所属園での様子
- ・全園からの検食簿と喫食状況の報告、給食の反省の内容を保育幼稚園課の管理栄養士が確認し、必要に応じて報告・検討

(イ) 献立案の検討

- ・保育幼稚園課の管理栄養士が作成した献立案を保育及び調理の視点から検討

- ・こどもたちの味覚の幅を広げるため、同じ食材でも、和風（しょうゆやみそ）、洋風、中華風など、様々な味付けを取り入れている。
- ・食育の一環として、こどもたちが伝統的な食事を体験できるよう行事食や、地元の食材や旬の食材を取り入れている。

### 【行事食の例】

こどもの日 七夕 お月見  
 七五三 和食の日（11月24日）  
 クリスマス 冬至 七草がゆ  
 節分 ひな祭り 卒園・進級のお祝い  
 誕生会（毎月）



クリスマス会 にんじんが星形

### 【地元の食材の例】

そうめん かぶせ茶粉末 など

七夕（そばろちらし・そうめん汁）



### 【旬の食材の例】

たけのこ（4月） スナップエンドウ（5月）  
 実エンドウ（5月） すいか（7月・8月）  
 オクラ（7月・8月） とうもろこし（8月・9月）  
 冬瓜（10月） なばな（3月） など

### 【食材を使った園児への食育】

- ・たけのこの皮むき、スナップエンドウの筋取りや、実エンドウのさや取り、とうもろこしの皮むきなど、クラス年齢に応じて実施し、食材に触れることで、興味を持つきっかけとなるよう、保育者と調理員が連携して実施
- ・自分で巻いたり、挟んだりして食べる楽しさを体験するため、年度の後半には、手巻き寿司やハンバーガー（コロッケやハンバーグをバンズパンで挟んで食べる。）を取り入れている。（3歳以上児のみ）
- ・今日の給食に使われた食材を3色の食品群に分けて、食材ごとに身体の中での働きがあることや、バランスよく食べることの大切さを知る。
- ・園庭で育て収穫した野菜を調理して提供する。



実えんどうのさや取り（豆ご飯）

手巻き寿司



### 【安全面からの食材の選定】

- ・窒息事故予防の観点から、国のガイドラインに基づき、次の食材は使用していない。  
ミニトマト、乾いた豆類（節分豆）、うずら卵、あめ類、球形の個装チーズ、  
こんにゃく、ぶどう、さくらんぼ、生りんご、餅、団子
- ・新規にアレルギー症状を誘発するリスクが高い次の食材は使用していない。  
生卵、そば、ピーナッツ、ナッツ類、エビ、カニ、魚卵、キウイフルーツ  
など

### ②保護者への食育

- ・毎月の献立表には、給食で提供する料理の中から1品を選んで、  
レシピを掲載
- ・献立表の裏面には、給食だよりを掲載し、食育に関わる情報を発信
- ・毎日の給食を1食分展示ケースに入れて展示  
(展示場所は、出入り口付近や、テラスなど、各園にて異なるが、  
保護者が見やすい場所を選んで設定)し、保護者が、給食内容や分量、  
食材の切り方などを実物で確認することができるように  
情報提供している。
- ・給食試食会を開催し、保護者が子どもたちと一緒に給食を食べ、  
園の給食について知る機会を提供
- ・保護者からの要望に応じ、レシピの紹介を各園で対応  
している。



展示食



給食試食会

### ③コドモンの活用（公立園のみ）

- ・献立表及び給食だよりをコドモン上で配布
- ・低年齢児は、コドモンを活用して、毎日の喫食量を家庭へ報告

### (3) 食材の購入

給食の食材の購入方法は、共同購入と園購入の2種類がある。共同購入・園購入ともに、保育幼稚園課が、園から予定人数の報告を受けて、発注書を作成する。

#### ①共同購入

市が毎年、市内全域に、給食に必要な量の安全な材料を配達できる事業者を募集し、適した事業者と契約の上で、保育幼稚園課から発注している。共同購入にすることで、全園に同じ規格の商品を安定して届けることができ、給食の質も保つことができる。また、大量購入となるため、価格を抑えることもできる。

## ②園購入

食材によっては、園ごとに、地元事業者から購入するものもあり、急な発注調整など、きめ細かな対応が可能となっている。

(牛乳・豆腐・油揚げ・米・麺・昼食のパン・土曜日やお盆期間などの食材 など)

## ③衛生面の確認

納品後、調理をせずにそのままの状態を食べる食材(海苔、果物の缶詰、コーン缶、ツナ缶、パン、ゼリー類、チーズ、牛乳、市販菓子など)は、微生物及び理化学検査結果を1年に1回取り寄せて衛生面の安全性を確認している。

## ④事故の拡大防止(再掲)

万一、食材由来の食中毒等が発生した場合の影響を限定するため、全園が同じ日に同じ肉又は魚を使用しないよう提供日を分けた2種類の献立表(南部、北部)を作成している。

## (4)調理

給食は自園調理のため、食べる間に調理することで、適温での提供が可能である。

また、給食室から漂う調理中のおいなどは、食への興味や意欲を高めることにつながっている。

調理員は、可能な限り共食(園児と一緒に給食を食べる。)を実施し、こどもたちが食べる様子を確認することで、今後の給食提供につながる反省を行う。また、園児とふれあうことにより、園児の食への興味や食への感謝の気持ちの醸成にもつながっている。

個別対応が必要な園児については、調理員が保育者とともに、直接、保護者と面談することで、対象児の食の状況を把握し、必要に応じて、固さや大きさの調整を行うなど、きめ細やかな対応につなげている。

調理員の資質向上や、事故予防の観点などから、保育幼稚園課主催で、毎年、研修会を行っている。

### 【調理員対象の研修会】

(◆公立・私立ともに、雇用形態に関わらず参加可能 ◇公立の正職対象)

◆給食担当者研修会(給食全般に関する研修会)

◆食中毒・感染症予防研修会

◆食物アレルギー対応研修会 など

◇保育園・こども園給食調理員情報交換会…調理業務に関する意見や情報の交換を行い、業務の統一化や円滑化を図っている。日程を分け、全正規調理員が参加。

(5) 特別な対応（離乳食・アレルギー食など）

離乳食（手づかみ食べの様子）

①離乳食

一人一人のこどもの発達や発育、  
家庭での状況等を踏まえて、  
離乳食や育児用ミルクで対応している。



②食物アレルギー対応食

- ・「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（厚生労働省 2019年4月改定版）」に沿って、アレルギー疾患を有する子を含めた全ての子が安全・安心に給食を食べることができるよう、本市で作成した「食物アレルギー対応マニュアル」に沿った対応を実施している。（マニュアルは、私立園にも情報共有）
- ・食物アレルギーへの対応は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）」においても、求められている。

【食物アレルギー対応の基本的な考え方】

- ・医師の診断のもと、保護者と園が十分に連携して対応を行う。
- ・除去の対応が必要な食材は、安全性を最優先とし、対象児のレベルに則した対応ではなく、アレルゲンとなる食材は完全除去対応（※）とする。  
※完全除去対応とは、アレルギーの原因食物を使用したものは一切提供しない対応のこと。例えば、卵アレルギーの場合、ゆで卵や炒り卵は提供しないが、つなぎの卵は提供するといった部分除去対応は安全上行わない。
- ・除去が基本であるが、主食と食材単体の料理の時には代替食を提供する。なお、代替食の調理には、普段給食で使用している食材を使用し、特別な食材は使用しない。

例1) 小麦アレルギーの場合

- ・パン ⇒ ごはん
- ・麺類 ⇒ ごはんと麺類の具をつかったおかず（けんちん汁など）
- ・魚フライ ⇒ 魚の竜田揚げ、煮魚 など

例2) サバアレルギーの場合

- ・サバの味噌煮 ⇒ 鶏肉の味噌煮  
※安全性を考慮（誤配膳の防止）し、間違いやすい他の魚に変更ではなく、鶏肉や豚肉に変更する。

例3) 卵アレルギーの場合

- ・親子丼 ⇒ 鶏肉丼（卵を入れる前に取り分ける）
- ・かき卵汁 ⇒ すまし汁（卵を入れる前に取り分ける）  
※卵を除いた代わりに、他の食材を入れることはしない。

・対象児ごとの具体的な対応内容は、前月中に、保護者、担任、給食調理員が面談を行い、使用予定の食材の確認を行って決定する。

・個別対応が必要な場合には、専用のトレイと食器を毎日使用し、給食室で盛り付け、調理員とクラス担任・園長がダブルチェック・トリプルチェックを行ったうえで提供する。

・喫食時には、事故予防のため、対象児用の小テーブルを用いる。

テーブルの配置は、個々の食物アレルギーの重症度により変わるが、必ず、隣に保育者が着席し、安全を確保する。

・誤食（誤配膳）対策として、アレルギー対応の複雑化を防止する工夫

i) 献立作成時、アレルゲンとなる食材を同じ日に2つ以上の料理に使わないようにする。

例) 大豆アレルギー 五目ごはん（油揚げ入り）+味噌汁（豆腐入り）  
小麦アレルギー 魚フライ（衣に小麦粉）+スパサラダ（麺に小麦使用）  
などの組み合わせはしない。

ii) アレルゲンとなる食材は、つなぎの卵など、目視で確認できない状態では、極力使用しない。やむを得ず使用する場合、豆腐ハンバーグ、豆腐ドーナツ、セサミクッキーなど、料理名で分かるようにする。

iii) アレルゲンを含まない（少ない）食材の使用により、除去・代替対応を減らす。皆が同じ給食を食べることができるようにする。

例) マヨネーズ → マヨネーズ風調味料（卵不使用）  
カレールー・シチュールー → アレルギー特定原材料等28品目不使用  
ハム・ベーコン → 豚肉以外のアレルゲン不使用  
ホットケーキミックス → 卵・乳不使用（アレルゲンは小麦のみ）  
バター・マーガリン → 使用しない  
行事食で使用する加工品は、なるべくアレルゲンを含まないものにする。

IV) アレルギー対応食（代替食）は、安全性を最優先とするため、1つの料理に対して、1種類とする。（1つの料理で、複数園児への対応のために、異なるアレルゲンの除去が必要な場合、代替食は、該当するアレルゲンを全て除去したものとする。）

例) 小麦アレルギー児と魚アレルギー児がいる場合

魚のフライ → 唐揚げや若鶏の照り焼きなど（小麦・魚ともに不使用）など



四日市太郎さん  
卵なしのスープで対応します。



太郎ちゃん  
の食事が終  
わるまで、  
席をはなれ  
ません。

### ③その他のアレルギー対応

- ・新規にアレルギー症状を誘発するリスクが高い次の食材は使用していない。(再掲)

生卵、そば、ピーナッツ、ナッツ類、エビ、カニ、魚卵、キウイフルーツ など

- ・給食室では様々な食材を扱うため、アレルゲンのコンタミネーション(※)を防ぐ必要がある場合など、重篤なアレルギーがある場合には、安全性を考慮して、家庭から代替弁当(全部)の持参をお願いする。

#### ※コンタミネーションとは

食品を生産する際に、原材料として使用していないにもかかわらず、アレルギー物質が微量混入してしまう場合をいう。

### ④ハラール対応食

- ・本市で作成した対応マニュアル「保育施設の給食に関するハラール対応の考え方」に沿って、食物アレルギー対応と同様に、除去を基本とした対応を行う。なお、代替食の調理には、食物アレルギー対応と同様に、普段給食で使用している食材を使用し、ハラール対応食材などの特別な食材は使用しない。(マニュアルは、私立園にも情報共有)
- ・個々で求められる対応が異なるため、保護者からの申し出があった場合は、面接などにより、丁寧に聞き取りを実施し、保育所給食で対応可能な範囲内で行う。

(保育所給食で対応可能な範囲を超える場合には、家庭から代替弁当(全部)の持参を可能としている。)

### ⑤その他の個別対応

- ・医師の診断書に基づき、除去食(薬と食べ合わせの悪い食材の除去)や、きざみ食、ペースト食などの対応も行っている。

### (6) 災害時の対応食

長期保存用の食料を3日分備蓄し、災害時に備えている。

#### 【内容例】

飲用水、育児用ミルク、野菜ジュース、アルファ米、おかゆ缶(離乳食用)  
救給カレー、救給コーンスープ、備蓄用ビスケット、クッキー、米せんべい など  
その他、普段使用している一部の食材(無洗米、乾麺〔うどん・スパゲティなど〕、  
トマトケチャップ、ツナ缶、コーン缶、みかん缶、パイン缶、乾燥わかめ など)  
を1回分程度余分に在庫とし、万一の際に使用できるようにしている。

## (7) 衛生管理

大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）、学校給食衛生管理基準（文部科学省）に沿った運用としている。

### ①調理員の健康面の確認について

- ・毎日、作業前に、体調チェックを行う。
- ・調理員及び調乳担当者は月に2回検便を行う。  
(検査項目：赤痢菌、サルモネラ菌、チフス菌、パラチフス菌、腸管出血性大腸菌O-157)
- ・ノロウイルスは、不顕性感染（ウイルスが体内で増殖しているにも関わらず、症状がみられないこと）があり、気づかぬうちに、感染源となってしまうことがあるため、調理員・調乳担当者が感染の可能性があるときには、速やかに検査（ノロウイルス遺伝子増殖法 [リアルタイム PCR 検査]）を行う。万一感染が確認されたときには、陰性が確認されるまで、調理・調乳業務から外れる。

### 【ノロウイルス検査が必要な例（感染の可能性があるとき）】

- ・調理員・調乳担当者本人に症状があり、医師の診察を受け、感染性胃腸炎と診断されたが、検査は未実施のとき（保険が適用されないことから、医療機関では検査しないことがある。）
- ・調理員・調乳担当者に感染が確認され、同じ職場で働く調理員・調乳担当者にも感染の機会があったと判断されるとき
- ・調理員・調乳担当者の家族に感染が確認され、本人も感染の可能性があるとき

### ②検食の実施

給食提供の30分前に、園長（不在の時には代理の職員）が給食を食べ、異常がないか、園児が食べても問題はないかを確認する。また、食物アレルギー対応食の検食においては、原因食材がきちんと除去されているか、確認を行い、記録している。

### ③保存検食について

洗浄前の食材、調理後の料理を、それぞれ、50g以上、2週間、-20℃以下で保存する。万一、食中毒の発生を疑う事象が発生した場合、これらの検査をして、原因究明につなげる。

### ④保健所による衛生監視の実施

保健所衛生指導課に依頼し、全園を3グループにわけ、毎年1グループずつ（3年で一巡）衛生監視を実施。保育幼稚園課の管理栄養士も同行し、指摘が多かった内容は研修会などで他園へ情報共有している。

## 2 公立幼稚園の給食

### (1) 概要

幼稚園の給食については、保護者の手作り弁当が基本であったが、平成 20 年 6 月から週 1 回、平成 23 年 4 月から週 2 回、市内給食事業者による業務委託をして、外部搬入方式によるデリバリー給食を実施している。

同じものを食べる機会をもつことで、幼児の望ましい食習慣の育成に資することを目的としている。

公立幼稚園のうち 6 園（海蔵・泊山・内部・羽津・常磐中央・笹川中央）は、令和 7 年 4 月から、幼稚園型認定こども園に移行する。

幼稚園型認定こども園は、現在の幼稚園に保育機能が加わることから、保育園と同様に、給食（昼食と午後のおやつ：おやつは保育認定児のみ）を毎日提供することが求められる。そのため、この 6 園については、令和 7 年度から、毎日、給食を提供する。

なお、3 歳以上児については、外部搬入が認められていることから、引き続き外部搬入方式によるデリバリー給食を実施する。

### (2) 令和 7 年度からの業務委託

プロポーザル方式により委託先の給食事業者を選定した（株式会社トモ）。大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）において、食事は調理後 2 時間以内の喫食が求められているため、契約条件の 1 つに、市内の各幼稚園及び幼稚園型認定こども園へ、調理後 2 時間以内に喫食が開始できるよう配送できることを加えている。

### (3) 給食の提供方法

#### ①令和 6 年度まで

- ・ 4 月～10 月・3 月 給食事業者で弁当箱に詰めて配送：全員に同じ量を配膳
- ・ 12～2 月 食缶で配送 井メニュー：クラスで個々人に合わせた量を配膳

[12 月～2 月の提供方法が変わる理由]

外部搬送をする場合、衛生管理上、料理は 10℃以下もしくは 65℃以上で配送することが求められる。弁当箱に詰めての配送の場合、10℃以下に保って配送する必要があるため、特に冬場は、冷たいおかずが食べにくく、喫食量が落ちてしまう。そのため、保温保冷機能のある食缶で配送できるメニューとしているが、食器の都合上、従来から、カレーライス、そばろ井、親子井など、井にご飯とおかずを一緒に盛り付ける料理となっている。

②令和7年度から

- ・1年を通じて食缶で配送する。主食、主菜、副菜をそろえた料理とし、クラスで個々人に合わせた量を配膳する。
- ・幼稚園として継続する大矢知・三重も食缶方式とするが、給食実施は週2回（年間75回）
- ・保温機能のある二重食缶を使うため、温かい料理は温かく、冷たい料理は冷たく提供することが可能。

(4) 献立について

- ・保育幼稚園課の管理栄養士が原案を作成し、給食事業者の栄養士・管理栄養士が調理可能な内容に微調整を行う。その内容を保育幼稚園課の管理栄養士が確認し献立を決定する。
- ・保育園の給食と同様に、こどもたちの味覚を広げるため、同じ食材でも、様々な味付けをしたり、食育の一環として、こどもたちが伝統的な食事を体験できるように行事食や、地元の食材や旬の食材を取り入れている。
- ・献立の検討は給食検討会議にて行う。

【給食検討会議】

出席者 : 園の代表（園長2名 主任1名）  
保育幼稚園課 指導係2名 施設運営係長 管理栄養士2名  
委託先職員（部長1名 担当者（栄養士・管理栄養士）1～2名）

検討内容 :

(ア) 実施した献立の反省

- ・出席者所属園での様子
- ・全園で実施するアンケート（日頃の給食の様子を見て、職員が回答）結果からの意見

(イ) 献立案の検討

- ・保育幼稚園課の管理栄養士が作成した献立案を教育及び調理の視点から検討

開催頻度 : 令和6年度まで 年3回（学期ごとに1回）

令和7年度から 2か月に1回

(5) 保護者への食育

- ・保育園と同様に、献立表・給食だよりを活用した情報発信や、展示食の設置を行っている。
- ・4歳児を対象として、給食試食会を4月下旬に開催し、保護者に園の食事を体験する機会を設けている。

## (6) 食物アレルギー・ハラールなどの個別対応について

### ①令和6年度まで

その日の給食の中で、対象児が喫食不可な食材が使用されている場合には、給食を注文せず、家庭から代替弁当の持参をお願いします。ただし、食べられない料理が牛乳のみ、チーズのみの場合には、牛乳やチーズのみ盛り付けない対応としている。

### ②令和7年度から

保育園と同様に、除去の対応が必要な食材は、安全性を最優先とし、個々のレベルに則した対応ではなく、アレルゲンとなる食材は全て「提供するか」「提供しないか」のどちらかにするという考え方を基本として、医師の診断のもと、保護者と園、委託業者が十分に連携して対応を行う。

個別対応食（一部の材料を除去した料理・代替食）は、個々人専用のフードジャーに入れて配送する。

幼稚園給食で対応が可能な範囲を超える場合には、家庭から代替弁当の持参をお願いします。

## (7) 災害時の対応食

長期保存用の食料を1日分備蓄し、災害時に備えている。

【内容例】 飲用水、救給カレー、救給コーンスープ、備蓄用ビスケット

## (8) 衛生管理

委託先には、大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）、学校給食衛生管理基準（文部科学省）に沿った運用の実施となるよう、委託契約で求めている。

### ・検食の実施

デリバリー給食が園に届き次第、まず、園長（不在の時には代理の職員）が給食を食べ、異常がないか、園児が食べても問題はないかを確認する。また、食物アレルギー対応食の検食においては、原因食材がきちんと除去されているか、確認を行い、記録する。



現在の幼稚園給食の様子

### 3 給食費について

#### (1) 給食費

保育園等の給食に要する経費は、食材料費と諸経費（人件費、光熱水費、設備等）に分かれている。諸経費が公費負担とされている一方、食材料費（いわゆる給食費）については、保護者からの実費負担で賄うこととされている。

さらに、給食費は、主食費（ご飯・パン・めんなど）と副食費（おかず・デザート・おやつなど）に分かれている。保育所等の給食については、戦後の米不足や政府の財政難などにより、主食の米は家庭から持参することで、おかずの副食費のみを補助対象とされてきた経緯がある。

#### ○給食費の負担

認定区分	給食費 (主食費・副食費)	納付方法
3～5歳児 【1号・2号認定】	保護者負担※	実費徴収
0～2歳児 【3号認定】	保護者負担	保育料に含む

※副食費については、低所得世帯や多子世帯に対する負担軽減あり

#### ○保育園・認定こども園の給食費

施設類型	月額料金	提供方法
公立保育園 認定こども園	3,600円 【1号認定】 (主食費900円、副食費2,700円)	自園調理
	4,600円 【2号認定】 (主食費900円、副食費3,700円)	自園調理
私立保育園 認定こども園	各園で定める額	自園調理等

#### ○幼稚園の給食費

施設類型	月額料金	提供方法
公立幼稚園	197円/食 (主食費40円、副食費157円)	デリバリー給食※
私立幼稚園	各園で定める額	自園調理等

※週2回（デリバリー給食）、週3回（家庭弁当）

(2) 低所得世帯や多子世帯に対する負担軽減

①副食費の免除

国の公定価格制度により、「市民税所得割額が一定額未満の世帯の児童」と「第3子以降の児童」は、副食費の支払いが免除となる。

なお、第3子の数え方は、国基準では年齢制限があるが、市独自の取り組みとして年齢制限を撤廃し、免除対象者の範囲を広げている。

○新制度に移行した私立幼稚園（※2）・認定こども園 【1号認定】

免除額 : 1食 240円 × 喫食日数（上限 4,800円/月）

世帯区分	こどもの人数		
	第1子	第2子	第3子以降
市民税所得割額 77,101円以上	実費徴収		副食費免除 ※1
市民税所得割額 77,101円未満	副食費免除		

※1：国基準は3歳から小学校3年生までの子で数えて第3子以降の児童が対象。

本市は、同世帯であれば年齢を問わず第3子以降の児童を対象としている。

※2：子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園。

○保育園・認定こども園 【2号認定】

免除額 : 4,800円/月

世帯区分	こどもの人数		
	第1子	第2子	第3子以降
市民税所得割額 57,700円以上	実費徴収		副食費免除 ※1
市民税所得割額 57,700円未満 ※2	副食費免除		

※1：国基準は0歳から小学校就学前の子で数えて第3子以降の児童が対象。

本市は、同世帯であれば年齢を問わず第3子以降の児童を対象としている。

※2：ひとり親家庭・障害者減免世帯については、所得割額 77,101円未満。

②実費徴収にかかる補足給付事業

私学助成の幼稚園については、国の地域子ども・子育て支援事業における「実費徴収にかかる補足給付事業」により、施設に対し、副食費の補助を行っている。

### ○私学助成の私立幼稚園

補助額 : 実際にかかった副食費 (上限 4,800 円/月)

世帯区分	こどもの人数		
	第1子	第2子	第3子以降
市民税所得割額 77,101 円以上	実費徴収		副食費の補助 ※1
市民税所得割額 77,101 円未満	副食費の補助		

※1 : 国基準は3歳から小学校3年生までの子で数えて第3子以降の児童が対象。  
本市は、同世帯であれば年齢を問わず第3子以降の児童を対象としている。

### ③公立幼稚園のデリバリー給食にかかる補足給付事業

公立幼稚園のデリバリー給食については、市独自で副食費の補助を行っている。  
副食費はいったん園へ支払い、後日支払った金額の全額または一部について、市から支給する (償還払)。

### ○公立幼稚園

補助額 : 副食費 157 円/食 × 喫食日数 (上限 4,800 円/月)

世帯区分	こどもの人数		
	第1子	第2子	第3子以降
市民税所得割額 77,101 円以上	実費徴収		副食費の補助 ※1
市民税所得割額 77,101 円未満	副食費の補助		

※1 : 同世帯であれば年齢を問わず第3子以降の児童が対象となる。

### (3) 施設に対する負担軽減

#### ①副食費差額支給事業 (市独自)

○内容 : 公立園の副食費 (3,700 円/月) との均衡をはかるため、副食費を公立園と同額にしている施設に対し、公定価格上の副食費 (4,800 円/月) との差額 (1,100 円/月) を支援。

○対象施設 : 保育園、認定こども園

○支給額 : 下記の計算式により算出された額を運営費に加算  
支給単価 (1,100 円/月) × 毎月末時点の対象園児数

## ②給食費支援事業（市独自の物価高騰対策）

○内容：食材費の物価高騰への対策

○対象施設：保育園、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所

○支給額：下記の計算式により算出された額を運営費に加算

支給単価（歳児別） × 毎月1日時点の対象園児数

0歳児から2歳児・・・園児1人当たり700円/月

3歳児から5歳児・・・園児1人当たり100円/月

## 4 今後の課題

- ・保育所等の給食代については、物価高騰の影響で、保護者負担の食材費相当の実費での給食提供が困難になってきている。現在は、物価高騰に係る国の経済対策交付金を活用し、超過した差額を公費負担している。
- ・老朽化が進む公立園舎の調理室については、空調設備の導入などの必要な改善を進めてきたが、面積の狭さや位置等の物理的な制約がある。個別対応に必要なこどもへのきめ細かな対応や衛生面での改善等を行うため、老朽化した施設の計画的な更新の際に、調理室、ランチルーム、給食設備等の望ましいあり方についても検討していく必要がある。

・保育園・認定こども園 各園の状況【公立園】

施設名	食数 (園児+職員)	調理員 (正規・再任用・任期付きのみ)	離乳食		アレルギー対応	ハラール対応	その他の特別食 (ミキサー・きざみなど)		家庭からの弁当対応	
			初期・中期・後期	完了期			人数	具体的内容	人数	理由
保育園	四郷保育園	112	1	0	0	3	0	0		
	羽津保育園	152	2	0	0	9	0	0		
	あがた保育園	107	1	0	0	1	0	0		
	大矢知保育園	123	1	0	0	3	0	0		
	中央保育園	111	1	0	0	2	2	0		
	ときわ保育園	209	2	1	1	0	0	1	小さく切る	
	海蔵保育園	150	2	0	6	4	0	0		
	下野保育園	84	1	0	0	1	0	1	服薬による柑橘類除去	
	内部保育園	175	2	0	0	4	0	1	きざみ食	
	磯津保育園	46	1	0	0	2	0	0		
	坂部保育園	84	1	0	0	3	0	0		
	笹川保育園	122	1	0	0	1	0	0		
	日永中央保育園	130	2	0	0	1	0	1	きざみ食	
笹川西保育園	98	1	0	0	1	0	0			
認定こども園	橋北こども園	187	2	0	2	3	1	0		1 肉類全てため。更に調味料に含まれる材料やエキス類も安心できないため
	塩浜こども園	95	1	0	0	1	1	1	中期食	
	保々こども園	139	2	0	2	0	0	0		
	楠こども園	221	3	0	5	3	0	0		
	神前こども園	178	2	0	1	8	0	1	きざみ食	
	富田こども園	116	2	0	0	1	0	1	きざみ食、汁を含ませる等	
	桜こども園	102	1	0	0	0	0	0		
	富洲原こども園	135	2	3	3	4	0	0		
	下野こども園	96	1	0	0	2	0	0		
八郷こども園	78	1	0	0	0	0	0			
計	3,050	36	4	20	57	4	7			

※ 保育幼稚園課に管理栄養士2名（正規1名、会計年度フルタイム1名）を配置。

※ 食数・個別対応の状況は、R7.12.1時点の人数。なお、離乳食の対象児は、年度当初は多く、年度後半に少なくなる。

※ 公立の保育園・認定こども園の2号認定（保育認定）の給食代：主食費900円 副食費3,700円

公立の認定こども園の1号認定（教育認定）の給食代：主食費900円 副食費2,700円

# 教育民生常任委員会 所管事務調査資料

「私立幼稚園について」

令和7年4月14日  
こども未来部

# 目次

<b>1. 私立幼稚園の概要</b>	P 3
（1）幼稚園とは	P 3
（2）入園の申し込み	P 6
（3）預かり保育	P 6
<b>2. 子ども・子育て支援新制度</b>	P 8
（1）子ども・子育て支援新制度の概要	P 8
（2）新制度への移行	P 8
（3）新制度に移行した場合の市の財政負担	P 9
<b>3. 幼児教育・保育の無償化</b>	P 11
（1）背景	P 11
（2）給付認定の区分	P 11
（3）私立幼稚園の保育料の無償化	P 12
（4）私立幼稚園の給食費の無償化	P 13
<b>4. 私立幼稚園の現状</b>	P 14
（1）県内の幼稚園の園児数	P 14
（2）本市の私立幼稚園の園児数	P 14
（3）認定こども園への移行	P 14
<b>5. 参考</b>	P 16
・資料1 私立・公立 園児数の推移（県内自治体）	P 16
・資料2 三重県内の私立幼稚園・幼稚園型認定こども園 四日市市内の私立幼稚園・幼稚園型認定こども園	P 17 P 18
・資料3 私立幼稚園関連予算（令和7年度）について	P 19
・資料4 『四日市私立幼稚園のココが魅力』ほか （四日市私立幼稚園協会作成パンフレット）	P 23

## 1. 私立幼稚園の概要

### (1) 幼稚園とは

幼稚園は、学校教育法第1条により「学校」として位置づけられ、「義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること」を目的としている（同法 22 条）。また、幼稚園に入園することのできる者は、「満3歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児」とされており（同法 26 条）、幼稚園教育要領に基づき、集団生活の中で遊びを通じた教育を行っている。

現在、本市の私立幼稚園は県内で最多となる 14 園（10 学校法人）が所在し、それぞれが、特色のある幼児教育を実践している。そのうち 1 園は、保育認定（2号・3号認定）児童の受け入れが可能な幼稚園型認定こども園に移行している。

■表 1 保育所・幼稚園・認定こども園の制度比較

分類	保育所	幼稚園	認定こども園
所管	厚生労働省→こども家庭庁	文部科学省	内閣府・文部科学省・厚生労働省→こども家庭庁
根拠法令	児童福祉法に基づく「児童福祉施設」	学校教育法に基づく「学校」	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（H18年10月施行）に基づく「特定教育・保育施設」
目的	保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うこと（児童福祉法第39条）（保育とは養護と教育を併せて提供することをいう。）	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること（学校教育法第22条）	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の幼児に対する教育及び保育を必要とする乳児・幼児に対する保育を一体的に行い、これらの乳児又は幼児の健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること（児童福祉法第39条の2）

制度比較表	保育所	幼稚園	認定こども園
教育・保育内容の基準	保育所保育指針	幼稚園教育要領	保育所保育指針・幼稚園教育要領
設置者	公立：地方公共団体、 私立：社会福祉法人等	公立：地方公共団体、 私立：学校法人	公立：地方公共団体、 私立：社会福祉法人、 学校法人等
対象	保護者の就労などにより保育に欠ける乳児・幼児、0歳から就学前まで【2号認定・3号認定】	満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児【1号認定】	0歳から就学前まで【1号認定・2号認定・3号認定】
入所調整	行政が保育の必要性による入所調整（応諾義務あり）	園の選考（応諾義務なし）	教育認定（1号認定）は幼稚園と同様、保育認定（2・3号認定）は保育所と同様
標準時間（保育の必要量）	保育短時間8h～保育標準時間11h	教育標準時間4h	教育標準時間4h～保育短時間8h～保育標準時間11h
年間日数	規定なし（年末年始休み）	39週以上（春休み、夏休み、冬休み）	入所児童に応じて施設で決定
保育料	2号認定は無償化、3号認定は世帯収入などに応じて市町村が定めた額を市町村に納付	新制度移行済：満3歳児含め無償化、未移行園：満3歳児含め月額25,700円まで無償化。園の設置者がそれぞれ定める額を園に納付。	1・2号認定は無償化、3号認定は世帯収入などに応じて市町村が定めた額を園に納付（公立は市に納付）
保育者の資格	保育士	幼稚園教諭	保育教諭、保育士、幼稚園教諭 ※0～2歳は保育士資格、3～5歳は両資格併有が望ましいが当分の間の経過措置あり。
職員配置	保育士の配置は児童福祉施設最低基準による。	1学級35人以下、各学級に専任教諭	保育所部分は保育所と同様、幼稚園部分は幼稚園と同様
給食の提供	義務	任意	義務

■表2 就労要件と年齢による制度の分類

分類	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
就労要件あり	保育所、認定こども園 【3号認定】			保育所、認定こども園 【2号認定】			小学校
	地域型保育事業（小規模・事業所内）【3号認定】			/			
就労要件なし	家庭保育 ※こども誰でも通園制度（0歳6ヶ月から満3歳未満）			幼稚園、認定こども園 【1号認定】			

※市内のこどもが通園している割合のイメージ

1割      4割      5割      9割      10割      10割  
 （うち幼稚園 3.5割      4割      4割）

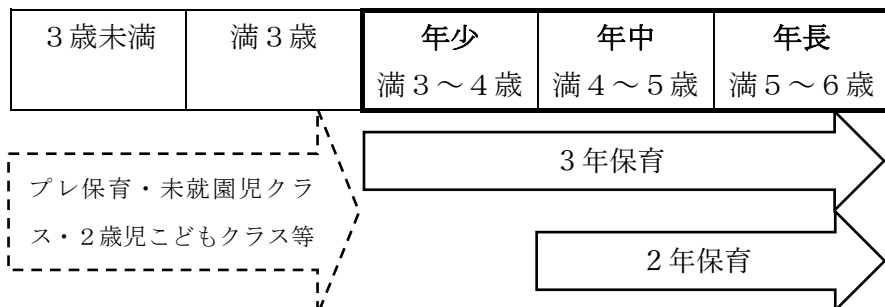
○幼稚園の主な教育・保育内容（実施内容は、各園により異なる）

[対象園児] 3～5歳児が対象。誕生日前日の満3歳からの受け入れ園もある。

幼稚園の満3歳児クラスは、4月1日時点で2歳、誕生日を迎えて3歳になるこどもが対象で、誕生月の翌月から制度上の満3歳児入園となり、保育料が無償になる。

一方、本市における公立の幼稚園型認定こども園は、年度単位の4月から3歳児クラスとしている。

幼稚園には2年保育と3年保育があり、2年保育はこどもが4歳になって最初の4月に入園し、2年間幼稚園に通うこと、3年保育は3歳になって最初の4月から幼稚園に入園し、3年間幼稚園に通うことをいう。



[費用負担] 保育料のほか、給食代、スクールバス協力費、行事費、制服代等

[教育時間] 教育時間は標準4時間。一般的には、9時から14時までの5時間を一斉活動の時間帯としている園が多い。

[通園方法] 保護者による送迎のほか、スクールバスによる送迎もある。

[昼食] 家庭からの弁当持参や自園調理の給食実施、曜日固定で週に数回のデリバリー給食と弁当の組み合わせなど、園によって異なる。

## (2) 入園の申し込み

入園を希望する場合、園児募集を行っている私立の幼稚園や認定こども園で入園願書を受け取り、希望する園に入園願書を直接提出する。

入園願書の受付開始日は、四日市私立幼稚園協会が8月末頃に統一しており、願書配布・園見学・入園の面接・合格通知等の詳細な日程や手続きは、各園で異なる。

4月以外に入園希望の場合は、各園で定員に空きがあれば随時受付を行っている。

なお、行政としては、私立幼稚園の入園選考に関与しておらず、倍率等の申込状況や選考の途中経過などの情報を把握していない。

保育認定の入所調整の中で、私立幼稚園に入園が決まったため、辞退の申し出があるほか、最終的には、市外も含め私立幼稚園から四日市市民の園児受入れについて、給付認定手続きの届け出を受け付け、そこで初めて入園先や園児数を行政として把握できる仕組みとなっている。

### ○令和7年度私立幼稚園の入園申込みの流れ

- ①園見学、体験入園
- ②園児募集 ※園HPのほか、「広報よっかいち7月下旬号」で周知
- ③願書の受付 ※令和6年8月30日から受け付け開始
- ④入園申込者の面接 ※建学の精神、教育方針等による選考
- ⑤入園合格通知
- ⑥入園手続き ※園との直接契約
- ⑦保護者説明会
- ⑧給付認定手続き ※新制度移行園は教育・保育給付（施設型給付）1号認定の書類、未移行の私学助成園は施設等利用給付1号認定の書類を市に提出する。
- ▼⑨入園式（概ね4月5日～4月10日）

## (3) 預かり保育

「預かり保育」とは、主に在園児を対象に、通常の教育時間の前後に保育をする事業であり、私学助成の預かり保育推進事業や新制度の地域子育て支援事業の一時預かり事業（幼稚園型）によって、国から都道府県に対する補助対象となっている。

また、就労等により保育の必要性がある場合、いわゆる新2号認定を受けると、幼稚園の預かり保育料も無償化の対象となり、日額450円、月額11,300円まで無償となる。

現在、本市では、私立幼稚園の全園で預かり保育を実施している。

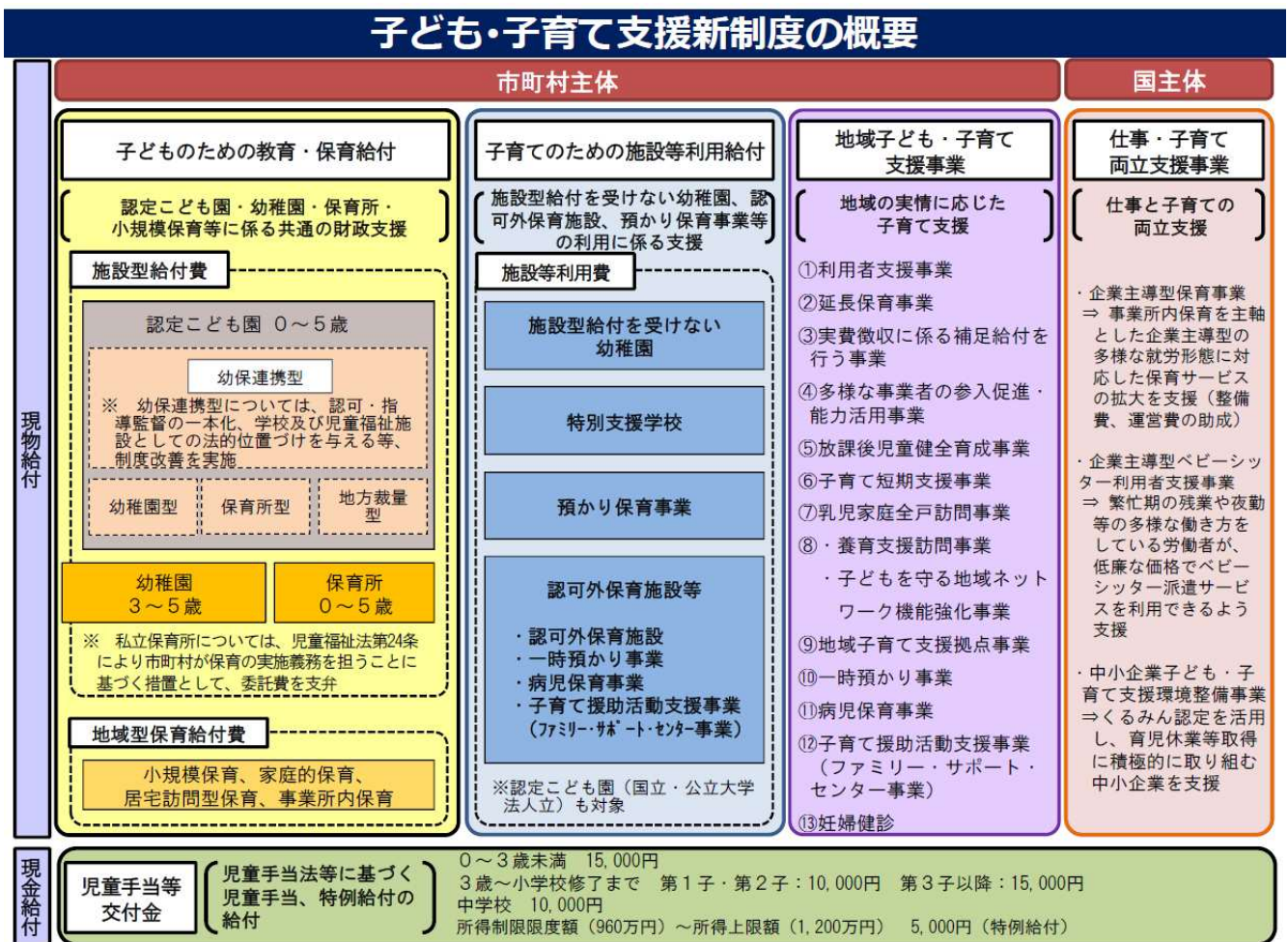
例えば、7時30分から18時まで、8時から17時30分までなど、預かり時間・料金等の詳細は各園で異なり、早朝や土曜日、長期休業中（夏休み・冬休み・春休み）の預かり保育を実施している園もある。

預かり保育を利用するにあたり、保護者が就労している必要はなく、利用を希望す

る場合は在籍する園に直接申し込みを行う。

なお、令和7年度の保育認定の入所調整において、初めての取り組みとして、短時間パートなど、保育の必要性(点数)が低く、入所保留となった保護者の世帯に対し、私立幼稚園の預かり保育を案内する文書を同封して利用を促したところ、共働きの場合は保育所しか選択肢がないと考えていた方々等から反響があり、私立幼稚園の入園につながった。

※参考「子ども・子育て支援新制度について」令和4年7月内閣府子ども・子育て本部



## 2. 子ども・子育て支援新制度（平成 27 年 4 月～）

### （1）子ども・子育て支援新制度の概要

平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て関連 3 法」をもとに、「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年 4 月 1 日から開始された。

主なポイントは下記①～③のとおり。

- ①認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育所等への給付（「地域型保育給付」）の創設
  - ・各施設で別々になっている利用手続きや公費負担の仕組みを一本化
  - ・地域型保育給付により、0～2 歳児定員が 19 名以下の小規模保育所等への財政支援を行い、保育ニーズの高い低年齢児の待機児童解消を図る。
- ②認定こども園制度の改善
  - ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校かつ児童福祉施設としての法的位置づけ
  - ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化
- ③地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実
  - ・法定された各事業（延長保育事業、一時預かり事業、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなど）を市町村が実施

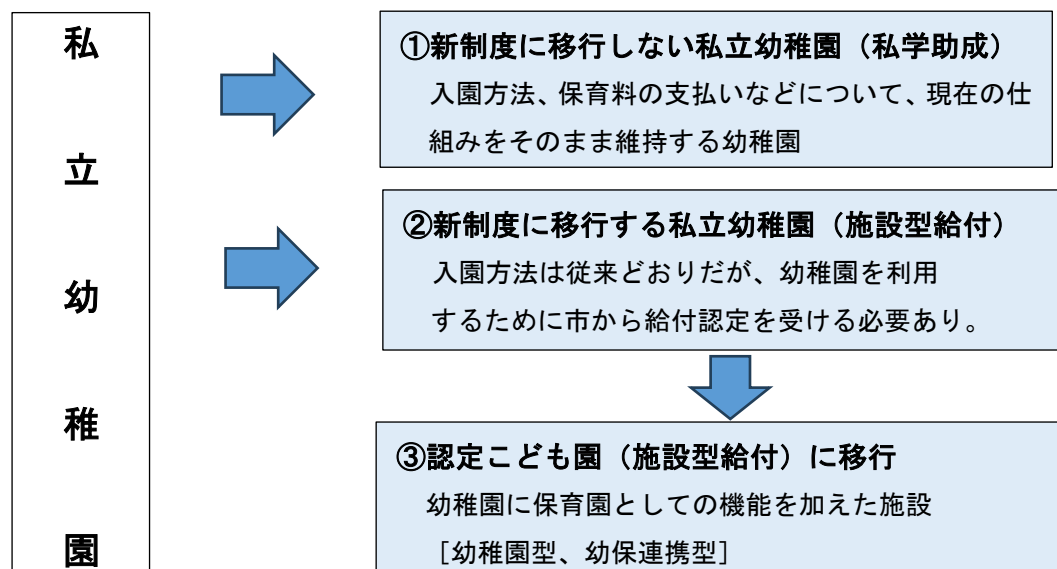
### （2）新制度への移行

新制度のスタートにより、認定こども園、幼稚園、保育園のあり方が整備され、私立幼稚園については、下図の 3 つのタイプの幼稚園ができることとなった。

なお、新制度に基づく幼稚園に移行するか、従来通りの私学助成を受ける幼稚園にするかは自ら選択できる。

現在、四日市市では私立幼稚園 14 園のうち 7 園が新制度に移行している。

◆図 1



### (3) 新制度に移行した場合の市の財政負担

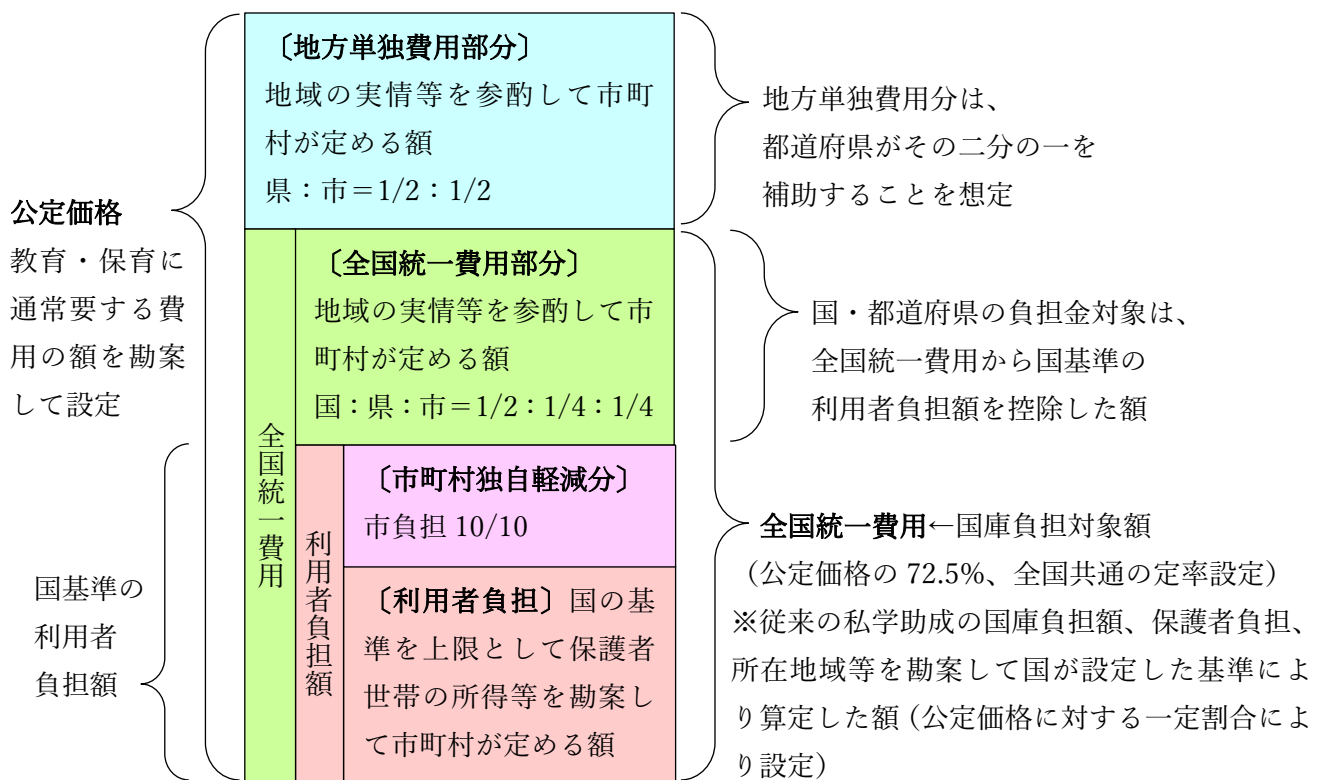
「施設型給付」の対象として市町村から確認を受けた新制度移行園は、公定価格を基に算定された施設型給付費が市から支給される。

一方、未移行の私学助成園については、従来通り、県から補助金として園の運営費が補助される。

■表3 施設型給付と私学助成の実施主体

区分	内容	実施主体
幼稚園 (新制度移行園)	子ども・子育て支援新制度による施設型給付費 (公定価格)を受けている幼稚園	市町村
幼稚園 (私学助成園)	私立学校振興助成法に基づき経常的経費につ いての補助を受けている幼稚園	都道府県

◆図2 新制度の施設型給付費における国・都道府県・市町村の財政負担



#### ※参考「都道府県による私学助成の仕組み」

教育基本法によって、都道府県は、私立幼稚園を含む所轄の私立学校の振興に努める責務があり、私学助成の補助の内容や方法は、所轄庁である都道府県の判断により決定されている。また、私立学校振興助成法によって、国は、その一部について都道府県を補助することができる仕組みとなっている。

私学助成は、国庫補助対象として、一般補助と特別補助に区分され、それぞれ国庫補助の予算措置とともに、普通交付税及び特別交付税の地方財政措置が講じられている。

一般補助：私立幼稚園の経常的経費に対して助成を行う都道府県に対する国補助

特別補助：預かり保育推進事業、子育て支援活動の推進、特別支援教育経費、教育の質の向上を図る学校支援経費(特色ある教育に取り組む学校を支援)など、重点的に推進すべき事業に対する国補助

また、私学助成の額は、都道府県ごとの地域の実情に応じて、幼児数に補助単価を乗じる単価方式、公立幼稚園の運営費を標準的なモデルとした公立積算方式、補助対象の経常的経費支出額の二分の一以内等の補助割合を乗じる補助対象経費方式、都道府県全体で一定の要素(教職員数や学級数等)に着目して予算を配分する区割り方式などの算出方法、あるいはこれらの組み合わせにより配分されている。

このように、私立幼稚園の経常的経費を助成する私学助成の事業主体は都道府県であり、その財源は国庫補助金と都道府県の自主財源となっている。

さらに、地方交付税の基準財政需要額の算定においても、道府県分(東京都は不交付団体)の教育費のうち私立学校助成費として私立学校経常費補助が、幼児数を基礎に算入されているため、その算入額も都道府県の一般財源の一部となっている。

一方、市町村分の個別算定経費のうち、教育費には私立学校助成費の費目は存在せず、地方財政措置としては、私立幼稚園への経常費補助は、都道府県の仕事と整理されている。

他にも、地方自治法上、「都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当ではないと認められる事務を処理するもの」とされており、「都道府県及び市町村は、その事務を処理するに当っては、相互に競合しないようにしなければならない」とされている。

私立幼稚園を複数運営する学校法人が市町村域を超えて広域に活動する機会が多いことから、私立幼稚園の管轄は、認可権限を持ち、私学助成を行っている都道府県が担っている。

なお、私立幼稚園に対して市独自の補助をする場合、例えば、就労奨励金 10 万円や文化・芸術体験事業などの経常費以外の補助については、本市の支出が可能と考えられる。

### ※参考「私立幼稚園と本市の関わり」

平成 27 年度に子ども・子育て支援新制度が開始してから、新制度移行園には公定価格による施設型給付費を市から給付するようになり、さらに認定こども園に移行した園には、教育認定(1号認定)だけでなく、保育認定(2号・3号認定)の定員枠があるため、行政の入所調整の対象となり、本市との関わりが深まることとなった。

また、「四日市市子ども・子育て会議」に「幼児教育・保育部会（大学教授、四日市私立保育連盟代表、四日市私立幼稚園協会代表、児童委員、PTA）」を設置し、子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策、認定こども園移行に伴う利用定員の設定を所掌することとしている。さらに、部会に「準備会（私立保育連盟4人、私立幼稚園協会4人）」を設け、保育園・幼稚園の関係者に絞って議論を重ね、本会議及び部会に諮るべき素案を取りまとめることとしている。

この準備会は令和5年度から始まり、令和6年度には9回開催（対面8回、書面1回）しており、私立保育連盟及び私立幼稚園協会の関係者と行政が意見交換を行う貴重な機会となっている。

他にも、私立幼稚園協会の園長会などの機会を捉えて、行政からの説明や意見交換を行っている。また、幼児教育センターにおいては、公私立問わず研修受講が可能であるほか、園訪問等を行い、こどもの育ちをつなげる架け橋期の取り組みとして、私立幼稚園も含め、幼保小との接続を推進している。

### 3 幼児教育・保育の無償化（令和元年10月～）

#### （1）背景

急速な少子化の進行への総合的な対策と、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育・保育の重要性から、子育てを行う家庭の経済的負担を軽減することを目的とし、令和元年5月に「子ども・子育て支援法」が改正され、同年10月から3歳から5歳児クラスまでのこどもと、2歳児クラス以下の住民税非課税世帯のこどもに対する幼児教育・保育の保育料が無償化となった。

#### （2）給付認定の区分

無償化による給付を受けるためには保育の必要性についての給付認定が必要であり、給付認定は、保護者の居住地の自治体が行う。

給付認定の区分については下表のとおり。

子ども・子育て支援制度の幼稚園や保育園、認定こども園、地域型保育事業所を利用している場合は、利用申請の際に「教育・保育給付認定」を受けているため、無償化するための新たな認定手続きは不要である。

■表4 1～3号認定（施設型給付認定〔教育・保育給付認定〕）

認定区分	対象年齢	保育の必要性	対象施設・事業
1号	満3歳児～5歳児	なし	・ <u>幼稚園（新制度移行園）</u> ・ 認定こども園（教育）
2号	満3歳児～5歳児	あり	・ 保育園 ・ 認定こども園（保育）
3号	満3歳児未満	あり	・ 保育園、地域型保育事業所 ・ 認定こども園（保育）

一方、私学助成の幼稚園や幼稚園の預かり保育等を利用している場合は、無償化するための「施設等利用給付認定」の手続きが必要になる。

■表5 新1～3号認定（施設等利用給付認定）

認定区分	対象年齢	保育の必要性	対象施設・事業
新1号	満3歳～5歳児	なし	・ <u>幼稚園（私学助成園）</u>
新2号	3歳児～5歳児	あり	・ <u>幼稚園（新制度・私学助成）</u>
新3号	0歳児～2歳児	あり 市民税非課税世帯等	・ <u>の預かり保育</u> ・ 認定こども園（教育） の預かり保育 ・ 認可外保育施設

### （3）私立幼稚園の保育料の無償化

預かり保育の無償化については、就労等の保育の必要性や市民税非課税世帯等の認定要件を満たし、新2号・新3号認定（施設等利用給付認定）を受けた場合に対象となる。認定を受けた場合の、無償化の内容については、下表のとおり。

■表6 保育料の無償化

認定区分・対象施設	保育料※ <sup>1</sup>	給付方法
1号 幼稚園（新制度移行園）	無償	現物給付  （市が直接施設に支払う）
新1号 幼稚園（私学助成園）	25,700円/月まで無償	

※1 満3～5歳児クラスの通常の教育時間（概ね午前8時30分～午後2時30分）の保育料が無償となる。実費徴収されている費用（教材費、行事費、通園バス代など）は、保護者の負担となる。なお、預かり保育料も自己負担であり、無償化を希望する場合は、新2号・新3号認定を受ける必要がある。

■表7 預かり保育料の無償化（新制度移行園、私学助成園共通）

認定区分	認定要件	預かり保育料	給付方法
新2号 3歳～5歳児※ <sup>1</sup>	「保育の必要性」があること。	450円/日×利用日数、 11,300円/月まで無償	償還払  （いったん保護者が支払い、後から、請求手続きを行い、市から払い戻しを受ける）
新3号 満3歳児※ <sup>2</sup>	「保育の必要性」があり、「市民税非課税世帯等」※ <sup>3</sup> に該当すること。	450円/日×利用日数、 16,300円/月まで無償	

※1 3歳で迎える4月1日～小学校就学前まで

※2 出生から3歳になって最初の3月31日まで。3歳になった日以降、3歳児クラスより前に幼稚園に入園する「満3歳児」は、無償化の対象となる。

※3 市民税非課税世帯、生活保護世帯、里親

[補足] 預かり保育の無償化を利用する場合に必要な認定手続き

① 私立幼稚園（新制度移行園）の利用者

現1号（教育・保育給付認定）の認定に加えて、新2・3号（施設等利用給付認定）の認定手続きが必要。

② 私立幼稚園（私学助成園）の利用者

新1号（施設等利用給付認定）の認定を、新2号・新3号認定に切り替える手続きが必要。

**（４）私立幼稚園の給食費の無償化**

①副食費の免除

国の公定価格制度により、「市民税所得割額が一定額未満の世帯の園児」と「第3子以降の園児」は、副食費の支払いが免除となる。

なお、第3子の数え方は、国基準では年齢制限があるが、市独自の取り組みとして年齢制限を撤廃し、免除対象者の範囲を広げている。

◆**図3 新制度移行園の副食費免除**

**免除額 : 1食 240円 × 喫食日数（上限 4,800円/月）※令和6年度の額**

世帯区分	こどもの人数		
	第1子	第2子	第3子以降
市民税所得割額 77,101円以上	実費徴収		副食費免除 ※1
市民税所得割額 77,101円未満	副食費免除		

※1：国基準は3歳から小学校3年生までの子で数えて第3子以降の園児が対象。本市は、同世帯であれば年齢を問わず第3子以降の園児を対象としている。

②実費徴収にかかる補足給付事業

私学助成園については、国の地域子ども・子育て支援事業における「実費徴収にかかる補足給付事業」により、施設に対し、副食費の補助を行っている。

なお、第3子の数え方は、国基準では年齢制限があるが、市独自の取り組みとして年齢制限を撤廃し、補助対象者の範囲を広げている。

◆**図4 私学助成園の副食費補助**

**補助額 : 実際にかかった副食費（上限 4,800円/月）※令和6年度の額**

世帯区分	こどもの人数		
	第1子	第2子	第3子以降
市民税所得割額 77,101円以上	実費徴収		副食費の補助 ※1
市民税所得割額 77,101円未満	副食費の補助		

※1：国基準は3歳から小学校3年生までの子で数えて第3子以降の園児が対象。本市は、同世帯であれば年齢を問わず第3子以降の園児を対象としている。

## 4. 私立幼稚園の現状

### (1) 県内の幼稚園の園児数

県内の幼稚園の園児数は、公立・私立とも年々減少傾向にある。

公立の幼稚園については、新制度がスタートした平成 27 年度時点では 6,309 人であったが、令和 6 年度は 1,863 人となり、大きく落ち込んでいる（70.4%減）。

一方、私立幼稚園は、平成 28 年度までは、1 万人を超える園児数を維持していたが、令和 6 年度には、6,626 人まで減少している（35.2%減）。

■表 8 県内の幼稚園の園児数 単位（人）

		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
公立	県内	6,309	6,054	5,553	4,835	4,317	3,608	3,041	2,549	2,194	1,863
	（うち四日市市）	1,007	967	836	711	596	473	369	294	236	208
私立	県内	10,233	10,304	9,521	8,782	8,190	8,110	8,045	7,619	7,222	6,626
	（うち四日市市）	3,248	3,308	3,284	3,298	3,293	3,282	3,318	3,154	3,042	2,783

※資料：学校基本調査より。各年度 5 月 1 日時点。幼稚園型認定こども園は、保育を受ける 2 号認定の園児を含む。

### (2) 本市の私立幼稚園の園児数

本市の私立幼稚園の園児数は、ここ 10 年で 14.3%減少しているが、県内平均 35.2% 減よりは緩やかな減少率に抑えられている。

■表 9 本市の私立幼稚園の園児数 単位（人）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
3 歳	1,045	1,158	1,098	1,078	1,171	1,104	1,103	1,033	1,036	839
4 歳	1,117	1,050	1,149	1,091	1,046	1,135	1,090	1,044	966	1,004
5 歳	1,086	1,100	1,037	1,129	1,076	1,043	1,125	1,077	1,040	940
計	3,248	3,308	3,284	3,298	3,293	3,282	3,318	3,154	3,042	2,783

※資料：学校基本調査より。各年度 5 月 1 日時点。幼稚園型認定こども園は、保育を受ける 2 号認定の園児を含む。3 歳は、5 月 1 日までに満 3 歳となった園児を含む。

### (3) 認定こども園への移行

本市の私立幼稚園については、ここ数年で園児数が大きく減少している。

令和 3 年度まで 3,200～3,300 人で推移してきたが、令和 3 年度の 3,318 人から令和 6 年度の 2,783 人までと、3 年間で 16.1%の減少となっている。

幼稚園の園児数減少の主な要因としては、共働き家庭の増加や幼保無償化に伴う長時間保育ニーズの高まりや、1 歳児や 2 歳児からの利用申込みの増加など、子育て世帯のライフスタイルの変化が挙げられる。特に、こどもを園に預ける年齢が早期化す

る傾向が強くなっており、幼稚園の対象となる満3歳児を迎えた段階で既に保育所等へ通っている世帯が多くなっている。

また、本市の出生数が減少していることから、この減少傾向は今後も続くことが予想される。

こうした厳しい状況を踏まえ、「未移行のまま私学助成の幼稚園を継続するのか」、「新制度に移行するのか」、「幼稚園型あるいは幼保連携型の認定こども園に移行するのか」など、下表の通り、今後の方向性について各園で検討が行われている。

■表 10 認定こども園への移行に関する意向調査

施設名 R6.5.1. 園児数 (市外在住含む。)		回答内容 (R7.3 末時点)			備考
		こども園移行 検討状況	こども園 移行時期	こども園 移行類型	
海の星カトリック幼稚園	49 人	移行しない			新制度移行園
まきば幼稚園	66 人	移行しない			新制度移行園
暁幼稚園	138 人	どちらともいえない			新制度移行園
富田文化幼稚園	144 人	移行を検討中	時期未定	幼稚園型	新制度移行園
羽津文化幼稚園	175 人	移行予定	令和9年度	幼保連携型	新制度移行園
ときわ幼稚園	200 人	移行予定	令和8年度	幼稚園型	新制度移行園
エンゼル幼稚園	424 人	どちらともいえない			
ひかり幼稚園	262 人	どちらともいえない			
あおい幼稚園	418 人	移行を検討中	時期未定		
桜あおい幼稚園	246 人	移行を検討中	時期未定		
津田第一幼稚園	237 人	どちらともいえない			
津田第二幼稚園	159 人	どちらともいえない			
津田三滝幼稚園	179 人	どちらともいえない			
めぐみの園幼稚園	76 人	移行済み	令和6年度	幼稚園型	新制度移行園 R7に1・2歳開始

## 6. 行政視察報告書

令和7年4月30日

四日市市議会

議長 石川 善己 様

教育民生常任委員会

委員長 森川 慎

教育民生常任委員会行政視察報告

教育民生常任委員会が行政視察を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

記

1. 視察日時 令和7年1月29日（水）～1月31日（金）
2. 視察都市 福山市、岡山市、明石市
3. 参加者 森川 慎 水谷一未 今村厚美 加納康樹 笹井絹予  
谷口周司 早川新平 村上 暁  
(随員) 川合佑紀
4. 調査事項 別紙のとおり

(福山市)

## 1. 市勢

市政施行 大正5年7月1日

人 口 455,028人 (令和6年12月31日現在)

面 積 517.72平方キロメートル

## 2. 財政

令和6年度一般会計当初予算 1901億9000万円

令和6年度特別会計当初予算 983億0992万円

令和6年度企業会計当初予算 783億9652万円

合 計 3668億9645万円

財政力指数 0.778 (令和5年度決算)

## 3. 議会

条例定数 38

4常任委員会 (総務、民生福祉、文教経済、建設水道)

3特別委員会 (都市整備、地方創生調査、公共施設再構築)

(令和6年5月14日現在)

## 4. 視察事項 待機児童対策、保育士確保の取組について

### (1) 視察目的

福山市では、平成31年4月に待機児童数が10人発生した。その後、少しずつ待機児童数を減らし、令和5年4月、令和6年4月の2年連続で0人を達成している。令和5年度には、復職を希望する保育士と保育施設を橋渡しするマッチング事業や、保育士を対象に最大40万円の就職応援金を給付する事業を開始しており、今年度は、備後圏域外の潜在保育士を対象に、市内の保育施設で職場体験してもらうインターンシップを年2回程度実施している。

本市では、これまで0人であった待機児童数が、令和6年4月1日時点で72

人となり、全国の自治体で3番目に多かったことから、待機児童を早期に解消すべく、福山市の保育士確保の取組を参考とするため、視察を行うこととなった。

## (2) 保育所等入所の状況について

### ①就学前児童数

就学前児童数 20,040人 (令和6年度)

合計特殊出生率 1.51 (令和4年)

就学前児童数、出生数ともに減少傾向にあり、15～29歳の女性の転出超過、特に近隣の大都市への流出が多い傾向が見られる。

### ②入所児童数の推移と待機児童

保育所等への入所児童数(2、3号):11,629人(令和6年度)

平成25年度から令和年度までの11年間で約400人減少している。令和6年4月1日時点での待機児童数は0人だが、特定の保育所等を希望している未決定者は81人であった。

保育率(2、3号):58.0%(令和6年度)

0、1、2歳児の保育ニーズが高まっており、就学前児童に対する入所児童の割合は11年間で13%増加している。また、令和6年9月から2歳児の保育料を無償化しており、今後も申込児童数は増えると考えている。

### ③教育、保育施設数の推移

私立110施設、公立46施設(令和5年度)

0、1、2歳児の保育ニーズが高まりから、平成27年度以降、低年齢児を受け入れる地域型保育事業所の認可を増やしたことが待機児童解消の一つの要因となった。

また、地域型保育事業所の増加に加え、公立施設の法人移管が進んだことで私立施設の割合が高まった。

### ④育休予約制度について

新年度4月入所申し込みのタイミングで、年度途中の育休復帰者の入所を内定することで対象者が安心して子育てをすることができる。新年度申し込みのうち3～4割がこの制度を利用している。

### (3) 保育施策の実施状況について

#### ①保育人材確保の取組

- ・住居借上金補助金（終了）
- ・保育士資格取得支援事業（終了）
- ・保育補助者雇上強化事業

保育士の負担軽減のために、保育補助者を雇用する場合に、費用の一部を助成するものであり、高い離職率に歯止めをかける狙いがある。

- ・保育体制強化事業

短時間などのスポット支援員の採用に対する支援。

#### ②潜在保育士等をターゲットとした復職支援（令和5年度～）

低年齢児の保育ニーズの高まり、保育士配置基準の見直しへの対応のため、また、新採用保育士の7割が5年未満で採用時の保育所等から離職していることから、以下の施策により保育士確保を強化している。

離職理由は、結婚、出産、健康上の理由などで、比較的早い段階で離職している傾向があった。

- ・保育士等就職応援金

対象職種：保育士・幼稚園教諭・保育教諭の他に、保育施設で勤務する調理師、管理栄養士、保健師、看護師なども対象。

給付額：最大40万円（常勤20万円、非常勤10万円、備後圏域外からの転入者にはプラス20万円）

- ・福山市保育士復職相談窓口（専属コーディネーター）

専属コーディネーターとして、会計年度任用職員（パートタイム）1名と正職員2名を配置し、復職希望者と施設の思い・ニーズを丁寧に聞き取り、マッチングを行っている。令和5年度は19人、令和6年度は1

2月末時点で22人の復職につながっている。

### ③保育所等の広域入所

令和6年度から、7市2町で形成する備後圏域で統一して広域利用の要件を緩和し、利用者の利便性向上のため、居住地の保育施設に空きがなく、圏域内の保育施設に余裕がある場合でも広域入所を利用できる。また、病児保育、病後児保育の広域連携も行っている。

### (4) 委員からの意見

Q1. 平成27年以降、私立園が増え、公立園が減っているが、市の戦略をもってこのような変化につながったのか。

A1. それまで公立で運営していた保育所の老朽化対策に併せて、社会福祉法人等に移管する取組を実施してきた。移管に合わせて、老朽化した施設の建て替え、改修に対する補助をする条件として、受け入れ枠を拡大してもらった。

Q2. 私立園において、保育士不足等により定員を減らすような動きはあるのか。

A2. 定員は最初に設定した定員を維持してもらっているが、定員割れが3年以上続いており、定員を減らしても受入児童数に影響が出ない場合に定員減を認めている。

Q3. 結婚が理由で退職する保育士について、さらに掘り下げた調査はしているか。

A3. 調査はしていないが、他に退職したい理由がある中で結婚をきっかけに退職するケースや、結婚により広島市、岡山市など、近隣の大きな都市へ転出するケースなどが多いと推測している。

Q4. 復職支援コーディネーターとして採用している職員は、保育に関する知識がある人なのか。

A4. 保育の知識のある人を採用している。

Q5. 復職支援コーディネーターの予算はどのくらいか。

A 5. 今年度は 260 万円の予算である。

Q 6. 復職支援について、特別な広報はしているのか。

A 6. 市の広報紙、ホームページに加えて、スーパーにポスターを掲示したり、放課後児童クラブにチラシ、ポスターを掲示するなどしてターゲットを絞った工法をしている。加えて、市の公式LINEの登録者数が多い（約 16 万人）ため、子育て情報とともに、保育士の復職支援の情報も発信している。

Q 7. 保育所等の広域入所を利用する場合、他市から受け入れた児童について、保育料への上乗せはあるのか。

A 7. 保育料は居住する市町村が認定する金額を支払うことになる。広域入所は、あくまで居住する市民が最優先であり、定員に余裕がある施設が広域入所の対象になっており、保育料への上乗せは発生しない。

Q 8. 県外の 2 市が広域連携に参加しているが、県内の市町と変わりなく自治体間で受け入れ、連携はできるのか。

A 8. 実際に県をまたいでの利用はあり、やり取りについては、特段県内の市町と変わらない。

Q 9. 公立園と私立園の給与等の待遇は違うのか。

A 9. 公立園と比べて遜色のない水準に保つよう補助金の交付等を行っているが、実際には私立園の方が少し低い水準にあると考えている。

#### (5) 所感

福山市は、人口約 45 万人と本市に近い人口規模であり、産業都市であること、近隣の大きな都市（岡山市、倉敷市など）へ若い世代（特に女性）が流出するという課題があることなど、本市との共通点は多く、比較的近い目線で視察を行うことができた。

特に、復職支援コーディネーターは、会計年度任用職員（パートタイム）1 名と正職員 2 名を配置することで、令和 5 年度は 19 人、令和 6 年度は 12 月末時点で 22 人もの潜在保育士の復職につなげている。この取組は、適任の人材さ

え見つければ、費用対効果の高い取組と言える。当委員会においても、待機児童対策、保育士確保において、潜在保育士に復職してもらうことは非常に重要な課題として、理事者にも取組を求めてきており、今回の復職支援コーディネーターの取組も大いに参考にし、今後の潜在保育士の復職につなげていく必要がある。

また、平成27年度から徐々に公立園の法人移行を進めていること、7市2町で形成する備後圏域で連携中枢都市圏を形成し、広域入所などの取組を充実させていることが大きな特徴であり、これらの施策の今後の動向に注目していく必要がある。

今回視察した福山市の取組は、保育士確保、待機児童対策のために、大いに参考となったと考える。

(岡山市)

## 1. 市勢

市政施行 明治 22 年 6 月 1 日

人 口 695,690 人 (令和 7 年 12 月 31 日現在)

面 積 789.95 平方キロメートル

## 2. 財政

令和 6 年度一般会計当初予算 3855 億 7500 万円

令和 6 年度特別会計当初予算 1980 億 1900 万円

令和 6 年度企業会計当初予算 766 億 8600 万円

合 計 6602 億 7800 万円

財政力指数 0.742 (令和 5 年度決算)

## 3. 議会

条例定数 46

5 常任委員会 (総務、保健福祉・協働、市民・産業、都市・環境、子ども・文教)

6 特別委員会 (大都市制度・広域行政調査、自治体間調整問題調査、こども未来創造調査、国際観光・文化交流促進調査、予算、決算)

## 4. 視察事項 学校施設を活用した放課後児童クラブの整備と人材確保について

### (1) 視察目的

岡山市では、放課後児童クラブと教育委員会が連携し、余裕教室の活用や特別教室のタイムシェア (一時的な利用) など学校施設を有効活用した放課後児童クラブの整備を行っている。また、人材確保についても、基本給のベースアップ、新規スタッフを紹介した公益財団法人への手当て、民間人材派遣の活用、研修の充実など、様々な手法で取り組んでいる。

本市においても、民設民営方式で運営する学童保育所に対して補助・支援を行っているが、学童保育のニーズの高まりに対応するための敷地や人材の確保は重要な課題である。令和5年度決算審査においても、「学校の校舎や敷地、学校周辺の公共施設の利活用を図り、受入れ枠の確保に努めた。また、指導員の処遇改善と雇用の安定化を図るとともに研修体制をさらに充実させ、保育の質の向上に努めた。」とあり、これらの取組をさらに推し進めるため、学校施設の活用と人員確保に先進的に取り組んでいる岡山市の取組が参考になると考え、視察を行うこととなった。

## (2) これまでの経緯

岡山市の放課後児童クラブは、昭和41年に留守家庭児童会(所管:教育委員会)として始まり、昭和51年には岡山市児童育成クラブとして、地域の運営委員会方式で運営され、昭和58年に岡山市児童クラブ運営委員長連絡協議会が発足した。

運営委員会は、地域の町内会・学校・保護者の代表者や民生・児童委員等で構成され、地域の特性や保護者ニーズを反映し、地域の方の努力・尽力により、長年、岡山市の放課後児童クラブは運営されてきた。

しかしながら、平成27年以降、対象児童が拡大し、国の補助メニューや金額、利用ニーズが増加したことにより、支援員等の確保、経理等の事務負担、運営委員会の責任過多、サービス内容、保護者負担金の地区ごとの格差が課題であった。

そこで、市が責任を持ってクラブ運営に関わり、安定的な運営形態へ転換していくこととし、令和2年度から令和4年度の3年間で、希望するクラブを市立クラブへ移行し、運営を公益財団岡山市ふれあい公社(岡山市が100%出資)へ一括委託することで、サービスや利用料金を平準化し、運営の一元化による事務や職員の集中管理を図ってきた。

(3) 岡山市の放課後児童クラブの実施状況 (令和6年4月1日時点)

運営主体	実施方法	クラブ数
岡山市 (運営: 岡山市ふれあい公社)	委託	67
運営委員会 (地域)	補助	18
保育所等	補助	5
届出済民間 (株式会社等)	補助(※)	5
合計		95

※待機児童対策のため補助のみ

(4) 岡山市の放課後児童クラブの待機児童等

① 学年別待機児童数等 (R6.5.1時点) (単位:人)

学年	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
申請者数	2,951	2,600	2,231	1,457	685	371	10,295
在籍児童数	2,940	2,596	2,227	1,276	550	315	9,904
待機児童数	0	0	3	116	89	28	236

② 運営主体別待機児童数等 (R6.5.1時点) (単位:人)

施設種類	市立	運営委員会	保育所等	届出済民間	合計
クラブ数	67	18	5	5	95
在籍児童数	6,313	2,589	274	728	9,904
待機児童数	194	40	1	1	236

(5) 学校施設を活用するために実施した取組について

放課後児童クラブ担当部局と教育委員会が連携し、学校の理解を得て、余裕教室の活用や特別教室のタイムシェアなど学校施設を有効活用した児童クラブの整備を行っている。タイムシェアによるデメリットとして、道具やおやつなどを毎回運ぶ必要があること、児童が移動する必要があることなど、クラブ側の負担の軽減も一つの課題になっている。

(6) 放課後児童クラブの運営に係る人材の確保の具体的な取組について

効果的な広報により応募者を増やし、支援員の採用を強化するとともに、採用後の定着を図るなど様々な取組により人員確保に努めている。

(令和6年度の主な取組)

①採用・定着を目的とした取組(対象は市立の放課後児童クラブ)

・紹介手当

ふれあい公社の職員から紹介を受けた人が一定期間継続して勤務した場合に紹介者に手当を支給する。

(支給額: 正社員 20,000 円/人、パートタイム 10,000 円/人)

・継続勤務手当

1年以上継続して勤務する支援員等に手当を支給する。

(支給額: 10,000 円/人)

・研修の充実

・人材育成担当者の配置

待機児童が多く発生している学区を中心に、人材育成担当者を配置し、新規職員のサポート体制を強化し、現場での実践的な育成の促進、不安の払拭等を図る。

②周知・広報を目的とした取組

・周知広報の強化

職業の認知度向上と応募者数の増加を図るため、幅広く周知・広報を行うもの(ポスター、チラシの作成、デジタルサイネージへの掲載、WEB広告、補助金(人材確保加算)の増設・新設)

・就職相談会の実施

年2回(6月、2月頃)市とふれあい公社が連携して実施。

(7) 委員からの意見

Q1. 利用料金、サービスの平準化のため、令和2年度から令和4年度の3

年間で、市立クラブへの移行に取り組んできたが、市立への移行が難しい施設にはどのように対応しているのか。

- A 1. 運営委員会や支援員の処遇が低くなることや、市立クラブのルールにより、今までしてきたおやつを提供などができないことが理由で移行できていないクラブがある。移行期間終了後も市立クラブへの移行は受け付けていることに加え、移行していないクラブに対しても、市立クラブの運営に関する情報を提供することで、支援員の処遇改善やサービス内容の平準化などの効果はあるものと考えている。
- Q 2. 公益財団法人岡山市ふれあい公社に一括委託することで、支援員の長期雇用にはつながったのか。
- A 2. 準公務員のような形で給与体系、福利厚生は充実し、安定雇用につながり、比較的長く働いてもらえるようになった。
- Q 3. 待機児童の把握はどのように行っているのか。
- A 3. 市立クラブについては、保育所等と似たような形で一括して、入所申請の受付から入所調整、入所決定まで行っているため、待機児童数は数字で明確に把握できる。他の運営委員会や民間のクラブについては、各施設から待機児童数の報告を受けている。
- Q 4. 今後、放課後児童クラブの数は増やす予定はあるのか。
- Q 4. 学校敷地内にある放課後児童クラブで受け入れることが児童にとっては安全だが、ニーズの伸びに対応しきれないところについては、届出済民間のクラブの参入を進めて受け皿を確保しようとしている。
- Q 5. 市立クラブへの移行によって、支援員の待遇が低くなることもあるのか。
- A 5. 支援員は午後 1 時から 6 時までの開所時間に合わせた 6 時間勤務が基本となり、各種手当、賞与などがあり、基本的には待遇は良くなるが、運営委員会によっては、中心的な役割を担っている支援員の勤務時間が長く、ほかの支援員がパートタイムで勤務している場合など、主要な支援員の勤務時間が減り、結果として給与の総額が減ることは考えられる。

- Q 6. 安定した雇用という意味で支援員の8時間勤務を求める声はないか。
- A 6. 放課後児童クラブの性質上、支援員として現場の仕事に集中してもらうためには6時間勤務が適していると考えている。実際に、6時間の勤務で正社員として働けることをメリットに感じる人もおり、支援員以外のふれあい公社の職員でフルタイム勤務の職員もいる。一方で、新卒の人を採用しにくいなどの人員確保の面でのデメリットもあり、ふれあい公社からも8時間のフルタイム勤務を求める声もある。
- Q 7. 保育所等が運営している放課後児童クラブというのはどういうものか。
- Q 7. 運営委員会のクラブの創立以前から、保育園の運営をしながら放課後の児童の受け入れを始めてくれていたところが実施しているクラブである。
- Q 8. 児童館がある地区は放課後児童クラブの利用が少ない傾向はあるか。
- Q 8. 放課後に学校から直接児童館に行くいわゆるランドセル来館は禁止になっており、児童館が必ずしも放課後の受け皿になっているとは言い切れない。
- Q 9. 市立クラブへの移行後の各クラブ利用料金の差はどうか。
- A 9. 市立は利用ガイドのとおり一律であり、各民間クラブへの補助金の条件に利用料金は市立の2倍以内と設定している。運営委員会の料金は5000円～1万円くらいの間で各クラブが設定しており、届出済民間事業者のクラブはそれよりは少し高めに設定されている。
- Q10. 市立クラブへの移行の前後で予算や市の事務はどのように変化したか。
- A10. クラブの利用者の増加、事務局の経費も合わせると予算規模は約2倍近くになった。利用者の負担金は市の歳入になり、債権管理も市が一括して行っている。担当課の事務量は増加した。
- Q11. 学校施設の活用について学校の負担はあるのか。
- A11. 放課後児童クラブの活動に対しては特に何か手伝ってもらうことはない。放課後児童クラブに在籍する子供の様子で気になることがあれば相談することはある。

## (8) 所感

岡山市の放課後児童クラブは、市が設置した施設で運営委員会が運営する形式で運営されてきたが、令和2年度から4年までの間で市が100%出資する公益財団法人岡山市ふれあい公社に運営を委託する形で市立クラブへの移行を進めてきた。市の事務量は増加し、予算も増額となったが、サービス内容や利用料金の平準化、統一した基準による入所調整、処遇改善による人材確保など、市立クラブへの移行によるメリットは非常に大きいものがある。また、幼児保育施設と同じような入所調整を行うことで、待機児童の状況を明確に把握できることもメリットの一つであった。本市の学童保育所は民設民営方式であり、公営化するには岡山市よりもさらにハードルが高いものの、公営化のメリットを踏まえて、本市の学童保育における課題を整理し、当委員会として本市における学童保育の在り方について、今後議論していく必要がある。

また、学校施設の活用については、時間を制限し、学校の負担にならない形で一部の教室を使用しており、本市の学童保育所での学校施設の活用に向けて議論するための参考になった。

今回の視察では、今後ニーズの増加が想定される本市の学童保育所の今後の在り方について議論する上で、岡山市の取組は、大いに参考となったと考える。

(明石市)

## 1. 市勢

市政施行 大正 8 年 11 月 1 日

人 口 307,235 人 (令和 7 年 1 月 1 日現在)

面 積 49.41 平方キロメートル

## 2. 財政

令和 6 年度一般会計当初予算 1262 億 7855 万円

令和 6 年度特別会計当初予算 698 億 9754 万円

令和 6 年度企業会計当初予算 262 億 0859 万円

合 計 2322 億 3385 万円

財政力指数 0.719 (令和 5 年度決算)

## 3. 議会

条例定数 30

4 常任委員会 (総務、文教厚生、生活文化、建設企業)

特別委員会は設置していない。(令和 7 年 1 月 31 日現在)

## 4. 視察事項 待機児童対策、保育士確保の取組について

### (1) 視察目的

明石市では、平成 30 年 4 月には待機児童数が 571 人で全国ワーストとなり、その後、5 年連続で少しずつ待機児童数を減らしてきたが、令和 6 年 4 月 1 日時点で 6 名増加し 50 名となった。一方で、保育所等利用定員は、令和 6 年 4 月 1 日における対前年比で 995 人増加しており、受け入れ枠の拡大に取り組んでいる。

本市では、これまで 0 人であった待機児童数が、令和 6 年 4 月 1 日時点で 72 人となり、全国の自治体で 3 番目に多かったことから、本市における保育士確保し、待機児童解消につなげるため、保育ニーズが増加する中で受け入

れ枠の拡大に取り組む明石市の取組を参考とするため、視察を行うこととなった。

(2) 明石市の待機児童数等の現状

(単位：人)

年度	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6
定員	4,328	4,410	5,199	6,148	8,030	8,433	9,629	10,210	10,241	10,343
申込児童数	5,110	5,510	6,467	7,149	7,729	8,265	8,451	8,776	9,266	10,097
入所児童数	4,888	5,081	5,773	6,321	6,997	7,322	7,888	8,381	8,751	9,457
就学前児童数	16,016	16,060	16,537	16,745	17,049	17,233	17,071	17,157	17,156	17,135
待機児童数	156	295	547	571	412	365	149	100	44	50

明石市では、平成 27 年度に待機児童の増加を受けて、待機児童緊急対策室を設置し、待機児童対策に取り組んだ。子育て施策に取り組む中で、現在まで申込児童数は増加しているものの、待機児童は平成 30 年の 571 人をピークに年々減少を続け、令和 5 年度には 44 人まで減少している。

(3) 保育所整備に関する予算及び施策

- ①保育所等整備の法人負担を半減 (H28. 12～R6. 3)
- ②既存施設改修費補助金の交付
- ③土地賃借料補助金の交付 (H30～R4)
- ④企業主導型保育事業に対する補助金の交付 (H29. 9～国の募集がなく終了)
- ⑤緊急的な一時預かり事業の実施 (H29. 10～R6. 3)

(4) 保育士確保に関する予算及び施策

- ①保育士の処遇改善の実施
  - ・処遇改善の実施 (H29. 1～) … 保育士への処遇改善を実施した私立保育所等に対し、月額給与増額分の 1/2、10,000 円を限度に助成
  - ・保育士定着支援金の支給 (H30. 10～) … 採用後 3 か月経過で 10 万円を支

給、採用後1年経過から6年経過まで毎年20万円、7年経過すると30万円、最大160万円を支給。市から本人に直接支給。

- ・保育士宿舎借り上げ支援（H28.12～）宿舎を借り上げる場合に、採用日から5年までの保育士を対象とし、月額57,000円を限度に、その費用の全部又は一部を補助。

#### ②私立保育所等見学バスツアーや保育士就職フェアの開催（H28～）

保育士としての就労を希望する方に対して、民間保育所等と保育所等見学バスツアー（計4回）や合同就職フェア（計3回）を共催し、潜在保育士の掘り起しや新卒保育士の就労に繋げる。市や保育士総合サポートセンターのホームページ、駅構内等へのポスター掲示、養成校訪問等、積極的なPR活動を実施。

#### ③保育士総合サポートセンター（H30～）

平成30年6月1日から、保育人材の安定的な確保のため、保育士の就職・復職支援を行う無料就業支援事業を実施。市立保育所長OBであるコーディネーターがじっくり話を聞き、市内の保育所等に就労を希望する潜在保育士の就職支援・職業斡旋を行っている。

※現役保育士へのサポートは保育安心ダイヤルという窓口を設置している。

### （5）保育ニーズ減少に伴う撤退の順序

少子化に伴い保育ニーズがピークを迎えの減少に転じることが予想されることから、大まかに以下の順序で撤退することを考えている。

- ① 保育施設、保育士等の拡充施策をとりやめる
- ② 定員を上回って受け入れている園の受入を適正にする
- ③ 公立園の定員を制限する
- ④ 私立園の定員を制限する
- ⑤ 小規模保育事業所の閉所
- ⑥ 各園の多機能化（認定こども園化や子供誰でも通園制度の受け皿など）段階的に対応していき、可能な限り③の公立園の定員の調整までにとどめ

たいと考えている。

(6) 委員からの意見

Q 1. 急激な保育ニーズの増加に伴って保育所等を新たに整備する中で、既存の私立保育園等との関係はどうであったか。

A 1. 平成 28 年度からの待機児童緊急対策等の取組の中で、新規参入に対して既存の園からの抵抗はあったが、市の状況を説明するとともに、このままではいけないとメッセージを発信し続けながら、市外の法人の誘致や、株式会社の参入の解禁などに取り組んできた。これにより撤退した法人はないものの、分園や補助制度の活用を取りやめる園はあった、それも法人の判断によるものと受け止めている。一方で、保育士確保のプロジェクトチームを市と各法人の園長で編成して連携を図っており現在は良好な関係を築けている。

Q 2. 保育所等の新設に伴って不適切な施設が増加してしまわないか。

A 2. 募集要項を整備し、要件を整理して対応している。現在、小規模保育所の募集のためにホームページ上に掲載している募集要項が、これまで更新を重ねてきた最新のものである。

Q 3. 保育士不足により当初の定員を制限して受け入れている園はあるか。

A 3. 個別にみると一時的に保育士が足りない状態にある園はあると思うが、保育士不足により定員を絞ったり、開所できなかつたりする施設はない。

Q 4. 公立幼稚園の状況はどうか。

A 4. 1号認定の園児は減少傾向にはあるが、一定のニーズはある。令和6年4月からすべての公立幼稚園が認定こども園に移行した。認定こども園以降に対して特段の反対運動等はなく、現在は小規模保育事業所等の卒園児を受け入れる連携施設として3歳児以降の子供を受け入れる役割を担っている。

Q 5. 撤退する順序をあらかじめ決めていることは、市民も明確に理解でき、良い取組だと思うが、議会、民間事業者等からの理解は得ているのか。

- A 5. 議会の答弁でもそのように説明しており、私立園等からも一定の理解は得ていると考えている。
- Q 6. 公立園についてはどのような対策をしているのか。
- A 6. 公立園の保育士は私立と比べて給与水準が高く、さらなる確保のための施策を打ちにくいため保育士確保には苦戦している。今後、保育ニーズが減少しても、特別な支援が必要な子供を含めた公立園に対する一定のニーズはあると推測することから、すべての園がなくなるわけではないと考えている。
- Q 7. 保育士定着支援金や宿舍借り上げなど、保育士確保の施策は自治体間での競争がつきものだが、どのように差別化を図っているのか。
- A 7. 施策を先行して実施すると近隣自治体も同じ施策を始めるため差別化は図りにくい。逆に、一度始めた施策を廃止すると保育士確保に影響が出るため、他の自治体と足並みをそろえて、役目を終えた施策を廃止していくことも重要である。
- Q 8. 市立保育所等見学バスツアーの実績、効果はどうか。
- A 8. 養成校の学生、潜在保育士などが参加しており、夏休みを中心に年間4回実施し、各回10人程度の参加が続いている。私立園からはバスツアーから就職につながった保育士もいると聞いている。
- Q 9. 保育士就職フェアの実績はどうか。
- A 9. 新たに就職した保育士に向けたアンケートによると、十数パーセントの保育士が就職フェアをきっかけに保育士になったと回答している。
- Q10. 保育士総合サポートセンターによってどのくらいの人材確保につながったか。
- A10. 令和5年度は51人の採用につながった。施設整備が進んでいる時期は80人～100人ほどの採用につながっている。現在は、コーディネーター（再任用）を2名から1名に減らして窓口を運用している。
- Q11. 養成校から明石市への就職につなげるための取組を確認したい。
- A11. 市内に養成校がないため、神戸市、姫路市、加古川市などにある養成

校を職員が訪問して明石市内に就職してもらえるようPRに努めている。養成校の先生にお願いするだけでなく、なるべく学生に直接話す機会を得られるように各養成校を回っている。卒業して他市に勤めても覚えてくれていることも期待している。地道な活動だが、情報交換もできるため、効果のある取組だと考えている。

Q12. 保育士確保の施策についての周知はどのように行っているのか。

A12. 施策を展開しても人に知ってもらわないと意味がないため、広報活動は積極的に行っている。前市長の発信力によるものも大きいですが、今後はその発信力に頼ることもできないため、広報誌やホームページなどの一般的な周知に加えて、ポスター掲示やチラシの配布、動画配信やSNSでの発信、登録者へのメール配信など、今後も継続して取り組んでいく。

Q13. 待機児童0人を目指すという発信をあまり見ないが、待機児童数と入園待ち児童数についてどのように考えているのか。

A13. 特定の園を希望する児童を含めた実質の待機児童をゼロにすることは難しく、国の基準に沿って計算上の待機児童を0人にすることもできないわけではないが、それをすると実際に入所を待っている人に対して説明がつかないと考える。

Q14. こども誰でも通園制度への対応状況はどうか。

A14. 待機児童が出ている中でさらに子供誰でも通園制度に対応することは難しい。国が示す計画は作成しているが、現在は民間施設で希望する施設があれば対応するという程度にとどまっている。近隣の自治体で子供誰でも通園制度が始まると、そこに保育士が流れてしまう可能性があるため、保育士確保の施策を今後も継続する必要がある。

## (7) 所感

明石市では、急激に増加する保育ニーズの中で、市外の法人の参入を進めながら、待機児童を減少させているのが大きな特徴となっている。既存の私立園に対しても毅然とした態度で対応する一方で、保育士確保のプロジェクトチー

ムなどで良好な関係を築いていることが印象的であった。

また、今後の少子化による保育ニーズの減少に伴って、保育施設等を撤退するスケジュールをあらかじめ検討していたことは重要なことであると感じた。今後の少子化を見据えた保育園、幼稚園、認定こども園等の在り方について、当委員会でも議論していく必要がある。

保育士確保の施策については、処遇改善や定着支援金など、先行して実施しても近隣自治体でも同様の施策が始まり、自治体間の競争の中で施策の充実が図られていた。また、これらの施策の周知について、前市長による強い発信力があったものの、それだけでなく、動画配信やSNS、養成校への訪問など、手広く広報活動を行っていたことが印象的であった。

今回視察した明石市の取組は、本市で喫緊の課題となっている待機児童対策、保育士確保について今後議論するために、大いに参考となったと考える。

## 7. 議会報告会の概要

【議会報告会】

○新図書館について、本町周辺に整備すれば広い土地が確保できる上、設置を検討している大学と一体で利用できるのではないかと。

⇒議員 市は市役所の北側の土地を購入できるかどうかを含め、まずは調査を行うとのことだった。新図書館の設置場所については、ご意見として承る。

○現在進められている中央通りの整備工事について、現状だと点字ブロックと歩道の色の違いがなく、色弱の方は点字ブロックを判別し難いと考える。色の明度の差などで、よりはっきりと色分けして改善してもらいたい。

⇒議員 貴重なご意見として承る。

○市ではよかパパの取組を通じて、父親同士のつながりの形成には取り組んでいるが、母親向けの仕組みも必要ではないかと。

⇒議員 父親に対してはよかパパがあるが、母親同士のつながりを形成する仕組みはほとんどないと認識しているため、委員会でも議論し、行政に伝えていきたい。

【シティ・ミーティング】

《テーマ：四日市市政全般について》

○今年度当初に待機児童が発生し、驚いた。保育士の仕事は非常に大変であり、国の配置基準は一部改善されたが、保育士は今も厳しい中で仕事をしている。名古屋市では公立園と私立園の保育士の給料を同じにしており、四日市市より私立園の待遇が良い。四日市市の人には名古屋市内の養成校で学ぶことが多く、そのまま名古屋市の保育園・こども園に就職してしまう。保育士の待遇改善を議会からも行政に強く言ってほしい。

⇒議員

- ・保育士の待遇の公私間格差については、本市の給与体系は名古屋市とは異なっており、この辺りの整備も必要である。保育士不足が待機児童発生最大のネックであり、議会でも引き続きしっかりと議論していく。

- ・本市で保育士になることだけでなく、退職しないようにすることが重要である。本市では幼児教育センターを立ち上げ、公私、幼保を問わず相談、研修、アドバイスを行っており、施設を機能させて保育士を確保し、守っていききたい。
- ・保育士が辞めてしまう背景の一つに、保護者等とのトラブルにより保育士個人が訴えられるリスクがあることが挙げられる。そうした部分で安心して仕事ができるような施策についても市に求めていきたい。

○こども条例の制定に向けた取組を進めていると聞いたが、どのように子どもの声を聞き、条例に生かしてしていくのか。

⇒議員

- ・市議会ではこどもの権利条例についての勉強会を立ち上げ、調査研究を進めている。また、市では総合計画やこども計画に子どもの意見を反映できるよう取り組んでいる。
- ・条例案に対してパブリックコメントの募集があるので、ご意見を寄せてほしい。

○四郷風致地区での太陽光発電の設置について、さまざまな問題を起こす可能性があるにもかかわらず、開発が進められているのはなぜか。

⇒議員 当初の計画よりも、計画が法的に開発の許認可を必要としない規模まで縮小されているため、行政が開発の可否を判断できる状況にない。また、風致地区であっても、土地の所有者は各個人であり、違法性の無い個人の土地の売買に行政が制約を課すことはできない。議会からの働きかけで、風致地区の緑地率を従来の 30%から上限の 60%まで引き上げているが、開発を法的に止める手段がないため、事業者による開発が継続しているのが現状である。

○PTA加入についての一般質問で、PTA加入は任意であることを会員に周知すると答弁があったが、進捗について議会で確認しているか。

⇒議員 PTAについては、市や教育委員会に尋ねても、PTAは任意団体なので所管外であると回答されるため、議会内で議論がしにくい問題である。組織内でさまざまな不満や要望があることは認識しており、機会があれば議論していきたい。

○4月に学童保育所に入所しても、環境が悪く夏休み前には退所してしまう子どもも多い

と聞かすが、今後、学童保育をどのように整備していくのか。公設の学童保育所の設置や学校の空き教室の利用は市として考えているのか。

⇒議員 学童保育所は不足しているのが現状である。本市ではNPOや保護者団体による民設民営で、市は運営団体に補助金を支出する運営形式になっており、地域で差がある。学校の空き教室を利用している学童保育所はいくつかあるが、学校と学童保育所で担当部局が異なり、ハードルが高いようである。学童保育については、議会でも議論を続けていく。

○全国的に、PFAS汚染について取り上げられている中で、本市の矢合川については、未だに具体的な対応が進んでいない。市民の健康被害を防ぐためにも、検査や対策を早急に進めるべきではないか。

⇒議員

- ・市に対し、矢合川の上流に遡って汚染源を調査するよう積極的に働きかけているが、市からは、汚染の発生源を特定するのは難しいとの回答を得ている。この問題は世間でも大きく注目されているため、引き続き解決に向けた前向きな対応を市に求めていく。
- ・矢合川周辺の地域では産業廃棄物を巡る問題があり、住民運動が行われてきた歴史もある。こうした経緯を踏まえると、早急に安全性を確認することが非常に重要であり、行政が積極的に取り組むべき課題だと考えるため、問題解決に向けて前進させていきたい。

○市が「認知症フレンドリー宣言」をして数年が経ったが、市民への周知が十分ではないと感じている。認知症の方々が「自分は認知症です」と声を上げることができ、地域で支え合える環境にするためには、市民に広く周知する必要があるのではないか。11月16日に開催される「RUN伴」なども通じて、さらに市民に認知症についての理解のため啓発してはどうか。

⇒議員

- ・認知症カフェなどの活動も盛んであるが、認知症でない人は「自分には関係がない」と考え、参加しないケースが多い。市の取組に加え、地域全体で認知症の理解を深めていくことが、住みよい地域社会の実現に不可欠だと感じる。
- ・現状では予算不足と感ずるため、今後も議論を重ね、地域のニーズに応えるための具体的な施策を進めていきたい。

- ・認知症施策は当事者だけでなく、企業やさまざまな立場の市民がどう感じているかを共有することが重要である。多様な視点を取り入れ、皆で認知症に対する理解を深めていくため、今後もさらに地域と連携して進めていきたい。
- ・昨年、中央緑地に介護予防や認知症予防を目的とした「ステップ四日市」が設置された。また、各地区には、「サロン」などの地域活動が 600 か所以上も存在し、高齢者の健康維持や認知症予防の支援が行われている。高齢者が少しでも健康でいられるよう、地域全体で認知症予防の取組を推進していきたい。
- ・市民に対する情報提供が不十分だと感じる。広報広聴委員会において、市政の現状や各分野の進捗について、よりわかりやすく丁寧に説明することを提案していきたい。
- ・中央老人センターが閉鎖され、高齢者が集う場が失われたことで、認知症予防の機会が減ってしまった。最近の研究では、認知症は生活習慣を見直すことで予防が可能であることが明らかになっているため、認知症カフェなどで認知症予防の話ができれば、より効果的な取組につながるのではないかと考える。

【議会報告会】

○警察はより高い意識を持って、市民の安全を守ってほしい。

⇒議員 ご意見として承る。

【シティ・ミーティング】

《テーマ：四日市市政全般について》

○市役所の職員も放水訓練を受けるべきだ。

⇒議員 ご意見として承る。

○定額減税に伴う調整給付金について、確定申告の方法と併せて、市民に丁寧に周知すべきではないか。

⇒議員 ご意見として承り、市の担当部署に伝える。

○大規模な道路陥没事故が他市で発生したが、本市ではどのような対策を講じているのか。

⇒議員 本市の下水道管は、管径が小さく埋設深度も浅いため、大規模な事故は発生しにくい状況である。市ではAIやドローンなどの新技術を積極的に活用するほか、国の動向も注視しながら、下水道管の点検を実施していく。

○小中一貫校の導入を進める自治体もあるが、本市ではどうか。

⇒議員 現時点では議論されていない。

○一般質問で百条委員会の設置についての発言があったが、設置の予定はあるのか。また、請願が出されている、PFASの問題についてどのように考えているのか。

⇒議員

・百条委員会については、一般質問をした議員個人の考えであり、設置については現時点で議論されていない。

・PFASの問題について、既存の環境測定点に加え、給水栓や水源地での検査を実施し、

水道水に問題がないことを確認した。委員会としては、市から実施した調査結果の報告を受けた上で、あらためて、請願について議論する。

○副市長は市職員から選ぶのではなく、国などの外部の人材から選ぶべきではないか。

⇒議員 ご意見として承る。

○P F A Sの問題については、県に対応を求める要望書が市民団体から提出されたのは、市の対応が遅いからではないのか。市は早く詳細な水質検査をしてほしい。

⇒議員 市民団体が県にも要望を提出した背景は分からないが、市は市民団体の要望に沿う形で追加の水質調査を実施しており、この結果を待って委員会であらためて議論をする予定である。

○十分な防災用品の備蓄はあるのか。

⇒議員 市の地域防災計画によれば、すべての避難者の備蓄品を揃えることはできないので、自助の観点で市民に水や食料の備蓄をお願いしている。

○市内の風致地区で太陽光発電施設の建設が進められている。市と県は乱開発を防止するため、開発許可の基準を見直す必要があるのではないか。

⇒議員 市は新たな緑地率の基準を導入するなどしているが、法律上の問題がない開発行為への対応には限界があり、業者と住民の両者が納得できるような方法を検討をしていかなければならないと考える。

○川島駅北口の駐輪場は学生の利用が多いため、地元住民が自転車を置けない状況のため、改善してほしい。

⇒議員 鉄道事業者と市が協力して整備が進むとよいと考える。

○こども基本法が施行したが、自治体や企業における子どもの権利に対する意識は十分に浸透しておらず、子育て世代への配慮が不足していると感じるが、現状を認識して議論しているのか。

⇒議員

- ・市では子どもの意見を聞く場を設けたり、子どもの居場所づくりを地域の協力を得ながら進めようとしている。
- ・本市のこども計画が令和7年度末に完成する予定であり、確認してほしい。
- ・さまざまな研修を受けて勉強している議員もあり、見識を深めつつ、議論していきたい。

○四郷地区では、緊急時の給水場所までの移動が困難な住民が多いため、より利便性の高い場所に給水設備を設置してほしい。また、下水道が使用できない状況に備え、公園などの公共施設に汚水貯留槽を設置してはどうか。

⇒議員

- ・高齢者などが歩いて行くことが難しい給水場所もあるため、引き続き、担当部局と議論をしていきたい。
- ・大規模災害発生時には、行政の対応に限界があることを認識し、個人や地域レベルでの備えが重要である。
- ・災害時のトイレトラックの導入など、市もできる限り対策を進めている。

【議会報告会】

○資料に掲載されている議案の順番や、議会報告会に出席する議員はどのように決まっているのか。

⇒議員 議案は基本的に議案番号順で資料に掲載している。また、議会報告会の出席者は各常任委員会で話し合っていて決めている。

○新図書館に関する議論はなかったのか。

⇒議員 新図書館の整備に向けた調査費について、予算常任委員会の分科会と全体会で議論を行った。予算常任委員会では、調査費を減額する修正案が可決されたが、本会議では修正案が否決され、原案が賛成多数で可決された。

○交通不便地域への対策について、今後どのように検討されるのか。

⇒議員 河原田地区においてA Iを活用した実証実験を行う予定であり、その分析結果や今後の方針が令和8年度に示される予定である。

○公園の維持管理について、有償ボランティアの議論が行われているが、公園の維持管理以外のボランティアも有償化することはできないのか。

⇒議員 これまでボランティア活動は無償が前提とされてきたが、その在り方を見直す必要があると考える。持続可能なボランティア活動に向け、今後、さまざまな分野で議論を深めていくことが必要だと考える。

○P F A Sの問題があるが、四日市の水は安心して飲めるのか。また、災害時に給水所が不便な場所にある地域では、給水所に行けない市民もいるのではないか。

⇒議員

- ・上下水道局のP F A Sの検査・調査では、本市の給水地と水源地のいずれも国の暫定目標値より低い値となっており、市の水道水は安全である。
- ・大規模災害発生時は自助・共助・公助の仕組みを組み合わせることが重要だと考える。

○新図書館の関係予算の修正に賛成した人と反対した人のそれぞれの意見を聞きたい。

⇒議員 本会議の討論では、長年の検討を経てようやく実現の目途が立った図書館建設をこれ以上遅らせるべきではないとの意見や、建設予定地の選定が早すぎるので十分な検討がされていないのではないかなどの意見があった。議会だよりや市議会ホームページでは、各議員の賛否が公表されるほか、議会だよりでは、討論の概要も掲載されるので、手元に配付されたら確認してほしい。

### 【シティ・ミーティング】

#### 《テーマ：四日市市政全般について》

○市の職員は放水訓練を受けるべきだ。

⇒議員 消防活動に役割分担があるように、それぞれが自分の仕事を行うことが大切だと考える。

○商業施設の建設に際して、事前に地域に説明が行われないのは問題ではないか。市にも相談しているが、何か方法はないか。

⇒議員

- ・コンビニなどの小売店の建設は、周辺住民への説明義務が課せられていないが、周辺住民への影響を考えると、事業者から地元への情報提供や理解を求める努力が必要であり、議会としても担当所属に対して、いただいた意見を伝える。
- ・自治会にも相談して地域で対応すべきだと考える。

○八郷地区には工業用水の水道管について、市も管理、監督すべきだ。

○敬老の日に市から支給される敬老金を増額してほしい。

○他市の事例を参考に、企業内保育の導入や公共施設の活用などの取り組むべきだ。

⇒※質問者より「返答不要」とのことだったので答弁なし

○議会ハラスメント条例を根拠に市長がアンケートを行った件について、百条委員会を設置してはどうか。

⇒議員 ご意見として承る。

○四日市市は公害の歴史を持つのに、P F A Sによる汚染水問題に関する調査の必要性が市議会で否決されたことは非常に残念であり、理解できない。他の自治体が調査を実施しなくても、四日市市は率先して調査に取り組むべきだ。

⇒議員

- ・令和6年2月定例会議会でP F A Sに関する請願は、住民の血液検査が請願内容に入っていたなどの理由で、採決の結果、否決となった。今回の請願については、今後、市が実施した調査結果を基に議論を行う予定である。
- ・公害の歴史を持つ自治体として、市民の健康と安全のため積極的な調査が必要だと考える。

○桜地区の課題について、優先順位を考えて一般質問で取り上げてほしい。

⇒議員 ご意見として承る。

## 8. ワイ!ワイ!GIKAI の概要

# シティ・ミーティング(ワイ！ワイ！GIKAI)で出された主な意見

【教育民生常任委員会】

日時:令和6年11月25日(月)

場所:中部中学校

中学生	委員
<b>グループA:施設について(公共)</b>	
<p>○ボウリングやスポーツ、ゲームなどができる施設が近くに欲しい 市内にはカラオケくらいしか遊ぶ場所がなく、若い人は四日市に遊びに来ない。遊ぶときは名古屋や近くの大型のショッピング施設、川越町にあるアミューズメント施設へ行っている。</p> <p>○若者が興味を持てる施設が欲しい 若者が興味を持てるような有名なキャラクターショップなどを四日市に誘致したい。これによりバスや交通機関の利用が増える。こうしたショップは名古屋市や鈴鹿市の商業施設の中にあるが、市内にはない。</p> <p>○中高生用に勉強できるスペースが欲しい 図書館や塾の自習室では、友達と話しながら勉強できるスペースがない。施設の管理は中高生が責任を持って片付けなどをすればよい。会員制にして時間制限を設けること、登録時に料金を支払ってもらうことなど工夫すれば実現できるのではないかと。 普段の勉強は自宅や図書館でしているが、図書館は午後5時で閉まるので、学校や部活動の後に使えない。静かに勉強したい人、みんなと話して勉強したい人というニーズに合わせて使えるような施設づくりをしてほしい。</p>	
<p>○工学系に特化した大学を作してほしい 調べたところ、バスタ事業は75億円を使うことがわかった。やるからには経済効果などをしっかり見込むべきである。商業施設を作ることによる経済効果は16%、大学による効果は15%と分かった。 商業施設を誘致しても、鈴鹿市、名古屋市などの大きな施設には勝てないことから、思い切って大学を誘致することを提案したい。本市は石油化学系の工場が多いという特徴があり、工学系に特化した大学を誘致することでそのまま市内で就職でき、人口の流入を促すことができる。</p> <p>○近くにこども食堂が欲しい</p> <p>○JR四日市駅周辺も発展させてほしい</p> <p>○市民公園付近の治安を良くしてほしい 夜は特に騒音がひどく、バイクなどで大きな音を出して走行する人を何とかしてほしい。塾へ行くときなど、街中を歩くのは怖い。</p>	<p>→75億円は国の事業の予算で、四日市市も中央通りの整備に約126億円使っている。物価高騰で今後その予算も膨らむ可能性がある。納めてもらった税金をしっかりと効果のあるものに使うようにしていくのが四日市市の行政の仕事であり、その予算を最終的に判断するのが我々議会の仕事。中心市街地の整備のために使う予算も市内全域を見ると中心地から離れている人との公平性はどうか、様々な観点からどこにどのくらいのお金を使うべきなのか考えてみてほしい。</p>
<b>グループA:公共交通について</b>	
<p>○道路の整備をもっとしてほしい 道路の凹凸により、自転車のかごに入れた荷物が落ちてしまい危険である。ひもで荷物を固定するが、ひもが短時間で伸びてしまう。また、車線が消えかかっている、自転車で走っていると車線のすぐ近くを車が通り危険である。 自転車専用道が整備されているのに、バイクや自転車が歩道を走っていることがある。整備した道を適切に利用するように市民に知らせてほしい。</p>	<p>→道路の凹凸により事故が起こった場合は、道路を管理する市の責任であるため、危険な箇所などがあれば知らせてほしい。</p> <p>→確かに、環境だけ整備しても自転車やバイクなどに乗る人の認識はまだまだ浅いところがある。いろいろな機会でも市民に知らせていくことは大切なことだと思う。</p>
<p>○中学生でも使える公共交通機関を増やしてほしい 例えば、中学生が使える100円タクシーを導入してほしい。タクシーを経験として使ってみたい。100円にすることで必要になる費用は教科書を電子化してタブレット配信にすることで財源に充てられるのではないかと。 ベトナムだとGrabというタクシーのような交通機関があり、荷物のデリバリーも兼ねたサービスで、小中学生でも簡単に呼ぶことができる。</p>	
<p>○歩行者用信号に変わるまでの残り時間を示してほしい。 バスタ整備に合わせて整備してほしい。</p>	
<b>グループB:施設(教育)について</b>	
<p>○空き教室を自習室として使わせてほしい 使っていない空き教室が多い。集中して勉強ができる環境が無い。これにより成績が下がったりしてしまう。それに対する改善案として、放課後等に使っていない空き教室を自習室として開放することで、意欲が上がる、成績が上がることに加え、場所を友好的に使うことが出来る。 現状は、一日中空いている空き教室もあるが、放課後になればほとんどの教室が空き教室になる。図書室は月に1回開放日がある。以前は先生にお願いして、テスト前の期間だけ、先生の付き添いのもと放課後の教室を使わせてもらったことがある。</p>	<p>→橋北中学校からも同様の意見があった。中学生の皆さんもどんどん声を上げることでこうしたことが実現につながるため、これからもどんどん意見を届けてほしい。 →何かあった時のための管理者が必要になるという課題があるのかもしれない。ルールを確認して、その課題をクリアできるように委員会でも確認したい。皆さんもなぜできないのか確認していくと次に進めると考える。</p>
<p>○エアコンを全教室に設置してほしい 特別教室と部室にエアコンがついていないので、扇風機やストーブを使っているが、扇風機は限られた場所にしか風がいかず、授業に集中できないことや、熱中症や風邪の不安があることがデメリットである。エアコンが難しくても扇風機、ストーブを性能のいいものにすることや、冬場に重ね着をしてい服の範囲を広げるなど対応してほしい。 ウィンドブレーカーは登下校時のみ着用、ブレザーの中にニットなどを着用することはできる校則になっている。</p>	<p>→令和8年度に特別教室にもエアコンを設置する予定になっている。ほかにも体育館など、皆さんが卒業する時には間に合わないが、将来の後輩たちのために順番に取り付けていっている。 →エアコンを設置するにしても費用が掛かるため、費用対効果を考えながら検討することになる。ただし、最近の暑さは以前の夏とは違うため、設置する必要はあると考える。</p>
<p>○登下校時、誰でも自転車通学にしてほしい 現在は学校から2km以上離れた人のみが自転車通学できる。2km近く離れている人でも距離が足りないと歩いて通学している。朝に十分な時間が取れないこと、夏に熱中症になる危険があること、テスト期間、夏休み前など、荷物が多いときは肩に大きな負担がかかる。</p>	<p>→2kmの根拠を確認すると思う。また、駐輪スペースがあるかなど、実際にできるのかどうか確認をしてみしてほしい。 →荷物の多さによって負担がかかっていることについては先生に相談してみしてほしい。</p>

中学生	委員
<b>グループB：駅周辺について</b>	
<p>○商店街の発展について            昼夜問わず暗く、居酒屋が多い。小中学生向けのお店が無い。さびれた建物が多く暗い印象を持ちやすい。自転車が走っていて危ない。子供向けのお店が無いから子供が近づかず、大人向けのお店ばかりになってしまうという悪循環になっている。電灯を増やして明るく見えるようにすること、アーケードを改修すること、子供向けのお店を増やすことで子供も行きやすい商店街にしてほしい。</p>	<p>→中央通りの再編で工事をしているが、新しくなるタイミングで皆さんの声が大切になるので、どんどん声を上げてほしい。            →市役所だけで出来る話ではないので、こうした声を市役所を通じて商店街の組合の人に伝わるようにしたい。</p>
<p>○商店街の中にも自転車置き場が欲しい            商店街の周辺に自転車を止めると撤去されてしまうため、トナリエ四日市に止めないといけない。一部自転車が止められるところはあるが、暗くてあまり使いたいと思えない。大きくなくてもいろいろな場所に小さな駐輪場をたくさん設けて、気軽に自転車を止められるとよいと思う。</p>	<p>→車で生活している人は、基本的に自転車のことが後回しになってしまうが、若者が商店街に来てほしいなら、その環境は整える必要がある。</p>
<p>○駅周辺に人々が気軽に待ち合わせできるスポットが欲しい            駅周辺は入り組んでいて、地理に詳しくない人もいることから、目印になるような待ち合わせスポットになるようなところがあると良い。公園ほど広くなくても、目印になるようなスポットがあると駅周辺で集合しやすくなり、まちの活性化につながると思う。</p>	<p>→良い意見として市にしっかり届けたい。</p>

中学生	委員
<b>グループC:施設(公共)について</b>	
<p>○公共施設のトイレを改装してきれいに保ってほしい ごみが落ちていたり、便器が汚れていたりすると、使いたくなくなってしまっている。特に、公園の外にあるトイレや、商業施設、駅などのトイレをきれいにしてほしい。</p>	<p>→清掃してきれいに保つこと、改修することにも費用が掛かる。きれいに使おうという皆さんの意識も大切。 →市でも業者に委託をして公衆トイレを清潔に保とうという取り組みをしているということも理解してほしい。</p>
<p>○遊べる場所を増やしてほしい 今遊んでいる場所は、トナリエ四日市、近鉄四日市、諏訪公園、鶴の森公園くらいしかない。屋内のゲームセンター、映画館があるのは良いことなのでそのままにしてほしい。公園は広いが遊具が少ない。砂利の公園は全力で走れない。運動不足解消のために、バスケットボールコート等運動できる場所を整備してほしい。屋内にはボウリング場やショッピングができる場所が欲しい。トナリエ四日市の空きスペースをもっと活用してほしい。</p>	
<p>○JR四日市駅周辺にショッピングモールのような複合施設が欲しい JR四日市駅周辺にはお店が少なく、滞在することができない。近鉄四日市駅周辺は、複合施設がありいつも多くのお客さんでにぎわっている。飲食店や、子どもの遊び場があると来てくれる人数が増える。</p>	<p>→大学の設置の話がある。どれだけお店が張り付くのか、商売が成り立つのかという視点も重要。 →行政と民間でそれぞれできることが異なる。例えば、道路や水道などの環境を整えるのが行政の仕事で、民間の役割としてその中で複合施設や店舗を出すことで町がにぎわうことに繋がるというような違いがある。</p>
<b>グループC:商店街について</b>	
<p>○商店街の空き店舗に新しいお店を増やし、子どもでも入りやすい店がほしい 子供でも楽しめる商店街にしてほしい。</p>	<p>→行政でもできることとできないことがある。市議会から言える範囲で商店街をこうすべきということは言っていきたいが、すぐには希望の場所に何かを造るというのは難しい。</p>
<p>○商店街でスタンプラリー、ごみ拾いなどのイベントを開催し、ポイントを集めて特典がもらえるような催しができないか 今の商店街は人が少なく、子供や若者が来ないため活気がないことからイベントを実施すべきと考える。  →嬉しいところもあるけど、治安が悪くなるかなと思う。最初のほうは楽しいが、最後のほうは、治安が悪くなったり、良くない方向になっていくのではないかなと思う。</p>	<p>→商店街で年に1回とかの単発的なイベントをしているのは知っていると思う。 例えば、夏休み期間中に、毎週週末はイベントをやります。そうすると嬉しいと捉えるか、風紀が乱れると捉えるか、両面から考えてみてほしい。  →過去の経緯も確認して、マイナス側面も含めて総合的に考えて、経営がやっつけられるかという視点も重要だと思う。 →現在、中心市街地の再開発を行っており、活気が戻ることが期待される。</p>
<p>○道路に街灯を増やしてほしい 塾に通っており、夜遅くまで塾で勉強している。近鉄四日市駅周辺から離れると街灯が少なくなり、暗くて危険なため街灯を付けてほしい。例えば、三滝川沿いに該当を付けることで、ランニング、サイクリング、犬の散歩などで人通りが多くなっていいのではないかと考える。</p>	<p>→いい意見だと思う。その道を人がどのくらい使うのか、バランスを考えて、ここに街灯を設置してほしいというような意見を言えると思う。 →自分の近所は意外と街灯があるが、移動する途中は街灯が無いということがある。街灯については住んでいる自治会などから要望がある。</p>
<p>○商店街のアーケードを修理、補強してほしい。 雨漏りをしている箇所があり、商店街では傘を差さずに歩いていると濡れてしまうことがある。災害時にアーケードの破片などでけがをしないようにしなければならない。</p>	<p>→アーケードについては市役所から補助はするが、アーケードの管理は商店街の皆さんが中心になってやっている。市役所としてどこまでやるのかバランスを考えてやっていかなければならない。</p>

## 9. 高校生議会意見書

発議第1号

協議テーマに係る意見書の提出について（教育委員会）

意見書を次のとおり提出するものとする。

令和7年1月25日提出

教育委員会

委員長 山中 樹

小川 珠 妃

小林 由 花

中久木 美月

平山 乃 愛

藤本 菜 月

森 麗 菜

吉岡 真 誉 志

## 意見書（教育委員会）

当委員会の所管事項に関し、高校生の視点から、以下の項目について提案するものです。

### 記

1. 学校以外の場所で、だれでも相談できる窓口を作る。  
メールや電話に加えて、公共施設内に対面相談できる場所を作る。  
なお、相談支援員の属性を多様にし、相談者が選択できるよう努めること。
2. 無料もしくは、安価に利用できる自習スペースを公設もしくは民間への補助を行う等により確保すること。
3. 民間フリースクールに対する支援を行うとともに、登校サポートセンターや通級指導教室の周知に努めること。
4. 学習支援の制度を高校生まで拡充し、通いたい学習塾の授業料や交通費に充当できるよう新たな施策の創設に努めること。
5. 国際交流の経験者による発表の場や経験者に相談できる場所を設置すること。

以上、意見書を提出します。

令和7年1月25日

四日市市議会高校生議会

四日市市議会宛

発議第2号

協議テーマに係る意見書の提出について（人権委員会）

意見書を次のとおり提出するものとする。

令和7年1月25日提出

人権委員会

委員長 高瀬 咲 妃

遠藤 凛

梶山 知 瑛

黒田 実 緒

佐藤 千 夏

新開 巧 人

高木 莉 子

田中 琳 子

## 意見書（人権委員会）

当委員会の所管事項に関し、高校生の視点から、以下の項目について提案するものです。

### 記

#### ○学校におけるLGBTQの理解について

1. 男女の区別なく、着ることができる多様なデザインの制服を作っていくこと。
2. LGBTQに対する定期的な学びの場を設けみんなの理解を深めていくこと。
3. みんなのトイレなど誰でも使用できるスペース整備を進めていくこと。

#### ○ネットリテラシーについて

4. 小学生のころから学校で保護者と共に誹謗中傷をしないために理解を深める学びをすること。
5. 幼い子供の教育のために保護者がネットリテラシーを理解すること。

#### ○外国人差別をなくすことについて

6. 文化を知って偏見をなくすために交流の場を設けること。

以上、意見書を提出します。

令和7年1月25日

四日市市議会高校生議会

四日市市議会宛

発議第3号

協議テーマに係る意見書の提出について（若者の社会参画委員会）

意見書を次のとおり提出するものとする。

令和7年1月25日提出

若者の社会参画委員会

委員長 太田 快 征

泉 理 世

宇佐美真依

勝 花 銀 汰

川 井 琴 音

長 井 僚 汰

野 口 颯 太

平 野 優 音

ベップルカス

## 意見書（若者の社会参画委員会）

当委員会の所管事項に関し、高校生の視点から、以下の項目について提案するものです。

### 記

1. 事前に政治について学習できる機会を設ける
  - ①成人になった時、困らないように学校において市内全ての学校で課外授業を行う。
  - ②議員による出前授業や政治に対する具体的なイメージを持ってもらうための模擬投票を行う。
  - ③特別な投票方法について、郵便投票や不在者投票、期日前投票などについて学べる機会を設ける。
  - ④街中で年齢に関係なく、参加できるイベントを設け、若者言葉やインパクトのある言葉や書いてあるティッシュなど、興味を持ってもらいやすいノベルティの配付をする。
2. SNSを活用し、政治が身近にあることを感じてもらう。
  - ①選挙に関する言葉や普段使い出来るような言葉を盛り込んだ議長の猫耳ラインスタンプの作成。
  - ②運営しているSNSを知ってもらうための、広告をSNSに出す。
  - ③政治を身近に感じてもらうためキャッチーな投稿を行う。
3. 高校生がさらに社会とかかわれるように気軽に集まりやすい場所をつくる。
  - ①駅の近くにセルフカフェなどの市営の施設を充実させる。
  - ②駅前だけでなく、市内の色々なところにも同様の施設をつくる。
  - ③混雑状況の確認や予約など、ネットで手軽にできるシステムを導入したスポーツが手軽にできるような校則に違反しない屋内の施設や公園をつくる。
  - ④保護猫カフェなどのほっこりできる施設をつくる。
  - ⑤月替わりの映えスポットをつくる。

以上、意見書を提出します。

令和7年1月25日

四日市市議会高校生議会

四日市市議会宛